

京都市文化財保護課 研究紀要

第 2 号

目 次

建造物

大野松之助の銭湯建築 一船岡温泉，藤ノ森湯，紫野温泉一	石川 祐一	1
-----------------------------	-------	---

美術工芸品

「絹本著色足利義輝像」（真正極楽寺蔵）の修理について	安井 雅恵	15
「十念寺縁起」（十念寺蔵）翻刻	安井 雅恵	31
	野地 秀俊	
木造深山正虎坐像 一車僧の伝承と清水隆慶研究の現状一	山下 絵美	41

民俗文化財

桃山天満宮の奉納大工道具	福持 昌之	61
--------------	-------	----

史跡

史跡妙光寺境内調査報告	馬瀬 智光	85
-------------	-------	----

名勝

名勝円山公園の開設から継承の歴史	今江 秀史	117
文化財に指定等された庭の修理に伴う加茂七石の補填の検討	今江 秀史	151

埋蔵文化財

近畿における木製品の用材選択	黒須亜希子	175
愛宕神社境内採集の「桃山茶陶」について	西森 正晃	199
鳴滝藤ノ木古墳調査報告	熊井 亮介	221
一字一石大乘妙典塔調査報告	新田 和央	225

2019年3月
京 都 市

大野松之助の銭湯建築 —船岡温泉，藤ノ森湯，紫野温泉—

石川 祐一

1. 創業者・大野松之助

船岡温泉の創業者・大野松之助（1873～1955）は，旧上賀茂村の出身で，庭石商を営んでいたとされる（図1）¹⁾。庭石商時の動向は不詳だが，大正4年（1915）の大正御大典博覧会に庭石を出品した際的主催者からの感謝状が残っている。聞取りによれば，第一次大戦後の不況を契機に，旅館・浴場といったサービス業への変換を図ったとされる。

大正5年，娘・定の名義で，現北区紫野東藤ノ森町（藤ノ森湯所在地）の敷地を購入し，同地域への進出の足掛りとした。聞取りを加味すると，藤ノ森湯の建築（昭和5年）までの間，同敷地は庭石置場などに

利用したものと考えられる。

大正10年，現北区紫野南舟岡町の敷地を購入し，大正12年頃に旅館「船岡楼」とその附属浴場である「船岡温泉」を建築した（開業年代は不明）。船岡楼は，料理旅館の業態であったと伝わる。同敷地内の理髪店も同時期の開業と考えられる。

昭和3～4年頃に，南舟岡町に「紫野温泉」を開業している。また，昭和5年には，紫野東藤ノ森町に「藤ノ森湯」を開業する。この3浴場の他，借家経営を行なっていたことが確認される。

2. 船岡温泉（旧船岡楼施設） （写真1）

（1）旧船岡楼・船岡温泉の建物

現船岡温泉には，

- ① 船岡温泉脱衣場（木造2階建，栈瓦葺）
- ② 船岡温泉浴室（鉄筋コンクリート造平屋建）
- ③ 旧船岡楼（木造2階建，栈瓦葺）
- ④ 旧理髪店（木造2階建，栈瓦葺）
- ⑤ 旧調理場（木造2階建，栈瓦葺）

の建物が現存している。当初，船岡温泉は旅館・船岡楼の浴場施設として建てられたものであった。通りに面した石積には，庭



図1 大野松之助肖像画

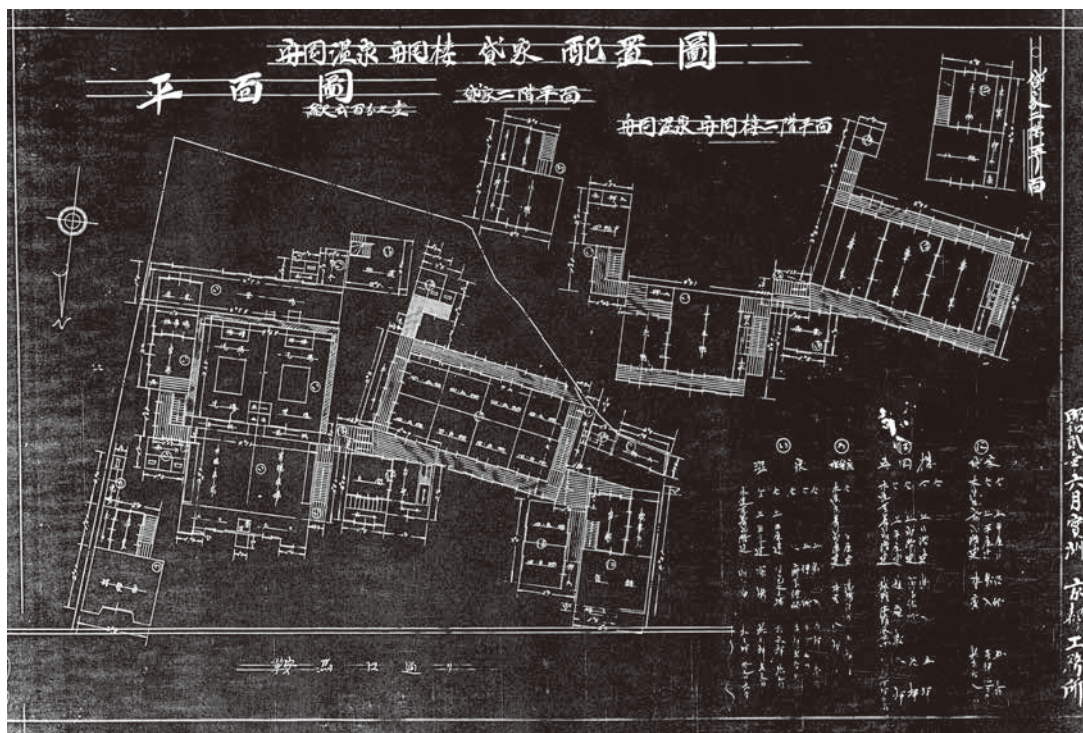


図2 「船岡温泉 船岡楼 貸家平面配置図」(昭和2年)

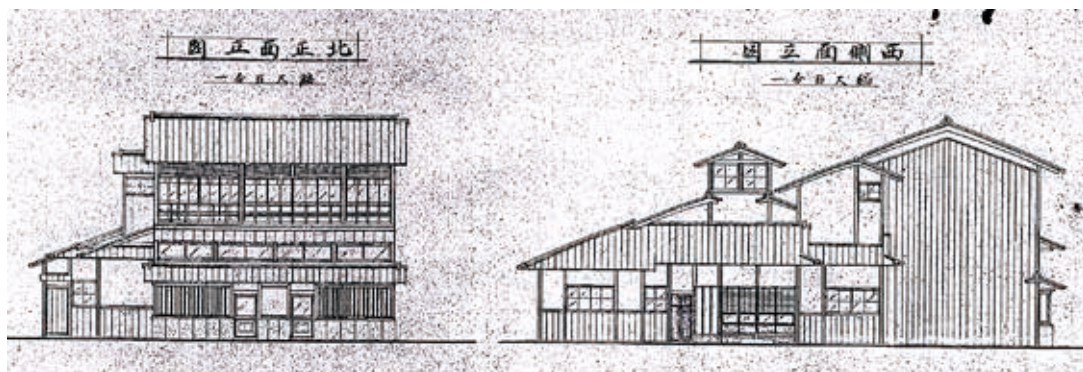


図3 「船岡温泉場 建築設計図」(部分／青焼図面を反転)



写真1 船岡温泉全景

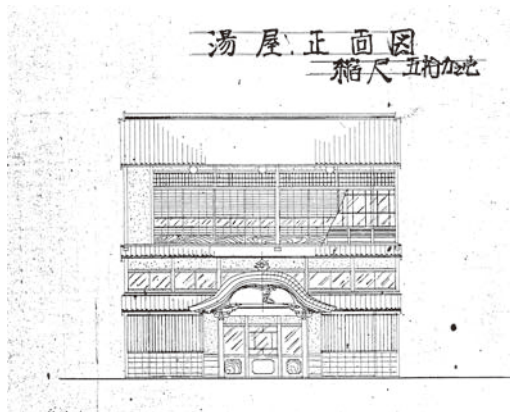


図4 「湯屋正面図」(昭和3年)(青焼図面を反転)

石商を営んでいた際に扱っていた貴船石を使用している。

船岡温泉脱衣場には、御幣が残り、大正12年（1923）に上棟したと確認される。大正13年頃には船岡楼の主棟部分の北西に木造平屋の客室棟が増築された²⁾。また同様の時期に、旧船岡楼の西側に旧調理場が建築されている。

昭和2年に京都工務所により実測・作成された船岡楼の平面図（図2）³⁾には、船岡温泉，旧船岡楼（北西棟は平屋建），旧理髪店，旧貸家が記載され，この時までには一群の建物が完成していることが分かる。

昭和7年には，船岡温泉浴室部分が鉄筋コンクリート造で改築されている⁴⁾。同時期に「電気風呂」を設け，入浴のみの利用が可能な浴場施設に転換し，「特殊船岡湯泉」を名乗った。

また，昭和10年頃には船岡楼の平屋建の北西棟が木造2階建て（現旧船岡楼北西棟）に改築されたと考えられる⁵⁾。次に各建物について記述する。

① 船岡温泉脱衣場（写真2～6）

設計時の図面（図3）⁶⁾により，木造2階建の脱衣場と，煉瓦壁を用いた木造平屋建の浴室，釜場が建築されたことが分かる（浴室，釜場は昭和7年に改築）。

同図面には河原林千之助の署名があるが，京都工務所との関係は不明である。前述した御幣より，施主・大野松之助，大工・佐々木長次郎により，大正12年（1923）2月20日に上棟したことが判明している。

同図面の外観と異なり，現在の脱衣場の



写真2 船岡温泉脱衣場外観



写真3 同内観

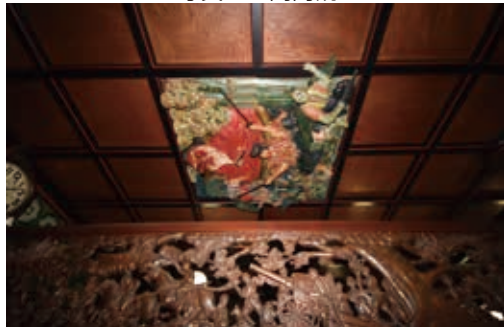


写真4 脱衣場天井の木彫



写真5 脱衣場松図欄間



写真6 脱衣場「肉弾三勇士」欄間

入口には唐破風が設けられている。昭和3年（1928）時の増築の申請書類（図4）⁷⁾から、唐破風はこの時期に設けられたものと確認される。

当初図面では、内部は表側に入口土間、番台を配する。奥が男女脱衣場となり、両脱衣場間に仕切り壁を設ける。番台部分は平成10年に改修されているが、男女両脱衣場部分は当初の平面をとどめている。

天井は格天井とし、中央部分に鞍馬天狗をモチーフとした木製彫刻が設けられている。これは鞍馬口通りにちなみ、鞍馬山の天狗を採用したものと伝わっている。

脱衣室の四周と男女脱衣室の仕切壁には木彫を施した欄間が嵌められている。東側面は葵祭、賀茂競馬、西側面は今宮祭をモチーフにしていると伝わる。南側面には鶴・亀・松等、北側面には鳳凰と近江八景を連想させる城郭や松林などの風景が彫られる。

一方、男女脱衣室間の仕切壁上部には、筒状の爆弾を抱えた3人の兵士など、「肉弾三勇士」をテーマとした彫刻欄間が嵌められている。肉弾三勇士は、昭和7年（1932）の上海事変における兵士の自爆事件を題材としたもので、同年以後に設置されたものである。間取りによれば、松之助の子息・伍一郎が出征時に上海で負傷したことが、「肉弾三勇士」を彫刻の題材とする契機となったとされる。

脱衣場内部には、「マジョリカタイル」と称される装飾タイル（以下、マジョリカタイルと呼称する）が貼られているが、これについても浴室改築時に年代が下がる可能性が高いと考えられる。

平成10年に1階部分のファサード壁面を外側に約1 m移設する改修がなされたが、唐破風部分や柱材が移設され、基本的な外観はとどめられた。



写真7 船岡温泉浴室外観



写真9 渡り廊下部分内観



写真8 渡り廊下部分外観

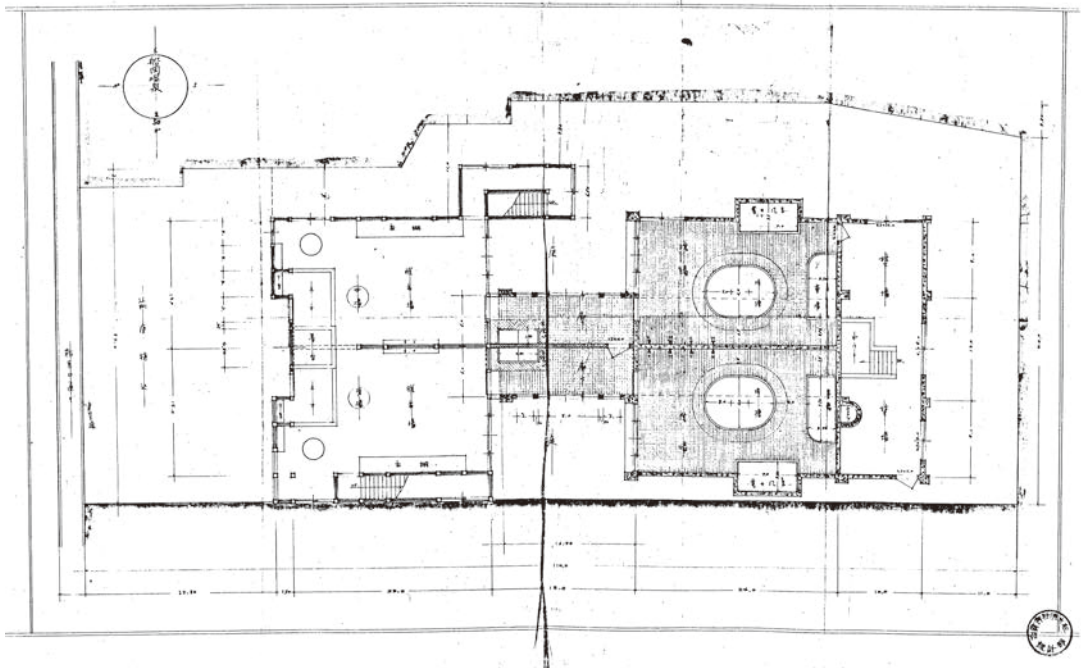


図5 船岡温泉浴室設計時平面図（昭和7年）

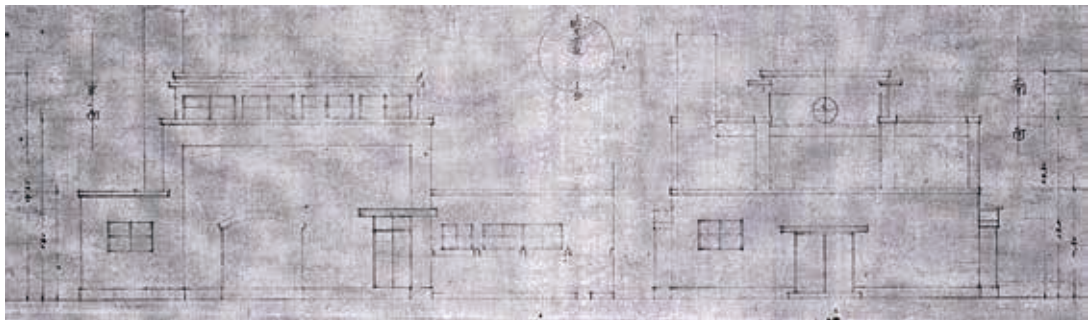


図6 浴室設計時立面図（昭和7年）（青焼図面を反転）

② 船岡温泉浴室（鉄筋コンクリート造平屋建）（写真7～9）

大正12年上棟の木造・煉瓦造の浴室・釜場部分を，昭和7年に改築したものである。構造は鉄筋コンクリート造平屋建で，建築申請書類（図5・6）^{8）}から設計・施工は清水組京都支店と確認される。

浴室と浴室・脱衣場間を結ぶ渡廊下部分からなる。渡廊下部分の外観には石造の橋の親柱，欄干が用いられている。間取りによれば，この親柱，欄干は千本鞍馬口交差点付近にあった菊水橋の部材を移築したも

のとされ，橋名が刻まれている。渡廊下部分の内部は，壁面にマジョリカタイルが貼られ，洗面台が設けられている。

浴室は中央部分を一段上げ，明かりをとる。正面となる北側と，背面の南側には丸窓を設ける。当初は，浴場の壁面にも装飾タイルが用いられていたが，後の改修により現存していない。西側に浴室が拡張されたが，全体の構成が残り，昭和初期の鉄筋コンクリート造の浴室として貴重な遺構となっている。



写真10 旧船岡楼外観



写真11 主棟部分 2階室内観



写真12 主棟部分 2階室内観



写真13 旧理髪店外観

③ 旧船岡楼（写真10～12）

旧船岡楼は、玄関部分、主棟部分、北西棟部分からなる。前述のように、玄関棟・主棟は船岡温泉と同時期の建築と考えられる。北西棟部分は、昭和10年頃に改築された建物が現存する。

主棟部分は、1階に4畳半の和室を8室設け、それぞれ簡易な釣床が付く。2階は12畳の和室を3室配し、西側の室には大床を設ける。

北西棟部分は1，2階とも、10畳の座敷と6畳の次の間からなる。

旅館としては、主棟1階の小室を通常の休憩・宿泊室、北西棟1．2階室をより格の高い休憩・宿泊室として用いたものと推察される。また、主棟2階は3室を開け放し、宴会等のために大広間として利用したと伝わる。玄関棟は玄関室となっているが、当初は同室の西寄り部分が台所となっていた。



写真14 藤ノ森湯外観



写真16 1階旧脱衣場内観



写真15 全景



写真17 旧浴室内観

④ 旧理髪店（写真13）

旧理髪店は、木造2階建、棧瓦葺で、平入屋根のファサードをモルタルで仕上げた「看板建築」である。

1階は表側が店舗、店舗の奥には通り土間と和室を設ける。店舗内部の腰部分にはマジョリカタイルが貼られている。2階は3室の和室が設けられている。

建築年代は船岡温泉（脱衣場）とほぼ同時期と考えられる。ただし、マジョリカタイルの使用から、昭和初期に改修された可能性も推察される。理髪店の廃業後、空き家となっていたが、現在は店舗として活用されている。

⑤ 旧調理場

昭和2年作成の実測図面⁹⁾に記載されている。鞍馬口通に接道し、同図面では1階

表側が店舗、奥が台所・炊事場と記されている。2階には和室2室が配される。同建物は船岡楼の調理場空間として用いられていたが、現在は倉庫として利用されている。

3. 藤ノ森湯（写真14～17）

建物は、脱衣場棟、浴場・釜場棟、店舗棟とからなる。御幣から、建築年代は御幣より昭和5年（1930）11月の上棟、施工は山本辰吉（大工）、仙石要次郎（手伝）、吉田英輔（煉瓦）によるものと判明する。また、昭和5年の建築申請書類（図7・8）¹⁰⁾から、京都工務所の設計と確認できる。施工は施主の直営工事によるものと記載され、工事は前述の大工等が受注したものと考えられる。一体の工事として東側に隣接

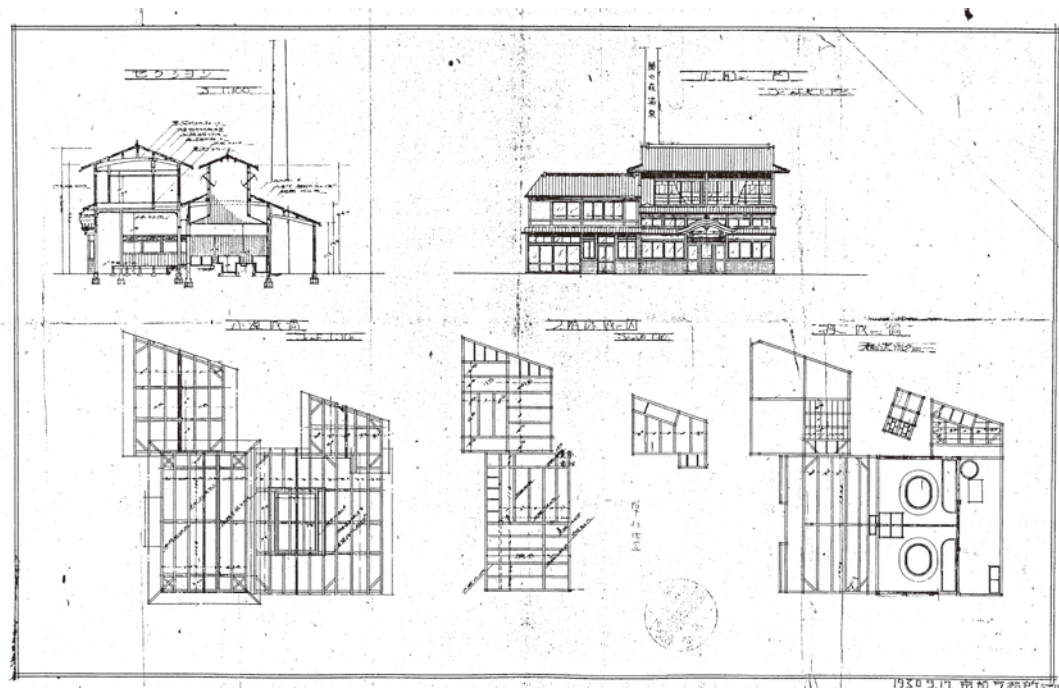


図7 藤ノ森湯設計時図面（昭和5年）（青焼図面を反転）

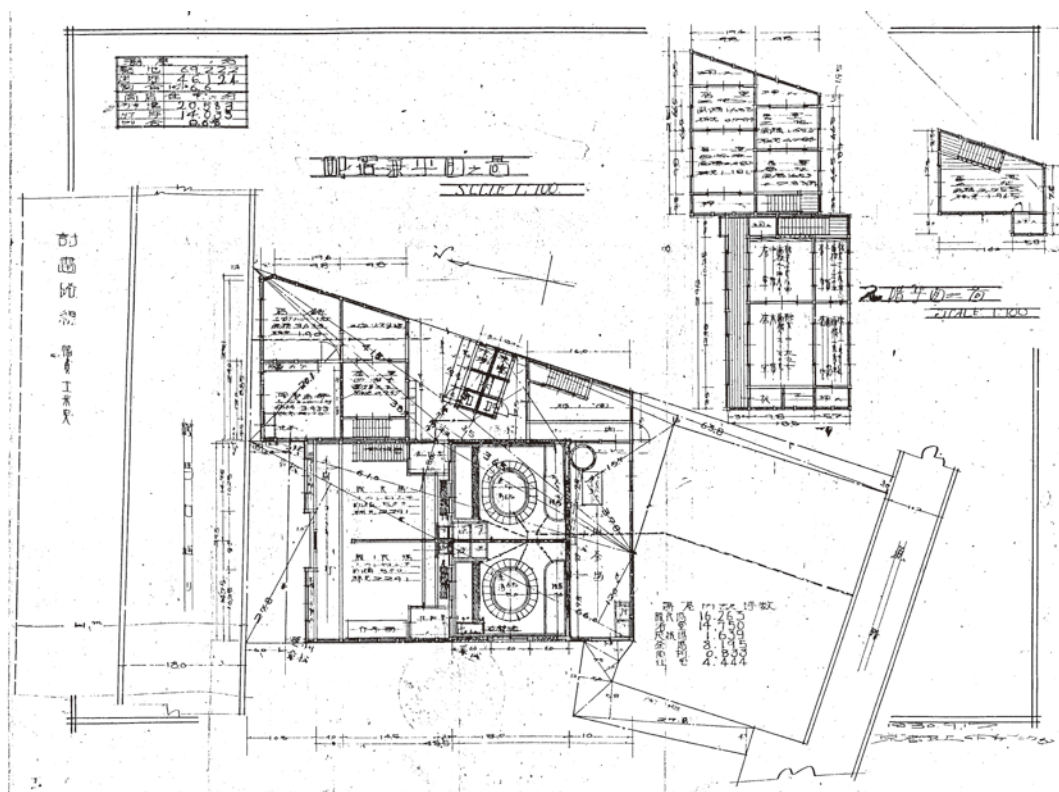


図8 藤ノ森湯設計時図面（昭和5年）（青焼図面を反転）

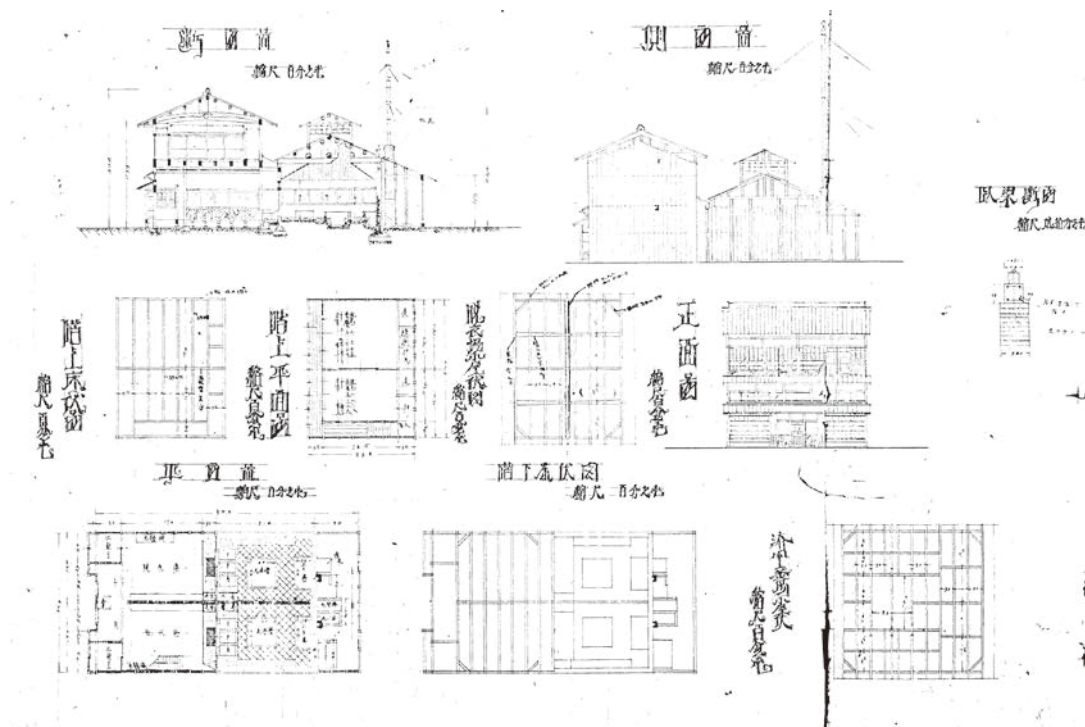


図9 藤ノ森湯設計時図面（昭和4年）（青焼図面を反転）

する店舗棟も建築されている。申請用図面では店舗棟には理髪店が入居したことが分かる。

脱衣場棟は木造2階建、桟瓦葺で、鞍馬口通に平入に建つ。唐破風を設け、ガラス窓下部の腰壁にマジョリカタイルを貼った外観である。

前記申請書類とは別に、昭和4年9月付の建築申請書類¹¹⁾が残る。この際の計画では外観には唐破風は設けず、出格子を備えた外観となっており、タイル貼りも見られない(図9)。この申請書類は翌5年9月22日付で京都府認可を受けた後、急遽外観意匠の変更がなされたと考えられる。最終的には約1ヶ月後に現行の外観案で認可を受けて、施工されたと判断される。

脱衣場内部は、1階を番台、男女脱衣場とし、格天井としている。浴室との境の壁

面にはマジョリカタイルが貼られる。脱衣場の東端部分に階段が設けられ、2階には和室4室が設けられている。

浴室は平屋建で、浴室左右と釜場境の壁に、煉瓦壁を用いた木造である。浴室中央の屋根は一段上げ、明り取りとする。内部は、中央に男女浴室境の仕切壁があり、この壁面及び四周の壁面をマジョリカタイル貼りとするのが特徴である。浴場・釜場棟の東側に附属棟が接続し、1階に板間1室、2階に和室4室を設ける。

平成11年に銭湯は廃業し、レストラン等の店舗として活用している。店舗利用に際して、浴室仕切壁の一部の取り壊し、脱衣場2階室の天井の取り外しなどの改造がなされたが、部材は保存されている。また、浴室床面・浴槽部分の上に床板を貼っており、可逆的な改変となっている。

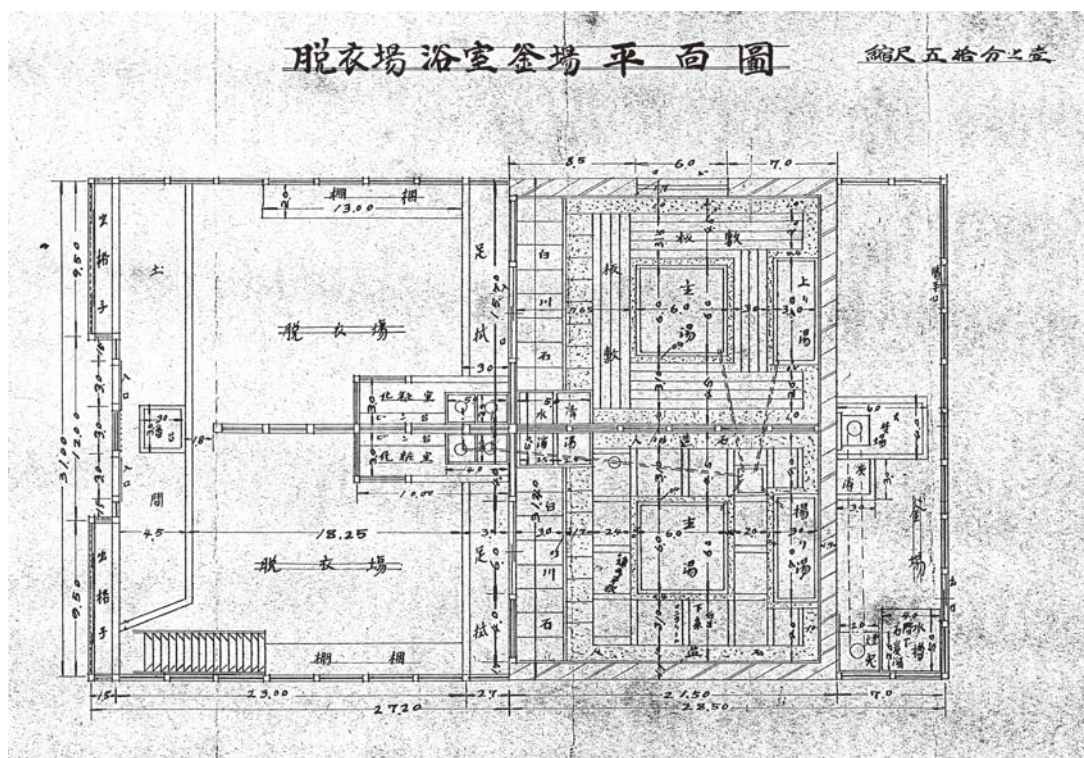


図10 紫野温泉設計時平面図（青焼図面を反転）

4. 紫野温泉

大野松之助の経営により、船岡温泉の西寄り、鞍馬口通り北面に営業していた銭湯である。大正10年に娘・定の名義で敷地を購入している。建築年代に関する資料は残っていないが、昭和2年2月作成の土地測量図が残る¹²⁾。聞取りによれば藤ノ森湯よりも開業時期が若干早いとされ、昭和3～4年頃に開業されたものと推測される。

設計時資料と考えられる図面¹³⁾によれば、木造2階建の脱衣場部分と、煉瓦壁を用いる浴室部分からなり、内部の構成も藤ノ森湯とほぼ同様である（図10）。

聞取りでは、藤ノ森湯と同様に、唐破風を設け、腰にマジョリカタイルを用いた外観であったと伝わる。昭和42～43年頃に廃業し、建物も現存していない。

5. 船岡温泉と藤ノ森湯の意匠について

●外観意匠

船岡温泉、藤ノ森はともに唐破風を備えた外観である。船岡温泉の唐破風は、昭和3年に増築されたことが確認される。また、藤ノ森湯では昭和4年の設計時には唐破風がなく、昭和5年の設計変更により、最終的に採用されている。

唐破風を設ける銭湯建築の外観は、一般には、大正末期から昭和初期に普及したものとされている。京都市内には昭和初期に遡る銭湯建築が比較的多く現存し、唐破風を備えた建物も見られる。しかし、建築年代の確認されている銭湯建築は錦湯（昭和2年）¹⁴⁾、日の出湯（昭和3年頃）¹⁵⁾、柳湯（昭和6年）¹⁶⁾など僅かである。この3

件の銭湯建築はいずれも唐破風を備えていない。唐破風を設けた銭湯建築として紹介されている事例としては朝日湯（昭和9年、現存せず）¹⁷⁾、長者湯（昭和11年）¹⁸⁾があげられ、やや年代が下ることが分かる。

昭和3年～5年の時期は、京都の銭湯建築に唐破風が出現した時期であった可能性も推測される。しかしながらここでは可能性を指摘することにとどめ、類例調査を待つことにしたい。

●内部意匠

船岡温泉、藤ノ森湯にはマジョリカタイルが多用され、特徴的な意匠を構成している。

船岡温泉浴室、旧理髪店のマジョリカタイルには裏面の商標が確認できるものがあり、川村組による「マルホン・タイル」であることが判明する（写真18・19）¹⁹⁾。また、藤ノ森湯のマジョリカタイルには商標から佐藤化粧煉瓦工場の製造と確認される

ものがみられる²⁰⁾。

なお、確認することのできたマルホン・タイルのカタログ（図11・12）²¹⁾には、「六吋角」規格の「マジョリカ」タイルとして、16種類の図柄が掲載されている。同資料を参照すると、船岡温泉と藤ノ森湯に



図11 マルホンタイルカタログ



図12 同上



写真18 船岡温泉旧理髪店マジョリカタイル（表面）



写真19 同裏面商標



写真20 船岡温泉脱衣場隅部分の木彫

使用されている雷門模様のタイルがカタログ中の図柄と一致する他、類似したものがみられる。装飾タイルとして「マジョリカタイル」が流布していたことが確認される。

また、船岡温泉では、彫刻欄間も意匠上の重要なアクセントとなっている。彫刻欄間の一部には彫師の銘が残る。脱衣場の隅部には持送り状の彫刻があり、その一つには「堺彫又」と刻まれている（写真20）。「堺彫又」は、江戸後期から昭和初期に泉州地域の社寺建築や地車（だんじり）の彫刻に活躍した「彫又一門」と推測される²²⁾。

また、南側面の鶴及び松をモチーフとする欄間には「子緑刀」と刻まれているが、製作者の特定には至っていない。

葵祭、賀茂競馬、今宮祭のような周辺地域や京都の代表的な祭礼をモチーフとするに加え、後の改修時には「肉弾三勇士」という同時代の事件を題材とした彫刻が付加されている。これは船岡温泉が一般の銭

湯とは異なる浴場施設であり、非日常的な娯楽空間としての意匠が必要とされたことによるものと推測される。

こうした空間の娯楽性が施主によって追求された結果、藤ノ森湯においても、当時流行していたマジョリカタイルを用いる意匠に繋がっているのではないだろうか。

6. 大野松之助の銭湯経営

船岡温泉建築時の大正12年当時における鞍馬口通は、一部を除いてほぼ田畑であったことが旧土地台帳より確認される。船岡温泉の所在する現紫野南舟岡町の宅地への地目変更は昭和2年から6年頃に集中しており、昭和初期に宅地化が進んだことが分かる²³⁾。このように、旅館・船岡楼は、郊外の農村地域の立地に建築されたと言える。昭和5年撮影の古写真（写真21）²⁴⁾では、船岡楼の屋根上に物干台が設置されている。聞取りによれば、五山送り火の際に



写真21 船岡温泉旧船岡楼古写真（昭和5年撮影）

は、旅館の利用者が物干台の上で宴会を催したとされる。船岡楼は市街地から離れた郊外の遊興施設として建設されたものと言えよう。なお、戦後、旅館・船岡楼は廃業し、特殊船岡温泉は銭湯としての営業に転換している。

一方、藤ノ森湯、紫野温泉は、当初より銭湯として開業している。銭湯の営業は一定の市街化により利用者としての住民が確保されることが条件と考えられ、両銭湯は鞍馬口通を中心とした同地域の市街化に対応した業態であったと思われる。

大野松之助が庭石商からの転換を図っていた時期、鞍馬口通り周辺は郊外の農村部から市街化しつつあった。このため、一地域において、温泉を有する旅館と、銭湯という性質の異なる経営を同時に行なうことになったのである。戦後、船岡温泉もまた地域住民を顧客とする銭湯へと転換する。

船岡温泉と藤ノ森湯は、特徴的な銭湯建築としてのみではなく、大野松之助の取り組んだ温泉・銭湯経営の様子を想像することができる場としても、重要かつ興味深い建築であると言えよう。

本稿は、『京都市の近代化遺産―京都市近代化遺産（建造物等）調査報告書』（京都市文化市民局、2006年、pp.62-64）に発表した原稿に、新出資料による知見を加え、大幅に加筆、修正したものである。

註

- 1) 肖像画には「金嶺」の署名があるが、詳細は不明である。(船岡温泉・大野義男氏所蔵。以下、特記のない場合は同氏の所蔵)
- 2) 設計変更申請書類（大正13年3月31日付申請、日付不明の認可印あり）
- 3) 「舟岡温泉舟岡楼 貸家 平面図配置図」（昭和2年、京都工務所作成）
- 4) 建築申請書類（昭和7年8月15日付申請、清水組京都支店）
- 5) 改築図面（昭和10年8月23日京都工務所作成、同年9月17日付京都府認可）
- 6) 「船岡温泉場建築設計図」（年代不詳）
- 7) 建築申請用「配置併平面図」、「湯屋正面図」（昭和3年3月10日付京都府認可）
- 8) 前掲註4
- 9) 前掲註3
- 10) 建築申請書類（昭和5年10月21日付京都府認可、京都工務所）
- 11) 建築申請書類（昭和4年9月7日付申請、昭和5年9月22日付京都府認可、京都工務所）
- 12) 「土地測量図 昭和貳年貳月実測 京都工務所」
- 13) 「新設湯屋建物配置図」「新設湯屋設計断面図」「脱衣場浴室釜場平面図」（いずれも年代不詳）
- 14) 『京都市の近代化遺産―京都市近代化（建造物等）調査報告書―近代建築編』（京都市文化市民局、2006年）、p.66
- 15) 「京都市文化財マネージャー育成講座第5期4班修了課題報告書 日の出湯」（2013年）
- 16) 『京都岡崎の文化的景観調査報告書』（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編集、京都市文化市民局発行、2013年）、p.203
- 17) 林宏樹『京都極楽銭湯読本』（淡交社、2011年）、P.11に古写真掲載
- 18) 町田忍監修、松本康治『関西のレトロ銭湯』（戒光祥出版、2009年）、PP.62-63
- 19) 日本のタイル工業史編集委員会『日本のタイル工業史』（株式会社 I N A X、1991年）、p.460。川村組は三重県四日市市に所在した。明治8年に川村又助が陶磁器の間屋業を始

- め，後に製造業となる。同32年に合資会社，昭和5年に株式会社川村組となった。
- 20) 前掲19)，P.461。岐阜県多治見市に所在。大正5年に，佐藤貞治が工場を設立し，内装用白色硬質タイルの製造を開始した。昭和5年，上山化粧煉瓦工場となり，同22年に上山製陶所に変更。
- 21) 「MARUHON.TILE CATALOGUE」（平田常次郎商店建築陶器部，年代不詳），木村琢郎氏所蔵
- 22) だん吉友の会『大坂浪花木彫史 近世大工彫刻の系譜』（1992），pp.175-218
- 23) 法務局所蔵の旧土地台帳，閉鎖登記簿より南舟岡町の地目等変更の時期について確認した。
- 24) 裏面に「昭和五年拾貳月吉日寫ス 船岡樓旅館部全形トス」と記載。

いしかわ ゆういち
石川 祐一（文化財保護課 主任（建造物担当））

「絹本著色足利義輝像」(真正極楽寺蔵)の修理について

安井 雅恵

1. はじめに

京都市左京区に所在する鈴聲山真正極楽寺は、真如堂の名で親しまれる天台宗の名刹である。同寺に伝来する「絹本著色足利義輝像」(以下「真如堂本」とする。図1)は、作者不詳ながら、桃山時代の土佐派による肖像画の基準的作例として、京都市有形文化財に指定されており¹⁾、後述するように、本紙料絹の横折や亀裂、絵具層の剥離など、経年による損傷が看過しがたい状態となったため、平成29年(2017)度に京都市文化財保護事業として修理が行われた。

小稿はその修理に関わる包括的な報告²⁾である。修理の事前・事後の経緯は、文化財の公開に携わる者には自明のことながら、文化財保護法改正³⁾を踏まえ、公開・活用へ向けて文化財保護のあり方が大きな転換点を迎えている現在、公開に至るまでの日常業務—事前に作品ごとの状態をつぶさに確認し、適切な保存・修理と公開方法を考える—を記録として残すことも必要と考え、敢えて綴ることとした。また、修理前後のデータ及び写真は文末にまとめて掲載した。

なお、小稿第4～6節の内容及び修理前後データ・掲載写真等は、全面的に株式会社光影堂の修理報告書⁴⁾に依拠し、構成・



図1 絹本著色足利義輝像(真正極楽寺蔵)
修理後本紙全図

文言等を小稿用に改めたものである。

2. 真如堂本の概要

真如堂本の像主、足利義輝(1536 - 1565)は室町幕府の十三代将軍である。十二代将軍足利義晴の嫡男として生まれ、弱体化した室町幕府の立て直しに努めたが、永禄8年(1565)5月19日、三好三人衆の軍勢に自邸を急襲され、応戦するも敵わず、30歳で壮絶な最期を遂げた。

真如堂本の義輝は、立烏帽子をかぶり、右が白地に緑の格子縞、左が段模様の片身替りの小袖の上に、夏物の朱色の直垂を着て、右手に中啓を握り、帯に腰刀を差して、上畳に坐す姿で描かれている。賛はなく、像主名も記されない。旧収納箱の蓋表には「東山殿御影」の墨書があり、一時期、義政像とされていたことを物語る⁵⁾。

真如堂本の像容は国立歴史民俗博物館蔵「足利義輝像」(以下「歴博本」とする)とほぼ同じである。歴博本には天正5年(1577)の策彦周良の賛があり、義輝十三回忌の供養像として土佐光吉が制作したものとされている。また、京都市立芸術大学蔵の土佐派絵画資料には「源式」(玄二) 銘のある義輝の紙形があり、これらとの比較から、真如堂本は土佐光吉周辺の絵師によって、歴博本と相前後する時期に制作されたと考えられている⁶⁾。

3. 修理に至る経緯

平成28年夏、京都文化博物館(以下「文博」とする)から、同年11月より開催され

る「戦国時代」展に真如堂本を出品するにあたり、応急修理を施したいという知らせがあった。京都市指定文化財は修理に際して届出が義務付けられており⁷⁾、作品の状態に応じて、展示担当者から連絡があることも多い。

これを受け、9月20日、真如堂本の状態確認のため、文博の展示担当者、応急修理を担当する光影堂とともに真如堂を訪れた。

当時の真如堂本は、応急修理を施せば、絵具が一時的に安定し、展示は可能な状態であった。しかし、横折れが全面にわたり、本紙料絹が表装や裏打紙から浮いている箇所が多数あるなど、損傷が進行しており、肌裏紙まですべて取り替える、本格的な解体修理の必要性があることも判明した。その場で所有者に現状を御確認いただき、展示はできても、作品に過度な負担は掛けたくないという共通認識が得られた。そこで、文博担当者の判断で、3館巡回(28年11月23日～29年1月29日江戸東京博物館、2月25日～4月16日文博、4月29日～6月18日米沢市上杉博物館)のうち、最も運搬の負担が少ない文博での単館展示とし、展示日数も2週間と決まった。

応急修理は28年10月25日から12月8日にかけて、京都国立博物館文化財保存修理所内にある光影堂の工房で行われた。この時の修理内容は、絵具の剥落止めと総裏からの折伏せ入れ・^{おれふ}発装(上軸)付け根の断裂の補修であった。

この間、所有者に御英断いただき、翌年度から本格修理に入ることが決定した。

4. 損傷状況

本格修理は、応急修理と同じく光影堂で行われた。

過去の修理記録は残っておらず、今回の修理でも修理銘等は発見されなかった。

真如堂本の損傷は、本紙の全体に生じた横折れ（図2）に起因するものが多かった。横折れがきついところでは、肌裏紙から本紙料絹が浮いてしまい、折れ山の頂点では亀裂に進行、料絹の欠失とともに、絵具の剥落を引き起こしている箇所があった。本紙が欠失して、裏彩色が露出している箇所も散見され、絵具はかなり不安定な状態であった。

上記の損傷が著しいところは直垂の右胸



図2 本紙の横折れ

から右袖にかけて（図3）と、上畳の左前部周辺（図4）であったが、顔にもV字様の掻き傷があった（図5）。透過光撮影写真（図6）を見れば明らかなように、この部分

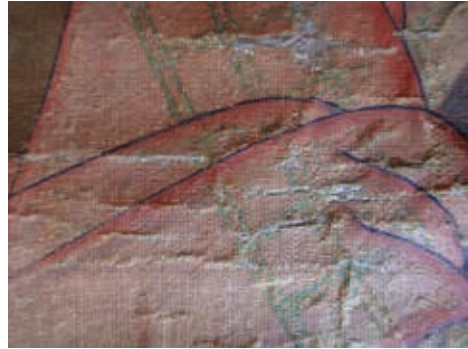


図3 料絹の欠失と裏彩色の露出（袖）



図4 料絹の欠失と裏彩色の露出（畳縁）

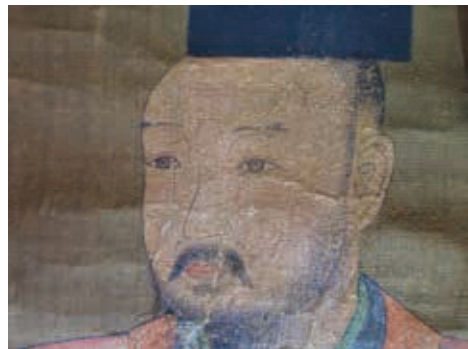


図5 顔面部の損傷



図6 顔面部（透過光撮影）

は裏彩色まで欠失していた。肌裏紙の色調が本紙と馴染んでいたため、さほど目立ちはしなかったが、残念なことに像主の印象を左右する目鼻や眉、口元といった重要な面貌表現を一部損ねていた。

本紙料絹は、歴博本と比較すると絹目が荒く、縦横方向ともに歪みが目立った(図7)。また、料絹の色もやや黒ずんでおり、経年の汚れと濃い茶色の肌裏紙が影響していると見られた。このため、彩色部分の色調も沈んで見えた。

裏彩色は確認されたが、透過光撮影写真からも明らかなように、一部が失われていた。過去の修理で肌裏紙を取り替えた際に裏彩色が剥落、この時に飛び散ったと見られる胡粉も確認できた(図8)。ただし肌裏紙の除去は直近の修理ではないようで、肌裏紙まで折れと亀裂が及んでいた。



図7 料絹の拡大



図8 胡粉の飛散

また、総裏紙を取り替えるだけの修理が行われた形跡があったが、表装裂の接着力も弱くなっており、本紙を支える役目を果たせなくなりつつあった。

5. 修理方針

まず、本紙を支えるため、劣化した肌裏紙は取り替える必要があったが、本紙表面の絵具層が不安定であることに加えて、裏彩色も表の彩色同様、危険な状態であった。かつ本紙料絹が欠失し、肌裏紙に残った裏彩色が露出している箇所もあった。このため、肌裏紙除去に際しては、本紙表面及び絵具層を保護するため、①絵具に適切な剥落止めを施す、②本紙が欠失して裏彩色が露出している箇所には表から補絹する、③表打を行うこととし、上記手順の後、乾式肌上法(少量の水を用いて部分的に湿らせた肌裏紙を少しずつ取り除く方式)で肌裏を除去することとした。

肌裏紙除去後は、接着力が弱まり剥落の危険がある裏彩色に剥落止めを施し、無地場(彩色等の表現がなされず、料絹が素地のまま残っている部分)で料絹が欠失している箇所に補絹を施すこととした。

表装は、所有者の意向も踏まえ、形式は旧状を踏襲しつつ、すべて新調することとした。今後も折れによる損傷が懸念されるので、桐太巻添軸を新調、これに伴い旧保存箱は使用できなくなるため、保存箱は二重箱で新調することとした。

6. 修理工程

(1) 写真撮影, 調査

修理前に本紙の現状を詳細に調査して、撮影、記録。顕微鏡で絹目や絵具を観察、倍率20倍で顕微鏡写真を撮影した。絵具層の接着強度を確認するため、絵具及び料絹のパッチテスト⁸⁾を行った。前述の損傷状況や修理方針は、修理前の調査結果に基づくものであり、極めて重要な作業である。

(2) 剥落止め, 解体

剥落の恐れがある絵具と料絹に、膠水溶液もしくはフノリ水溶液で剥落止めを施した。剥落止めには、防腐剤無添加で、柔軟性があり透明度が高い兎膠を使用した。剥落止めの後、本紙と表装裂地を解体した(図9)。



図9 解体



図10 剥落止め

(3) クリーニング, 仮裏打

柔らかい筆を用いて本紙表面に付着した埃等を払った。本紙に仮裏打を行った後、本紙表面から濾過水(繊維状活性炭フィルター及び中空糸フィルターで塩素及び鉄分を除去したもの)を噴霧、本紙の下に敷いた吸取紙に汚れを移動させた。過去の修理で施された折伏せを除去した。

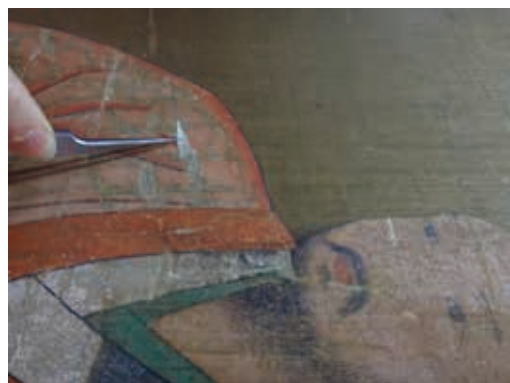


図11 表補絹

(4) 剥落止め(2回目)

実体顕微鏡を使用して絵具層を観察し、状態に合わせて1~2パーセントの濃度の膠水溶液を用いた(図10)。

(5) 表補絹

料絹が欠失し、裏彩色が露出している箇所に、表面から補絹を施した(図11)。補修絹は本紙の組成と同様の絹を電子線で劣化させ、本紙料絹より引きの強さを弱めた

ものを用いた。本紙料絹の色と合わせるため、天然植物染料(矢車附子)で染色した後、灰汁による媒染を行い、色味を定着させた。

(6) 表打

厚さが異なる2種のレーヨン紙と楮紙を用いて3層の表打を行った(図12)。用いたフノリは常温抽出したマフノリで、3種

類のフノリ科の中でも一番接着強度が高く、抽出成分に不純物が少ないとされる。常温抽出したフノリを用いるのは、煮出し抽出よりも常温抽出のほうが色味が少なく透明感があり、かつ水と馴染みやすいので、肌裏打後の表打の除去が容易で、不要なフノリを本紙表面に残存させないためである。その反面、接着力が弱く、表打が外れやすいため、通常24時間かけて抽出するところを48時間とし、一般的な常温抽出フノリよりも強い接着力を持たせた⁹⁾。

(7) 肌裏紙の除去

表打が乾燥した後、本紙裏面からわずかな水分を与えて少量ずつ肌裏紙を除去した(図13)。

(8) 裏彩色の剥落止め、裏面からの補絹

裏彩色の剥落止めを行った(図14)。料絹及び肌裏紙に対する裏彩色の接着は、それぞれ非常に甘く、複雑な浮き方をしていた。そのため剥落止めには特に注意を要した。また裏面から補修絹を用いて、無地場の補修を行った(図15)。

(9) 肌裏打

3層目と2層目の表打を除去し、肌裏打を行った(図16)。肌裏紙には、補修絹と同様の手法で染めた美濃紙を用いた。肌裏打の後、1層目の表打を除去した。



図12 表打



図13 肌裏紙の除去



図14 裏彩色の剥落止め



図15 裏面からの補絹



図16 肌裏打

(10) 増裏打

古糊を用い、美栖紙で増裏打を行った(図17)。

(11) 折伏せ、増裏打(2回目)

亀裂と折れが発生している箇所、今後発生する可能性が高い箇所に、細い帯状の楮紙で折伏せを施して補強した(図18)。2回目の増裏打を施し、板に仮張りし、本紙を平らな状態で安定させた。

(12) 補彩

仮張りで乾燥させた後、補彩を行った(図19)。補彩は本紙料絹の色を基準として、鑑賞を妨げないように配慮した。

(13) 表装裂地調整

所有者と協議のうえ、新たな表装裂地を決定した。表装裂地に矢車附子で古色を施してから、小麦澱粉糊を用いて美濃紙で肌裏打を行った。その後、美栖紙で増裏打を行い、本紙との厚さ、表具の腰を調整した。

(14) 付廻し

新調した表装裂地を本紙に付け廻した(図20)。

(15) 中裏打及び耳折

本紙が薄く、表装裂地とのバランスが悪かったことが折れの一因と考えられたため、中裏打では、やや厚めの美栖紙を本紙に、それより薄めのものを表装裂地に用い



図17 増裏打



図18 折伏せ



図19 補彩



図20 付廻し



図21 中裏打

て、厚みが均一になるよう調整した(図21)。

(16) 総裏打

古糊を用い、宇陀紙で総裏打を行った。

(17) 補彩(2回目)

仮張りして乾燥させた後、補彩を行った。

(18) 裏摺り、裏張り

裏面から裏摺りを行い(図22)、裏側を表にして仮張りし、1ヵ月以上乾燥させ、本紙を安定させた。

(19) 仕上げ

十分乾燥させた本紙を仮張りから取り外し、耳を漉き、発装、軸首を取り付けた。下軸、鐙、啄木を取り付け、表具の形に仕立てた(図23)。

(20) 納入

羽二重の包裂、桐太巻添軸、桐屋郎箱、桐漆塗台指外箱を新調し、修理完了の本紙を納入した。墨書のあった旧箱の蓋板は外箱の底に納入した(図24)。

7. 特記事項－裏彩色について

裏彩色は比較的よく残っており、描法の確認ができた(図25)。



図22 裏摺り



図23 仕上げ



図24 保存箱



図25 上半身(裏彩色)



図26 直垂(表面)

着衣のうち、小袖は裏彩色で表し、上に重ね着する直垂は表から彩色しており、本紙料絹を挟んで、夏物の透けた質感が合理的かつ巧みに表現されていた(図26)。また、小袖の段模様や直垂の襟元などは、丁寧に塗り分けられていた。

腰刀の塗り分けは極めて繊細で、表面(図27)では目貫と合口、笄の縁と桐紋を金泥で、それ以外を墨で塗るのに応じて、裏彩色(図28)では金泥部分と笄は白系の絵具、それ以外は黒に塗り分けていた。

中啓(図29)の金彩は本紙料絹の裏面に金箔を施す、いわゆる裏箔の技法かと思われたが、裏面には目貫などと同じ白の絵具が塗られていた(図30)。擦れてしまっているため分かりづらくなっていたが、金箔は本紙の表面から押されていたと見られる(図31)。

8. 結びに代えて一竣工とその後

修理を終えた真如堂本は、平成30年3月14日、所有者のもとに納品された。

掛軸装など巻き解きする作品は、修理後1年間は「寝かせて」表具を馴染ませるのが通例となっている。真如堂では、毎年7



図27 腰刀(表面)



図28 腰刀(裏彩色)



図29 中啓(表面)



図30 中啓(裏彩色)



図31 中啓(表面拡大)

月の曝涼で真如堂本を掛けておられるが、この年は見送ることとされた。

他方、4月中旬に、所有者のもとに堺市博物館から、「土佐光吉 戦国の世を生きたやまと絵師」展へ真如堂本を出品したいとの依頼があった。展示期間は平成30年10月6日から11月4日で、竣工から1年に満たない時期での要請であり、所有者から相談があった。そこで、修理技術者と意見交換をしたところ、修理期間中の12月末には裏張り（修理工程17）まで進んでおり、竣工までの3ヶ月近い期間、十分乾燥させているので、短期の展示なら問題ないという結論に至った。それでも、可能な限り展示時期を短く、かつ遅らせるのが妥当ということで、展示日程のうち後期2週間での出品を所有者に提案した。これを受けて所有者が出品を承諾され、10月23日から11月4日の13日間、真如堂本は歴博本と並んで展示されることとなった。展示期間中の10月26日には展示担当者とともに現状確認を行い、展覧会終了後、11月8日に所有者のもとへ無事返却された。

註

- 1) 平成5年（1993）4月1日指定。指定区分は美術工芸品（絵画）。
- 2) 本件修理によって得られた知見の一部については、拙稿「真正極楽寺蔵『足利義輝像』について」（堺市博物館編『土佐光吉 戦国の世を生きたやまと絵師』、2018年、74～75頁）において既に述べているが、本稿は修理全体

の報告を目的とするため、重複する内容が含まれている。

- 3) 平成31年4月1日施行。
- 4) 株式会社光影堂編『修理報告書 京都市指定文化財絹本著色足利義輝像（真正極楽寺蔵）』2018年。
- 5) 真如堂本は、昭和16年（1931）から開始された京都府寺院重宝調査で、赤松俊秀氏に見出だされた。赤松俊秀「足利氏の肖像に就いて」（『美術研究』152号、1949年、24～46頁）参照。同稿において、赤松氏は真如堂本を足利義教像と比定された。
- 6) 京都市文化財指定時の答申資料にもとづく。なお、真如堂本の位置付けに関しては前掲註2拙稿参照。
- 7) 補助金を受けての修理事業は、届出の対象外である。
- 8) 3ミリメートル角の吸い取り紙を湿らせて絵具の上に置き、色の移動を確認すると同時に、水に弱い絵具の箇所を把握する。
- 9) 光影堂沖本明子主任技師の御判断による。フノリの特性については、早川典子「コラム：文化財修理に用いられるフノリについて」（『TOBUNKEN NEWS（東文研ニュース）』48号、2012年、16～17頁）参照。

謝 辞

本報告執筆にあたり、所有者の真正極楽寺様をはじめ、株式会社光影堂には修理資料と写真の御提供を含め、多大なる御協力をいただいた。特に、本件修理御担当の沖本明子主任技師には、修理中から懇切な御説明、御教示を賜った。末筆ながら記して深甚の謝意を表します。

やすい まさえ
安井 雅恵（文化財保護課 主任（美術工芸品担当））

[参考資料] 修理前後データ及び写真

1 修理前後の作品データ

〔修理前〕

品質形状

形 状：掛軸装（二段仏表装）

中廻・風帯：白地桐文金襴

総 縁：藍地雲文綾

軸 首：頭切木軸

保 存 箱：桐屋郎箱

寸法（単位はcm）

本 紙	縦	93.6	横	40.3
表 装	縦	169.0	横	57.1
中 廻	上	11.5	下	5.7
総 縁	上	36.4	下	19.2
柱	巾	7.0		
軸 首	径	2.8		

〔修理後〕

品質形状

形 状：掛軸装（二段仏表装）

中廻・風帯：白茶地角龍文金襴

総 縁：藍地雲文綾

軸 首：黒檀頭切軸

保 存 箱：桐屋郎箱，桐漆塗台指
外箱及び桐太巻添軸

寸法

本 紙	縦	94.0	横	40.3
表 装	縦	174.8	横	57.8
中 廻	上	11.8	下	6.3
総 縁	上	40.8	下	21.1
柱	巾	7.0		
軸 首	径	2.9		

2 使用材料及び製作者

補修絹 電子線劣化絹（平織絹）

廣信織物（京都）

※電子線照射 日本原子力研究開発機
構高崎量子応用研究所

肌裏紙 薄美濃紙3匁

長谷川和紙工房（岐阜）

増裏紙 美栖紙 上窪良二（奈良）

中裏紙 美栖紙 上窪良二（奈良）

総裏紙 宇陀紙 福西和紙本舗（奈良）

折伏紙 薄美濃紙2.5匁

長谷川和紙工房（岐阜）

中廻・風帯 白茶地角龍文金襴

廣信織物（京都）

総 縁 藍地雲文綾 廣信織物（京都）

上巻絹 平織絹 廣信織物（京都）

軸 首 黒檀頭切軸 速水商店（京都）

保存箱 桐屋郎箱，桐漆塗台指外箱，桐太巻添
軸 黒田工房（京都）

3 修理前透過光撮影写真



4 肌裏紙除去後裏面写真



5 修理前後写真



修理前 全図



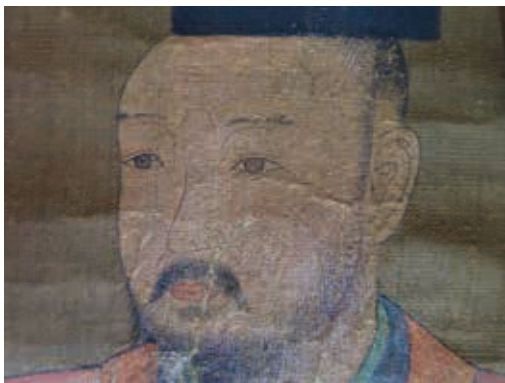
修理後 全図



修理前 本紙全図



修理後 本紙全図



修理前 顔面部



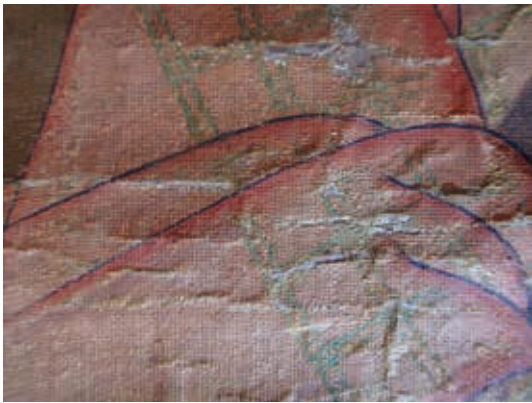
修理後 顔面部



修理前 胸前



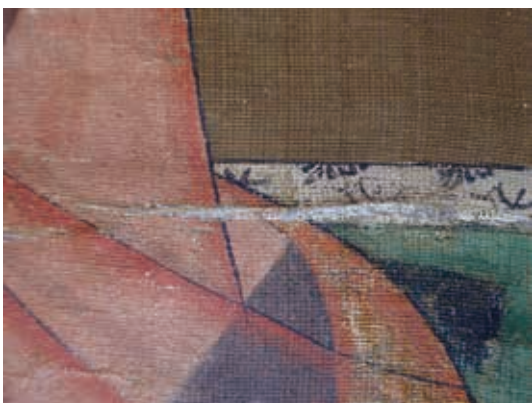
修理後 胸前



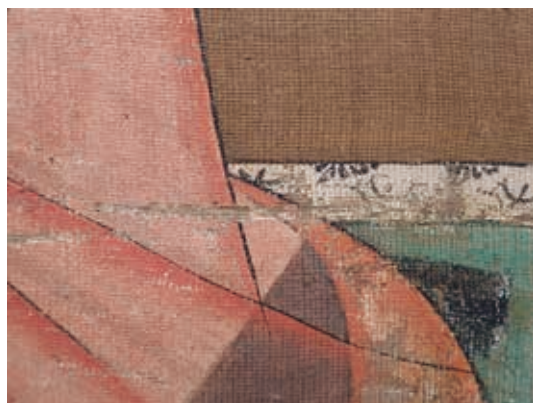
修理前 袖



修理後 袖



修理前 畳縁



修理後 畳縁

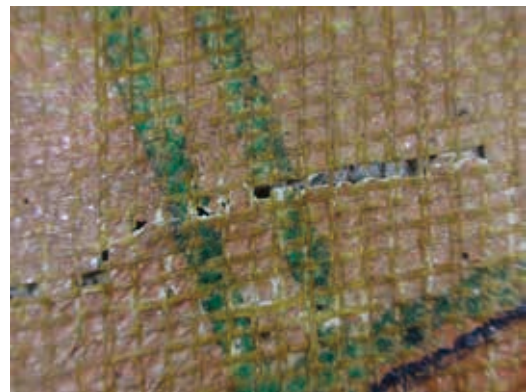
6 細部拡大写真



拡大箇所



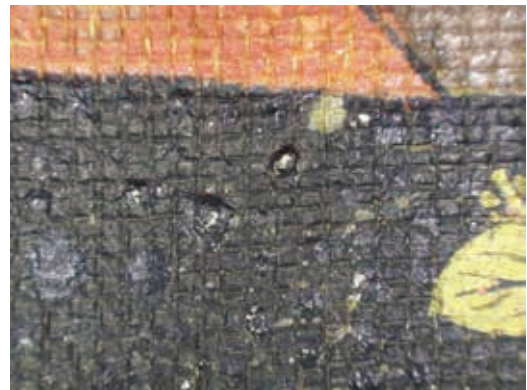
1



2



3



4

7 裏彩色顕微鏡拡大写真(×20)



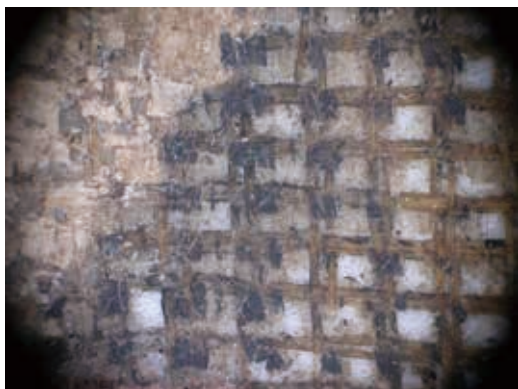
拡大箇所



1



2



3



4

「十念寺縁起」(十念寺蔵) 翻刻

安井 雅恵・野地 秀俊

1. はじめに

京都市上京区の華宮山十念寺に伝来する「紙本著色十念寺縁起」(以下、本品とする)は上下2巻からなる絵巻である。

十念寺は、西山浄土宗の寺院で、開山は後亀山天皇の皇子真阿上人とされる。真阿に深く帰依した足利義教が、一条小川にあった誓願寺中に一字を建立したのが十念寺の始まりとされ、寺伝では、豊臣秀吉の都市整備に伴い、現在地に移ったとされる。

本品は、巻上六段、巻下五段からなり、各段に詞書と絵がそろっており、全部で十一段分の詞書と絵を見ることができる¹⁾。本品の絵は、奥書に記されるように、土佐光信筆とされてきたが、現在では土佐光茂の作例としてひろく認められるに至っている。ただし、詞書については、巻下奥書に記されるように、当初のものではなく、元禄15年(1702)に近衛家熙や堯延法親王など当代一流の文化人を含む公家ら12名によって筆写されたものに差し替えられている。

本品は、土佐光茂自身と周辺絵師によって制作された、室町時代後期のやまと絵の縁起絵巻として貴重であり、制作年代がある程度しぼれる点においても重要な遺品と評価され、平成30年(2018)3月31日付

で、京都市有形文化財(美術工芸品・絵画)として指定された。小稿は、これを機にこれまで翻刻されていない詞書を紹介するものである。

2. 「十念寺縁起」の概要²⁾

本品の内容は、真阿の出家から入滅までの事跡を説いたもので、全十一段のうち、巻下第一段と第三段以外は、「誓願寺縁起」に語られる真阿の生涯と内容的に一致しており、「誓願寺縁起」から派生したものと考えられている。ただし、文章や語句等は同一ではない。

土佐光茂(生没年未詳)は光信の後嗣で、文献より大永2年(1522)から永禄12年(1569)までの活動が確認されている。大永3年、絵所預に就任し、宮中のみならず、足利將軍家の画事も手がけた。基準作としては、享禄4年(1531)の「当麻寺縁起」(当麻寺蔵)、享禄5年(7月29日天文に改元)の「桑実寺縁起」(桑実寺蔵)などがあり、特に「桑実寺縁起」では、父の光信とは一線を画す、構築的な画面構成や力強い描線と濃彩を使う、光茂の個性的な様式が確立されている。

本品の作風を、人物を中心に、「桑実寺縁起」と比較すると、巻下第三段、東山雲居寺から、丈六の阿弥陀像を車に乗せ十念寺

に曳いてくる場面(図1)では、車を曳く男たちのうち、車のすぐ前で笹を手に囃している男の、下がった眉尻と、鼻柱の中ほどから高くはり出した大きな鼻、濃墨を用いて口の片側の輪郭をなぞり、その上下に朱で唇を象っている表現(図2)が、「桑実寺縁起」巻上第四段に描かれる人物³⁾と極めて近い。奥の綱を曳く男(図3)や手前の綱を曳く横顔の男(図4)も、「桑実寺縁起」に似た容貌の男が認められる。刀を肩

に掛け、走ってくる侍(図5)の足の角度、ふくらはぎの肉付き、また横顔の表現なども「桑実寺縁起」に共通する。車の脇を走る2人の子供(図6)は、「桑実寺縁起」に同じ形で描かれている。同段は車を曳く、走り寄るなど、動きのある人物が多く描かれるが、その動態はためらいのない早い筆致で的確に表現されており、担当した絵師の卓越した技量がうかがえる。以上の点から本品巻下第三段の人物は光茂本人の手に



図1 巻下第三段



図2 同前
笹を手に囃す男



図3 同前
奥の綱を曳く男



図4 同前
手前の綱を曳く男



図5 同前
走る侍



図6 同前
二人組の子供



図7 巻上第二段
老僧



図8 巻上第六段
男



図9 同前
僧侶



図10 巻下第五段
船上の男



図11 巻上第四段 岩

なるものと思われる。その他の段では、筆者の力量に多少の巧拙があるものの、巻上第二段の老僧(図7)や、同じく第六段の男(図8)と僧(図9)、巻下第五段の船に乗り、右手をかざす男(図10)など、光茂様式の人物表現で統一されているほか、巻上第四段や巻下第一段の岩(図11・12)なども、光茂様式を踏襲している。すなわち、本品は、光茂およびその周辺の絵師による工房制作と考えられる。

制作年代については、『言継卿記』永禄8年(1565)12月12日条に、誓願寺から「十念寺縁起」上下2巻が届き、長橋局に持参して覧に備えた旨が記されている⁴⁾。これが本品に該当すると考えられる。この時期の十念寺は、天文法華の乱により、天文5年(1536)7月、堂宇が焼失するという事態に見舞われており、寺には同年の勧進帳が2巻伝存している。この災厄とそこからの復興を契機として、本品が制作された可能性も考えられる⁵⁾。

3. 詞書の筆者について

詞書が元禄15年に筆写し直された経緯については、^{かたのときか}交野時香による巻下奥書に詳しい。要約すると、十念寺第十八世明空上人(1645-1730)が、当初の詞書が「凡筆」であることを嘆き、平松^{ときかず}時量(「前黄門

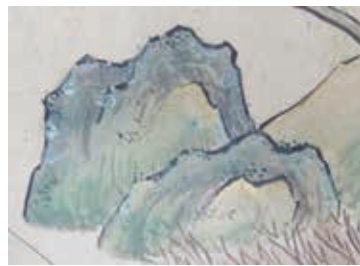


図12 巻下第一段 岩

入道殿)と平松^{ときかた}時方に諸家の手跡を依頼、この命を時香が受けて、詞書を集めたのである。

明空上人が詞書を直接依頼した平松時量(1627-1704)は、正二位権中納言まで昇り、元禄14年に出家している。平松家の菩提寺は十念寺で、明空はその縁を頼ったものと思われる。詞書の再作成に奔走した交野時香(1664-1711)は平野時量の四男で、交野家の養子となった人物である。詞書の筆者は、ほとんどが時香と所縁がある公家であり、時香は自身のネットワークを使い、詞書を完成したと見られる⁶⁾。なお、題簽は、平松家が家礼を務めた近衛家の当主家熙(1667-1736)が染筆している。

詞書の筆写については、下記のとおりである(生没年の後の□で囲んだ数字は、詞書筆写時の年齢)。

[巻上]

第一段 堯延法親王(1677-1719) 25

父は霊元天皇、母は五条為庸の娘庸子。9歳のとき妙法院に入り、堯恕法親王に師事。親王宣下を受けたのちに出家、3度天台座主を務めた。

第二段 今出川伊季^{これすえ}(1660-1709) 42

霊元天皇、東山天皇の二帝に仕え、正二位内大臣まで昇った。父は右大臣今出川公規。母は刑部少輔京極高和の娘。貞享元年

(1684), 権大納言になるも、元禄2年(1689)には辞し、同6年再任する。元禄12年に右近衛大将・右馬寮御監となる。琵琶の名手としても知られた。

第三段 山本実富^{さねとみ} (1645-1703) [57]

父は権中納言姉小路公景, 義父は参議山本勝忠。参議から従二位, 権中納言。時香の妻の実父。

第四段 平松時方 (1651-1710) [52]

時量の次男⁷⁾。時香の兄。野宮定基・東園基量・滋野井公澄と並んで有職の四天王と称された。従二位権中納言に至る。

第五段 桑原長義 (1661-1737) [42]

桑原家初代。五条為庸の四男で、五条庸子(堯延法親王母)の実弟。正二位権中納言に至る。

第六段 石井行康^{いわ い ゆきやす} (1673-1729) [29]

石井行豊の子。時香の甥。石井家第二代。宝永3年(1706)従三位。のち正二位権中納言となる。

[巻下]

第一段 中山篤親^{あつちか} (1657-1716) [47]

初名は熙季。正親町実豊の三男中山英親の養子。従一位権中納言に至る。

第二段 醍醐昭尹^{あきただ} (1679-1756) [23]

醍醐冬熙^{ふゆひろ}の初名。東山, 中御門, 桜町, 桃園の四帝に仕え, 従一位左大臣まで昇った。父は権大納言醍醐冬基。冬基は後陽成天皇第九皇子一条昭良の次男であり, 冬熙は天皇の曾孫の一人。

第三段 裏松意光^{のりみつ} (1652-1707) [51]

参議資清の次男。正二位権中納言に至る。時香は後に意光の末男惟肅を養子に迎える。

第四段 石井行豊^{いわ い ゆきとよ} (1653-1713) [49]

平松時量の三男。時香の実兄。東福門院につかえた石井局(西洞院時慶の娘行子)の養子となり, 養母の称号を家名として石井家をおこす。従二位権中納言に至る。石井家の菩提寺は十念寺。

第五段及び巻上・下奥書 交野時香 [38]

父は平松時量, 義父が大膳大夫交野時貞。平松時方, 石井行豊は実兄。元禄11年, 従三位に昇る。妻の父は山本実富。

註

- 1) 詞書を含む本品の全容は、奈良国立博物館監修『社寺縁起絵』(角川書店, 1975年)にモノクロ写真で掲載されており(176~185頁), 上下巻の奥書については翻刻されている(作品解説, 138~140頁)。
- 2) 本節の内容は、市指定時の答申資料に基づく。
- 3) 本文中に記す本品巻下第三段の人物に近似する「桑実寺縁起」の図様は、『桑実寺縁起 道成寺縁起』(小松茂美編「続日本絵巻大成」第13巻, 中央公論社, 1982年, 28~29頁)に掲載されている。
- 4) 『言継卿記』永禄8年12月12日条「自誓願寺誓忍来, 近所十念寺之縁起上下二巻到, 則長橋へ持参, 備覧了, 次誓願寺之縁起二巻到」(『言継卿記 第三』続群書類従完成会, 1998年, 769頁参照)。宮島新一『宮廷画壇史の研究』(至文堂, 1996年, 190頁, 注66)参照。
- 5) 前掲註4 宮島書175頁参照。
- 6) 残念ながら、この時に当初の詞書は失われたと見られ、その筆者については記録も残らない。なお、本品には後奈良天皇宸筆の伝承がある旧題簽2対4枚が附属しているが、「桑実寺縁起」などの後奈良天皇の筆跡と比較すると同一人物とは考えにくい(下坂守氏の御教

示による)。しかしながら、当初の題簽の可能性が高く、附指定されている。

- 7) 京都大学附属図書館蔵平松文庫「平松家系図」(レコードID:RB00006563, 登録番号:147552, 請求記号:2/ヒ/2。京都大学貴重資料デジタルアーカイブ<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/>から閲覧可能)による。ただし、『系図纂要』では、時方を時量の実弟で、養子とする。『系図纂要』第7冊(名著出版, 1972年, 459-460頁)参照。

謝 辞

本品調査に際しては、所有者の十念寺様をはじめ、井並林太郎氏(京都国立博物館)の御高配を賜った。また、下坂守氏・泉万里氏(大和文華館)より懇切なる御教示を賜った。末筆ながら深甚の謝意を表します。

やすい 安井 のち 野地	まさえ 雅恵(文化財保護課 主任(美術工芸品担当)) ひでとし 秀俊(歴史資料館 学芸員)
-----------------------	--

れに人天龍鬼五十二／類のなけきかなしみぬるもかくやと／おもひし
られ侍る／右衛門督行豊書之

●第五段

上人つねに宣ひしは我死て／遺骸を下鳥羽の河の渚にしつめて／鱗の
系しきとなすへしと遺言に／まかせて水葬にせられる徳行／名譽の
上人なれば一仏淨利の／値遇を期せむと諸宗の名匠をの／く一葉の
船に乗しておもひ／くの諷経の声これそ寔来／彼安樂世界の宝池の
波和え／三宝四徳の其こゑもかくやとおもほ／へて有かたし此後は其
所を真阿の／渚とて將軍家より殺生禁斷の／掟を下し給ひけるとなん
／從三位時香書之

●奥書

這十念寺縁起者元來附屬之／什物也於丹青者雖為土佐光信筆於／文詞
者凡筆也同茲当住明空上人／嗟嘆之被申請諸家之手跡於／前黃門入道
殿權中納言時方卿予／蒙嚴命令頼將之処因円満之法縁／不累居諸成就
之於筆者目錄者為／後証記上卷之楮尾尤此両卷／当寺之重宝何物若之
哉

元禄十五年曆姑洗中旬從三位時香誌之

仏供田を／寄附せられ侍る是即弘誓の数を表／すとなり東山の雲居寺はむかし叡山／東塔の勸学院桂海律師の隠居の／地なり三井寺の児童梅若をこひて／道心をおこし洛東に雲居寺といふ／御堂を建立し彼菩提をとふとて／むかしみし月の光をしるへにて／こよひやみ君かにしへゆくらむ／と詠しけるを新古今の釈教の部に／入られ侍る彼寺中に弘法大師の真作／丈六の弥陀の尊容おはしましける昔より／摂取の如來となつて奉る十念寺に／安置せらるへきよし上人夜々に御示現を／蒙り給へは随喜の御涙をおさへ將軍家／へ訴申さるゝに靈夢にまかせ安置せらる／へきよし仰られければ則車轡に遷し／奉り人夫を催し引奉る道俗男女／貴賤となく本願摂取の結縁の綱／とりく／に風流を尽し音頭高く／榮西永西と同音にいさみく／てしは／しのほとに十念寺に引つけぬそのかみ／法然上人の滅後に徳大寺の唯連坊とて／専修念仏の聖おはしけり觀經真身／觀の光明遍く照し摂取して捨給はす／とゝき給ひし經文を開よみて信仰肝に／そ見ておほへしかとも摂取不捨の理を／得心せず信心念仏の中にもうたかはしく／是なむ臨終の障りとも成ぬへしと甚／心をいたましめ彼寺の本尊は殊に利益／あらたに貴賤の渴仰たくひなければ七日／參籠して摂取のことほりを祈り申さる／誠に信心たゆみなく凝神至りて切／なりし験にやかたしけなくも本尊金／色の御手をのへ唯連坊の腕を取給ひ／御唇をうこかし御声を出させ給ひて行者／疑ふ事なかれ摂取是なりと示現を／蒙り涕泣とゝめかたく喜悅の余りに／高野山に至り明遍僧都に語り給へは／僧都歡喜の涙三衣をうるほし順死／往生一蓮托生の契約を念此にそし給

／ひける其後転法院の覺阿闍梨／説法の序摂取の事なむ説給ひしに／秘法の中にも所謂掌のうちに握て／捨ざるを摂取と名附ると嗚呼奇哉／山川異城風月一花誰か是をあやし／まむ念仏を信せん輩必此道場に詣て／摂取悲願を頼むへし先より十念寺には／不斷念仏を興行し普く四衆を勧発／し給へは賢き雲の上人より賤貴辺／民に至るまで帖録に其名をしるし／昼夜十二時の称名懈怠なければ誠に／浄名の宝に入ては功德の香をかき此／寺に至る者はひとへに念仏の声をのみ／聞莫謂西方遠唯須十念只此道場こそ／極樂なれと貴賤の參詣絶すとなむ／前権中納言意光書之

● 第四段

永享十二年六月の下旬より上人／寢食例にたかひしかは普く弟子／等を招き我素懷を達する事／すてに近つきぬ汝等必称名怠る／へからす値遇を浄土の蓮の上に／契へしとのたまふ同じき七月二日／往生今日に極りぬと不斷念仏に／列座して称名たからかに唱給へは／平生結縁の道俗堂上堂下にみち／く／て御名残をおしみ奉る此時／御同胞の宗玉法師料紙を調へ終焉／の一言を残し給て末代の龜鑑に備へ／給ひなんやと申させ給へは上人筆／を執給ひて三世不改の真妙法我筆／の跡を見よとて南無阿と三字／書給へは文字より光明を放ち空に／花ちり異香薫し雲中に音楽／頻に聞え侍りければ筆を抛合掌／叉手して行年六十六の御歳に／禪定に入かことく息絶給ひけり群集／の人々憂悲の余りに死て上人に／ともなはゝやと嘆きあへり是そ釈尊／鶴林のわか

てありし冥途の事／くはしく語り申されしかは真阿を／はしめ聞人奇異のおもひをなし／いよく念仏を信するとも／からおほかりける／少納言行康書之

●奥書

記筆者之官位称号等条如左／外題十卷 近衛殿 右大臣家熙公／妙法院宮天台座主三品堯延法親王／今出川 權大納言右大将伊季卿／中山 權大納言篤親卿
平松 權中納言時方卿／醍醐 權中納言昭尹卿／裏松 前權中納言意光卿／山本 前權中納言実富卿／具 参議右衛門督行豊卿／從三位時香／桑原 從三位長義卿
／具 少納言侍從行康朝臣

卷下

●第一段

十念寺縁起下／真阿上人壬生の地蔵を深く信／し風寒暑湿をもちとひ給はす毎／日の参詣おこたりやらす或時夢中／に地蔵尊示して宣ふ壬生の地蔵／の厨子の中に一幅の絵像あり女人／泰座寿命延長の形なり汝に／是を与ふるそと示現連夜に及ひ／しかは住僧に尋ね問はむか為彼寺／に趣き給ひける住僧もおなし示現を／蒙りいそぎ厨子の御戸をひらき見／奉るに果して地蔵の画像あり／真阿にあたへたてまつらむと持て／上人のもとへ向ひける道にてゆき／あひ奉り互に示現の様を

かたり／彼尊像を渡し奉る上人ひらき／拝覽し給ふに六道遊戲の尊容／なりやかて大樹の上覽に備へ／たまひければ奇特を感じ給ひ／て表補をいとなみつくろはせ／つゝ上人にたまはり今に当／寺に伝り侍る／權大納言篤親書之

●第二段

或時上人普廣院殿にまいり／給ひ法談おはりかへりたまふ折／ふし囚人ありて既誅せらるへ／きありさまなるをいとあはれに／おほしければたちかへり彼囚人／放免をこうふり剃髪的身となし／なはそのとく一人に歸し侍りて／御代静謐の御祈りともなし侍／りなんとしめて申させたまへとも／かれは重罪の者にてのかるゝ道／なく侍るよし上意堅固なれば／上人ちからなく立出たまひて／慈悲のめにゝ／くしとおもふものそ／なき／とかあるみ／こそ／なお哀れな／れ／とくちすさみ給へは頂に円光／かゝやきければ將軍信敬科な／らすゝなはち犯罪のものを／ゆるし給ひけり／權中納言服尹書

●第三段

其後上意によりて彼寺の奥に一字／を建立せらる上人の労苦をたすけ奉らん／かためなれば真阿の望みに応して／作りまいらせよと上意ねんころなりし／時一言の詠哥を奉らる／萩を垣松をはしらに柴の庵／かせはふくともさひしからめや／となむ申させ給へは道心いと深くましますと／感心し給ひて則当寺を造立あり／十念寺と号し四十八斛の

給ひける／或時我適此界に生れ奉將軍家を／相續し官位心のまゝに榮
花にほこ／るといへとも有為轉變のならい存命／計かたしいかにして
か解脱のみにち／おもむかんやと宣ふ真阿答て申給ふ／十方衆生若不
生者の願にまかせて／弥陀の名号を称念し給はゝ／極樂に往生し九品
蓮台に座し／て心のまゝに法樂を受給はむ事／なにの疑ひ侍らむやと
申させ給へは／將軍かさねて／口にとなへ卒都婆にかきて弥陀はみつ
／書すとなへぬみたをゝしへよ／御かへし／なにと吹風とはさらにし
らねとも／あはれもよほす秋のくれかな／と有ければ誠に一起直入の
妙／道也とて念仏の宗義を深く／信仰したまひけるとなん／權中納言
実富書之

●第四段

其頃相国寺の住侶心了西堂／とて通学兼備の名僧おはしけり／外には
万卷の書を誦して教内／の牘をさとり内には別伝の旨を／領して教外
の参をこらし宗門人／なきかことくなむ侍る然に西堂には／かにいた
はり給ひ心神やすからされは／衆僧沙弥喝食にいたるまで東西／に奔
走し良医を招き倉公華陀の／術をつくし療養手段をかふれ／とも其験
なく終に応永十／九年の冬遷化したまふ常／随給仕の弟子一句授受の
／僧俗雜掌なけくなみたなくさ／けふに声出すとそ／權中納言時方
書之

●第五段

かくて西堂は俄に円寂ありしかとも／全身いまた煖なれば暫く殯殮の
儀を／遲滞せしに二日を経て蘇生して曰我／死の道に趣き渺々たる曠
野をゆくに／三間四面の金堂一字あり内をうかゝひ／見れば弥陀三尊
を本尊とすとおほへ／て扶脇の二尊は巍々として左右に／立給へとも
中尊いまた見えたまはず／いふかしくおもふ処に忽然として／老僧一
人念珠手にならし此人捨身／終不墮惡道八難処亦能隨願他方／淨土と
たからかに唱へ我にむかひて汝／いふかる事なかれ此中尊は真阿弥陀
／仏なり行業不退にして誠至りし／ゆへに其果をかむする事かくのこ
とし／其期いまた至らされは扶脇のみなり／と語る又傍にあやしき柴
の庵りあり是はいかなる人のすみ家なるにや／と尋ね侍りしにあれこ
そ汝かすむへき／所そと宣ふ其時かさねて問我教外／別伝の宗をつき
見性の手段なお／さりならすいかなれば真阿にはおと／れるやと老僧
のいはく汝か行の中にこれほと／の居所も稀なり禪法のおろそかなる／
にはあらず能くす人のなきによりて／なり且汝か報命いまたつきす
我はこれ／六道能化の地藏なりと口光香潔にして／やゝ教誠をかふむ
るとおほへてよみ／かへりぬとかたる／從三位長義書之

●第六段

其後西堂幽冥のありさまを／かたらむかために誓願寺に／詣て真阿上
人に対面し座具を／のへ三拝し十念を望申されける／真阿あやしみに
なみ給へとも頻に／のそみ申されければ上人十念をそ／さつけ給ふさ

「十念寺縁起」 詞書 翻刻

凡例

- 一、 旧字・異体字等のうち、常用漢字表に相当する字があるものは、原則としてこれに改めた。
- 一、 人名等の固有名詞の旧字・異体字は、原本の表記を尊重し、そのままとした。
- 一、 原本の改行は「／」で示した。

巻上

●第一段

抑当寺開山真阿弥陀仏は後龜山法皇／の皇子にてまします龍樓鳳闕の内に／ひとゝならせ給ひ花軒香車の外に出させた／まはさる御身なりといへとも善根ひと／かたならぬ宿縁おはしましたけるにや忽に／無常をさとり給ひ嗚呼受かたき人身を／うけあひかたき仏教にあへるなど／むなしく此身を三界にうしなはんや／爰に弥陀の本願は一念十念の功により／て万機ひとしく無偏の宝国に／いたるとかやとにかくに桑門の姿とな／りて出離の要道をもとめむとひそ／かに仙門を出させ給ひ洛陽誓願寺に／参籠ましまし七日を限りて本尊に／証驗をこはせ給

ひけるに満夜の暁の至／十念善不生者不取正覺とあらたに示現／有しかは歡喜の御涙羅綾の御裾を／うるほし渴仰の御思ひ心肝に銘し／給ひ三十六の御としに御くしおろさせ／たまふふかく思ひ給ふ事なれば御弟／の御児に剃刀をあてられ給らむ御児も／諸共に方袍円頂の出薨の徒となら／せたまひけり供奉の輩御通世の／名残をおしみ奉り又ハ御こゝろさしを／感じ各袖をそぬらしける／二品(花押) 親王書之

●第二段

既桑門のすかたに御容をかへさせ／給ひ法名の二字を誰にこふへき／と二度本尊の祈誓まし／ければ／夢ともなく現ともなく如来口光を／放ちたまひて真阿弥陀仏とそよび／たまひける是即上人の発心まこ／とありて弥陀の願意をあらはし／如来の本心にかなひ給へる成へし／扱上人天性素朴にして三衣一鉢／の余りをたくはへたまはずすなはち／本堂を常座の居とさため給ひて／執持名号一心不乱といよく／万／行をさしおき称念を専とし／行業おこたりなく三業をこらし／給ふされは上公卿侍臣下頑夫／愚婦に至るまで生身の如来出現／し給ふかと化導に帰する人都／鄙にあまねく結縁の輩遠近／にみち／ぬ／右大将(花押) 書之

●第三段

爰に足利將軍家第六代普廣院／贈大相国ふかく上人の徳行をおもは／したまひ歸敬他にことにおはしければ／常に上人に謁し法義をたつね

木造深山正虎坐像 ―車僧の伝承と清水隆慶研究の現状―

山下 絵美

1. はじめに

平成30年(2018)3月30日付で京都市指定有形文化財となった木造深山正虎坐像(市川車僧保存会所有)は、制作年代について、これまで南北朝時代が有力とされてきたが、近年の調査により、江戸時代前期に活躍した仏師・初代清水隆慶の制作であることが明らかになった。本稿では、像主である深山正虎について知り得た史料を整理するとともに、近年新たな作例が報告され、その造像活動が知られつつある歴代清水隆慶研究の現状と作例を確認し、本像から見える隆慶の造像活動についてふれてみたい。

文中の引用史料の旧字・異体字は、通常の字体に改めたが、不明の文字はそのまま表記した。割書きは〔 〕内に示した。読み下しについては適宜句読点を付した。

2. これまでの深山正虎像

像主である深山正虎(生没年不詳)は、鎌倉時代の禅僧である。この名に聞き馴染みがなくとも、「車僧」のことだといえかわかる方もあるかもしれない。車僧は、謡曲「車僧」で知られ、法力をあやつる僧として現在に語り継がれている。

木造深山正虎坐像は、通常非公開である

ため、これまでほとんど取り上げられることはなかった。大正8年(1919)に京都府から発行された『京都府史蹟勝地調査報告 第一冊』には、地域の伝承とともに像の写真が掲載されている。美術工芸品の分野では、『京都の肖像彫刻』(財団法人京都府文化財保護基金発行)¹⁾刊行に際する昭和50年代実施の調査後に新たな報告はなく、ほかは近世地誌類や地名辞典の類で本像の記述が見られるのみである。また、深山正虎の肖像は、絵画・彫刻のいずれにおいても、現在のところ本像が知られるのみである。

3. 史料にみる「深山正虎」と「海生寺」

木造深山正虎坐像は、京都市右京区太秦海正寺町に所在する「車僧影堂」[図1]と呼ばれる小堂に安置され、地元の有志からなる保存会により維持・管理がはかられてきた。平成28年(2016)より京都国立博



[図1] 車僧影堂 京都市文化財保護課撮影

物館に寄託されているが、毎年9月の第一日曜日には、地元で車僧盆会が行われている²⁾。

この地にはかつて「海生寺」(現在の町名は「海正寺」の字をあてる)という寺院があったとされており、町名と影堂のみがそのおもかげを伝えている。『寺院明細帳』(明治16年<1883>)には以下の通り記されている。

京都府管下山城国葛野郡太秦村字海生寺

知恩院所轄

浄土宗

海生寺

- 一 本尊 深山禪師
- 一 由緒 不詳
- 一 建物 年月不分建物朽腐ニ付取置
- 一 境内 拾五坪 民有地第一種 但シ
高井喜右衛門借地
- 一 信徒 拾五人
- 一 京都府庁迄貳拾貳町

以上

卅九年十月廿四日明細帳削除
之件通達付録第八号五三
ニ在リ

右寺無住ニ付兼務

上京区拾四組稻葉町

勝嚴院住職

法類 長積歆瑞(印)

信徒総代

石田彦兵衛(印)

朝倉喜三郎(印)

岡田藤三郎(印)

この時点での海生寺は、深山正虎像を本尊とする浄土宗の無住寺院で、檀信徒が15名あった。兼務していた勝嚴院は現在も記載の地にあるが、海生寺に関する資料は伝来していないという³⁾。

また、『寺院明細帳』からおおよそ40年後に発行された前出『京都府史蹟勝地調査会報告 第一冊』には、以下のように報告される。

海正寺ノ「クルマゾウ」太秦村ノ内小字ヲ海正寺ト云フ所ニ一小堂アリ。土人「クルマゾウ」ト称シ之レヲ崇敬シ、堂内安置スル所ノ一木像ニ濫ニ触ル、モノハ其崇ヲ蒙ルト言ヘリ。

「クルマゾウ」ノ意、里伝明カナラズ。只五月五日ヲ以テ之レヲ祭ルハ、「クルマゾウ」ノ忌日ナリト云フ。村ノ一老人ノ言フ所、明治初年奈良ノ僧之レヲ尋ネ来リテ永年求ムル所ノモノ即チ此像ナリトテ随喜シタリト。其僧ニ就テモ亦知ル処ナシ。正面安置スル木像ハ一老僧ノ几ニ倚レルモノ、高ザ(ママ)三尺二寸五分、幅前面ニテ約二尺一寸三分アリ。モト彩色ヲ施セシ如キ痕跡ヲ認ム。其傍ニ木牌アリ。牌面刻スルニ、

当寺開山深山和尚大禪師

トアリ。其裏面ニハ墨書シテ

建武元年甲戌五月五日

トセリ。深山和尚、並ニ建武元年ノ年月ニ就テ調査中ナレドモ、未ダ得ル所ナシ。蓋シ土地ノ小字ヨリ考フルニ、此地海正寺ハ、モト海正寺ト云フ寺院ノアリシヲ久シク廢シテ其跡ヲ絶チ、其開山ノ深山和尚ノ像ト其木碑ヲ纔カニ伝ハリシ

ノミナルベシ。像ハ足利初期ノ彫刻ト認メラル。木碑記スル所ノ建武ノ年ト近キモノナラン。

ここには、像の詳細とともに、土地の人々は小堂に安置する木像を「くるまぞう」と呼びならわしていること⁴⁾、5月5日を命日としていること、建武元年(1334)銘の木造位牌があることから、室町時代の彫刻作品と目されていたことがわかる⁵⁾。

深山正虎の事績についても、存命していたであろう時代まで遡ることのできる史料を見出すことができず、近世以降の記録に頼らざるを得ない。『雍州府志』(天和2年―貞享3年〈1682―1686〉)には「海生寺」と「車僧深山正虎塔」の項があり⁶⁾、以下のように記される⁷⁾。読み下しは筆者により、白文は註6に掲載。

「海生寺」太秦の里の南、市川村に在り。開基の僧、詳らかならず。本尊は観音にして、曾て深山和尚これに住す。この僧、始め名字を称せず、また、何れの許の人と云ふことを知らず。常に破車に乗り、四衢の辺に在り。道の旁らの小竪(竪)、その欲する所に随いて、これを推し、これを輓く。里人名づけて破れ車と曰ふ。或は語るに七百歳の事を以てす。しかして自ら歴試する所を謂ふ。これに因りて、また七百歳と呼ぶ。南禅寺直翁侃に謁して大悟す。則ち剃髪して僧となる。深山、諱は正虎と号す。菴を山階山中に結ぶ。然して後にこの寺に移りて、遷化す。則ち遺像あり。相伝ふ、この像

は村人、筑紫より携へ来るなりと。今、黄檗派の僧、これを守る。

「車僧深山正虎塔」太秦の郷七村の内、市川村海生寺に在り。

以上、『雍州府志』によると、海生寺は観音菩薩を本尊とし、深山和尚が住んでいたが、はじめは何者か知れず、常に破車(壊れた車)を子どもたちに押し輓きさせて辺りを往来していた。それを人は破車、あるいは七百年前のことを昔語りすることから七百歳とも呼んだ。東福寺開山・円爾(聖一国師)の法嗣である直翁智侃(寛元3年―元亨2年〈1245―1322〉)に謁えて僧となり、深山正虎と号した。山科に庵を結び、後に海生寺に移り遷化した。遺像は筑紫から到来したと村人は伝え、今は黄檗僧がこれを守る、という。またここには塔、すなわち墓があるという。これが現在広く知られる海生寺ならびに深山正虎の情報で、その後の地誌類は、基本的にはこの内容が引き継がれる⁸⁾。

また、『雍州府志』以前の史料としては、『太秦海生寺深山正虎行状』(成立年不詳)⁹⁾・『延宝伝灯録』(延宝6年〈1678〉)¹⁰⁾・『嵯峨行程』(延宝8年〈1680〉)¹¹⁾等が挙げられる。『太秦海生寺深山正虎行状』(以下、『行状』)については、『延宝伝灯録』とほぼ同内容であること、『雍州府志』に一部が引用されていることから、これに近い時期、あるいはそれ以前の成立と考えられる。

『太秦海生寺深山正虎行状』(読み下しは筆者により、白文は註9に掲載。)

師、名氏を称せず。また何れの州人とも知らず。常に破車に乗り、四衢の道に在り。道傍の小竪(竪)、その欲する所に随い、推々(之)輓々(之)。里人これを名づけて破車と曰う。或は語るに七百歳の事を以て自ら歴試して曰う。これに因りてまた七百歳と呼ぶ。烏(鳥)窠の風を慕う。一夏筑の筥崎の松樹の上にて坐禅す。夏了りて特に往き直翁侃に謁す。侃問う、聞くに汝今夏樹の上に修禅す、是なりや否やと。師云く、是なりと。侃云く、如何なるかこれ樹上の禅と。師云く、上なり下なりと。時に楹上の蟻、行きて上下す。侃指して曰く、這うもまたよく坐禅すと。師これに頷(頷)く。侃使(便)趕出して、後に剃髪して僧となる。諱は正虎、字は深山。庵を山階の山中に結び。毎に光蔵の塔と往来す。自ら時菓を持して木像に供える。臨終の前十日、光蔵に來る。木像を礼辞しておわんぬ。謂固遊名無心曰。端午の日を以て入山して逝く。詣一衆を携え來たりて医我矣。期に臨みて石行かんと欲す。衆みな曰く、風狂之言信ずるべからずと。終に行かず。故に石また行くこと遅し。師三回門を出てこれを待つ。日三(巳)に巾(中)を過ぐ。乃ち罵^{のしつ}て言く、同門の出入、宿世冤家、吾が約に違いて言來らざるのみと。便ち袈裟を披し、草鞋を著し、拄杖を拈して坐す。持掲怡然として化す。預けて庵後に於いて喪地を占めて、自ら薪を積むこと籠の如し。石独り晡に及んで到る。巳に坐化するを見る。速ち人をして光蔵に告ぐ。衆來たりて即ち茶毘す。烟消え火滅し、骨灰無し。師誠に散聖の応

化なり。

師、直翁侃を嗣ぐ。侃、聖一国師を嗣ぐ。

『行状』には、直翁智侃と交わした問答や、僧となった深山正虎についてのその後が記されている。なお、直翁の法嗣としての記録については、『恵日山宗派図』¹²⁾に、直翁を祖とする「盛光門派」の一人として、「世称車僧 深山正虎」と名が連ねられている。

深山正虎は破車を乗り回し、「破車」または「車僧」と呼ばれ、茶毘に付された際には骨灰が消えてなくなるという、高僧を示唆する逸話が収められており、少なくとも江戸時代のはじめには、深山正虎は車僧と呼ばれ、奇僧としてのイメージが定着していたようだ。

4. 「車僧」としての伝承

謡曲「車僧」(作者不詳)[図2]では、愛宕山の天狗・太郎坊との法力くらべを主題としている。ある雪の日、車僧(ワキ)が嵯峨野を遊行していると、そこへ山伏姿



[図2] 金剛流宗家「車僧」奈良県桜井市・大神神社
春の大神祭 後宴能(平成30年4月10日)
提供：大神神社



〔図3〕『車僧ノ巻物』※主要部分を切り抜き
(成立年不詳, 京都大学附属図書館所蔵)

の天狗（前シテ）が現れ問答を仕掛けるが失敗する。その後、溝越天狗と呼ばれる小天狗（アヒ）を遣わし、車僧を魔道に誘惑しようとするも払子で打ち払われて退散する。ついに太郎坊が天狗の本体（後シテ）を現して車僧に挑む。なお車僧は泰然として動じず、太郎坊は答で車を打つが動かない。ところが車僧が払子で虚空を払うと車は動き出す。こうして太郎坊の意のままにすることはできず、「まことに奇特の車僧かな、あら尊や恐ろしや」と合唱して消え失せた¹³⁾。以上が、「車僧」の大筋である。

また、「車僧」を視覚化した絵巻物『車僧ノ巻物』（成立年不詳, 京都大学附属図書館所蔵）も伝わる〔図3〕。

5. 木造深山正虎坐像の概要

本像〔図4～13〕の概要について以下に記す。本概要は、平成26年（2014）に京都市文化財保護課が実施した調査¹⁴⁾により得たデータをもとに、その後の京都国立博物館でのファイバースコープ調査、エックス線CTスキャン調査の結果を加え、平成29年度京都市文化財保護審議会における諮問・答申を経て、一部改編・修正を加

えたものである。

〈法量（cm）〉

像高 61.7	総高(頂顎―衣裾) 96.8	
顎高 41.6	頂―顎 20.1	
面幅 12.3	耳張 16.1	
面奥 16.5	胸奥(中央) 22.3	
腹奥 26.4	肘張 45.0	膝張 51.1

〈形状〉

老相をしめす剃髪の子形像。前頭部中央をわずかにくぼませる。額に三条の皺を刻み、その左右に血管を浮かせる。眉根を寄せ、下瞼に二条、目尻に二条の皺を刻む。法令線を顎下まで巡らせ、頬のくぼみも顎下まで達する。口角から下唇にかけて皺を刻む。鼻孔をわずかに穿ち、耳孔をわずかに彫りくぼめる。首の皺と鎖骨、肋骨を表す。

大袖の衣三枚（うち二枚は白衣と直綴か）を右衽に着け、鍔袈裟を偏袒右肩に着け、さらに左前膊に四つ折にした坐具をかける。袈裟は正面で上縁を折り返し、左前膊にかけ、鍔は円形で大きく、紐を装飾的に結ぶ。裙（直綴か）は正面左寄りですぐ前に打ち合わせ、襷を作る。

頭部を前方に突き出し、椅子に趺坐する。左手は第一・三・四指を捻じ、手首に数珠をかける。右手は第一・二指を捻じ、その他の指を曲げて払子の柄を握る。

〈品質・構造〉

京都国立博物館での調査で撮影されたエックス線CTスキャン画像も参考にする以下通りである。

寄木造、針葉樹材製。彩色、玉眼嵌入。

頭部と体部を別材製とする。頭部は耳前を通る線で前後二材を矧ぎ、首柄挿しとす



〔図4〕木造深山正虎坐像 正面
※図4～16は京都国立博物館提供



〔図5〕同 左側面



〔図6〕同 背面



〔図7〕同 右側面



〔図8〕 同 面相部



〔図9〕 同 正面（付属品を含む）



〔図10〕 同 エックス線CTスキャン画像
（側面より）



〔図11〕 同（上方より）

る。頭部に内削りをほどこし、玉眼を嵌入する。体幹部は前後二材製で、両体側部に各一材を矧ぎ、各材に及んで内削りをほどこす。前面材は胸部まで彫出し、内部に棚板を設け、首柄を受ける仕様とする。両脚部に横木一材、両前膊に各一材を矧ぐ。両手首は両袖口に差し込み矧ぎとする。像底開口部に前後三枚の板を張る。

表面は錆地に白色の下地を重ね、彩色をほどこす。また各所に黒漆塗りがあり、古色仕上げとみられる箇所もある。

〈保存状態〉

後補部は、左手指先、帽子、払子、数珠、椅子。右手先は現状矧ぎ目から分離。彩色と黒漆塗りは後補の可能性もあるが、ほぼ剥落し、詳細は不明。

〈銘文〉

京都国立博物館での像内調査で撮影されたファイバースコープ画像によると以下の通り。

[底板内面墨書]

深山正虎禪師造立二世安楽

願主上月宗全

仏工祖定朝二十六葉大仏師

清水右近隆慶

[帽子裏 朱書]

安政六末年十一月

再建二付新調

払子共

高谷

[椅子背面 墨書]

明治二十四年四月吉日

京都西洞院綾小路

施主奥村栄徳

〈納入品〉

像内に木像の僧形頭部を納める。京都国立博物館での調査で撮影されたエックス線CTスキャン画像によれば、その頭部の構造は、両耳後ろを通る線で前後二材矧ぎ。玉眼嵌入。

以上のとおり、本像は等身よりやや小さめの、椅子に跏趺する、一般的な姿勢をとる頂相彫刻である。寄木造で玉眼を嵌入し、体幹部は前後に二材を矧ぎ、挿首としている。通常は帽子をかぶり、左手に数珠、右手に払子を執る姿で安置されている。背中を少し丸め、眉を寄せて口を結んだ、困ったような表情を浮かべるのが印象的で、皺の多く刻まれた面相、頭部に浮き出た血管、肉薄な頬や首元などには、実在の老僧を思わせる巧みな表現を見ることができる。裾の襷は形式的ではあるが、全体に衣文線は深く刻まれて抑揚があり、背面においては、袈裟の広がりや地付部のたまり皺まで意識が払われている。写実性に富んだ作風であることから、制作年代は没年からまもないであろう南北朝時代が有力視されてきたが、京都国立博物館でのファイバースコープ調査で像内の銘記が確認されたことにより、清水隆慶の制作であることが明らかになった¹⁵⁾。

底板内面の墨書は、冒頭が明確ではないが、上月宗全なる願主の二世の安楽を願い、「仏工祖定朝二十六葉大仏師 清水右近隆慶」が深山正虎禪師像を造立したことが一筆で、かつ帽子と椅子にある銘文とも異なる筆跡で記されている [図12・13]。

上月宗全が、海生寺や深山正虎とどのような関係にある人物なのかを知ることはできなかったが、隆慶はこの人物からの依頼を受け、深山正虎像を制作したと思われる。

また、挿首を抜きとり覗き込んだ像内には、僧形らしき頭頂部が確認できるものの、これまで全容を確認することができなかったが、エックス線CTスキャン調査により、僧形頭部が納入されていることが確認され、その壮年を思わせる面相や、前後二材を矧ぎ、玉眼を嵌入する構造までもが明らかになった〔図10・11〕。

ほか、帽子と払子は安政6年(1859)11月、おそらくは影堂の再建時に、高谷氏により新調されたこと、椅子は明治24年(1891)に、京都西洞院綾小路の奥村栄徳氏により寄進されたことが記されており、像本体の補修のみならず、影堂や持物などの再建、新調が重ねられてきたことがわかる¹⁶⁾。

6. 歴代清水隆慶とその作例

―深山正虎像の制作年代―

清水隆慶は、江戸時代に京都を拠点に活躍した仏師である。延享2年(1745)刊行の『改正増補 京羽二重大全 三』では、「建仁寺町松原下ル 法眼隆慶」とあり、後述の隆慶歴代作品の銘文にも「仏工京建仁寺町五条」〔文末一覧表No.19(以下、表19などと示す)]・「京都建仁寺五条上ル」〔表36]などとあることから、建仁寺の南側、五条通と松原通のあいだに工房を構えていたようである。杉山二郎氏による調査・研究からは、伝存作品はじめ位牌・過去帳写などの資料が見出され、作品の制作年代やその作風もあわせて、四代にわたる活動が推定された¹⁷⁾。

隆慶在銘作品のなかで最もよく知られるのは、街ゆく人々をいきいきとあらわした、初代隆慶(万治2年―享保17年<1659―1732>)の手になる群像作品「百



〔図12〕 同 底板内面墨書(部分)1



〔図13〕 同 底板内面墨書(部分)2



〔図14〕初代清水隆慶作「百人一衆」個人蔵

人一衆」（享保2年〈1717〉）〔表18・図14〕である¹⁸⁾。像高約5～6cmの、鮮やかに彩色された人形103体を6段の棚に並べている。平成20年（2008）に京都国立博物館で開催された新春特集陳列「仏師清水隆慶 ―老いらくのてんごう―」では、「百人一衆」をはじめとした作品が紹介され、その後、浅湫毅氏が新出作品について詳細を報告している¹⁹⁾。

また、清水隆慶の名は、奈良県生駒市の宝山寺を開いた湛海（寛永6年―享保元年〈1629―1716〉）の造像活動に関わったことにより広く知られている。奈良・華嚴宗元興寺木造不動明王坐像（元禄9年〈1696〉）には、次のような銘文がのこる。

〈光背裏面墨書〉

奉新造大聖不動明王一尊二世之求願／于時元禄九丙子年七月十八日般若窟法山律師開眼也／則本尊之図採色等律師指図也其外御手伝エ／作者京都大仏師清水隆慶造料金子五両三步也／後代当坊可為本尊

者也／東大寺上之坊／俊雅大／春秋／廿八歳

これによれば、像は湛海が図様や彩色を「京都大仏師隆慶」に指図して制作されたことがわかる。湛海に関わる作品で、隆慶とみられる人物が記された銘文は、本作が知られるのみであるが、隆慶の関与が推定される湛海作品は複数指摘されており、うち奈良・宝山寺厨子入五大明王像（元禄14年〈1701〉、重要文化財）〔表7〕などは、近世を代表する仏像彫刻として評価されている。

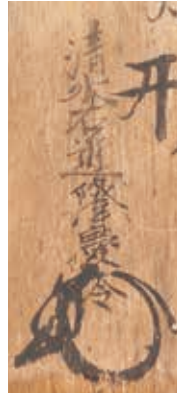
本稿では、先行研究により隆慶の関与が推定される湛海作品、または隆慶在銘作品をあわせて一覧表にし、歴代隆慶作品の通覧を試みた。湛海作とされながらも、隆慶の制作や関与が推定されるものを全て含めると36例が確認でき、うち隆慶単独の作例は22例挙げることができた。隆慶の単独作例については、これまで湛海が没した享保元年（1716）以降にあらわれるとされてきたが²⁰⁾、髑髏（元禄2〈1689〉）〔表1、図15・16〕や、竹翁坐像（宝永3―7〈1706―1710〉）などの湛海存命中の制作と思われる単独作例が確認されたことにより、湛海に関連する造像活動と並行した、隆慶独自の活動が見えてくることになる。

7. 深山正虎像の制作年代

隆慶の作例は、像高30cm前後の小像が多く、江戸期における一町仏師の仕事として語られることも多いが、じつに幅広い題



〔図15〕初代清水隆慶作「髑髏」個人蔵



〔図16〕同 箱蓋裏墨書

材を手がけ、生気に満ちた造形に仕上がっている。ただし、歴代の作例を通覧するに、また浅湫氏が指摘するように²¹⁾、とくに二代目以降と思われる作例には少々硬さを感じられ、どちらかといえば人形としての高い完成度を見るようにも思う。そのなかにあって、深山正虎像は、等身に近い大きさであり、仏像を含めた多様な作例をのこす初代隆慶に通じる作風が看取される。また、深山正虎像の銘記に見られる「右近」を名乗る作例は、前出「髑髏」の箱書のほかに確認できない現状を合わせると、正虎像は初代隆慶の制作であることが推定される。初代隆慶は、宝山寺諸仏の制作で培った確かな技術を基礎とした、柔軟な制作活動を展開していくようである。

8. 宝山湛海と院達・清水隆慶

湛海に關与した清水隆慶の活動について、新田義円氏は「宝山寺側には、清水隆慶が湛海の彫刻上の師匠であり且つ仏道の

上では彼の弟子であつたという伝えがあつて、現に同寺本堂にある地藏菩薩像や、開山堂の湛海像は隆慶の作とされて来た」²²⁾と述べる一方で、「勿論これを確認すべきものはないが、この度の小林剛博士などによる湛海調査²³⁾に際しても清水隆慶の名は、ついに見ることができなかった」としている。田辺三郎助氏も、奈良・法隆寺西円堂木造不動明王坐像を、元興寺像および大阪・玉泉寺木造不動明王坐像と比較し、湛海・隆慶の共作であると推定したうえで、「こうしたいわば他所への注文制作には、隆慶は一切名をあらわさなかったように思える」とする²⁴⁾。ただし杉山二郎氏は、「宝山寺の文書のなかに、湛海和尚と隆慶を結びつける、年次不明の書信」について報告されている²⁵⁾。

(前略)

八月十四日 重長(花押)

妙道律師様

孝仙律師様

戒幢律師様

〈追而書〉

尚々荒神尊之儀先頃／使于立慶江遣シ候
所ニ未出来不被成候／出来次第此方江立
慶より御座候筈ニ／御座候忝千太郎弥々
快御座候生れ付／ひわずニ御座候間堅固
ニ罷成候様ニ常々／御祈願奉願候以上

杉山氏は、本書が荒神尊造立に関する内容で、「立慶」がおそらく隆慶だろうと推測された。年代不明ながら、何らかの糸口となる可能性はある。

また、湛海の造像活動に関与し、作例にも確実に名をのこす仏師に院達がいる。宝山寺奥院境内の光明院本尊であった、大阪・松林寺木造不動明王坐像は、光背の陰刻銘によれば、貞享2年(1685)、中尊は湛海と「太(ママ)宮方末孫法橋院達」、二童子像を同じく院達が制作している²⁶⁾。また宝山寺般若窟本尊の銅造弥勒菩薩坐像は、光背銘によれば、天和2年(1682)、「大宮方大仏師法橋院達」が制作している。前者の銘文には、院達は湛海の7歳年上で旧友とあるから、長きにわたる親交のなかで、宝山寺諸像の制作にも携わったのだろう。湛海に関する仏像彫刻は、高橋平明氏により詳しく報告されており²⁷⁾、氏は宝山寺にのこる湛海作の諸仏を、湛海の関観²⁸⁾(貞享3-5年<1686-1688>、元禄元-4年<1688-1691>)を境に前・後期湛海様として分類することができ、前期には院達、後期には隆慶が関わっていることを示唆されている。また、院達から隆慶への交代については、「宝山寺中興に関係する主要な造像は、貞享2年(1685)頃まで

にほぼ一段落」していること、または院達の高齢によるものと述べられている。貞享2年段階で湛海は57歳、院達は64歳、隆慶は湛海の10歳年下と思われるので47歳であったと推定される。

また院達は、京都市内の寺院にも多くの肖像彫刻をのこす吉野右京と同一であることが長谷洋一氏により提示されている²⁹⁾。吉野右京は「洛陽大宮方上之大仏師」などの肩書きがあり、藤原種久、藤原種次などとも称し、京都上京の一条室町福長町に居住していたことが、京都・妙心寺衡梅院木造雪江禅師坐像などの銘文から知られる。一方、埼玉・密蔵院十二神将像のうち、院達が制作した丑神将像の左足柄墨書銘に「洛陽大宮方上之／大仏師右京入道／法橋院達作／上京室町福長町／居住／延宝八年／申三月吉日」とあり、院達もまた右京を名乗り、□一条室町福長町に居住していることがわかる。京都・真如寺木造高德院坐像にも「洛陽大宮方之正統上之大仏師右京／法橋院達」との銘記があるとされることから、吉野右京と院達が同一である可能性は高い。

では、院達と清水隆慶にはどのような関係があったのであろうか。京都を離れ、湛海のもとで造像活動に従事した両者を結びつける史料や作品は、現在のところ確認されておらず、あるいは師弟関係があるとするれば、両者の現存作例を検討していく必要があり、今後の課題としたい。

9. 深山正虎像および歴代清水 隆慶作品における課題

エックス線CTスキャン画像により判明した、深山正虎像に納入された頭部像は、頭頂を尖らせたような独特の内割り面が互いに共通することから、正虎像と同時に制作されたと思われる。また、顔立ちは正虎像とはちがい壮年の相を示しており、正虎像とは挿首の仕口も異なるようで、納入の意図は不明である。像内に別の頭部が納入された例としては、京都・建仁寺西来院の木造蘭溪道隆坐像の内部に、蘭溪道隆とみられる古い頭部が納入されていることが挙げられる。これは、当初像の頭部を再興像に納入したことが推測されるが、果たして正虎像もそうであろうか。上月宗全なる願主、あるいは安楽を願う二世を模刻した頭部などとも考えられるが想像の域を出ない。いかなる理由で鎌倉時代の禅僧の肖像彫刻がこの時期に制作されたのか、願主がいかなる人物なのか、造像経緯には不明な点が多く、解明はひきつづきの課題としたい。

また、清水隆慶の作例は今後も発見されることが予想される。院達との関係についても、作例を比較することで考察していきたい。

おわりに

海生寺の廃絶後も、長らく地元の人々により守り伝えられてきた深山正虎像は、鎌倉彫刻の写実性を踏襲した、近世における肖像彫刻のありようを示す、すぐれた作例

として評価することができる。また、清水隆慶の幅広い制作活動、ひいては時代の求めに応じた近世仏師の制作活動を示す資料であるとともに、深山正虎に関する数少ない歴史的資料としても貴重である。

江戸時代はじめ、度重なる戦乱により荒廃した寺院の復興や整備が進むなか、仏師はそれにともなう仏像や肖像等の修復・新造に従事する。そうしたなかで優れた近世彫刻作品も多く制作され、吉野右京もそれを担ったひとりである。この時代、清水隆慶はどのような活路を見出し、系譜をつないだのか。深山正虎坐像はその一端を知ることのできる、初代隆慶制作の頂相彫刻である。

註

- 1) 本書は、昭和50年(1975)から同52年にかけて、京都市内の肖像彫刻の総合調査を実施したその成果で、総計171点におよぶ肖像彫刻が収められている。調査員は清水善三氏(京都大学文学部助教授・当時)・宮島新一氏(京都国立博物館技官・当時)・若杉準治氏(京都府教育庁文化財保護課技師・当時)。
- 2) この一帯は、近世では太秦郷市川村とされ、その歴史については『史料 京都の歴史』第14巻 右京区(平凡社、平成6年)でふれられている。本像を所有する市川車僧保存会は、旧市川村住民の有志からなる。この地区は木嶋神社(蚕ノ社)の氏子地域であり、かつ春日神社の剣鉾を護持する。
- 3) 勝巖院現住職によると、『寺院明細帳』に見られる当時の住職・長積歆瑞氏は第19代の住

職（現在は第23代）であるが、海生寺については特に聞き伝えがないとのことだった。

- 4) 「車僧」の読み方については『京都府史蹟勝地調査会報告 第一冊』（京都府、大正8年）の記述、および『能楽大事典』（筑摩書房、平成24年）等に準拠し、「くるまぞう」としたが、「くるまそう」（『京羽二重』〈貞享2年／1685〉、『都名所図会』〈安永9年／1780〉、下中邦彦編・発行『京都市の地名』〈昭和54年第1版1刷〉など）とする文献もある。なお、地元では「くるまそうさん」または「くるまんさん」と呼ばれ、親しまれている。

- 5) 位牌については、『塵添塏囊鈔』は北条時頼の回国のころ、すでに存在したとしているが、『鹿苑院殿葬記』に応永15年（1408）に義満の位牌がつくられたという記事がたしかである。（『国史大辞典』平成7年第1版第8刷）、または「位牌は中世に禅宗とともに入ってきたもので、義堂周信の『空華日用工夫略集』1371年（応安4）12月30日条にも、位牌は宋から伝えられたもので、昔は日本になかったとの記述がある。」（吉川弘文館『日本民俗大辞典』平成11年1版）などとおることから、建武元年（1334）当初のものとは考えにくい。

- 6) 『雍州府誌』『海生寺』項は、新修京都叢書刊行会編著『新修 京都叢書』第10巻（臨川書店、昭和51年再版）、313頁収載。「車僧深山正虎塔」項は同書798頁収載。

「海生寺」在太秦里南市川村開基僧不詳。本尊観音而曾深山和尚住之。此僧始不称名字又不知何許人。常乗破車在四衢辺道旁小竪随其所欲而推之輓之里人名曰破車。或語以七百歳事而自謂所歴試因茲又呼七百歳。謁南禅寺直翁侃大悟。則剃髮為僧号深山諱正虎。結菴于山階山中然後移此寺而遷化。則有遺像相伝此像村人自筑紫携来也。今黄檗派僧之守。

「車僧深山正虎塔」在太秦郷七村内市川村海生寺

- 7) 立川美彦編『訓読 雍州府志』（臨川書店、平成9年）参照

- 8) 新修京都叢書刊行会編著『新修 京都叢書』（臨

川書店、昭和51年再版）に収載される、おもな近世地誌類における「海生寺」項を下記にまとめた。『山城名勝志』、『山城名跡志』、『山城名跡巡行志』の読み下しは筆者による。

『京羽二重』織留巻之五（『新修 京都叢書』第2巻、486頁）

「車僧塔」太秦の郷七村のうち市川村海生寺にあり。この僧名もしれず又いづくの人といふ事をしらず。つねに破車にのりて心のいたる所にゆく。これ故に民人やぶれ車と云う。また七百歳以前の事をみづからよく歴試す。これに依て七百歳とも名付ぬ。南禅寺の直翁にまみへて大悟し、剃髪し僧となれり。また山科山中に小庵をむすび住しが後この寺に歸りて遷化すと云々。

『山城名勝志』巻之十（宝永2年〈1705〉）（『新修 京都叢書』第13巻、518頁）

「海生寺」〔広隆寺南市川村に在り。本尊ならびに開基深山和尚像有り。世に車僧寺と謂う。〕海生寺は開山深山和尚行状に云わく、師名氏をいはず。また何れの許の人と云ふことを知らず。常に破車に乗て四衢の道に在り。道の傍の小竪（竪）、その欲する所に随いてこれを推しこれを輓く。里人これを名づけて破車と曰ふ。或いは語るに七百歳の事を以てす。しかも自ら歴試す。これに因りてまた七百歳と呼ぶ。鳥窠の風を慕いて一夏筑の筥崎の松樹の上に座禅す。夏了りて特に往て直翁侃に謁すと云々。後に祝（剃）髪して僧となる。諱は正虎、字は深山。菴を山階の山中に結ぶ。〔師、直翁智侃を嗣ぐ。侃、聖一国師を嗣ぐ。〕

『山州名跡志』巻之八（正徳元年〈1711〉）（『新修 京都叢書』第15巻、259頁）

「海生寺」太秦の南、市河村にあり。今は草庵、西向。宗旨、禅。開基、深山。深山の影堂、同所西向に在り。深山行状の記に曰く、師、名氏を称せず。また何れの許の人と云ふことを知らず。常に破車に乗て四衢の道に在り。道傍の小竪（竪）、その欲する所に随いて、これを推す。里人これを名づけて破車と曰ふ。或いは語るに七百歳の事を以てす。しかも自ら歴試す。これに因り

てまた七百歳と呼ぶ。鳥巢の風を慕ふ〔道林禪師なり〕。一夏筑の宮崎の松樹の上に座禪す。夏了りて特に往て直翁侃に謁す。侃問ふ、聞く汝今夏樹の上に禪を修すと。是なりや否や。師の曰く、是なり。侃の曰く、如何なるかこれ樹上の禪。師の曰く、上なり下なりと。時に楹上に蟻行いて上下す。侃指して曰く、這うもまたよく座禪すと。師これを頷く。侃便ち趕い出す。後に於て剃髪して僧となる。諱は正虎、字は深山。庵を山階の山中に結んで毎に光藏の塔に往来す。自ら時果を持して木像に供す。臨終の前十日に光藏に来て木像を礼辞し、訖て石無心に謂って曰く、端午の日を以て山に入り去らん。一衆を携へ来て我を送れと。期に臨みて石行かんと欲す。衆みな曰ふ風狂の言信すべからずと云て行かずして已む。石もまた行くこと遅し。師、三回門に出てこれを待つ。日已に中を過ぐ。乃の詈って言く、同門に出入する宿世の冤家なり。吾が物言に違いて来らざるのみと。便ち袈裟を披し、草鞋を着け、桂杖を拓し、特楊に座して怡然として化す。預して庵後に於て喪地を占めて自ら薪を積むこと龕の如し。石独り晡に及んで到る。已に座化するを見て速やかに人をして光藏の衆に告げて来らしめて即ち茶毘す。烟消し火滅して骨灰無し。師は誠に散聖の応化なるか。已上。

『山城名跡巡行志』第四（宝暦4年〈1754〉）
（『新修 京都叢書』第22巻，403頁）

「海生寺」同村（前出市河〈ママ〉村）に在り。今草庵なり。西向。禅宗。開基深山。

深山の影堂同所にあり。世の人車僧と云う。常に破車に乗りその欲する所に随いてこれを推す。里人これを名づけて破車と曰う。語るに七百歳の事を以てす。これに因りまた七百歳と呼ぶ。

『都名所図会』巻四（安永9年〈1780〉）（『新修 京都叢書』第6巻，428頁）

「海生寺」太秦の南竹林の中にあり。今は草庵にて開山深山禪師の像を安置す。木像にして三尺ばかり椅子に座し扠子を持つ。こ

の僧何れの姓の人といふ事を知らず。常に破れ車に乗して四衢を往来す。世の人呼びて車僧といふ。また七百歳の年歴の事を語る故に名を七百歳とも称すとなん。

9) 「太秦海生寺開山深山和尚行状」（『続群書類従』第九輯上，巻第二二九〈続群書類従完成会発行『続群書類従』昭和5年，397頁〉）

師不称名氏。又不知何州人。常乗破車。在四衢道。道傍小墅。随其所欲。推々輓々。里人名之破車。或語以七百歳事而曰自歴試。因茲亦七百歳焉。慕鳥窠之風。一夏坐禪於筑之宮崎松樹上。夏了特往謁直翁侃。侃問。聞汝今夏樹上修禪。是否。師云。是。侃云。如何是樹上禪。師云。上也下也。時楹上蟻行上下。侃指曰。這個亦能坐禪。師頷之。侃使趕出而後剃髮為僧。諱正虎。字深山。結庵于山階山中。每往来光藏之塔。自持時菓供木像矣。臨終之前十日来光藏。礼辞木像訖。謂固遊名無心曰。以端午日入山而逝。詣携一衆来医我矣。臨期。石欲行。衆咸曰。風狂之言不可信焉。終不行。故石亦行遲。氏三回出門待之。日三過巾。乃罵言。同門出入。宿世冤家。違吾約言不来耳。便披袈裟著草鞋。拈拄杖坐。持掲怡然而化。預於庵後占喪地。而自積薪如龕矣。石独及晡到。已見坐化。速令人告光藏。衆来即茶毘。烟消火滅。無骨灰矣。師誠散聖應化矣。師嗣直翁侃。侃嗣聖一國師。

10) 『延宝伝灯録』（延宝6年〈1678〉）は、妙心寺派の僧・元元師蛮が先述した伝記（仏書刊行会編『大日本仏教全書』第108冊 延宝伝灯録第一〈名著普及会，昭和54年〉176頁）。読み下しは筆者による。

『延宝伝灯録』巻第十一

深山正虎禪師。その出る所を知らず。また名氏を称せず。常に破車に乗り四衢の道に遊ぶ。群兒推し輓き、その行く所に随う。よく七百年の事を語りて曰う。自ら歴覧す。俗に称して車僧と曰う。また七百歳と呼ぶ。一夏筑の宮崎に在り、松樹の上に坐禪す。夏畢りて直翁を見す。翁問う、今夏樹上に修禪すと是なりや否やと。師曰く、不敢と。翁曰く、如何なるかこれ樹上の禪

と。師曰く、上なり下なりと。時に行く蟻、面前の楹を上下す。翁指して曰く、這うもまたよく修禪すと。師点首す。翁便ち趣出す。後に剃度して僧となり、始めて今の名を称す。直翁の滅後は城西の海上寺に寓処す。また山階の山中に庵を結び、毎に光明藏院〔直翁塔所〕を往来す。時果を持して真前に供え、一日来たりて真に拝しおわんぬ。無心石公謂て曰く、我れ端午の日に行脚して去ると。一衆を携えて来たりて送り行え。心許諾す。師庵に帰りて自ら葬地を定め薪を積むこと龕の如し。期に至りて無心まさに行かんとす。衆みな曰く、風頗の言、信ずるに足らざるなりと。心また果たさず。師三四回門を出てこれを待つ。日已に中を過ぐ。師罵って曰く、同門に出入する宿世の冤家。なんすれぞ約に違わんやと。便ち袈裟を披し、屨鞋を著け、拄杖を横にして榻に憑みて化す。心晡に及びて独り到る。已に坐化するを見る。速やかに一衆に告げて法の如く荼毘す。薪尽きて火滅するも骨灰共に失せる。蓋し散聖の応化なり。

- 11) 『嵯峨行程』は、『近畿歴覧記』延宝8年(1680)記に収載(新修京都叢書刊行会編著『新修 京都叢書』第12巻, 臨川書店, 昭和51年再版, 45頁)
車僧ハ、南禅寺派下ノ僧ニテ、深山正虎ト号ス、常ニ小車ニ乗テ往来ス、世ニ称車僧、今太秦広隆寺南門ノ前、市川村海生寺ニ、塔并ニ木像アリ
- 12) 守撰。文政4年(1821)成立。本史料については石川登志雄氏・日種真子氏からご教示を得た。
- 13) 観世左近訂正著『車僧』(檜書店, 昭和60年)参照。
- 14) 平成26年10月30日実施。調査場所は車僧影堂, 調査者は藤岡穰・浅見龍介・李鎮榮・高志緑・鏡山智子・橋本遼太・浜野真由美・安井雅恵, 撮影者は岡田愛(敬称略)。
- 15) ファイバースコープ調査は平成27年9月17日, 京都国立博物館にて実施。エックス線CTスキャン調査は平成27年12月3日, 同館

にて実施。

- 16) 平成26年8月7日に実施した, 京都市文化財保護課による聞き取り調査によると, 車僧影堂は昭和40年代にも改築されている。
- 17) 杉山二郎「清水隆慶について」(大和文化研究会編・発行『大和文化研究』5巻5号, 昭和35年), 「清水隆慶遺聞」(東京国立博物館『MUSEUM』191号, 昭和42年), いずれも同著『日本彫刻史研究法』(東京美術, 平成3年)に再録

歴代清水隆慶の生没年は以下の通り

初代隆慶

生没年: 万治2年―享保17年11月
(1659―1732)

戒名: 麟岡舎隆栄居士

二代隆慶

生没年: 享保14年―寛政7年
(1729―1795)

戒名: 孤巖隆恭居士

三代隆慶

生没年: 不詳―文化2年(1805)

戒名: 観室隆円居士

四代隆慶

生没年: 不詳―安政4年(1857)

戒名: 道空妙行信士

なお, 初代と二代の血縁関係であるが, 二代隆慶は初代が71歳の時に生まれていること, また位牌の銘文「麟岡(初代隆慶)子ノ弟子主膳ニ習テ妙手ヲ究ム」[表31]とあることなどから, 杉山氏は父子の関係ではないと推測されている。

- 18) 註17ならびに, 切畑健「清水隆慶と「百人一衆」(日本美術工芸社『日本美術工芸』第323号, 昭和40年)に詳しい。
- 19) 浅湫毅「新出の清水隆慶作品 ―近世彫刻の諸相4―」(京都国立博物館『学叢』第34号, 平成24年)。また, 猪飼祥夫「清水隆慶作「髑髏」の経穴」(同)では, 後述「髑髏」を解剖学的観点から考察している。
- 20) 註17
- 21) 註19
- 22) 新田義円「松林寺の不動三尊について」(大和文化研究会『大和文化研究』第10巻1号,

昭和40年)

- 23) 小林剛編『宝山湛海伝記史料集成』・『宝山湛海伝記史料集成 附図』(開祖湛海和尚第250回遠忌事務局, 昭和39年)
- 24) 田邊三郎助「湛海律師の肖像と不動明王像」(『寶山湛海律師三百年遠忌記念 湛海律師の祈り』生駒山寶山寺, 平成27年)
- 25) 註17「清水隆慶遺聞」
- 26) 松林寺護摩堂安置の木造不動明王坐像光背陰刻銘(註27から引用)「貞享二乙丑年八月日／当不動明王三尊予為持念奉造立令奥院安座／於是太宮方末孫法橋院達者予旧友故一夏当山來住／令受八戒中尊予共彫刻二童子達全作也生年六十四／予五十七歳 宝山湛海」
- 27) 高橋平明「宝山湛海律師関係の仏像彫刻について」(追手門学院大学『Musa:博物館学芸員課程年報』8, 平成6年)
- 28) 「閑観」は湛海筆『靈感記』で繰り返し用いられているが, 新田氏によれば閑閑と同意。閑閑とは, 「世務を絶ち室内に閉居して道業・惠業の成就に精進するもの」(『望月佛教大辞典 第10巻 補遺Ⅱ』世界聖典刊行協会, 昭和38年)
- 29) 長谷洋一「吉野右京についての覚書」(『関西大学博物館紀要』12, 平成18年)

謝辞

本像の調査・指定および本稿執筆にあたりご指導, ご協力, ご助言くださいました, 市川車僧保存会会長・石田治様, 藤岡穰先生はじめ諸学生の皆様, 浅見龍介先生, 根立研介先生, 浅湫毅先生, 井上一稔先生はじめ諸学生の皆様, 井上幸治氏に, 末筆ながら記して御礼を申し上げます。

やました えみ
山下 絵美 (文化財保護課 文化財保護技師 (美術工芸品担当))

清水隆慶が関与すると推定される湛海作品および清水隆慶作品一覧

No.	作者	制作年 (西暦)	伝来	作品名	銘文・墨書等	推定年齢(歳) 隆慶	法量 (cm)	品質・構造	所蔵〈所在地〉	備考	図版 掲載	典拠	
1	初代隆慶	元禄 2 (1689)	個人	髷髻	箱底面墨書「元禄第二己巳／一刻千金陽天／花朝中旬隆慶／作重天骸骨形／清水右近隆慶令(花押)」。箱蓋裏墨書「髷髻□□都何全／野文付□□可看／比較山僧持手上／質形見野髻人間／玉笠」	31	最大長 20.5	木造・彩色	個人〈京都国立博物館〉		ク	ク	
2	初代隆慶	—	京都・海生寺	木造深山正虎坐像	底板内面墨書「國因正虎神師造立二世安樂・願主上月宗全(仏工粗定朝二十六葉大仏師／清水右近隆慶)」	不詳	61.7	寄木造・彩色・玉眼	市川庫僧保存会 〈京都国立博物館〉	京都市指定	本稿	本稿	
3	湛海・初代隆慶	元禄 9 (1696)	華嚴宗元興寺(塔跡)	木造不動明王坐像	光背裏面墨書「奉新造大聖不動明王一尊・二世之求願／于時元禄九丙子年七月十八日般若密法山(律師)開眼也／則本尊之図彩色等(律師)指図也其外御手伝云／作者京都大仏師清水隆慶造料金五兩三歩也／後代出所可為本尊者也・東大寺上之坊・俊雅大／春秋／廿八歳)」	38	68	51.4	木造・彩色	奈良・元興寺(塔跡)	オケ	オケケ	
4	—	湛海 (1696)	大阪・玉泉寺	木造不動明王坐像	像底銘「和般若密法山法師彫刻之并／奉開眼多田院中之坊尊忍／令爾与之者也／元禄九丙子年十一月廿八日)」	38	68	55.4	木造・彩色	大阪府指定	カケ	カケ	
5	—	湛海 (1699)	京都・愛宕山威徳院	木造不動明王坐像	厨子背面朱書「和之馬竊般若密法山(律師)造施人間草衣断殺不／服一食而足不出山者廿有余年修十萬枝壽牌十／度修八十枝不知幾許日日誦慈教呪精練藏教不／能屈指也又妙図尽奇觀形彩愛宕威徳院委延／開眼久仰德壽慕其巧指憑余之造賜不動尊因／山自彫刻之点眼之而充其望耳洛西比丘妙弁拜書／元禄己卯之冬弘成道日)」	41	71	2寸8分 厨子高9寸	木造・彩色	個人カ	ウ	ウオケ	
6	—	湛海 (1701)	和歌山・地蔵寺	木造不動明王坐像	光背裏面銘「願主宛宝／生駒山宝山比丘自作」。台座裏面銘「元禄十四年／十月吉日」	43	73	8.5	木造・彩色・観金	和歌山・地蔵寺		カケ	
7	—	湛海 (1701)	奈良・宝山寺	厨子入五大明王像	不動像腰裏墨書「御彫刻五大明王至／刻中尊不識眞節当／于時中思法爾開眼明王／不思識之神力也斯滅眞／実法身出現之尊体矣可／貴可自由是自手義彩功／畢余今歳七十有三修八万／枝一ヶ度十萬枝十二ヶ度／八千枝八ヶ度一万枝廿二ヶ／度誦慈教呪廿／億五百／十方返余日課不具記／焉／元禄十四辛巳年十月十八日／宝山湛海」。厨子扉朱書「此五大尊以赤椿樹御衣彫刻者也至刻中央不動明王不違有節自然成開御目黒玉／法爾唯斯誠明王不思識神力所為也思之可謂眞実法身出現尊体矣不可有不／仰不可有不眞由是自手莊彩等功畢為後世信敬記錄之者也／于時元禄十四年辛巳年十月十八日 宝山湛海七十三歳」	43	73	中尊5寸7分 厨子高6寸7分	木造・彩色	奈良・宝山寺聖天堂	重要文化財	ウオ	ウオケ
8	—	湛海 (1702)	奈良・法隆寺密藏院	木造不動明王坐像	台座背面朱書「学園院聖空律師者予密法相承／之寶藏而伝授三西野之三流空平生動三密／之行業習願一万枝之壽牌供給箇度依是／願求予於不動明王之尊容即等身之本／尊及二童子共二自作與之毎年勤修而給願／度成就畢且又予春秋二箇度之拾万枝二万／枝之壽牌供之助法持三箇年之間一度不／欠又空再興密藏院予感件之深志再手／作当尊并座光以合安置後院予吃願／明王加被而早令得無上菩提互期速下／生之再会者也／元禄十五年四月二日／宝山湛海七十四歳」	44	74	1尺8寸1分	木造・彩色	奈良・法隆寺西門堂		ウケ	ウオケ
9	—	湛海 (1702)	大阪・千手寺	厨子入不動明王立像	厨子背面金泥書「和州生駒山般若密法山寺／中興持明大沙門宝山湛海／和尚自所彫刻眼本尊也／元禄十五年五月三日」	44	74	1寸8分5厘(56) 厨子高3寸7分	木造・彩色		ウ	ウオケ	
10	初代隆慶	宝永 3・7 (1706-10)	個人	竹筒坐像	箱蓋表書「八九枝」。付属冊子裏書「早今年七十餘日二とせのはるにむかひ／八九の杖つき納め我ながら齡めてたく／おもほゆれば若きあからしめたふも／またはこの巻八曲の門口にとて編る／れは八曲九曲五老か狂歌年の歌かれこれ／よせなぞへて題号を八九枝とことふく／而已 竹筒／宝永三戌正月吉祥日好澄(花押)／栄竹老」	48-52	78-82	16.0	おもに木造・彩色	個人〈京都国立博物館〉	ク	ク	
11	—	湛海 (1708)	奈良・宝山寺	厨子入不動明王半跏像 并二童子像	厨子背面金泥書「奉造建不動尊 宝山湛海八十歳」	50	80	中尊1寸8分 厨子高4寸8分	木造・彩色	奈良・宝山寺	ウ	ウケ	
12	—	湛海 (1709)	東山天皇持仏堂本尊	木造不動明王立像 木造聖観音立像 木造地藏菩薩立像	不動明王像光背背面金泥書「大聖不動明王 宝山湛海自作／宝永六己丑歳十二月七日三尊開眼供養共畢」。聖観音像光背背面金泥書「正観自在菩薩 宝山湛海自作／宝永己丑歳十二月七日三尊開眼供養共畢」。地藏菩薩像光背背面金泥書「地藏菩薩 宝山湛海自作／宝永六己丑歳十二月七日三尊開眼供養共畢」	51	81	寸8分、聖観音像1尺9寸7分、地藏菩薩像1尺4寸1分	奈良・宝山寺		ウオ	ウオ	

No.	作者	制作年 (西暦)	伝来	作品名	銘文・墨書等	推定年輪(歳) 隆慶	法量 (cm)	品質・構造	所蔵(所在地)	備考	図版 掲載
13	—	宝永 8 (1711)	三重・正源寺	木造阿弥陀如来立像	寄附状「阿弥陀如来立像二尺五寸一匁/有可為正源寺常住本尊也唯/願因此功德過去七世及現在/父母遊刀品淨刹乃至法界含/識遍証菩提一願一礼頂預/弘緣一念十輪共到菩提矣/彫刻諸師皆勲作/量/宝永八龍輦辛卯四月布酒星日/和州平群郡生駒般若觀/施捨宝山湛海(印二)/勢州安濃郡一色村/正源寺現住幸円師房/諸師郡中」	53	2 尺 7 寸 6 分	木造・漆箔	三重・正源寺	ウ	ウケ
14	—	正徳 2 (1712)	大坂・地藏堂	木造不動明王立像 木造足沙門天立像	河州間阪子安地蔵堂縁記「(前略)世かへり年移り、時の不祥にあひ、いつしか聖宇瓦墓も零落し、漸く本尊のミ草庵の中庭芥に埋れましませば、信仰の入まありて、嗚呼惜ひかな、霊尊を知らずして掘置こと、愚癡の致す可なり、縁に所謂伏藏を知らず、貧里に汚濁するとは成なり、今則本尊を修飾し、且不動足沙門の同隣土を手つから還置して、堂宮廟ともに建立せんと、且あらずして悉く成弁あり、親多の比丘僧沙弥、供養の法用呵喝にて、速近その願え雷の響に同じ、貴賤語る事絶無たり、(中略)于時寶保三癸亥年三月/地藏院/現住沙門蔡円智親/謹言」	54	不動明王像 2 尺 6 寸 5 分、足沙門天像 2 尺 8 寸 2 分	木造・彩色	大坂・地藏堂	ウ	ウオ
15	—	正徳 5 (1715)	三重・個人	木造阿弥陀如来坐像	光背背面刻銘「奉彫刻開眼/阿弥陀如来尊像/和州生馬般若當住/宝山湛海/正徳五歲乙未/十月十五日/勢州安濃郡一色村/山田外記撰與之」	57	7 寸 2 分	木造・漆箔	奈良・宝山寺	ウ	イケ
16	—	不詳	奈良・唐招提寺	木造不動明王坐像	—	—	—	木造・彩色	奈良・唐招提寺	ウ	オ
17	—	不詳	奈良・法華寺	木造不動明王坐像	—	—	—	木造・彩色	奈良・法華寺	ウ	オ
18	初代隆慶	享保 2 (1717)	個人	百人衆	付属文書「享保二のとし長月のなかき夜/老の枕覺て起居て虫の声々/淋しく建仁の鐘津久々々々と思ふ事/千々に參して花路の中に行かふ/人の風俗それれ々々の姿あるうち常に/見馴れたる容儀をうつしみはやと先/疝気持に玄伯老の居かにま置通/の体ひやうたん酒に酔のまはるかに/志たつて悶たることそれより夫に眼/にひとりとりののかたを刻て竊に十/つ二十の數に見てりもとよりにふき/細工思ひ人斗をあら々々軟小刀に/藝の具は藝流泥にひとしその蓮に/見すへきとにハあらすここの一百人一衆/と名つけ供けらし/清水姓/隆慶/老らくてくごうゆる勢/秋の暮」	58	—	木造・彩色	個人(京都国立博物館)	イク	イクク
19	初代隆慶	—	愛媛・八幡浜市古町愛染堂	木造地藏菩薩半跏像	背面朱書「延命大士尊普普聖之〇〇/〇〇老師石峯崎和尚神師〇〇/〇〇四樂結構会募其〇〇/〇〇社敎使就光地建/〇〇〇供養以迄福群有者也/〇〇老師日圓親佐坐臥日/六道三昧興歎蒙目在一時放舌/如意具味求願々六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇/時享保二丁酉年十月初八日/關裏即法隆院山/儼山淨海拜証/弘工京建仁寺町/五条/法眼 清水隆慶作/臨土/二童之像者/〇〇小千(儼山園田)/提牛親授・而造」	58	51.0	寄木造・漆箔・玉眼	愛媛・八幡浜市古町愛染堂安置	エ	
20	初代隆慶	—	高知・定福寺	木造不動明王坐像	「弘工隆慶/奉造立開眼供養/不動明王坐像六寸/享保六辛丑歲/八月十六日/成興寺/円圓親証」	62	20.5	寄木造・彩色・玉眼	高知・定福寺	キ	キケ
21	初代隆慶	—	個人	初代清水隆盛位牌胸像	牌面「關西合隆榮居士、位牌下順蓋裏書「六十八歳關西 わが影のうつりてすむやあくた山うき名をなかつ名をやと s むむ、別紙「順禮道通 彫仏像 生涯不離 染春秋」	68	像高 11.0 総高 43.8	木造・彩色	個人	エク	エク
22	初代隆慶	—	個人	木造関円立像	箱蓋裏書「尊彫刻此像而指義信之鑑矣子孫以能思馬/雜時享保十五庚戌年初冬日/重輪七十有二/清水法眼隆慶/關西(花押)」	72	9 寸 5 分	一木造・彩色	個人	イエ	イエ
23	初代隆慶	—	奈良・笠山坐神社	木造興津彦立像 木造興津姫立像	光背裏書「竹林現住/尊雅子春慈/弟子尊球子春淵/勸誘主/増口大和願最伸/彫匠工/清水氏/法眼隆慶/享保十七(歲次壬子)/三月吉拜日」	74	興津彦 1 尺 4 寸 7 分、興津姫 1 尺 3 寸 5 分	木造・彩色・玉眼	奈良・笠山坐神社	イエ	イエ
24	初代隆慶	—	個人	木造大黒天立像	箱底面轉丸内墨書「清水隆慶」	不詳	11.9	一木造	個人(京都国立博物館)	ク	ク
25	初代隆慶	—	個人	木造藥師居士坐像	箱蓋表書「觀迦牟尼尼」か、箱蓋裏書「唯尊像 清水法眼隆慶彫刻」	不詳	21.1	木造・彩色	個人(京都国立博物館)	ク	ク
26	初代隆慶	—	青森・個人	木造重宗和明王立像	背面裳裙部朱書「京大弘工/清水法眼/隆慶/彫刻圓/關山巖勝院/中興法院知光」	不詳	75.8	寄木造・彩色・彫眼	個人	エ	エ

No.	作者	制作年 (西暦)	伝来	作品名	銘文・墨書等	推定年齢(歳) 隆慶	法量 (cm)	品質・構造	所蔵〈所在地〉	備考	図版 掲載	典拠	
27	二代隆慶	— 安永 7 (1778)	奈良・東原寺	木造聖徳太子立像	裾裏刻銘「恭奉以奈林樹彫刻聖太子尊像一願奉為／恒齊正因居士了菴基正大 姉菩提力乃至法界平等利益／安置干和州吉野郡阿知賀聖徳山西方寺／開山大樹和 前代／安永七年戊戌七月／施主大坂内平野町／菅井門十郎／法名宗雲謹誌／本 朝弘工元祖定朝廿八世／洛東見首門亭／清水隆慶」	50	1 尺 6 寸	一木造 ・素地仕上 ・銀金	奈良・東原寺	アエ	アエ		
28	二代隆慶	— 安永 7 以降 (1778 以降)	個人	木造富士見西行立像	箱蓋裏墨書「大仏師見首門亭／法橋清水立慶」	不詳	9 寸 2 分	木造・彩色 ・玉眼	個人	イエ	イエ		
29	二代隆慶	—	京都・東福寺勝林寺	木造善願師童子立像 (・木造吉祥天立像)	善願師童子像台座裏墨書「本朝弘工元祖定朝二十八世／洛東大仏師見首門亭／ 清水内匠／隆慶(花押)」	不詳	善願師 96.5 (吉祥天 104.4)	木造・彩色 ・玉眼	京都・東福寺勝林寺	木造聖沙門天立 像(平安時代後 期)の脇侍。吉 祥天もおそらく 同作。	コ	コ	
30	二代隆慶	—	京都・東福寺勝林寺	木造吉祥天立像 木造善願師童子像	—	不詳	吉祥天 9.4 善願師 8.4	一木造 ・彩色	京都・東福寺勝林寺	上記聖沙門天像 ・善願師童子像 ・入三尊像(中尊 聖沙門天)のう ち同脇侍。	コ	コ	
31	二代隆慶	— 寛政元 (1789)	京都・東福寺靈源院	木造龍和泉和尚坐像	裾裏裏生書「天護贈龍泉和尚之／尊像／命于弘工清水隆慶／彫刻焉／寛政元 年己酉七月吉辰／前守塔／東堂齋法師孝／当守塔／西堂月坡師範／誌焉」	61	35.5	木造	京都・東福寺靈源院	コ	コ	コ	
32	二代隆慶	—	個人	木造千利休立像	牌面「孤願隆基居士 靈」、位牌裏裏銘「元祖定朝廿八世弘工見首門亭清水隆慶 初名梅松長ニ新歲中年ニテ内匠又隆慶ト改享保十四西生寛政七即十二月廿日寂 十三ニテ母二別十九ニテ父二不幸ス行ヲ斷同子ノ弟子主嗣ニ習テ妙手ヲ究ム妙 有時ハ琴瑟曲調リニ遊ビ志趣ニテ人トアラソハズ幼童老若皆尊ム二人ノ兄早 世シ一人ノ姉二人ノ妹ヲ育テ家ヲトロヘタルヲ起シ業■(繁カ)昌シ平生神仏ヲ イノリテ成ヲ持蓋シテ勤修細経ヲヨム中年ノ比一石一字法華経ヲ書写シテ四年 ノ病中法花数部誦誦シ首題十万遍釋今臘月廿日ノ明臨終ノ時家子ヲ集メ覺悟ノ 一書此度病氣ノカレ難シト書殊殊教ヲ授訖羅尼ヲトヘ正念シテ往生スヲシムヘ シ此家ニ生ルハ者隆基居士ヲ神仏トアカム尊ムヘシ居士自作ノ像并落髮落齒ト モ此寫ニ納メ置者也／居士卒六十八ナレトモ年内二節分有翌辰ノ年ニナラサレ ハ卯年ト定メ六十七歳ノ最」	不詳	17.1	木造・彩色	個人〈京都国立博物館〉	イエ	イエ	ク	ク
33	二代隆慶	—	個人	二代隆慶位牌胸像		不詳	像高 111.3 総高 46.8	木造	個人		イエ	イエ	
34	三代 または 四代	—	個人	木造阿形金剛力士立像	板蓋裏墨書「大仏工職／清水法印隆慶／造」、箱蓋裏生書「清水隆慶雕刻」	不詳	7 寸 1 分	木造・彩色 ・玉眼	個人	朱書は初代・二 代と異なる事ぐ せ	エ	エ	
35	三代 または 四代	—	個人	木造羅漢坐像	背面墨書「四百十六／清水作／御同意」、像底墨書「隆慶」	不詳	3 寸 6 分 5 厘	一木造 ・漆塗	個人		エ	エ	
36	四代隆慶	— 文化 11 (1841)	奈良・長谷寺愛染堂	木造如意輪觀音坐像	台座裏裏「文化十一年戊戌四月吉／京都建仁寺五条上ル／大仏工／清水隆慶／納 所／之右再興渡」	不詳	1 尺 5 寸 7 分	寄木造 ・彫眼	奈良・長谷寺	隆慶が再興か	イエ	イエ	

凡例

- ・本表は、おもに右記ア～ケの論考を参考に、清水隆慶の関与が推定される湛海作品、ならびに清水隆慶作品イ、杉山二郎『清水隆慶について』(同上『大和文化研究』第5巻5号、昭和35年)、同『日本影刻史研究法』(東京美術、平成3年)に再録をまとめたものである。
 - ・No. は便宜上付したもので、制作順等を推定するものではない。
 - ・旧字・異体字は通常の字体に改め、割書は〔 〕に示した。
 - ・改行は／で示した。
 - ・法量は像高を表記した。それ以外の場合は併せて部位を表記した。
 - ・29・30 は、平成21年6月15日実施の、京都市文化財保護課の調査による。
 - ・31 は根立研介先生のご教示を得た。
 - ・伝来・所蔵、おもに各論考掲載当時の情報であり、現状と合致しない場合がある。
- ア、杉山二郎『美原寺の聖徳太子像』(大和文化研究会編・発行『大和文化研究』第4巻4号、昭和32年)
- イ、杉山二郎『清水隆慶について』(同上『大和文化研究』第5巻5号、昭和35年)、同『日本影刻史研究法』(東京美術、平成3年)に再録
- ウ、小林剛編『宝山湛海伝記史料集成 附図』(開祖湛海和尚第250回遠忌事務局、昭和39年)
- エ、杉山二郎『清水隆慶遺聞』(東京国立博物館『MUSEUM』191号、昭和42年)、同『日本影刻史研究法』(東京美術、平成3年)に再録
- オ、高橋平明『宝山湛海律師関係の仏像彫刻について』(追手門学院大学『Musa 博物館学芸員課程年報』平成6年)
- カ、堺市博物館『特別展 仏を刻む―近世の祈りと造形―』平成9年
- キ、高知県立美術館『近世土佐の美術』平成13年
- ク、浅瀬政『新山の清水隆慶作品 ―近世彫刻の諸相4―』(京都国立博物館『学叢』第34号、平成24年)
- ケ、田辺三郎助『湛海律師の肖像と不動明王像』(生駒山寶山寺『寶山湛海律師三百年御遠忌紀年 湛海律師の祈り』平成27年)
- コ、その他

桃山天満宮の奉納大工道具

福持 昌之

1. はじめに

桃山天満宮の奉納大工道具は、京都市伏見区に鎮座する桃山天満宮¹⁾が所有する近世期に神社建築のために使われていた大工道具一式である。桃山天満宮は、現在、御香宮神社²⁾の境内の一隅に鎮座しているが、昭和44年(1969)以前は、近鉄桃山御陵前駅の東側に隣接する伏見区観音寺町にあった。その地に社殿が建設されたのは天保12年(1841)のこととされており、この大工道具一式は普請を請け負った伏見の大工・阪田岩治郎が竣工記念として奉納したと伝える³⁾。

これらは三段の抽出付き道具箱に収められ、本殿背面の回廊上に安置されており、昭和39年(1964)に中村雄三が調査し⁴⁾、昭和43年(1968)には中村の『図説 日本木工具史』に「桃山天満宮蔵 大工道具(実用品)」として紹介された⁵⁾。昭和57年(1982)には、竹中大工道具館⁶⁾により、資料目録が作成され⁷⁾、昭和59年(1984)3月29日に竹中大工道具館に寄託された⁸⁾。竹中大工道具館の開館は昭和59年(1984)7月であるが、調査・収集活動は昭和55年(1980)から着手しており、その際に指導を仰いだ専門家の一人に中村雄三がいたため、桃山天満宮への訪問調査も中村の影響が考えられる⁹⁾。

昭和60年(1985)以降、竹中大工道具館では、主任研究員の渡邊晶による詳細調査が進められ、平成2年(1990)から同館の紀要に7編の論文としてまとめられた。これにより、道具箱を除く59点のうち59点の実測図面と法量が公開され、それぞれの道具の特徴と群としての価値が明らかになった¹⁰⁾。

その後、平成8年(1996)には、国立歴史民俗博物館の企画展「失われゆく番匠の道具と儀式」に出品され¹¹⁾、平成12年(2000)にも同館の企画展「オランダへわたった大工道具」にも出品されるなど¹²⁾、世間の注目を浴びる機会も得た。平成21年(2009)には、『水彩画で綴る大工道具物語—竹中大工道具館収蔵品』が発行され、「宮大工の道具—坂田岩次郎」として60点がイラストで紹介された¹³⁾。

京都市では、平成11年度(1999)から平成19年度(2007)にかけて、祇園祭の山鉾装飾品の有形民俗文化財への指定を順次おこなってきたが、その後、無形民俗文化財の指定・登録が続いていた。本件が有形民俗文化財の指定・登録候補となったのは平成26年度(2014)で、竹中大工道具館を訪問して現況確認を実施し¹⁴⁾、関係者と調査に向けた調整を始めた。その後、平成29年度(2017)に指定に向けた調査を実施し¹⁵⁾、当年度の京都市文化財保護審議

会の諮問・答申を経て¹⁶⁾、「桃山天満宮の奉納大工道具」として、京都市の有形民俗文化財に指定した¹⁷⁾。

本稿は、その指定に至る経緯および文化財の内容、新たに判明した事実などについて、報告するものである。

2. 大工道具の構成とその特徴について

桃山天満宮の奉納大工道具の内訳は、墨掛道具・定規類が6点、罫引^{けびき}が1点、鋸が6点、鉋^{かな}が7点、錐^{きり}が3点、玄翁・槌^{げんのう}が5点、鑿^{のみ}が29点、雑道具（道具箱を含む）が3点の合計60点で、それに付随して鋸の鞘2点、鑿の鞘7点、雑道具のうち小刀の鞘1点の合計10点の鞘がある（史料1一覧表）。いずれも使用痕や研ぎ減りがみられることから、儀式用ではなく実際に使用された道具であることがわかる。

日本の伝統的な大工道具の構成については、昭和18年（1943）に東京土木建築組合が労働科学研究所に委託した調査の成果に詳しい。この調査の担当は同研究所の黒

川一夫で、昭和24年（1949）に『わが国大工の耕作技術に関する研究』として出版された¹⁸⁾。そこで明らかになった「大工道具の標準編成」は、必要にして十分な整備形式である第一形式と、最低限の整備様式である第二形式に分類されている。これに桃山天満宮の奉納大工道具を比較すると、斧・鉋、釘抜と釘締、砥石や鑢が含まれないものの、ほぼ網羅されていることがわかる（表1）。

大工道具の伝世品で文化財に指定されているものは、上棟式などで使用される儀式用と、実際に建築現場で使用されてきた実用品に大別できる。そのうち儀式用では、寛永13年（1636）に使用された「日光東照宮儀式用道具」¹⁹⁾や、「小野家伝来儀式用道具」²⁰⁾などが知られ、その構成は墨壺、墨さし、曲尺、鉋を基調としたもので、飾箱に収められる²¹⁾（表2）。

一方で、実用品として知られるのは、安永10年（1781）に新調された「藤井家旧蔵大工道具」²²⁾があり、罫引、鑿、錐、鉋など34点が道具箱に収められている。時代が下って江戸時代から明治時代にかけて

表1 大工道具の標準編成と桃山天満宮の奉納大工道具の編成

大工道具の標準編成	第一形式	第二形式	桃山天満宮の奉納大工道具
墨掛道具と定規類	14	10	6
毛引（罫引）	3	2	1
鋸	12	4	6
鉋	40	9	7
錐	26	10	3
玄翁と槌	6	4	5
鑿	49	14	29
鉋・鉋	2	2	
釘抜と釘締	9	5	
砥石・鑢などの雑道具類	18	13	3（箱・雑道具類）
合計	—	—	60

第一形式・・・必要にして十分な整備形式

第二形式・・・最低限の整備形式

（出典：労働科学研究所編『わが国大工の工作技術に関する研究』1949年）

表2 儀式用の大工道具（伝世品）と内訳

	墨壺	曲尺	墨さし	鉦	槍鉋	扇	石帯	冠	烏帽子	置台	大紋	箱	備考
日光東照宮 儀式用道具	1	2	2	1								1	寛永13年（1636） ・国宝附
旧甲良家伝来 儀式用道具	1	2	2	1								1	寛永13年（1636）
春日大社 儀式用道具	2	2	2	1				1				1	慶安3年（1650）
松井家伝来 儀式用道具	2	2	2	1	1	1						1	文化6年（1809）
旧平内家伝来 儀式用道具	1	2	2	1						1	1	2	文政3年（1820）
小野家伝来 儀式用道具	1	1	1				1	1	1			1	江戸時代

（国立歴史民俗博物館編・発行『失われゆく番匠の道具と儀式』1996年より作成）

使用されてきた大工道具として、奈良の春日大社などの造営に携わった木奥家が所蔵する「春日座大工木奥家資料」²³⁾に含まれる、鑿、鉋、小型鋸などの大工道具194点がある。

桃山天満宮の奉納大工道具は、時間軸においても、数量や構成においても、「藤井家旧蔵大工道具」と「春日座大工木奥家資料」の間を埋める大工道具の群として、注目すべきものである²⁴⁾。

次に、桃山天満宮の奉納大工道具の構成から、特徴を紹介しておく²⁵⁾。

墨掛道具・定規類は、「墨壺」1点、竹製「墨さし」^{かねじやく}3点、「曲尺」大小2点である。墨壺は赤色の顔料を使用したいわゆる朱壺であり、ベンガラを使用していると思われる。朱壺という呼称は、現代のものであり、近世期の呼称は不明とされている。本体が櫨、糸車とカルコが紫檀でできていると考えられている。墨さしのうち1点に「坂田岩」と線刻がある。

罫引は、小型のものである。鋸は横挽き用が3点、縦挽き用が1点、曲線挽き用が1点、その他1点である。その他とは、渡邊晶が紀要論文で考察の対象外としたものである。いずれも造作材用の比較的小型の

もので、構造材を加工する大型の鋸は含まれていない。

鉋は、平面用の「四寸」の鉋と「短台」^{みじかだい}、溝切用の「底鉋」と「ヒブクラ」、曲面用の「外丸鉋」2点、角面用の「面取」の計7点の台鉋である。

錐は、開ける孔の大きさの異なるものが3点ある。

玄翁・槌の5点も、用途別に種類が整えられている。いわゆる「中玄能」がない。

最も種類が豊富な鑿は、加工する部材や用途に合わせて、槌で叩いて使用する「叩き鑿」と、手で押して使用する「突き鑿」があり、「叩き鑿」には柄の端に補強のための金属製の環がはめられている。「叩き鑿」も「突き鑿」も、それぞれ用途によって刃先が異なっているが、おおよそ叩き鑿は主要構造部の接合部の加工に、突き鑿は造作材の接合部の加工や、木栓や釘穴の加工などより細かい部位に使用される傾向がある。

雑道具とは、刀子2点と道具箱を分類している。

桃山天満宮の奉納大工道具の特徴は、大きく3点ある。① 鉦^{ちやうな}など一部の道具を欠くものの近世の大工道具の標準編成をほぼ

網羅している。②鋸、鑿、鉋の種類が多く、なかでも鑿は刃幅や形が違うものが各種あり、建具用や彫刻用の道具も含まれていることから、それらも当時の大工が担っていたことがわかる。③柄に紫檀・黒檀などの銘木を使った鑿や野引、台の幅が13センチメートルもある幅広の鉋は、家大工の道具には見られない道具であり、社寺建築のための道具であるといえる²⁶⁾。

3. 桃山天満宮の来歴について

次に、伝来の経緯を確認するため、桃山天満宮の来歴について追ってみたい。桃山天満宮については、宝永2年(1705)刊『山城名勝志』に、

○藏光菴 號龍蟠山 貞和年中建立開基
海印和尚安光明院碑 爲天龍寺末派
元在伏見 豊臣秀吉公築伏見城 時移
臨川寺東 委載于紀伊郡之卷²⁷⁾

○藏光菴 元ト在伏見ニ隣ル光明寺ニ豊
臣秀吉公遷サル嵯峨臨川寺ノ東ニ又載ス
葛野ノ郡ノ卷ニ今御香ノ宮ノ東二町許有リ

天満社 是藏光菴 鎮守^{云 28)}

とみえるのが、管見の限り初出である。その後、天明7年(1787)刊『拾遺都名所図会』に、

桃山天満宮 龍雲寺の西にあり 祭神
渡唐天神の影像を鎮め奉る 明徳の頃
沙門月溪靈夢を蒙り其後應永元年に神
影を同門の僧忠菴より 授り龍幡山藏
光菴の鎮守とす 文禄三年伏見城を築
き給ふ時藏光庵は嵯峨臨川寺のひがし
にうつす 天神の御社はこゝに残りて
俗に山の天神と称す

例祭は六月廿五日²⁹⁾

とある。つまり、桃山天満宮は、貞和年中(1345～1349)に創建と伝える龍幡山藏光庵の鎮守社として、応永年間(1394～1427)に天満社として創建された。そして、藏光庵は伏見城築城に際し、文禄3年(1595)に嵯峨の臨川寺の東に移転したが、鎮守は残り「山の天神」として知られたという。その当時の様子は、安永9年(1780)刊『都名所図会』巻之四の「宇治見山 龍雲寺」の挿図(図1)に描かれて

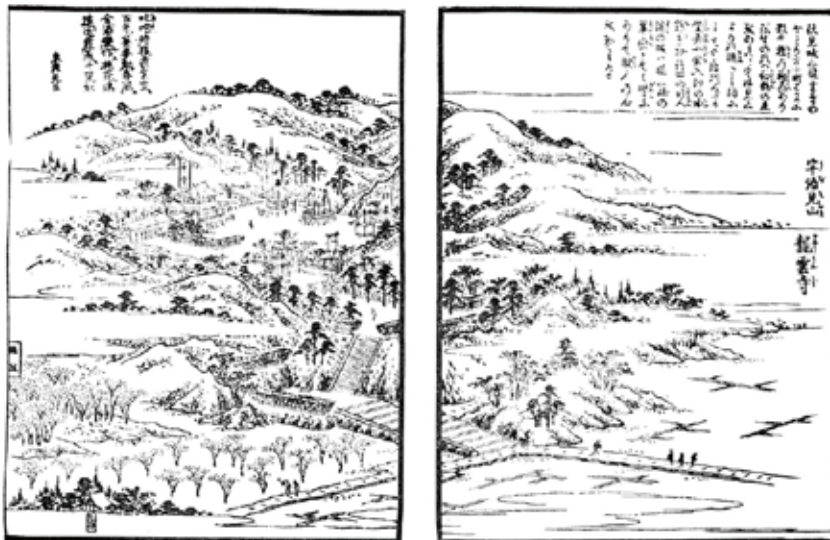


図1 天明7年(1787)刊『拾遺都名所図会』より「龍雲寺」



図2 同「山の天神」拡大

いる。画面左下の小さな流造の社殿がそれで、「天神」と示されている（図2）。この位置については、幕末の「改正 京町御絵図 細見大成洛中洛外町々小名全」³⁰⁾でも御香宮と龍雲寺の間に「山ノ天神」として示されていることとも符合する。

明治16年（1883）の『紀伊郡神社明細帳』³¹⁾には、「天満宮社」として立項され、次のように記載されている。

京都府管下山城國紀伊郡新七町

村社

天満宮社

一祭神

菅原神

一由緒

当社ハ應永廿九年壬寅六月廿五日
此処へ鎮座。伏見九郷ノ時、石井
庄ノ天満宮社也。文禄年中、太閤
秀吉公伏見御在城之時、加賀屋敷
ニ被成則前田肥後守利家建立之
由。境内東西二十二間南北三十間、
宮守永昌軒。其后、天保十二年新
七町へ引移ス。

一社殿 梁行 二間

桁行 壺間二尺七寸

一前拝 方 壺間半

一社務所 二百五十六坪五合八分

官有地第一種

一境内神社 三社（以下略）

ここでも、応永年間の創立とあるが、伏見九郷のひとつ石井庄の天満宮社であったこと、豊臣秀吉が伏見城にあった頃、加賀屋敷すなわち前田利家邸にあったことが記されている。

小さな流造の社殿から、現在の流造の本殿に対して向背にあたる切妻の縦の棟があり、拝殿にかぶさるという形式になったのは、天保12年（1841）に新七町に移転した際のものである。新七町とは、大手筋通の両側町で、観音寺町の南に接していたが、昭和4年（1929）に観音寺町に合併した地域である³²⁾。

桃山天満宮の奉納大工道具は、この天保の移転の際に、社殿が改まり、その竣工を記念して奉納されたものであると伝えられているが、先述の明治16年調『紀伊郡神社明細帳』（1883）「天満宮社」の項「天保十二年新七町へ引移ス」と、明治39年（1906）建立の記念碑³³⁾の碑文「廿年間一日の如く共に勞き、天保十二年、此所に瑞の神殿美しく造竟遷し奉し」の2つの史料が根拠となっていたと考えられる。

ところが、この度の文化財調査に関連して、桃山天満宮が平成29年（2017）12月14日に棟札等の調査を実施し、本殿の天井裏より7点の棟札・置札が発見された（表3）。

そのなかで、明治35年（1902）に納められた置札³⁴⁾は、天保の再建の経緯を記し、功勞を顕彰したものであり、碑文よりも四年早い史料である。そこには、「天保拾貳年ヨリ工事ニ着手慶應元年ニ落成セリ」とあり、天保12年（1841）は着手の年であり、それから24年の工期を経て、慶應

表3 桃山天満宮本殿天井裏の置札一覧

7	6	5	4	3	2	1
昭和四十四年七月二十八日	昭和九年五月三十日	昭和三年二月	明治三十五年六月二十五日	明治三十五年六月中旬	明治三十五年六月中旬	明治三十五年
上棟祭執行	上棟式	御屋根葺替大修理	本社屋根葺替	天満宮檜皮屋根葺替	天満宮檜皮屋根葺替	慶応二年落成



當神社ハ天保拾貳年
ヨリ工事ニ着手慶應
元年ニ落成セリ明治
三拾五年壹千年祭ニ付
其功勞ヲ記載ス

紀伊郡伏見観音寺住職
山本 教 覚
同郡伏見新七
阪田 岩 治 郎

明治35年（1902）桃山天満宮本殿天井裏置札
（表3の1）

元年（1865）に完成したとしている。年代的には、『紀伊郡神社明細帳』が早いものの編纂物であること、記念碑は20年の工期が記載されているものの着手年が明らかでないことを考え合わせると、この置札の明確な記載は、記念碑が示す工期ともほぼ合致し、信憑性が高い³⁵⁾。

これにより、桃山天満宮の奉納大工道具は、天保の再建に使用された道具であるものの、その奉納時期は天保12年（1841）ではなく、慶応元年（1865）と考えられる。

新七町（観音寺町）に鎮座した頃の桃山天満宮は、伏見の寺子屋の師匠とその門弟たちの信仰が篤く、毎年6月25日に天神祭が賑わったという³⁶⁾。

その後の桃山天満宮であるが、明治35年（1902）、昭和3年（1928）に檜皮の葺替が行われ³⁷⁾、昭和9年（1934）、昭和

44年（1969）には大規模修繕が行われていたことがわかる³⁸⁾。そして、昭和44年（1969）11月、近鉄京都線の桃山御陵前駅のバスロータリー建設などのため、御香宮神社の境内に移築され、現在に至る³⁹⁾。

4. 阪田岩次郎について

大工の阪田岩次郎については、作例や史料は確認されていない。奉納された大工道具の墨書では「坂田」とあるが、先述の明治35年（1902）桃山天満宮天井裏置札⁴⁰⁾には、「同郡伏見新七 阪田岩次郎」とあり、明治39年（1906）の碑文⁴¹⁾も共通する。「阪田」「坂田」については、後世には阪田が一般に通用していること、「岩次郎」「岩太郎」については、置札を根拠として、ここでは「阪田岩次郎」とした。

阪田岩次郎により奉納された道具から阪

田は宮大工であったと推定されてきたが⁴²⁾、阪田が町家建築に携わっていなかったとは断定できない。

近世期において、畿内（山城国、大和国、摂津国、河内国、和泉国）と近江国の六か国の大工は、全て中井家による支配を受けていた⁴³⁾。御所や城郭の造営では、中世以来の「京十人棟梁」、特に弁慶家、石上家、矢倉家が活躍し、中井家の大工支配の一翼を担ったとされるが、大坂、堺、伏見、尼崎などのいわゆる都市大工、そして農業と兼業している農村大工にも、その支配は及んでいたとされる。

伏見の大工の状況については、享保期（1716～1736）の『伏見大概記』には、伏見に大工が84人（内、直違橋組13人、京橋組41人）いたことが記され、安永9年（1780）の『新彫伏見鑑』には、大工仲間が三組あり、上組の年寄が「直違橋十丁め 五郎兵へ」、中組が「竹中町 喜八」、下組が「新町七丁め 半兵へ」であるとわかる⁴⁴⁾。

下組の年寄が居住していた新町七丁目が新町通という南北の通りに面した町であるのに対し、阪田が居住していた新七町は大手筋に面した横町である。この新七町は桃山天満宮が鎮座していた観音寺町に隣接しており、昭和4年（1929）に観音寺町に併合され、町名としては現存していない⁴⁵⁾。この新七町の町名の由来は未詳であるが、もし新町七丁目に所縁があるとすれば、阪田は下組の流れを組む大工の可能性もあるのではないだろうか。

5. 銘文などについて

桃山天満宮の奉納大工道具のうち、鋸、鑿、雑道具には、銘文があるものも見られ、おそらくは伏見の職人によるものと思われるが、詳らかでない。

鋸のうち、横挽鋸（「史料1 指定品一覧」通番8）に「谷口清右衛門作」、小鋸（同9）に「西川伊兵衛」、畔挽鋸（同12）に「清八」、鴨居挽鋸（同13）に「谷定喜兵衛」と銘がある。伏見はもともと鍛冶職人が多く、特に伏見鋸が有名だったという⁴⁶⁾。谷口清兵衛家は15～16代続いた職人で、昭和30年（1955）頃までは鋸を製造していた。その分家筋にあたる谷口清三郎家の看板は、今も下板橋通にかかっている。「谷口清右衛門」「清八」「谷定喜兵衛」は、谷口清兵衛家の流れを組む職人の手によるものと考えられそうである⁴⁷⁾。



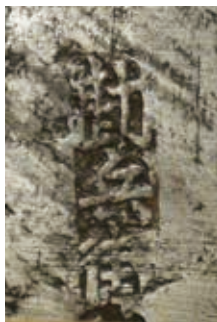
「横挽鋸（片刃・コフクラ型）」の銘
（通番8、竹中A-11）

鉋は、最も幅広の平鉋（「史料1 指定品一覧」通番15）だけに、「勘兵衛」の明がある。勘兵衛は、江戸時代に活躍した関西

の鉋鍛冶の名工である⁴⁸⁾。

突鑿（「史料1 指定品一覧」35・47）の2本に「宗右門」、突鑿（同37）に「与一郎」の銘がある。さらに突鑿（同29・32・39・53）と叩鑿（同36）の計5本には「清一郎」の銘がある。このうち29は「清」以下の文字は判読が難しいが、印影が共通することから判断した。

鞘には、多くの墨書が残されているが、判読できない文字も多い。突鑿 鞘（「史料1 指定品一覧」附3）、叩鑿 鞘（同附4）、突鑿 鞘（同附5）、突鑿 鞘（同附7）、突鑿 鞘（同附8）について、現段階で判明している範囲で、別記しておく（史料2 鞘の墨書）。



「平鉋」の銘
(通番15, 竹中A-3)



「突鑿 (13)」の銘
(通番47, 竹中D-7)



「突鑿 (10)」の銘
(通番37, 竹中C-12)



「〔突鑿〕」の銘
(通番39, 竹中C-14)

むすびに

文化財に指定するにあたり、従来からのさまざまな呼称を再検討し、所有者、審議会委員らの意見を調整して、文化財の指定名称を決めた。要素としては、「伏見」の「宮大工」である「阪田岩次郎」が「桃山天満宮」に「奉納」した「大工道具」である。このうち、阪田岩次郎が宮大工專業だったかは詳らかでないため、文化財名称に「宮大工」の語は使用しなかった。また、阪田岩次郎についても表記にブレがあるため使用せず、むしろ所有者を示す「桃山天満宮」を採用することにした。神社の正式名称は「天満宮社」であるが、地名を冠した通称を採用することとしたため、「伏見」の語は採用しなかった。「奉納」の語をいれることで、阪田岩次郎の存在を示すとともに、奉納物として大切にされてきたという歴史性を表した。

桃山天満宮の奉納大工道具は、当時の大工道具がほぼ網羅されており、儀式用ではなく実際に社寺建築に使用されていたものとして、また使用されていた年代が明らかなものとして貴重である。あわせて、鞘は、本品に合わせて制作されたもので、判読が難しいものの墨書が残っており、附として保存をはかるべきである。これらの文化財が、これからも適切に保存され、所有者や地域の人々、博物館や研究者らに、さまざまな形で活用されることを期待している。

註

- 1) 宗教法人天満宮社，京都市伏見区御香宮門前町173
- 2) 宗教法人御香宮神社，京都市伏見区御香宮門前町174
- 3) 中村雄三『図説 日本木工具史』（新生社，1968年）には、「天保10（1839）年，観音寺の僧教覚が再興を計画し，篤信家本谷市造の援助によって現在地に遷され，同12年，伏見の大工阪田岩次郎が現社殿を造営したものと伝えられている。（中略）かれが造営に用いたと伝えられる愛用の大工道具一式を当社が伝えているので，かれの技術的手腕の一斑を，それによって知ることができる。」と紹介している。
- 4) 大工道具の箱蓋裏の貼付文書に
昭和三十九年七月廿一日午前
日本大学理工学部建築科
小林研究室
中村雄三氏
各時代木匠工具研究の為
之を写真に撮る
と記されている。
- 5) 註3，中村前掲書。
- 6) 公益財団法人竹中大工道具館。当時は，神戸市中央区中山手通4-18-25に所在していたが，平成26年（2014）に神戸市中央区熊内町7に移転した。旧地は収蔵庫となっている。
- 7) 大工道具の箱蓋裏の貼付文書に
自昭和五十七年九月二日
至 同年同月廿四日
竹中大工道具館 嘉来氏
資料目録作成・手入・鞘新調
と記されている。嘉来氏とは，副館長を務めた嘉来國夫である。
- 8) 竹中大工道具館の植村昌子学芸員のご教示による。
- 9) 竹中大工道具館編・発行『竹中大工道具館10年史 1984-1994』（1995年）。なお，10年史の23頁に，「天保時代の大工道具」として桃山天満宮の奉納大工道具の写真が掲載され

ている。

- 10) 渡邊晶による論文は以下の7編。①「近世の建築用の錐について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告」（『竹中大工道具館研究紀要』2号，1990年），②「近世の建築用の槌について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その2」（『竹中大工道具館研究紀要』3号，1991年），③「近世の建築用の鉋について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その3」（『竹中大工道具館研究紀要』5号，1993年），④「近世の建築用の鑿について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その4」（『竹中大工道具館研究紀要』6号，1994年），⑤「近世の建築用の鋸について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その5」（『竹中大工道具館研究紀要』7号，1995年），⑥「近世の建築用墨掛道具について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その6」（『竹中大工道具館研究紀要』8号，1996年），⑦「近世の建築用刀子系道具について—伝世品をはじめとした関連資料の調査報告 その7」（『竹中大工道具館研究紀要』9号，1997年）。なお，渡邊は「桃山天満宮で保管されてきた大工道具一式」「桃山天満宮伝世鑿」などといった表現をしている。また，大工については「坂田岩次郎」と表記している。
- 11) 国立歴史民俗博物館編・発行『失われゆく番匠の道具と儀式』（1996年）。ここでは「坂田岩次郎奉納大工道具」と表現をしている。
- 12) 国立歴史民俗博物館編・発行『オランダへわたった大工道具』（2000年）。ここでも「坂田岩次郎奉納大工道具」と表現をしているが，収載されている渡邊晶による論文「近世後半における大工道具について」では，「桃山天満宮で保管されてきた大工道具一式」と表現している。なお，本展は巡回展であり，出島和蘭商館跡復原建物・一番蔵，竹中大工道具館，横浜市技能文化会館でも開催された。
- 13) 安田泰幸画・竹中大工道具館文『水彩画で綴る大工道具物語—竹中大工道具館収蔵品』（朝倉書店，2009年）。
- 14) 平成27年（2015）3月5日，桃山天満宮宮

司の三木善則の案内で、京都市文化財保護審議会委員・京都造形芸術大学教授の伊達仁美、京都市文化財保護課の村上忠喜、同福持昌之。

- 15) 平成29年(2017)10月2日、伊達仁美、京都造形芸術大学学生の清彩華、福持昌之。同10月31日、伊達仁美、京都造形芸術大学大学院生の今村栞、同佐々木麻衣、清彩華、福持昌之。
- 16) 平成30年(2018)1月19日、諮問。同年2月21日、答申。
- 17) 平成30年(2018)3月31日付で指定。
- 18) 黒川一夫『わが国大工の工作技術に関する研究』(労働科学研究所, 1949年)。のちに、村松貞次郎の監修を得て、同書名で復刻された(労働科学研究所, 1984年)。
- 19) 国宝「東照宮 本殿、石の間及び拝殿」の附である「箱入大工道具(一具)」, いわゆる「日光東照宮儀式用道具」(栃木県)。
- 20) 個人蔵。和歌山県の有形民俗文化財に指定されている「宮大工道具(儀式用)」である。これは熊野本宮大社の宮大工に伝来するもので、昭和42年(1967)4月14日指定された。また、熊野速玉大社の宮大工に伝来する大工道具も「新始儀式用具」として県の有形民俗文化財に指定されている(昭和44年4月23日)。詳しくは『熊野三山民俗文化財調査報告書・資料編』(和歌山県教育委員会, 2013年)を参照のこと。
- 21) その他、指定文化財として知られる大工道具として、法隆寺伝来の「鋸(一挺)」(東京都)が重要文化財(美術工芸品)がある。また、群として伝来するものとしては、重要文化財(美術工芸品)の「大工頭中井家関係資料(5195点)」(大阪府), 「船大工樗木家関係資料(575点)」(鹿児島県)があり、大工道具が一部含まれている。
- 22) 個人蔵。山口県防府市の有形民俗文化財に指定されている(平成18年3月28日)。桃山天満宮の奉納大工道具に比べて、斧・鉾が加わっている点が特色である。
- 23) 個人蔵。奈良市指定文化財(歴史資料)(平成26年3月14日指定)。大工道具のほか、文

書記録類26点、図面類62点も含まれている。

- 24) 大工道具(群)としての重要有形民俗文化財として、次のものが知られる。
 - ・「船大工用具及び磯舟 附 山出し用具 模型和船 船形絵馬」968点(新潟県)
 - ・「瀬戸内海の船図及び船大工用具」2813点(香川県)
 - ・「近江甲賀の前挽鋸製造用具及び製品」1274点 附418点(滋賀県)
- 大工道具(群)としての国登録有形民俗文化財は以下の通りである。
- ・「諏訪湖の漁撈用具及び舟大工用具」904点(長野県)
 - ・「玄界灘の漁撈用具及び船大工用具」1309点(福岡県)
 - ・「播州三木の鍛冶用具と製品」624点(兵庫県)

また、東日本最古の大工道具セットとして御殿・二之宮遺跡出土(静岡県磐田市)のものが知られる。

- 25) 分類については、中村雄三は『図説 日本木工具史』(註3)で「墨斗・墨芯・曲尺・鋸・鉋・鉋盤・きり・木槌・金槌など」とし、後に渡邊晶は『竹中大工道具館研究紀要』(註10の⑥)で「墨掛道具・鋸・鉋・鉋・鉋・鉋・鋸・刀子系道具」とした。また、渡邊も寄稿している『オランダへわたった大工道具』では「朱墨用スミツボ・スミサシ・カネジャク・ケビキ・ノコギリ類・カンナ類・キリ類・ツチ類・ノミ類・コガタナ」とある。竹中大工道具館が編集した『水彩画で綴る大工道具物語』では「墨壺・墨芯・曲尺・罫引・鋸・鉋・鉋・木槌・金槌・鑿」とし、関係者や竹中大工道具館の分類法にブレがみられる。ここでは、竹中大工道具館の写真台帳(制作年代は不明)の分類が、竹中大工道具館で最新かつ現行の分類であると考えられることと、それが労働科学研究所による大工道具の標準編成に使用している分類表現に近いことから、それを採用する。
- 26) これらの指摘は、註10、渡邊前掲書によってなされている。

- 27) 『山城名勝志』 卷十六 紀伊郡部
 28) 『山城名勝志』 卷九 葛野郡部
 29) 『拾遺都名所図会』 卷四
 30) 天保2年(1832)刊, 慶應4年(1868)再刻。『新修 京都叢書』第23巻別冊(古地図集)を参照。
 31) 京都府立京都学・歴彩館架蔵。
 32) 『日本歴史地名大系 第27巻 京都市の地名』(平凡社, 1979年)の「観音寺町」の項に, 「昭和四年(一九二九)に大手筋通に面していた横町の新七町^{しんなな}を合併」とある。
 33) 境内に建つ記念碑。天保年間の再建を顕彰するために, その時の大工である阪田岩次郎の子息にあたる阪田忠兵衛が発起人となり, 明治39年(1906)に建てられたものである。

[南面]

此の天満宮社は応永のむかし, 伏見石井庄に鎮座豊公桃山城を造営み諸藩邸を造らしめらるゝ, 加賀前田侯邸内なるは遠祖の縁に依て, 祠を改造, 祭祀も莊嚴に舉行れしを, 時世變遷, さしも殷盛なりし桃山城は荒さる。あはれ祠宇も葎の中に朽果なむ状なるを, 観音寺住職山本教覺, 工匠阪田岩次郎は赤心を振起し, 教覺は資金を募集, 篤志者本谷市造之を賛け, 岩次郎は工事を負擔, 廿年間一日の如く共に勞き, 天保十二年, 此所に瑞の神殿美しく造竟遷し奉しは最も愛き事なりけり。然を許々多の年月を経て甚く破損しかは, 社掌矢野弟一郎有志の人々と謀り修理ひ奉り。又社務所, 社標, 玉垣等新設, 明治三十五年六月千年の大祭仕奉ぬ。如此社頭の光輝のます隨に, 神威もいよゝ益曜き渡るらん。今般, 岩次郎男忠兵衛發起て, 此事跡を碑になしけるになん

明治三十九年三月 鳥羽重晴謹識

[北面]

京都御幸町六角 北 宇治郡山科字八軒

阪田忠兵衛 谷口清三郎 田島與三吉

發 北村與三次郎 山田常次郎 前田常吉

本谷市兵衛 西岡卯八 前田幸吉

清水半兵衛 高城清藏 武田清助

起 藤岡伊兵衛 山崎又右衛門 吉川芳之助
 長谷川清三郎 荒木三郎兵衛 森 清次郎
 櫻井又兵衛 山崎末吉 久乗廣吉
 人 楠本定治 西 定治郎 田村久吉
 一ノ瀬清兵衛 若代隼太郎 長谷川傳吉
 山田吉三郎 藤本定七 矢野弟一郎
 石工 石徳



明治39年(1906)建立の記念碑(南面)



同(北面, 部分)

- 34) 明治35年(1902)桃山天満宮1000年祭に際して, 山本教覺と阪田岩次郎の功勞を後世に伝えるために天井裏に置札が設置された。
 35) 註3, 中村前掲書では, 出典は明らかでないものの「天保10年(1839), 観音寺の僧教覺が再興を計画し, 篤信家本谷市造の援助によって現在地に遷され, 同12年, 伏見の大工

阪田岩次郎が現社殿を造営したものと伝えられている。」とし、天保10年から2年かけて完成したとする。これはおそらく、記念碑の20年からの誤記であろう。

- 36) 『明治二十年 町村沿革取調書』(京都府立京都学・歴史館蔵)には、「六月廿五日ハ天神祭リト云アリ。伏見ニ手跡指南ヲ業トスルモノ是ヲ寺子屋ト云。本日門弟ヲ集メ、昼ハ御酒赤飯ヲ与ヘ終日戯シ遊ハシム。七ツ時ニハ銘々帰宅シ、夕刻ヨリ浴衣ヲ着シ再ヒ来ル緋縮緬、浅黄縮緬等ノ襷ヲ掛け、梅鉢紋付ノ小挑灯ヲ持テ聲ヲ揚テ行ク。師家ヨリ御迎ヒ高張挑灯壺ヲ子供ノ間ニ挟ム。師道ハ箱挑灯ヲ持タセ袴羽織ヲ着シ跡ヲ押ヘテ行ク。山ノ天神、竹中町天神ヘ詣スル為ナリ。時ニ廿三日ヨリ師家門人ノ奉納書ヲ集メ右両天神ヘ奉納ス。」とある。
- 37) 明治35年(1902)棟札, 昭和3年(1928)棟札
- 38) 昭和9年(1934)棟札, 昭和44年(1969)棟札
- 39) 大正10年(1921)に和合会が御香宮神社境内に建てた碑に、「この神苑の地はもと當社の境内にして、徳川氏の世を通して神宮寺なる大善院正徳院金藏院の在りし迹なり。明治維新の頃上地し後堀内覺の所在たりしが、明治三十九年その跡を購ひ、茲に舊地に復し神苑擴張の端を開きたり。盖し關係諸氏の熱誠と和合組の功績とに因るものなり。今や境域直に御陵道に接し、公衆の便益少からず。寔に神慮を顯揚せるものと謂ふべし。這般有志相議りて、舊地回復を記念せんとするに當り、乃ちこれが沿革を略叙すと云爾。大正十年十月 御香宮神社社司 三木善三誌」とある。桃山天満宮はこの神苑に移築された。
- 40) 註31, 前掲書。
- 41) 註30, 前掲書。

- 42) 註3, 前掲書。
- 43) 北村文「京都大工頭中井家に関する一考察」(『立命館大学学生論集』11号, 2005)では、「中井家の命令とあらば、町家普請を一時中断してでも御所に向かわなければならなかった」としている。
- 44) 『伏見大概記』『新彫伏見鑑』は、新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書』第5巻(臨川書店, 1968)に収録されている。
- 45) 註32参照のこと。
- 46) 竹中大工道具館「道具よもやま話 消えた道具の町・伏見」を参照。初出は『竹中工務店社報』1983年。現在、竹中大工道具館ウェブサイト(https://www.dougukan.jp/)に再録されており、閲覧できる。
- 47) 山本鉋製作所(兵庫県三木市)の収集資料に、「谷口清右衛門」銘の縦挽鋸がある。山本鉋製作所のウェブサイト「鍛冶屋が集めた鉄の古道具―大工道具」で公開されている。(http://yamamotokanna.sakura.ne.jp/furudaiku.html)
- 48) 註10の③, 渡邊前掲書, 土田一郎『日本の伝統工具』鹿島出版会, 1989年。

本稿を、平成29年(2017年)3月に逝去された御香宮神社・天満宮社宮司の三木善則様に捧げるとともに、この大工道具の詳細な調査をされ評価を位置づけられた渡邊晶様に敬意を表し、調査にご協力いただきました竹中大工道具館の植村昌子様、御香宮神社の皆様、そして審議会でご指導いただいた京都造形芸術大学の伊達仁美先生に厚く感謝の意を表します。

史料1 指定品一覧

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
1	墨掛道具・定規類	朱壺	墨壺 (朱)		・竹中大工道具館分類：A-2 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その1) ・最大長163m/m ・木部の材質は本体がケヤキ、糸車とカルコがシタンと思われる
2		曲尺(1)	曲尺 一尺四寸		・竹中大工道具館分類：A-4 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その6) ・最大長313m/m ・玉鋼製
3		曲尺(2)	曲尺 一尺六寸		・竹中大工道具館分類：A-6 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その5) ・最大長500m/m ・玉鋼製
4		墨さし(1)	墨差 (大)		・竹中大工道具館分類：B-8 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その2) ・最大長260m/m ・竹製 ・墨が付着 ・線刻「や 坂田岩」
5		墨さし(朱)	墨差 (朱)		・竹中大工道具館分類：B-9 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その4) ・最大長235m/m ・竹製 ・朱墨が付着
6		墨さし(2)	墨差 (小)		・竹中大工道具館分類：B-10 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その3) ・最大長229m/m ・竹製 ・墨が付着 ・線刻「秀治吉」
7	罫引	罫引	扇形毛引		・竹中大工道具館分類：B-1 ・『竹中大工道具館研究紀要』8号 (伝世墨掛道具その7) ・最大長68.5m/m ・棹と定規板がコクタン、クサビがシタンと思われる

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
8		横挽鋸(片刃・コ フクラ型)	横挽鋸 一尺		・竹中大工道具館分類：A-11 ・『竹中大工道具館研究紀要』7号 (伝世鋸その1) ・最大長693m/m ・銘「■■/谷口清右衛門作(印)」
附 1			同上カバー		・竹中大工道具館分類：A-11 α ・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村葉 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長435m/m、幅38m/m、厚11m/m
9		小鋸	細工小鋸		・竹中大工道具館分類：B-2 ・『竹中大工道具館研究紀要』7号 (伝世鋸その4) ・最大長261m/m ・銘「西川伊兵衛」
10		挽廻し鋸	引廻し		・竹中大工道具館分類：B-3 ・『竹中大工道具館研究紀要』7号 (伝世鋸その5) ・最大長380m/m
11	鋸	横挽鋸(片刃・先 丸)	横挽片刃鋸 八寸		・竹中大工道具館分類：B-4 ・『竹中大工道具館研究紀要』考察無 ・平成30年2月9日調査 (竹中大工道具館 植村昌子学芸員) ・全長524 m/m、鋸身長さ262 m/m 柄長さ264 m/m、歯道長さ224m/m 鋸身幅先部分66m/m、柄尻断面の 長径27m/m・短径18m/m
附 2			同上カバー		・竹中大工道具館分類：B-4 α ・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村葉 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長296m/m、幅23m/m、厚9m/m
12		畔挽鋸	鴨居挽鋸(横挽) 三寸		・竹中大工道具館分類：B-5 ・『竹中大工道具館研究紀要』7号 (伝世鋸その2) ・最大長367m/m ・銘「清八」
13		鴨居挽鋸	鴨居挽鋸(縦挽) 三寸		・竹中大工道具館分類：B-6 ・『竹中大工道具館研究紀要』7号 (伝世鋸その3) ・最大長353m/m ・銘「谷定喜兵衛」

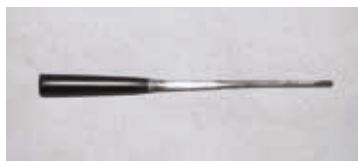
通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
14	鉋	大鉋	大鉋 四寸		・竹中大工道具館分類：A-1 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その1) ・最大長348m/m ・台の材種は赤ガシと思われる
15		平鉋	手鉋 寸六		・竹中大工道具館分類：A-3 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その2) ・最大長154m/m ・台の材種はカシと思われる ・銘「勘兵衛」 勘兵衛は江戸時代の鉋鍛冶の名工
16		ひぶくら鉋	ひぶくら		・竹中大工道具館分類：A-5 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その7) ・最大長103m/m ・台の材種はカシと思われる
17		外丸鉋 (1)	外丸鉋 一寸二分		・竹中大工道具館分類：A-7 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その4) ・最大長149m/m ・台の材種はカシと思われる
18		底決り鉋	底取鉋 七分		・竹中大工道具館分類：A-8 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その6) ・最大長252m/m
19		面取り鉋-自由角面	自由角面 面取り鉋		・竹中大工道具館分類：A-9 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その5) ・最大長188m/m ・台の材種はカシと思われる。 ・墨書「萬/萬」「上/上」
20		外丸鉋 (2)	外丸鉋 八分		・竹中大工道具館分類：A-10 ・『竹中大工道具館研究紀要』5号 (伝世鉋その3) ・最大長260m/m ・台の材種はカシと思われる

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
21	錐	もじり	もじり 四分		・竹中大工道具館分類：C-7 ・『竹中大工道具館研究紀要』2号 (奉納錐その3) ・最大長349m/m ・近現代のボルト錐と似た形状 ・柄は残されていない
22		剣先錐	錐		・竹中大工道具館分類：C-8 ・『竹中大工道具館研究紀要』2号 (奉納錐その1) ・最大長416.5m/m ・柄の材種はスギと思われる ・柄が八角形
23		板錐	板錐		・竹中大工道具館分類：C-9 ・『竹中大工道具館研究紀要』2号 (奉納錐その2) ・最大長500m/m ・柄の材種はスギと思われる
24	玄翁・槌	小金槌	金槌		・竹中大工道具館分類：B-11 ・『竹中大工道具館研究紀要』3号 (伝世槌その3) ・最大長251m/m ・柄の材種はカシと思われる
25		木槌	木槌 (小)		・竹中大工道具館分類：D-19 ・『竹中大工道具館研究紀要』3号 (伝世槌その5) ・最大長196m/m ・柄がヒノキと思われる
26		木槌	木槌 (大)		・竹中大工道具館分類：D-20 ・『竹中大工道具館研究紀要』3号 (伝世槌その4) ・最大長388m/m ・材種は頭部も柄もカシと思われる
27		丸玄能	玄能 (大)		・竹中大工道具館分類：D-21 ・『竹中大工道具館研究紀要』3号 (伝世槌その1) ・最大長289m/m ・柄の材種はカシと思われる
28		角玄能	金槌 (大)		・竹中大工道具館分類：D-22 ・『竹中大工道具館研究紀要』3号 (伝世槌その2) ・最大長345m/m ・柄の材種はカシと思われる

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
29	鑿	突鑿(4)	突のみ 寸六		・竹中大工道具館分類：C-1 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その4) ・最大長333m/m ・柄の材種はコクタンと思われる ・銘「(印) 清」
30		突鑿(6)	突のみ 寸五		・竹中大工道具館分類：C-2 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その8) ・最大長381m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
31		突鑿(14)	突のみ 四分五厘		・竹中大工道具館分類：C-3 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その20) ・最大長402m/m ・柄の材種はシタンと思われる
32		突鑿(5)	突のみ 寸六		・竹中大工道具館分類：C-4 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その6) ・最大長348m/m ・柄の材種はシタンと思われる ・銘「(印) 清一郎」
33		鐔鑿	釘差しのみ 一尺		・竹中大工道具館分類：C-5 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その26) ・最大長514m/m ・柄の材種はカシと思われる ・銘「し」
34		突鑿(9)	突のみ 七分		・竹中大工道具館分類：C-6 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その16) ・最大長341m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
35		突鑿(12)	突のみ(平) 一寸		・竹中大工道具館分類：C-10 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その13) ・最大長469m/m ・柄の材種はコクタンと思われる ・銘「(印) 宗右門」
附3			同上 さや		・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村葵 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長127m/m、幅50m/m ・墨書「大坂北新地」等(別掲)

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
36	鑿	叩き鑿(2)	叩のみ 八分		・竹中大工道具館分類：C-11 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その2) ・最大長551m/m ・柄の材種はカシと思われる ・銘「(印) 清一郎」
附 4			同上 さや		・平成29年10月31日調査(京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村栞 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長166m/m、幅45m/m、最大厚27m/m ・墨書「善光寺講」等(別掲)
37		突鑿(10)	突のみ 寸三		・竹中大工道具館分類：C-12 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その11) ・最大長506m/m ・柄の材種はカシと思われる ・銘「(印) 与一郎」
附 5			同上 さや		・平成29年10月31日調査(京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村栞 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長146m/m、幅59m/m、最大厚27m/m ・墨書「かしまの神の」等(別掲)
38		叩き鑿(1)	叩のみ 一寸		・竹中大工道具館分類：C-13 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その1) ・最大長507m/m ・柄の材種はカシと思われる
附 6			同上 さや		・平成29年10月31日調査(京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村栞 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長203m/m、幅49m/m、最大厚27m/m ・墨書「小ひろ尺長」等(別掲)
39		〔突鑿〕	突のみ 寸五		・竹中大工道具館分類：C-14 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その5) ・最大長389m/m ・柄の材種はシタンと思われる ・銘「(印) 清一郎」
附 7			同上 さや		・平成29年10月31日調査(京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村栞 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長70m/m、幅60m/m、最大厚20m/m ・墨書「本亀/大ひろ」等(別掲)

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
40	鑿	突鑿(11)	平のみ 一寸		・竹中大工道具館分類：C-15 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その14) ・最大長307m/m ・柄の材種は不明だが広葉樹系
41		突鑿(2)	突のみ 一寸二		・竹中大工道具館分類：D-1 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その12) ・最大長264m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
附 8			同上 さや		・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村菜 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長60m/m、幅45m/m、最大厚14m/m ・墨書「稲荷大明神」等 (別掲)
42		突鑿(3)	突のみ 寸五		・竹中大工道具館分類：D-2 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その7) ・最大長327m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
附 9			同上 さや		・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村菜 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・長43m/m、幅58m/m、最大厚13m/m
43		突鑿(8)	突のみ 寸三		・竹中大工道具館分類：D-3 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その10) ・最大長324m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
44		蟻鑿(1)	蟻のみ 八分		・竹中大工道具館分類：D-4 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その23) ・最大長369m/m ・柄の材種はシタンと思われる
45		丸鑿(2)	壺のみ 七分		・竹中大工道具館分類：D-5 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その29) ・最大長339m/m ・柄の材質はヒノキと思われる ・柄に「ケ」と読める彫文字がある

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
46	鑿	突鑿(7)	突のみ 寸五		・竹中大工道具館分類：D-6 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その9) ・最大長174m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
47		突鑿(13)	平のみ 七分		・竹中大工道具館分類：D-7 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その15) ・最大長275m/m ・柄の材種はコクタンと思われる ・銘「(印) 宗右門」
48		叩き鑿(3)	叩のみ 二分		・竹中大工道具館分類：D-8 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その3) ・最大長238m/m ・柄の材種はカシと思われる
49		鍔鑿	こてのみ 四分五厘		・竹中大工道具館分類：D-10 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その25) ・最大長228m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
50		突鑿(18)	彫刻のみ 三分		・竹中大工道具館分類：D-11 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その18) ・最大長176m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
51		突鑿(19)	彫刻のみ 一分		・竹中大工道具館分類：D-12 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その22) ・最大長136m/m ・柄の材種はシタンと思われる
52		丸鑿(1)	彫刻丸のみ 一分三厘		・竹中大工道具館分類：D-13 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その28) ・最大長208m/m ・柄の材質はコクタンと思われる
53		突鑿(1)	叩丸のみ 三分		・竹中大工道具館分類：D-14 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号(伝世鑿その27) ・最大長204m/m ・柄の材質はカシと思われる ・銘「(印) 清一郎」

通番	分類	名称 (写真台帳)	参考名称 (手書きリスト)	写真	備考
54	鑿	突鑿(17)	彫刻のみ 三分		・竹中大工道具館分類：D-15 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その19) ・最大長274m/m ・柄の材種はコクタンと思われる
55		蟻鑿(2) 丸鑿(2)	蟻のみ 四分		・竹中大工道具館分類：D-16 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その24) ・最大長278m/m ・柄の材種はシタンと思われる
56		突鑿(16)	彫刻突のみ 五分		・竹中大工道具館分類：D-17 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その17) ・最大長273m/m ・柄の材種はシタンと思われる
57		突鑿(15)	平突のみ 三分		・竹中大工道具館分類：D-18 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世鑿その21) ・最大長470m/m ・柄の材種はカシと思われる
58	雑道具	刀子	小刀		・竹中大工道具館分類：B-7 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世刀子その1) ・最大長225m/m ・柄の材質はコクタンと思われる
附10			同上 さや		・竹中大工道具館分類：B-7α ・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村葉 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長140m/m、直径20m/m ・竹製
59		印刀	彫刻のみ 四分		・竹中大工道具館分類：D-9 ・『竹中大工道具館研究紀要』6号 (伝世刀子その2) ・最大長226m/m ・柄の材質は、カシと思われる ・銘「家道」
60		道具箱	道具箱		・平成29年10月31日調査 (京都造形芸術大学 伊達仁美教授 京都造形芸術大学大学院 今村葉 京都造形芸術大学大学院 佐々木麻衣 京都造形芸術大学3回 清彩華 京都市文化財保護課 福持昌之) ・最大長695m/m、上面は深さ100m/m、引出上段の高さ690m/m、中段の高さ810m/m、下段の高さ119m/m ・四脚の唐櫃の形式に近い ・脚は底面まで帯状に繋がる ・蓋裏貼紙2点 (本文註3, 7)

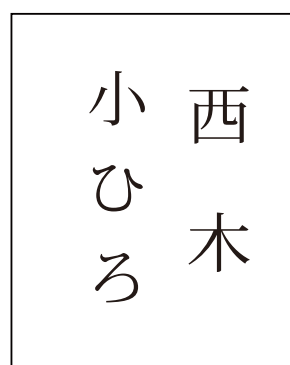
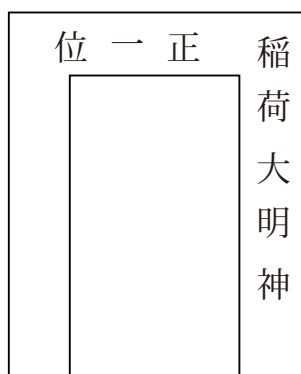


〔腹面〕



〔背面〕

○突鑿 鞘 (「一覧表」附8)



〔右側面〕



〔左側面〕

○突鑿 鞘（「一覧表」附5）
〔背面〕



夕
ゐくとも
に米屋
ぬくし

要石
かしま
の神の
あらん
かぎり

○叩鑿 鞘（「一覧表」附6）
〔背面〕



小
ひ
ろ
尺
長

○突鑿 鞘（「一覧表」附7）
〔背面〕



〔腹面〕



本 亀
大 大
ひろ
檜わだ
木口六
三之口
ばい

■ 志
■ 川
■ 大
■ 通
■ 堂

史料2 鞘の墨書

○突鑿 鞘（「一覧表」附3）

〔背面〕



〔腹面〕

大坂北新地 横 ■ 平兵衛
 伊勢嶋 ■ 坂庄 ■
 ■ 心たに ■ の道 平岡源助



新な ■ す井 ■ ■
 般 太瓶 東 ■ 五郎
 ■ 切ないな ■ 五条
 ■ 神 烏丸 東入ル

〔左側面〕



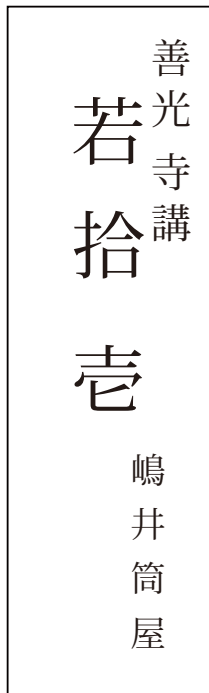
かな井なハ ゐのらぬとする 神也
 神もま茂らぬ

○叩鑿 鞘（「一覧表」附4）

〔背面〕



善光寺講
 若拾壺
 嶋井筒屋



史跡妙光寺境内調査報告

馬瀬 智光

1. はじめに

今回報告する妙光寺^{みょうこうじ}は、京都市右京区宇多野上ノ谷町、鳴滝宇多野谷町に所在する京十刹寺院である。仁和寺の西、福王子神社の北に位置する。当寺は弘安8年(1285)の創建以来、法灯^{たつちゆう}も塔頭に移ることなく本山として当初の位置に継承されている。このような例は、北区等持院北町に所在する真如寺と当寺のみである。京十刹の歴史と景観を今に伝える稀有な事例であり、平成23年に方丈が京都市有形文化財に、平成24年に境内のほぼ全域が京都市史跡に指定された。

本稿で報告する内容は、妙光寺境内の主要施設の内、現存しない山門^{はつとう}、開山堂、鐘樓の発掘調査成果と、開山墓及び近世再興に尽力した打它家墓^{うだ(うつだ)}に関する調査成果である。特筆すべきは、法堂跡で建物位置を特定する遺構を発見できたこと、開山堂跡で建物規模の復元に加え、参道等の遺構を発見できたことなどである。これらの調査成果をもとにして史跡指定されたため、今回詳細を報告する。

2. 妙光寺略史(表1)

妙光寺は、鎌倉時代に内大臣を経験した花山院藤原師継^{もろつぐ}が長男の右少将藤原忠季^{ただすえ}

(幼名：妙光)の追修供養^{ついでしゆ}のために、仁和寺に近接する別業^{べつぎよう}を「妙光禅寺」としたものである。師継の子で、忠季の弟である花山院師信^{もろのぶ}(後に内大臣に昇進)と弟で僧の心性空岩^{しんしょうくわん}の招聘により、無本覚心^{むほんかくしん}が開山として弘安8年に迎えられた。迎える際には、無本覚心のために寿塔「歳寒」(後に「靈光」と名称が変更される)が建てられている¹⁾。

無本覚心は、信州出身で、嘉禎元年(1235)、29歳の時に東大寺で登壇受戒している。次いで高野山に登り密教を学んでいる。高野山には、栄西の弟子であった退耕行勇^{たいこうぎょうゆう}がおり、彼から禅を学ぶと、建長元年(1249)2月には金剛三昧院^{がんしょう}の願性の援助を受けて入宋し、『無門関』の著者である無門慧開などに師事して、建長6年(1254)に帰国している。願性の縁で、紀伊国由良庄^{ゆらのしょう}で興国寺を開創した法燈派の開祖である²⁾。

妙光寺は至徳3年(1386)に京十刹の第八位になったとされるが、『蔭涼軒日録』延徳3年(1491)2月24日条に、等持寺、臨川寺、真如寺、大徳寺などと共に記述されている³⁾のが確実な例である。

文明10年(1478)4月7日付け足利義政「所領安堵状」⁴⁾があるものの、応仁・文明の乱による荒廃の影響か、『鹿苑日録』明応8年(1499)4月2日条には、寺が仁

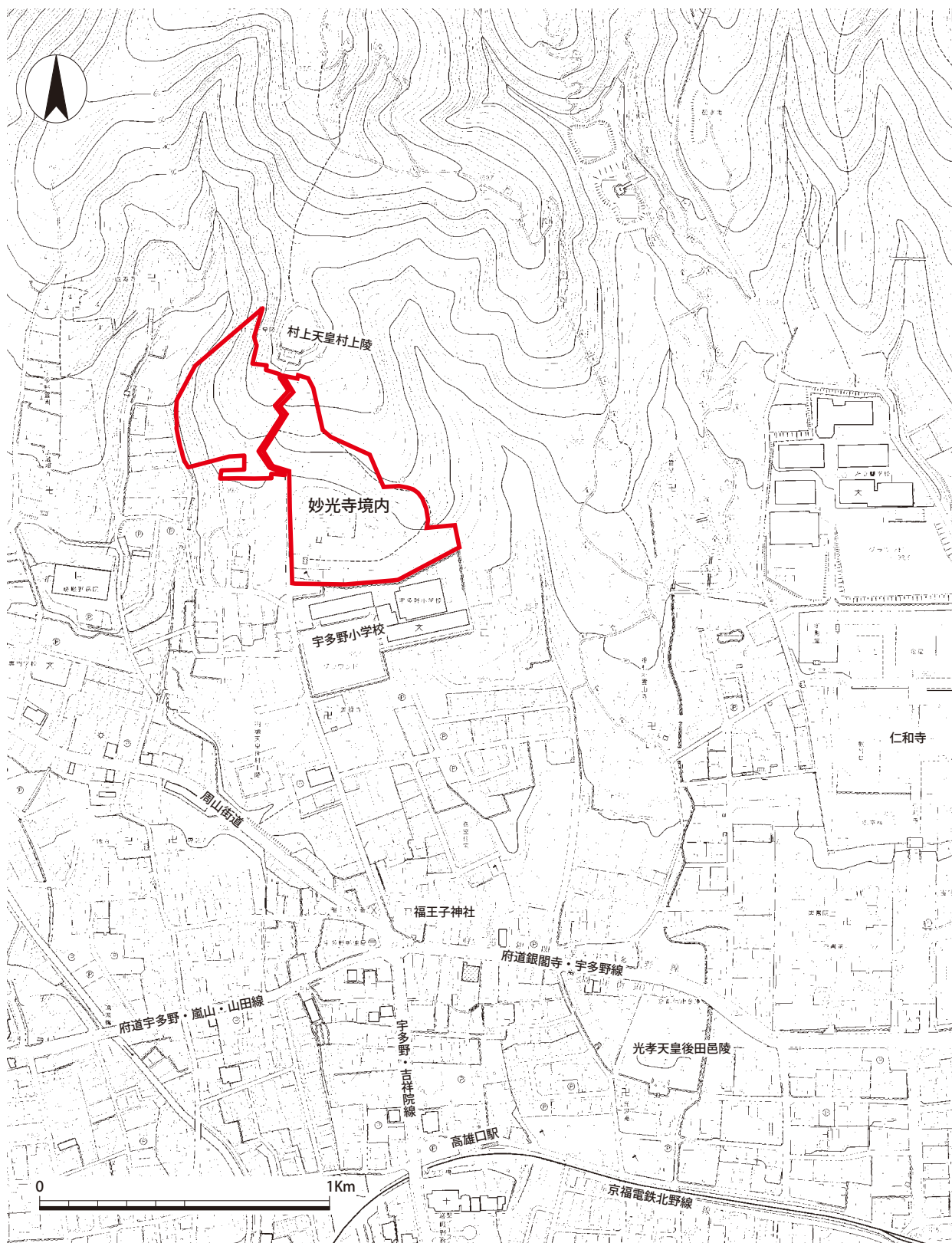


図1 史跡妙光寺境内位置図 (S=1:20,000)

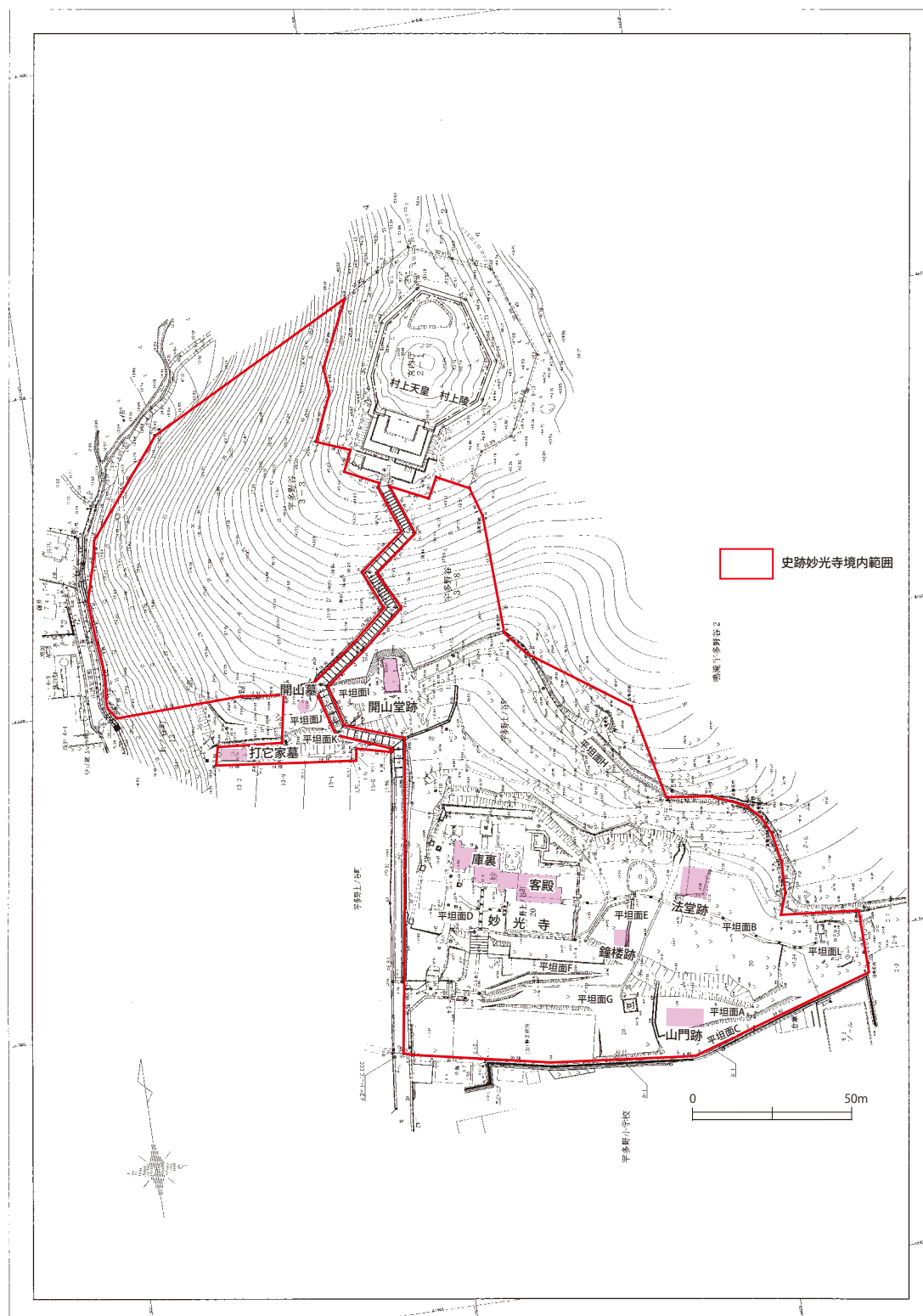


図2 主要施設配置図（妙光寺蔵 羽田測量事務所2007年4月3日作成図を改変 S=1:2,000）



図3 『都名所図会』(京都市文化財保護課蔵)に描かれた妙光寺

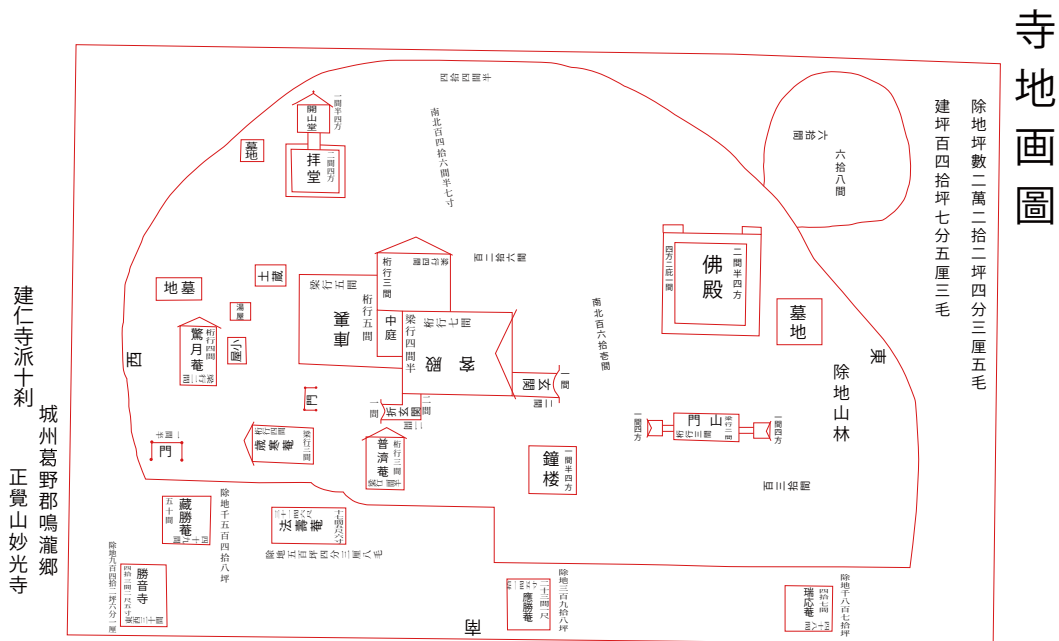


図4 「建仁寺派十刹 正覺山妙光寺」『寺地画圖』(明治3年〔1870〕作図)

和寺から太秦安井に移転したとみられる記述がある⁵⁾。その復興は、寛永14年(1637)に建仁寺靈洞院が所管する妙光寺の屋敷並びに山藪の管理が打它公軌^{きんのり}に任さ

れ、同16年(1639)に再建されるまで待たなければならなかった⁶⁾。萬治3年(1660)には後水尾院が妙光寺を訪れている⁷⁾。公軌の死後も、子の打它景軌^{かげのり}が山門

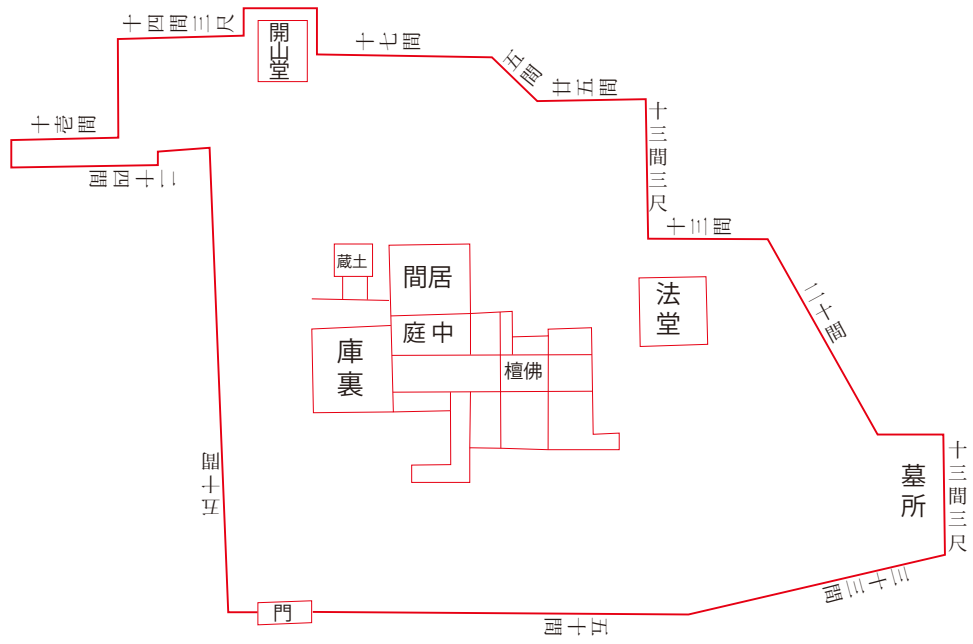


図5 「妙光寺」『寺院明細帳』(明治16年作図)

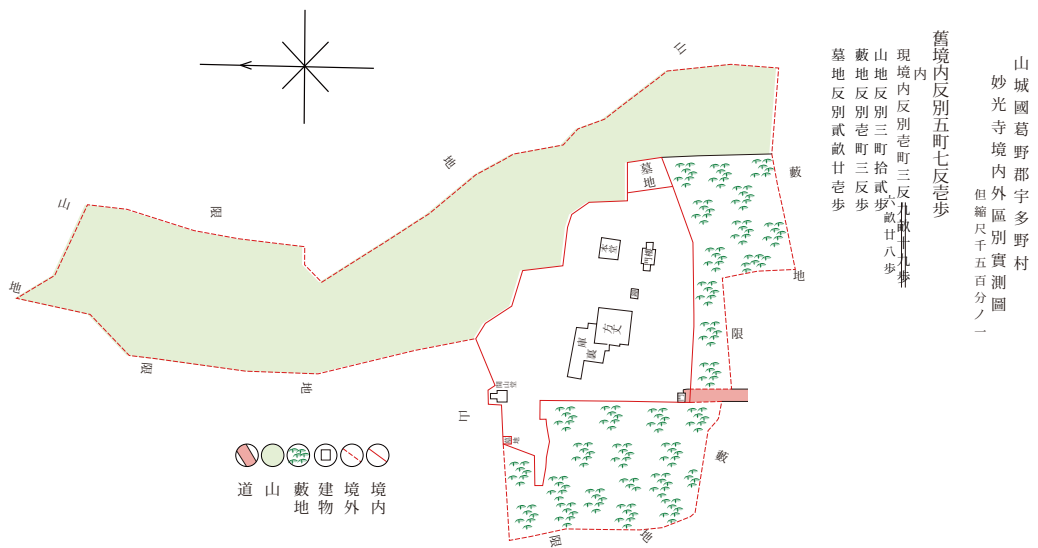


図6 「妙光寺境内外區別實測圖」『社寺境内外區別取調』(明治16年~18年頃作図)

を再建⁸⁾するなど、打它家が復興に尽力している。その後、天保元年（1830）7月2日の大地震で被災するが、同14年から弘化3年（1846）にかけて、了堂慈穩^{りょうどうじしん}により山門などの諸堂が修復されている⁹⁾。

3. 調査日誌抄録

平成22年3月13日 山門跡を手掘りで4箇所掘削したが、現代の廃棄土坑のみ確認。法堂跡では礎石据付穴を2基確認。開

山堂跡を3箇所掘削して、延石を確認した。

平成22年3月20日 法堂跡で基壇表面の清掃及び2箇所の調査区を設定した。

平成22年6月12日 開山堂で表面清掃及び2箇所の調査区を設定し、延石や礎石を検出した。

平成22年7月3日 雨天により測量調査は中止した。鐘楼跡で瓦の表面採集及び住職、責任役員の徳永氏、豊工務店社長からの聞き取り調査を実施した。

平成22年9月11日 開山堂跡の前堂部分に調査区を設定して、前堂の構築状況を確認するとともに、参道を精査した。

平成22年11月13日 開山堂跡後堂に2箇所の調査区を設定して、基壇構築状況を確認するとともに、法堂跡基壇の調査区を再掘削し、断面図作成を行った。

平成23年8月20日 開山堂跡のある平坦地において、軒瓦の分布状況を調査した。

平成23年12月7日 開山法燈円明国師墓・續芳慈胤墓・打它家墓塔群を実測した。

4. 山門跡の調査

(1) 山門跡について

山門跡は、『都名所図会』,「寺地画図」,「社寺境内外区別取調(絵図)」において、いずれも法堂の真南に描かれている(図3・4・6)。現存する法堂基壇のある平坦面Bよりも約1.7m低い部分に東西約30m,南北約15m程度の平坦面Aがあり、この部分を山門跡と推定した。

現在、建仁寺の開山堂表門として使われている山門は寛文6年(1666)建立の二層入母屋造瓦葺建物で、両脇に山廊が付く。規模は幅3間(約6.2m)×奥行2間(約3.5m)であり、両脇の山廊を含めると、幅約15.2mに達する。明治18年(1885)に建仁寺に移築されている。

(2) 山門跡の調査結果

平成22年3月12日に当該部分に4箇所の調査区を設定したが、掘削深度内は全て現代の廃棄土層であった。同年3月20日に妙光寺の修理を担当している(株)豊工務店の協力を得て、重機を利用して3箇所の調査区を発掘した。調査区は平坦面Aの西半部に設定した1区、平坦面Aと平坦面Cの境界部分に設定した2区、平坦面Aと平坦面Bの境界となる斜面に設定した3区である(図2・7・8,写真7~10)。

1区 平坦面Aの現地表面は標高98m前後にあり、標高97.2m前後で瓦片を含む整地層④に達する。地表面から整地層④までは現代の廃棄土層であった。整地層④上面で2基の土坑を検出した(図7)。土坑1は径25cm,深さ約5cmであった。土坑2も径25cm程度である。平坦面Cに至る斜面部分に堆積する②層中の大量の近世瓦片は、山門を明治18年に移築した際に廃棄されたものとみられる。

2区 瓦を少量含む明黄褐色砂泥の整地層(⑤層)は、1区の④層と同質である。堆積状況及び整地層の傾斜角も1区と同じである。

3区 表土直下で瓦を少量含む明黄褐色砂泥層(⑤層)が認められる。

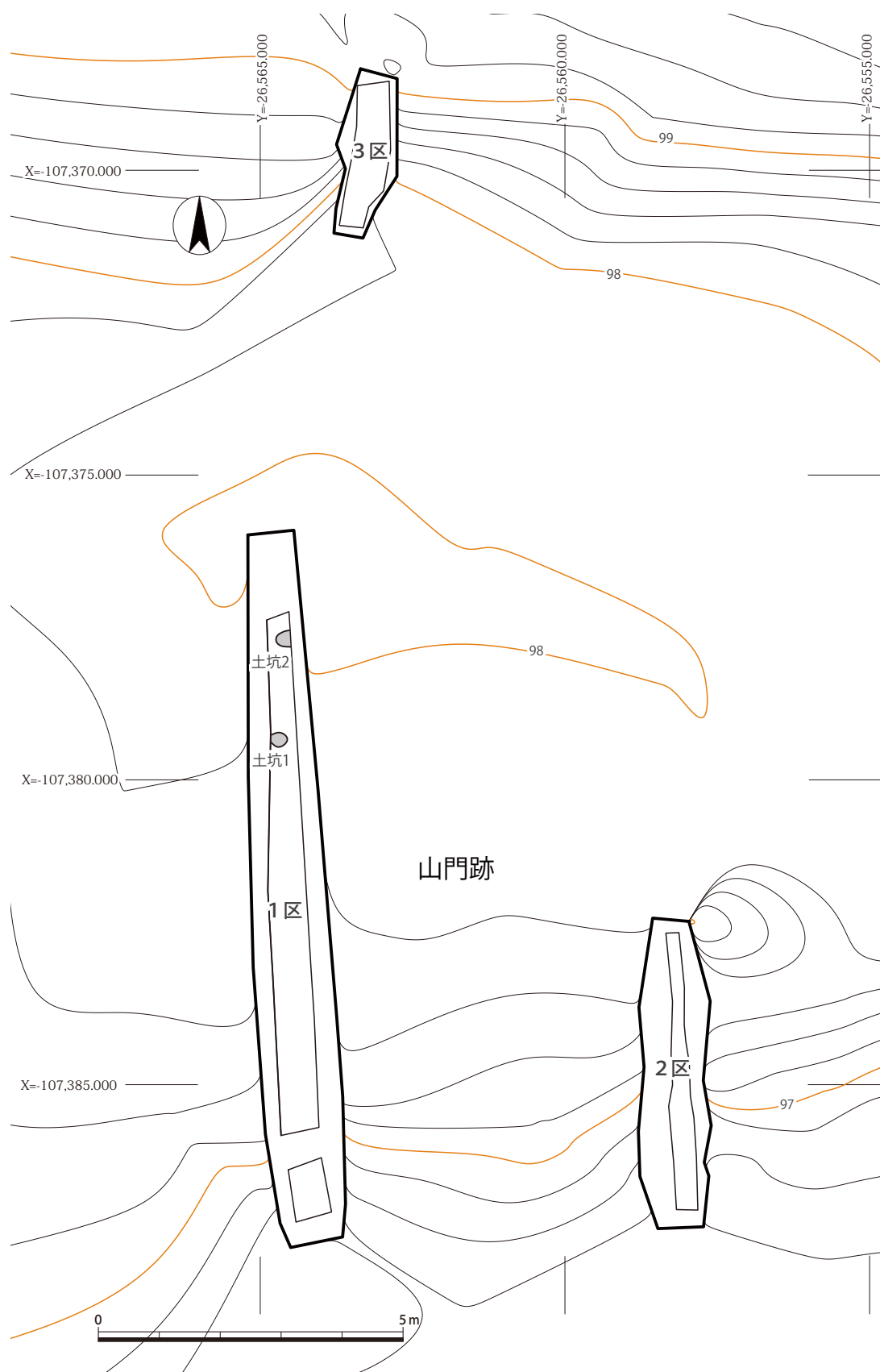


図7 山門跡 調査区位置図 (S=1:100)

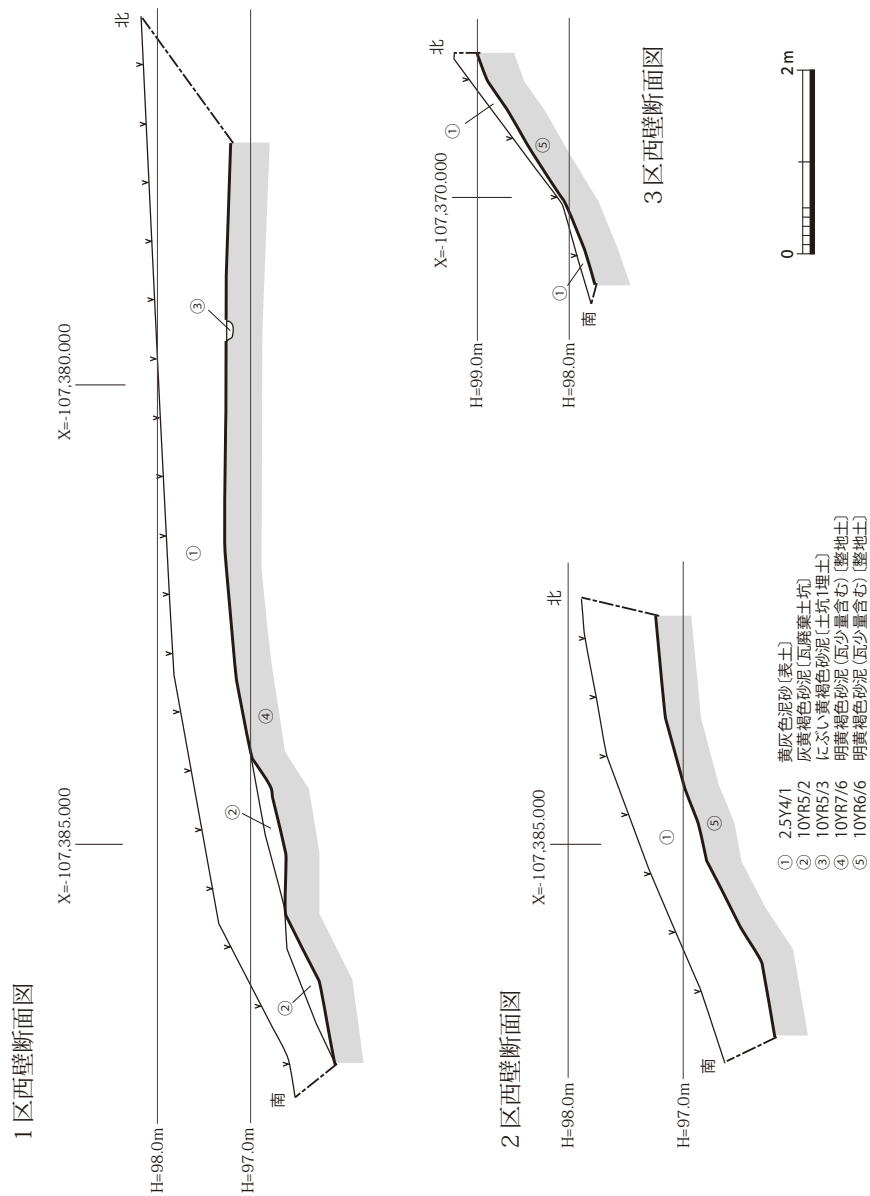


図8 山門跡1区～3区土層断面図 (S=1:80)

1区と2区は山門跡の検出される可能性が最も高い場所であり、山門の基壇に使用されていた資材を含めて建仁寺に移転されたとしても、山門南側の階段、山門と法堂を結ぶ参道等が検出できると期待していたが、明確な痕跡を認めることができなかった。3区は平坦面A、B間で最も等高線が密になる部分であり、階段の存在を考えていたが、その痕跡も確認できなかった。

5. 法堂跡の調査

(1) 法堂跡について

法堂跡は、山門跡で述べた絵図面等から客殿の東側、山門の北側にあったと推定されている。絵図面のとおり、客殿東側に東西約13m、南北約9mの方形基壇状の高まりがある。当該地には、寛永年間に建立され、明治年間に静岡県静岡市清水区の鉄舟

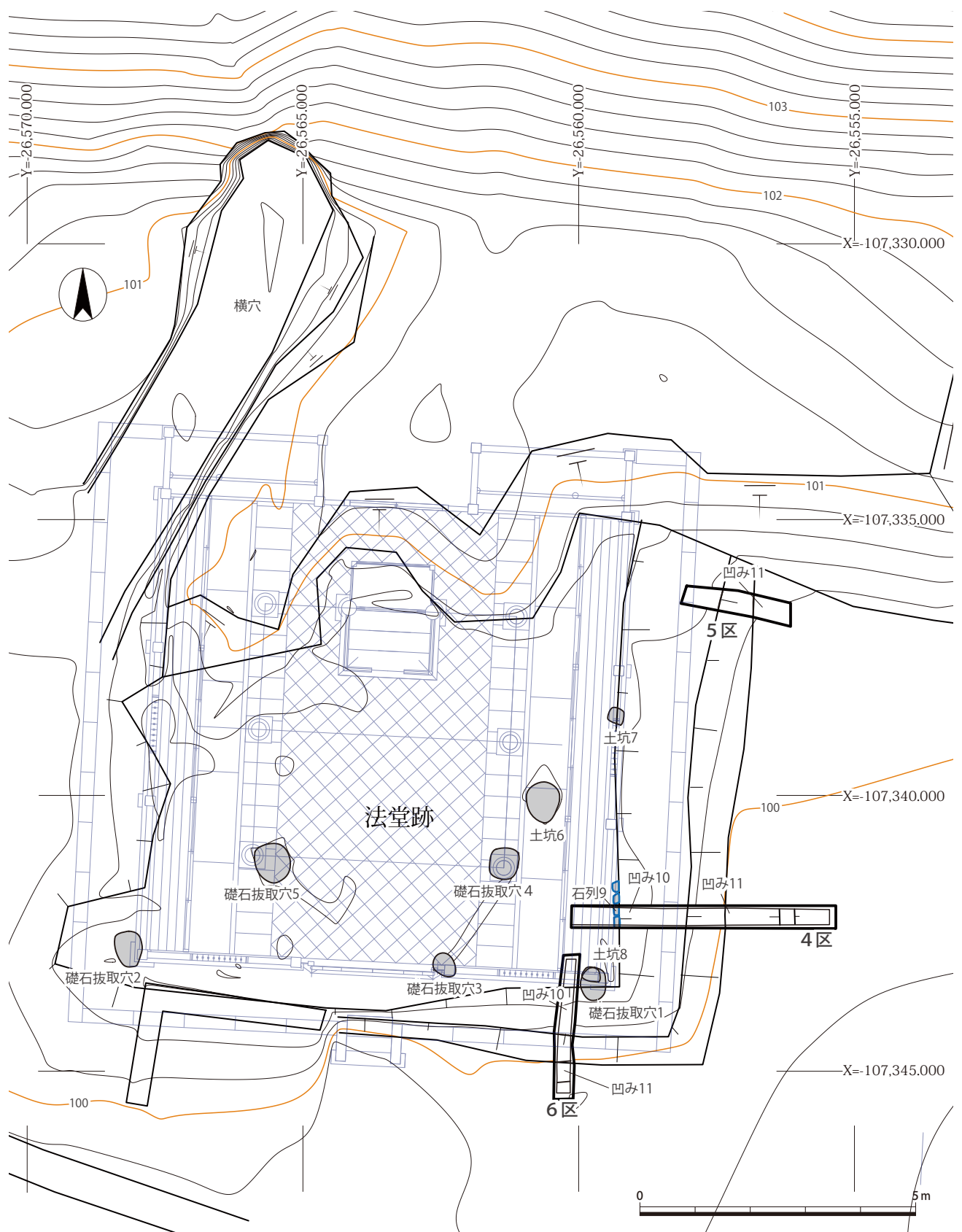


図9 法堂跡 調査区位置図 (青線：法塔復元図, S=1:100)

寺に移築された裳階付入母屋造瓦葺の建物があったとされる（写真17・18）。

（2）法堂跡の調査結果

法堂跡の調査にあたっては、清水一徳氏が測量した鉄舟寺本堂の平面図をもとに基壇上面の精査を行った。また、基壇の旧態を明らかにするために、東西方向の調査区を2箇所、南北方向の調査区を1箇所設定した。調査の結果、礎石抜取穴を5基、土坑2基、石列1基、凹み状遺構を5箇所を確認した。

礎石抜取穴 外陣南側柱部分で3箇所、内陣も南側柱部分で2箇所確認した。外陣の抜取穴は40～70cmの径がある。内陣の2基は60～70cmの径がある。抜取穴の埋土は、5YR4/1～5/1の褐灰色泥砂である。
土坑 土坑6は長径80cmの楕円形である。内陣、外陣いずれの柱列からも外れており、性格は不明である。土坑7は、外陣東側柱列上に乗る径約30cmの隅丸方形の土坑である。埋土は礎石抜取穴と同様の5YR5/1の褐灰色泥砂である。想定の柱位置とは異なるが、束柱等の可能性もある。土坑8は礎石抜取穴1と重なる外陣南東隅柱の位置にある。礎石抜取穴1が据付穴で土坑8が抜取穴の可能性も想定できる。

石列9 基壇東側に一部地表面に露出しながら南北方向に並ぶもので、4石以上で構成される。石列部分に設けた4区の結果から、基壇状遺構の傾斜変換点に径15cm程度の石を据え付けたものであることが明らかとなった。石列の南北延長上に直線状に傾斜変換する部分が存在することから、外陣端部に関連する遺構、例えば「差石」や

^{なげしどだい}「長押土台」の可能性はある。

凹み状遺構 4区～6区で認められる凹みは、基壇状遺構の東側及び南側に見られる傾斜変換部分に一致している。凹み10は、4区の状況から石列9に伴うものと考えられる。

一方、凹み11は基壇状遺構の東端及び南端とほぼ一致している。4区から東側の凹みは幅約120cm、深さ約6cmである。5区から南側の凹みは幅約35cm、深さ6cm程度である。

6. 開山堂の調査

（1）開山堂跡について

岡田孝男氏は寸法は記入していないものの、倒壊以前の内部構造のわかる貴重な図面を残している¹⁰⁾。印金堂とも呼ばれ、板張方丈の歌聖堂と2間4方の拝堂、そして渡り廊からなる。その形態は禅宗寺院における開山堂に通有のものである¹¹⁾。

岡田氏の訪問時には既に失われていたものの、廻り縁（図面では濡縁）が拝堂の周囲に取り付く。戦前の川勝政太郎氏の写真¹²⁾及び明治26年の『京都美術協会雑誌』の「印金堂図」¹³⁾から想定される上部構造は、以下の通りである。

歌聖堂（図11の後堂部分）は、南面する入母屋造瓦葺の平屋建物で、外壁は上部漆喰作り、下部は腰板貼りで東西両面の上端部南端に窓を設けていた。堂の内部は、四畳半の大きさを持ち、四方の壁一面に印金裂を貼り巡らせてあった。紹の幅1尺5寸程、丈5尺余りのもので、一つ一つ色を変え模様も変えており、色は五色を用い、唐

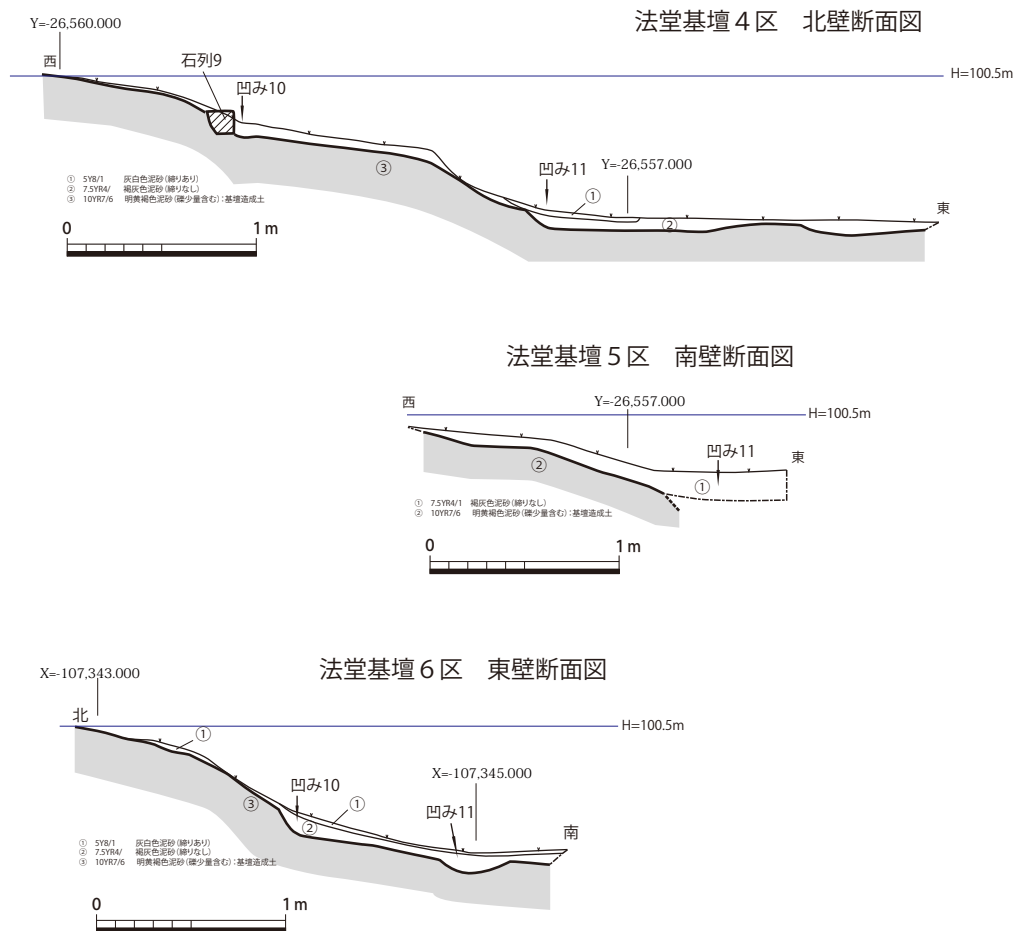


図10 法堂跡 基壇土層断面図 (S=1:40)

草類が大小描かれていたとされる¹⁴⁾。

繋ぎ廊は、切妻瓦葺で上部漆喰作り、下部は腰板貼りである。

拝堂（図11の前堂部分）は、『京都美術協会雑誌』では「南堂」と記述されており、内部は八畳、屋根は東西方向に妻を持つ入母屋造瓦葺の平屋建物で、壁の3方には舞良戸がある。南と東西に縁を持ち、縁には高欄が巡っている。川勝氏の写真にははっきりと階段と基壇の延石が写っている。

開山堂は昭和期に自然倒壊して以後放置されており、遺構検出のための清掃を行うまで、後堂は倒壊時に近い状況、前堂は松

の植林がされていた。前堂中央部分に設定した8区は今回掘削したものではなく、丘陵東方からの雨水を西方の道に導くために掘削されていたものを調査区として利用した。

(2) 開山堂跡の調査結果

調査は、後堂部分に2箇所、前堂部分に4箇所、参道部分に8箇所の合計14箇所の調査区を設定して行った。

後堂部分（図11・13、写真21～24）

現状、平らな部分を上端に据えた石を並べた2段の基壇が残っている。この基壇の構築方法を探るために、基壇南西隅（9区）

と北東隅（10区）に調査区を設けた。

調査の結果、後堂基壇は、地山を削り出した後、赤土で盛土し、内外二重の土壇をそれぞれ石積みで化粧していることが判明した。外側の基壇28は約4m四方の規模をもち、繋ぎ廊の接続する南列に約1.8mの開口部をもつ。内側の基壇27は約3m四方の規模を持ち、繋ぎ廊部分に約1.5mの開口部をもつ。

基壇27は、基壇28の内側約30cmにあり、後堂の支柱礎石（石31～39）及び長押の土台となる石列が四角形に配されたものである。礎石は長押土台の石よりも一回り大きく、容易に識別出来ることから、南北2間、東西2間の柱間を有していたことがわかる。基壇上部及び周辺には開山堂に葺かれていた数多くの瓦が散乱する（写真20）ほか、建築部材も残存していた（写真19）。基壇28の後方、つまり北側の斜面側では2本の竹杭と柱材を検出した（写真22）。この竹杭や柱材の機能は、基壇のほらみを防ぐ目的もしくは開山堂造成面後方の切斜面からの崩落土が基壇に押し寄せることを防ぐ目的があったとみられる。

前堂部分（図11～14、写真24～29）

現状、周囲の地面より約30cm高い亀腹状の基壇の四周に延石が巡り、南面中央に階段が取り付く。表面清掃及び4箇所を発掘成果から、前堂母屋の礎石（石1～9）、廻り縁の礎石（石11～15）の他、前堂母屋の南面中央でも礎石（石10）を検出した。この礎石は、前堂の扉中央を支える床束ではないかと考えられる。さらに前堂の母屋北側、繋ぎ廊の東西両側に脇段が想定されるが、東側の脇段に伴う石16も検出

した。礎石はいずれも自然石で、母屋が大きく、廻り縁の礎石は比較的小さい。廻り縁の礎石の内、南西隅の礎石は昭和40年代以降に取り去られたと考えられる。また、延石は東側の大半、南側東半分、西側の5分の1程度が残存している。8区及び11区で、西側部分の延石抜き穴を検出している。南側西半部についても、13区の調査で、延石抜き穴を検出している。

前堂部分は、削りだした地山の上に3つの異なる土（⑦～⑨層）を水平に積み上げ、端部を延石で土留めした亀腹状の基壇である。8区の成果から、延石の後方に暗灰黄色泥砂（⑥層）を積み上げており、亀腹が崩壊するのをふせぐための施工であると考えられる。礎石は基壇が出来てから据え付けられている。

繋ぎ廊（図11）

前堂と後堂を結ぶ繋ぎ廊の礎石は、後堂側（石4・5）、前堂側（石31・32）の両方で確認することが出来た。繋ぎ廊の規模は、南北1間、東西1間である。

階段（図11・14、写真26、28、29）

前堂南側に現存する階段は3段分残存している。1段目は、幅90cm、奥行（踏面）19cm、厚さ18cmの直方体の石材1石である。2段目は幅80cm、奥行（踏面）32cm、厚さ17cm以上の直方体の石材と、幅100cm、奥行（踏面）32cm、厚さ17cm以上の直方体の石材を東西に並べている。3段目は詰石の上に、幅180cm、奥行43cm、踏面32cm、厚さ29cmの断面台形の石材1石を置いている。階段石の東西両側に奥行70cm、幅15cm、厚さ18cm以上の直方体の羽目石を置く。羽目石は参道側

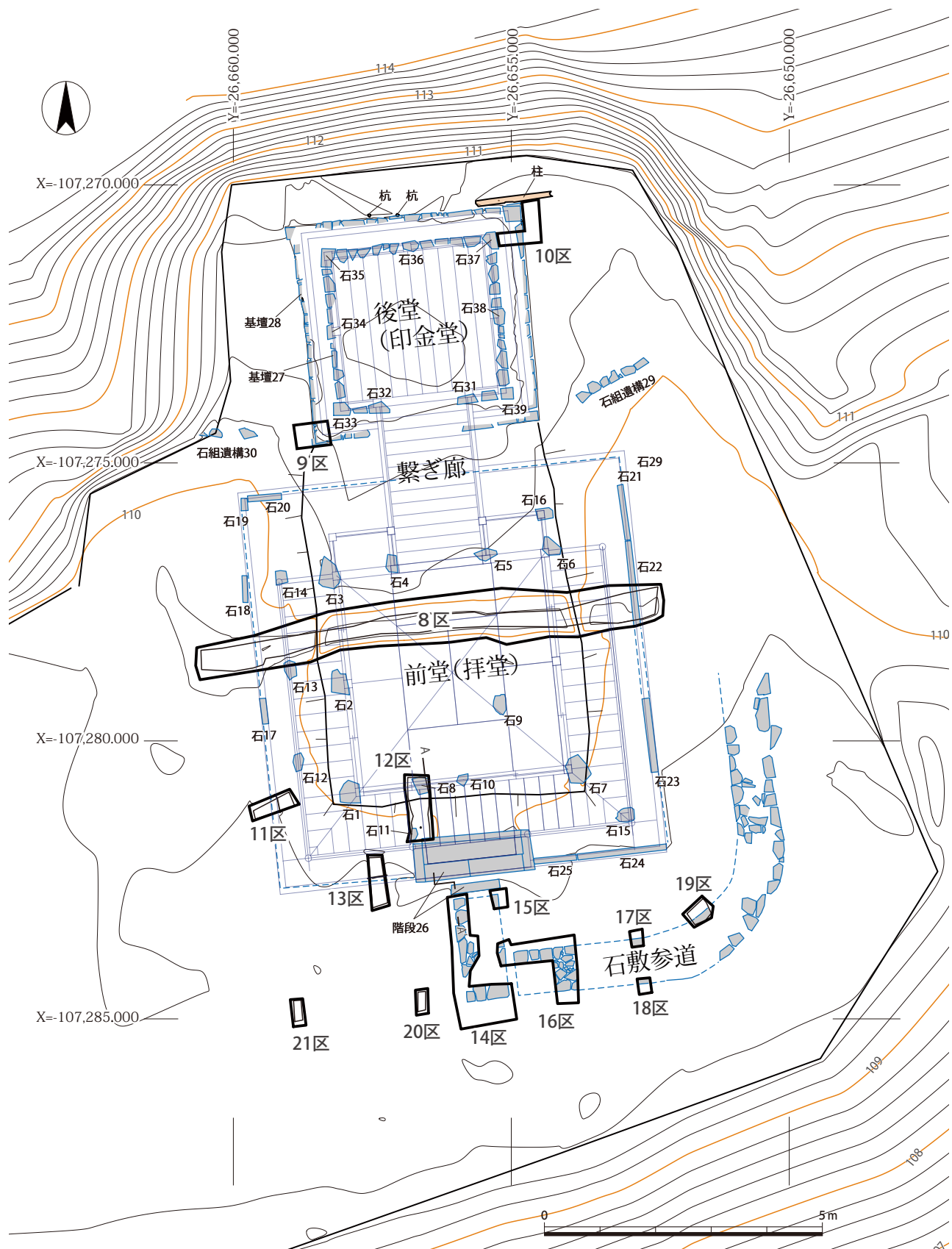


図11 開山堂跡 調査区位置図（青線：開山堂復元図，S=1:100）

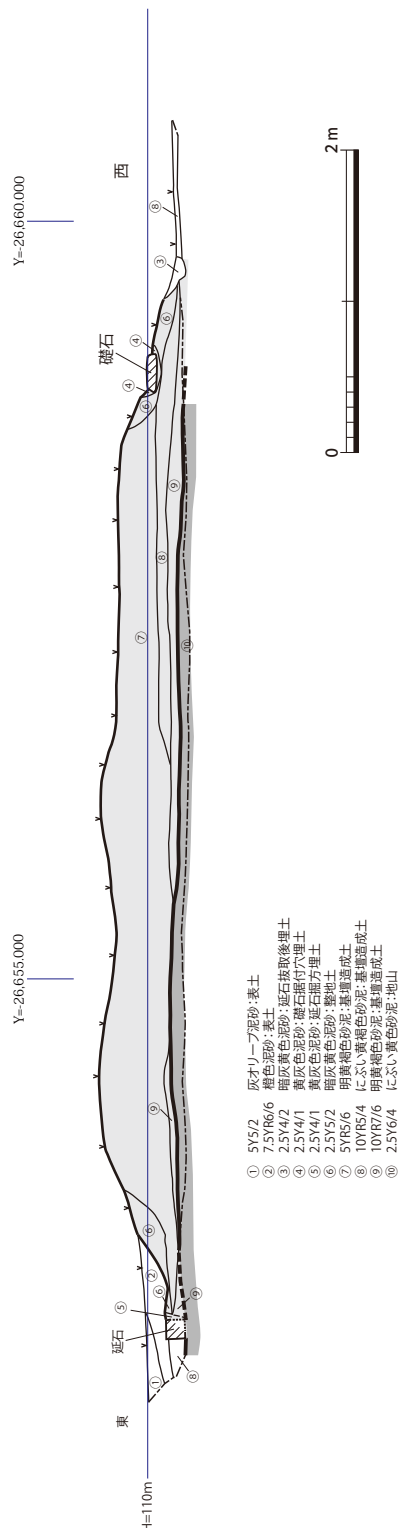


図12 開山堂跡 8区北壁土層断面図 (S=1:50)

の角は垂直な面をもつが、前堂側は角を斜めに仕上げている。

岡田氏、川勝氏の論文に認められないもので、今回の調査によって明らかになった遺構が二つある。一つは座禅石もしくは妙光寺の景勝装置として用いられたと考えられる粘板岩の巨石南側(写真6)から開山堂造成面の東端に至る東西通路を始点とする石敷参道である。もう一つは後堂の東西両側に開山堂とは異なる方位軸をもつ石組遺構である。

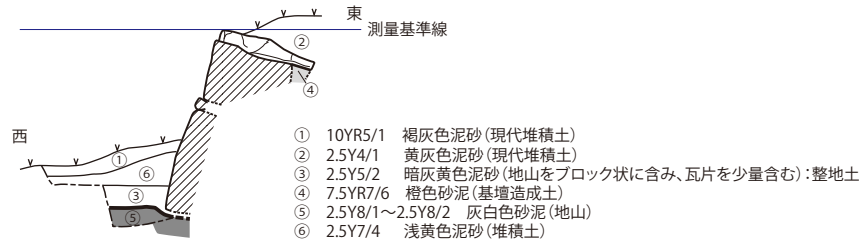
石敷参道(図11・14, 写真28～30)

石敷参道は平たい部分を上にした不定形の自然石を幅約80cmに並べたものである。参道の両端は綺麗に縁を揃えている。前堂の東側中央付近から始まり、弓なりに屈曲して前堂正面の階段に至る。20区及び21区の調査から、この参道は西側に続かないことがわかった。

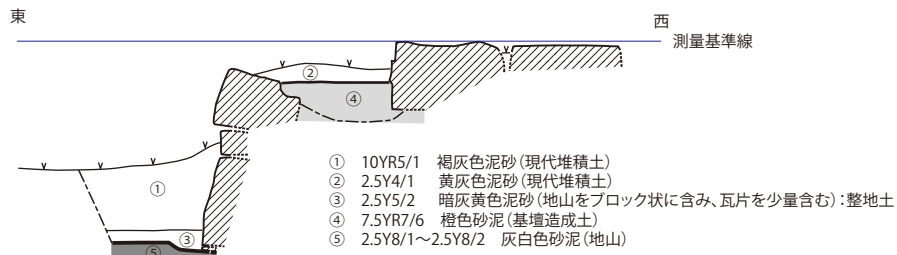
石組遺構(図11, 写真31)

開山堂の建築方位が真東西から北に約10度傾いているのに対し、石組遺構29は北に約25度、石組遺構30は南に約5度傾いており、方位軸が全く異なっている。残りの良い石組み遺構29が開山堂まで延びないことから、開山堂施工にあたって一部破壊された可能性もある。石組遺構29は長軸20～30cmの自然石を東西方向に6石以上、石組遺構30も同大の自然石を3石以上東西に並べる。

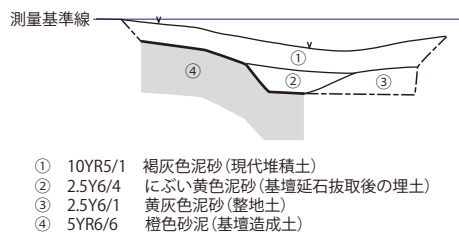
開山堂 9区北壁断面図



開山堂 10区南壁断面図



開山堂拝堂 11区南壁断面図



開山堂拝堂 13区東壁断面図

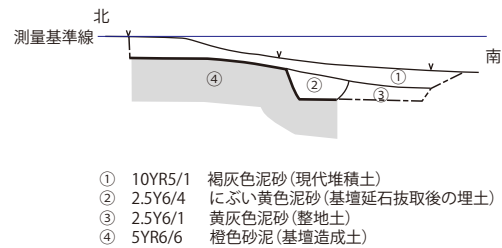


図13 開山堂 土層断面図 (S=1:20)

7. 鐘楼跡の調査

(1) 鐘楼跡について

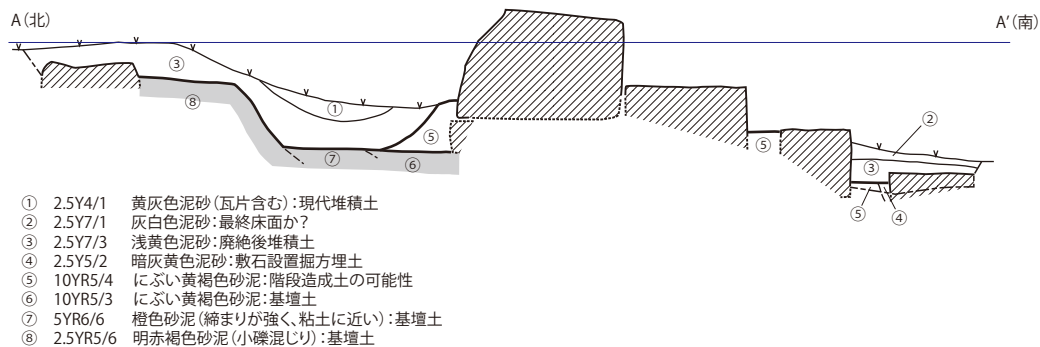
『都名所図絵』にも描かれている鐘楼は、明治3年の「寺地画図」から1間半四方の規模を有していたことがわかる。解体時期は不明であるものの、方丈と山門を結ぶ線の中に位置していた可能性が高い。現状、方丈（客殿）の南東側に東西、南北とも約17m程度の平坦面Eがあり、平坦面Fよりも約1m高い（図2，写真32・33）。

(2) 鐘楼跡の調査結果

調査は、平坦面Eの南側斜面，平坦面Fとの境界付近に南北方向の調査区を設定して行った。調査区設定にあたっては、平坦面Eで表面に瓦が大量に堆積する部分を鐘楼に近接する可能性の高い場所ととして選んだ（図15，写真32）。

調査の結果，図16のとおり，表土①及び②層には付近にあった施設に伴うと考えられる瓦が大量に堆積していた。③層から⑦層はいずれも北から南に傾斜して堆積

開山堂拝堂 中央階段部分断面図(A-A')



開山堂石敷参道 16区東壁断面図

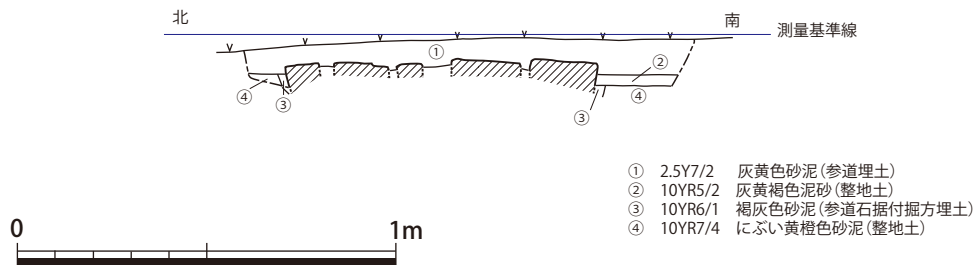


図14 開山堂階段及び参道 土層断面図 (S=1:20)

している。このことは、平坦面Eを造成するために標高の高い北から南に向けて土砂を広げていったことがわかる。しかし、鐘楼に直接結びつく成果は得られなかった。

8. 開山法燈円明国師墓・續芳慈胤墓の調査

開山法燈円明国師墓 開山墓のある平坦面Jは、村上天皇村上陵参道によって開山堂跡のある平坦面Iと隔てられている(図2)。開山墓は、平坦面Jの北端に安置されている無縫塔(図17, 写真34～36)である¹⁵⁾。一辺53cmの方形基壇の上に、断面の形状が六角形で上部に反花文を浮彫にした直径約40cm, 高さ約19cmの基礎, 高

さ約53cm, 最大径約30cmの塔身をもつ。塔身前面に、「開山法燈國師」と線刻されている。塔高は84.5cmある。中世に遡る石塔であるが、当該地に設置された時期は不明である。

續芳慈胤墓 續芳慈胤墓は開山墓塔の南西に近接して置かれた無縫塔(図17, 写真35・37)である。一辺49cmの方形基壇の上に、断面の形状が六角形で上部に反花文を浮彫した高さ約20cm, 径約37cmの基礎石, 高さ約53cm, 最大径約28cmの塔身が置かれている。塔高は96.0cmである。塔身頂部は尖っている。

續芳慈胤は、天明8年(1788)6月26日に住職になり、寛政11年(1799)に建仁寺靈洞院に転住している¹⁶⁾。彼以外の住

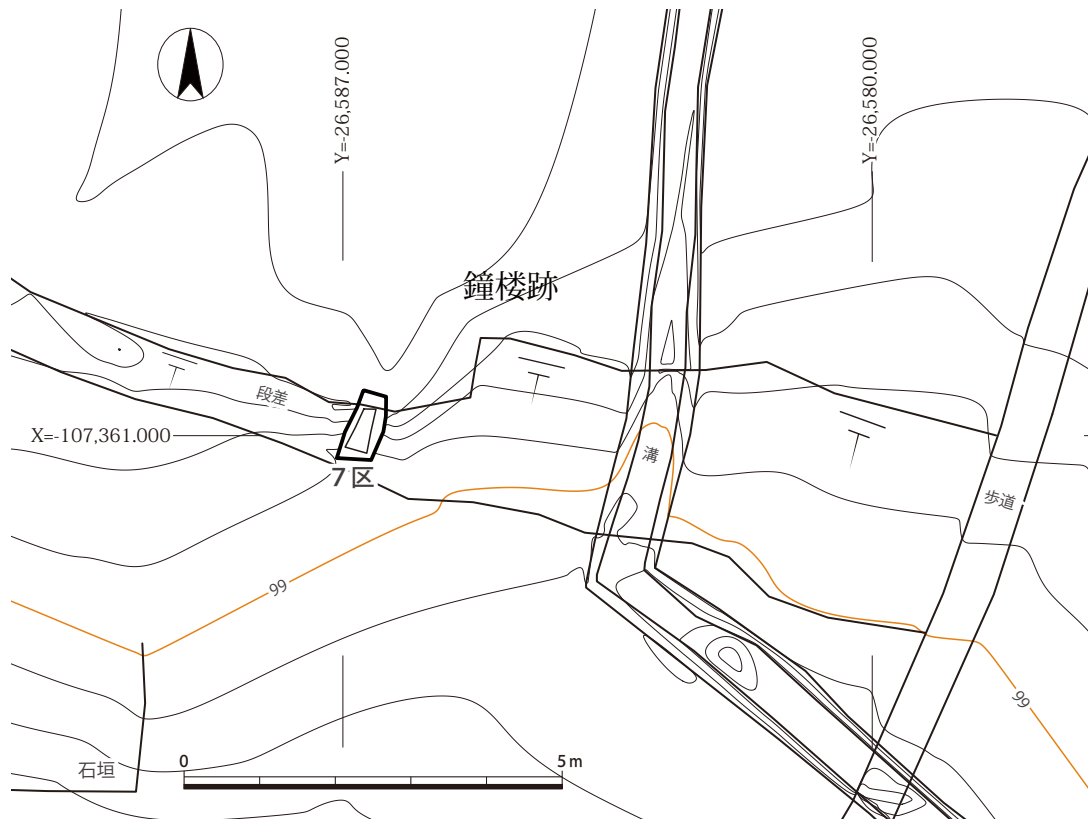


図15 鐘楼跡 7区位置図 (S=1:100)

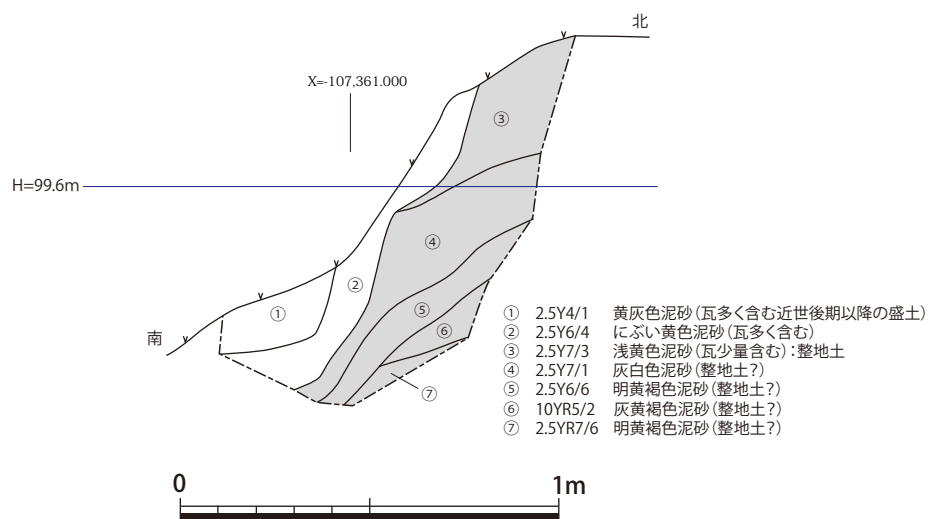


図16 鐘楼跡 7区土層断面図 (S=1:20)

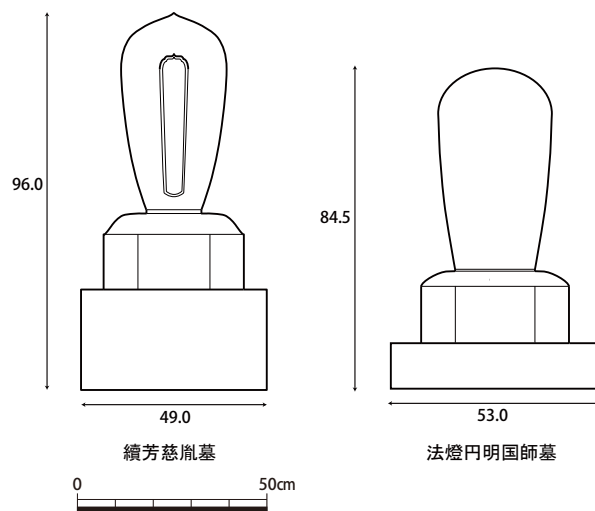


図17 開山法燈円明国師墓・續芳慈胤墓略測図 (S=1:20)

職の墓塔がないことなど未解明の部分が多い。開山塔の位置が当初の位置であるのかどうか検討が必要である。平坦面Jは15 m四方の規模を有しており、何らかの建物が存在した可能性もある。

9. 打它家墓の調査

平坦面Kの西端に6基の石塔が認められる(図2・18, 写真37・38)。寛永の妙光寺再興に尽力した豪商打它公軌に関連するもので、西から公軌の父「宗貞」^{むねさだ}の墓、公軌の母「宗貞妻」墓、打它公軌墓、公軌の息子である「景軌墓」、公軌の妻他2名の墓、氏名不詳2名の墓と続く。6基は宝塔形式で、長方形の石材を組み合わせた基壇の上に、上面に反花文を浮彫にした方形の台座を置く。東端の1基を除き、台座の上には断面形状が角の緩い八角形の塔身が置かれ、塔身の上部に宝珠を頂く笠が置かれる。欠落した宝珠を除いた塔高は、景軌墓が148.5 cm、公軌墓が143 cmである。打它公軌墓には、「當山再興」、「正保四年丁

亥」、「有力檀越」等の文字が刻まれている(写真39～42)。

東端の1基は、唯一宝珠が残っている。塔身は卵形を呈しており、正面に大きな碑面をもつ。宝珠を含めた塔高は135.5 cmあり、女性名の被葬者をもつ2基よりも塔身の最大径、塔高とも大きい。この1基の東側には板状の塔身をもつ墓が2基、自然石を塔身とする墓2基が並ぶ。

10. まとめと課題

京都市指定史跡候補として諮問するために調査した基礎資料について今回報告した。五山十刹と言われる中で、五山については数多くの論考があるものの、十刹については語られることは少ない。妙光寺は真如寺とともに京十刹の中で創建以来の位置を保つ貴重な寺院である。

五山十刹寺院で、開山堂、法堂、山門、鐘楼跡を調査する機会は貴重であり、特に開山堂と法堂では貴重な成果を得た。一方で明治初期まで存続していた山門と鐘楼は

痕跡すら確認することは出来なかった。

法堂は、鉄舟寺に現存する建物の平面図に基づくと、内陣正面（南側）・外陣正面（南側）に沿って礎石据付穴計5基を確認することができた。また、外陣東側に沿って石列を確認したことから、建物位置はほぼ確定できたと考えられる（図19）。一方、法堂北半は後方の斜面からの崩落土や、近代以降に開削されたとみられる横穴の掘削土が積み上げられており、礎石抜取穴等の遺構の確認には至っていない。この横穴により、基壇北西隅から西端部分は削平を受けている。

開山堂は、岡田孝男氏の平面図に寸法は記載されていないが、平面図にほぼ一致する配置で礎石、延石、階段石が残存しており、開山堂の規模を復元することが可能となった。特に石10は前堂の扉中央を支える床束とみられること、石9は屋根を支える構造材ではなく床板の下で根太を支える大引に伴う束柱の礎石とみられることである（図19）。石9は畳の角の位置にあり、開山堂ではないものの、同じ禅宗寺院である大徳寺塔頭黄梅院の畳の配列と床下の礎石構造に近似する（図20）¹⁷⁾。平面図がない状態で建物復元する上で貴重なデータとなる。

また、平坦面Iの規模・形状は参道を含む開山堂の規模・形状に一致させるように開削されたと推定できる（図11）。後堂の輪郭に沿うように「コ」字状に丘陵端部が削平されている。平坦面Iの南岸及び東岸も前堂及び参道の形状に沿う。一方、平坦面Iの西側部分には南北約12m、東西約8mの空地が認められる。開山堂で行われる

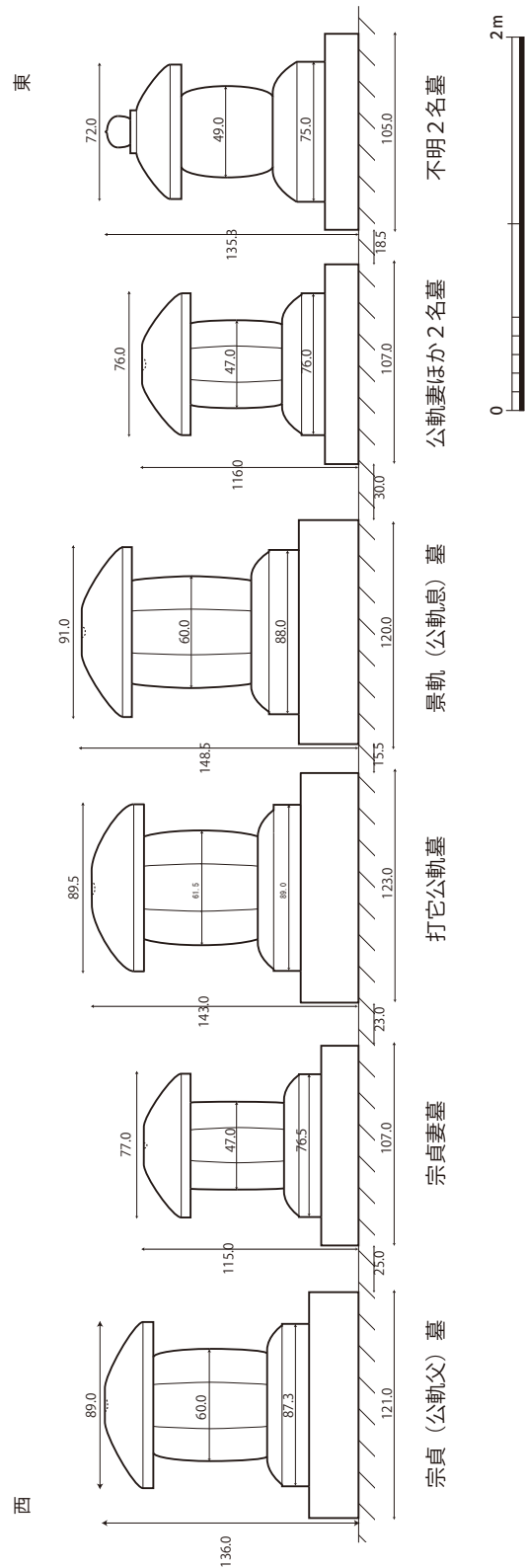
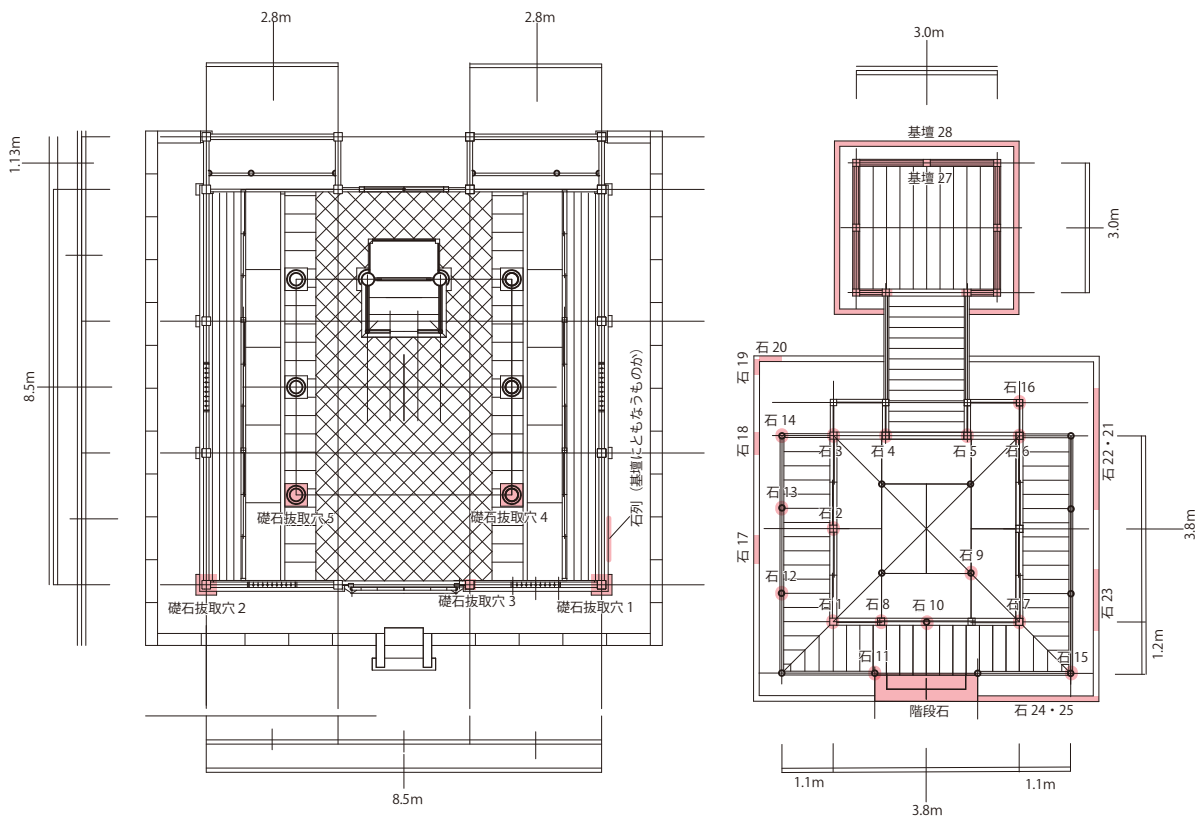


図18 打它家累代墓略測図 (S=1:40)



法堂平面図と検出遺構

開山堂平面図と検出遺構

図19 法堂及び開山堂平面図と検出遺構

儀礼空間であろうか。さらなる調査が必要である。

開山墓のある平坦面Jは、平坦地の規模に比べて、2基の無縫塔が並ぶだけである。開山と天明期の住職以外の石塔は当初より存在しなかったのか、応仁・文明の乱で一時太秦に避難した際に散逸したのか、平坦地J自体が当初からの墓域であるのかを含めた検討が必要である。

以上、十刹寺院である妙光寺の主要建築物と開山墓及び再興に尽力した打它家の墓に関する調査成果を報告した。中世の最盛期において、妙光寺の伽藍は江戸の再興期よりも大規模であったと考えられるため、明確に中世に遡る遺構を確認する必要がある。今後の課題である。

謝辞

本報告を作成するにあたり、以下の方々のご協力を得た。記して感謝したい。(敬称略)

妙光寺住職 芳賀由宗、同責任役員 徳永勲保、宗教法人建仁寺、宗教法人鉄舟寺、株式会社豊工務店、コンピュータシステム株式会社、宮本美津夫、清水一徳

註

- 1) 「鷲峰開山法燈圓明國師行實年譜」『續群書類従』第九輯上、續群書類従完成従會、1927年。
- 2) 註1)に同じ
- 3) 「(前略)又十刹。等持、臨川、眞如、安國、寶幢、廣覺、普門、妙光、大徳。々々(後略)」

- 『蔭涼軒日録』延徳3年2月24日条（『増補続史料大成』），臨川書店
- 4) 「妙光寺領所領并塔頭末寺領等目録別紙在事、所返付寺家也、早如元可全領知之状如件、文明十年四月七日「ヲモテニ」東山殿義政公「後之」記 准三宮「判」『妙光雜記』
- 5) 「(前略) 妙光寺則由良開山所開也。本像者所自開眼也。本地在仁和寺。今移之於大(太)秦寺安井。以構小院安木像也。(後略)」『鹿苑日録』卷4，明応8年4月2日条
- 6) 「正覚山妙光禪寺紀年集」『靈洞文庫』（妙光寺文書），寛永14年丁丑条，寛永16年己卯10月13日条
- 7) 「(前略) 糸屋如雲山庄妙光寺江山越被爲成御見物也、六七町有之也、各携杖而御供申、於妙光寺之山上、風景被遂尊覽御室還御也(後略)」『隔簾記』（『本稿後水尾天皇實録』卷四）萬治3年3月11日条，2005年
- 8) 註6) 文献 寛文6年丙午条
- 9) 註6) 文献 天保元年庚寅条，天保14年癸卯条，弘化3年丙午条
- 10) 岡田孝男「妙光寺の印金堂と驚月庵」『新住宅』第7号3月号，1952年。
- 11) 京都府教育庁文化財保護課『京都府の近世社寺建築—近世社寺建築緊急調査報告書—』，京都府教育委員会，1983年。
- 12) 川勝政太郎「妙光寺と印金堂」『史迹と美術』第12集，1941年。
- 13) 富岡鉄斎「印金堂圖」『京都美術協会雑誌』第14号，1893年
- 14) 註13) 文献に同じ
- 15) 坂詰修一監修『石造文化財への招待』（『考古調査ハンドブック』5），ニューサイエンス社，2011年。石井進・水藤真監修『石仏と石塔』（『文化財探訪クラブ』8，山川出版社，2001年。
- 16) 註6) 文献 天明8年戊申条，寛政11年己未条。
- 17) 馬瀬智光「大徳寺旧境内」『京都市内遺跡詳細分布調査報告 平成21年度』，京都市文化市民局，2010年。

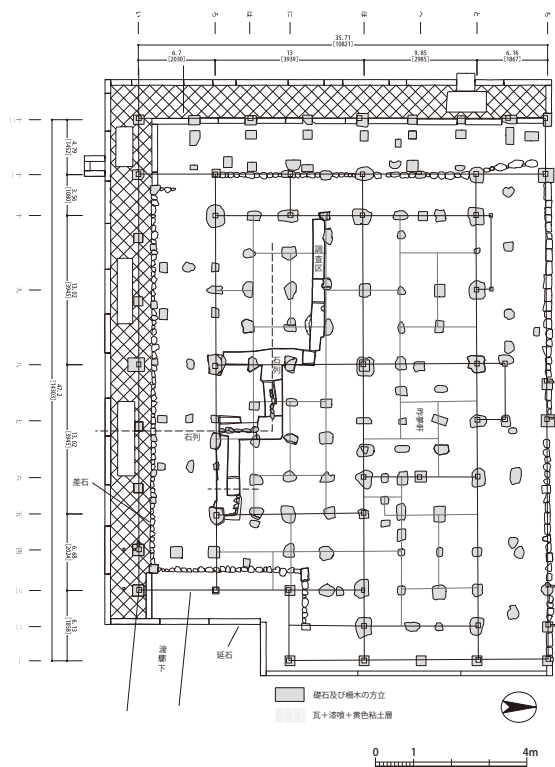


図20 黄梅院書院平面図（註17文献から）

参考文献

- 今津供嶽（編）『正覚山志総説篇』，妙光寺。
- 川上 貢『禅院の建築—禅僧のすまいと祭享—』，中央公論美術出版，2005年
- 斎藤夏来『禅宗官寺制度の研究』，吉川弘文館，2003年。
- 清水一徳『妙光寺客殿調査報告書（京都市右京区宇多野上ノ谷町）』，京都市文化財保護課，2010年。
- 続群書類従完成会「鹿苑院公文帳」『資料纂集』第108輯，1996年。
- 徳永勲保「妙光寺と印金堂」（草稿），2004年
- 原田正俊『日本中世の禅宗と社会』，吉川弘文館，1998年。
- 「臨済宗建仁寺派 妙光寺」『寺院明細帳』，1883年。

馬瀬 智光（文化財保護課 係長（埋蔵文化財担当））

表 1 - 1 妙光寺編年表

和暦	西暦	住職	出来事	参考文献
弘安8年	1280年	法燈円明国師(無本覚心)	藤原師継が長男の右少将忠季(小名妙光)の追修のために北山仁和の別業を妙光禅寺とし、忠季の弟の師信が父命に従い、無本覚心を開山に迎えた。無本覚心のために「歳寒」と呼ぶ壽塔を建てている。	『鷲峰開山法燈円明国師行實年譜』
至徳3年	1386年		妙光寺が京十刹第8位になる。	
長祿4年7月19日	1460年8月5日	原詔西堂	播州實林寺領備前新田庄内吉永保役工米京濟御奉書の件で、等持寺瑞新西堂、廣覺寺徳崇西堂とともに、公文御判する。	『蔭涼軒日録』長祿4年7月19日条
寛正3年8月13日	1462年9月6日	永閻西堂	等持寺原古西堂の入院し、御成御點心があった。まず山門御棧敷において、御聴聞があり、次いで佛殿御棧敷において、祝聖御聴聞を終わる。方丈において御點心をし、御所間において、南禅寺竺峰和尚、筑前國聖福寺妙茂西堂、妙光寺永閻西堂が公帖御判をする。	『蔭涼軒日録』寛正3年8月13日条
寛正5年5月30日	1464年7月4日	貞萼西堂	越中國長福寺法官威首座、紀伊國興國寺周伯西堂、妙光寺貞萼西堂が御判を行う。	『蔭涼軒日録』寛正5年5月30日条
寛正5年9月3日	1464年10月3日	祖陸西堂	伯耆國充孝寺興雲西堂、妙光寺祖陸西堂、美濃國天福寺聴熙西堂、興聖寺清檀首座、近江國金剛寺梵臺首座、三聖寺有傳首座、御判を行う。	『蔭涼軒日録』寛正5年9月3日条
文明10年4月7日	1478年5月9日		足利義政、妙光寺の寺領及び塔頭末寺領等を安堵する。	『妙光雜記』文明10年4月7日
文明19年8月12日	1487年8月30日		本願檀那伊勢國八田、今は細川上總介殿の被官であるが、妙光禅寺に頼朝公の木造が安置されている理由を問うが、記録がなく由来を説明することができなかった。	『蔭涼軒日録』文明19年8月12日条
長享2年2月23日	1488年4月5日		妙光寺に衛敏西堂が入寺する。	『蔭涼軒日録』長享2年2月23日条
長享2年2月25日	1488年4月7日		妙光寺、天寧寺に入寺書立	『蔭涼軒日録』長享2年2月25日条
延徳2年4月25日	1490年5月14日		妙光寺百年忌につき、公方に書状を遣わす。	『蔭涼軒日録』延徳2年4月25日条
延徳3年2月24日	1491年4月3日		十刹寺院として妙光寺の名前が第八位として載る。等持。臨川。眞如。安國。寶幢。廣覺。普門。妙光。大徳。	『蔭涼軒日録』延徳3年2月24日条

表 1－2 妙光寺編年表

和暦	西暦	住職	出来事	参考文献
延徳3年10月12日	1491年11月13日	桂瑞西堂	鹿苑院より妙光寺に入寺する桂瑞西堂に侍衣を送る。	『蔭涼軒日録』延徳3年10月12日条
延徳3年10月24日	1491年11月25日	桂瑞西堂	妙光寺に桂瑞西堂が入寺する。	『蔭涼軒日録』延徳3年10月24日条
延徳3年11月4日	1491年12月5日	桂瑞西堂	桂瑞西堂が妙光寺に入寺したことを公帖に載せる。	『蔭涼軒日録』延徳3年11月4日条
延徳4年6月2日	1492年6月26日		鹿苑院侍衣が諸州十刹位次簿を持ってくる。十刹位次簿には十刹として34箇寺が掲載され、全体の17番目、京十刹として8番目に記載。同日の十刹次第には、46箇寺が掲載され、全体の19番目、京十刹として9番目として記載されている。	『蔭涼軒日録』延徳4年6月2日条
明応8年4月2日	1499年5月11日		妙光寺は元々仁和寺の地にあったが、現在は太秦寺安井に小庵を構え、由良開山(法燈円明国師)が開眼したと云われる木造を安置している。	『鹿苑日録』明応8年4月2日条
天文6年3月16日	1537年4月25日	□□正瑛	□□正瑛が住持になる。	『鹿苑院公文帳(十刹位次簿)』
天文9年8月28日	1540年9月28日		山城国宇治三明寺を文明10年の慈照院御判並びに目録により確認する。	天文9年8月28日付、室町幕府奉行人連署奉書(治部貞兼・飯尾盛純連署、妙光寺雑掌宛)
天文12年5月15日	1543年6月17日		山城国宇治三明寺を文明10年の慈照院御判並びに目録により確認する。	天文12年5月15日付け室町幕府奉行人連署奉書(諏訪長俊・中沢光俊連署、当寺雑掌宛)
永禄2年10月12日	1559年11月11日		北山妙光寺領加賀国石河郡豊田領家職、長田村東西桜田を元のごとく、妙光寺に返すこと。	永禄2年10月12日付け室町幕府奉行人連署奉書(諏訪晴長・治部藤道連署、宛所不明)
永禄4年5月13日	1561年6月25日	玉成慈璇	小侍従局からの申請により、玉成慈璇が住持になる。	『鹿苑院公文帳(十刹位次簿)』
永禄11年4月27日	1568年5月23日	□□宗承	□□宗承が上意により、無佛であるが、住持となる。官資御局不知員数	『鹿苑院公文帳(十刹位次簿)』
元龜2年8月7日	1571年8月27日	□□壽庵	□□壽庵が上意二給賜り、無佛であるが住持となる。曾我申之	『鹿苑院公文帳(十刹位次簿)』
天正5年7月5日	1577年7月20日	慈龍首座	慈龍首座が諸山但馬安国寺住持、十刹妙光寺住持に補任することについて、萬松院殿二十五年忌の功德成による出世を認める書状	7月5日付け鹿苑院瑞超・蔭涼軒宗勤・侍□周保連署、慈龍首座宛書状

表1-3 妙光寺編年表

和暦	西暦	住職	出来事	参考文献
天正5年7月14日	1577年7月29日	虎泉慈龍	萬松院殿の25年御功德により、御判を申請するよにとの書状があった。	『鹿苑院公文帳(十刹位次簿)』
寛永14年8月12日	1637年9月30日		打宅公軌が建仁寺靈洞院の所管の北山妙光寺屋敷並びに山藪の再興と管理をまかされる。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
寛永14年8月21日	1637年10月9日	三江和尚	才林西堂遷化、三江和尚継住	『正覚山妙光禪寺紀年集』
寛永16年10月13日	1639年11月8日	三江和尚	妙光禪寺再建、開山法燈円明国師忌を降魔室において行う。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
正保4年3月14日	1647年4月18日	三江和尚	打宅公軌死去、驚月庵香林良亭居士と号す。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
慶安元年9月13日	1648年10月29日	三江和尚	打宅景軌が妙光寺の永代檀那となすことを常光大和尚に約定。妙光寺山のうち、西の方3分の1は、驚月庵へ永代地として除くが、それは良亭遺骨と祖父宗貞の遺骨を納めた石塔を建置く打宅一門の墓とするためである。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
慶安3年8月23日	1650年9月18日	雲菴覺英	三江和尚遷化、雲菴覺英継住	『正覚山妙光禪寺紀年集』
万治3年3月11日	1660年4月20日	雲菴覺英	後水尾院が仁和寺行幸の折、糸屋如雲の山荘である妙光寺へ山越えし、御成御見物をする。六七町あった。各々杖を携え、お供し、妙光寺の山上にて風景を御照覧された。	『隔篋記』3月11日条(『本稿後水尾天皇實録』巻四)
寛文6年	1666年	雲菴覺英	打宅景軌により山門が再建落成される。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
天和2年2月19日	1682年3月27日	乙檀西堂	雲菴覺英遷化し、乙檀西堂が継住	『正覚山妙光禪寺紀年集』
元禄3年11月2日	1690年12月2日	乙檀西堂	打宅十兵衛雲泉が驚月庵並びに山藪一式を預かるとともに、妙光寺のことも管理することを約定する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
元禄9年11月21日	1696年12月15日	東明覺沅	乙檀西堂遷化、東明覺沅継住	『正覚山妙光禪寺紀年集』
享保6年8月22日	1721年10月12日	東明覺沅	打宅十右衛門死去、實乗院觀海雲泉居士と号す。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
享保20年3月24日	1735年4月16日	東明覺沅	東明覺沅へ建仁寺の公帖降下、驚月庵建物を移して居間書院とする。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
元文4年10月29日	1739年11月29日	東明覺沅	東明和尚、建仁寺へ再住開堂する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
宝暦8年9月16日	1758年10月17日	海山覺遷西堂	東明覺沅遷化し、海山覺遷西堂継住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
安永7年2月7日	1778年3月5日		海山覺遷西堂遷化	『正覚山妙光禪寺紀年集』
天明8年6月26日	1788年7月29日	續芳慈胤	蔗菴遷化し、續芳慈胤継住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』

表 1－4 妙光寺編年表

和暦	西暦	住職	出来事	参考文献
天明8年	1788年		建仁寺御朱印のうち、高四石六斗七升を有し、歳寒菴等塔頭3菴を所有。	『建仁寺末寺帳』
寛政11年	1799年	景和竺應	續芳西堂靈洞院へ轉住し、景和竺應繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
文化元年	1804年	全室慈保	景和和尚隱居し、全室慈保繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
文化8年	1811年	全室慈保	印金堂開帳	『正覚山妙光禪寺紀年集』
文政5年	1822年	静菴慈恬	全室西堂靈洞院へ轉住し、静菴慈恬繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
文政9年	1826年	静菴慈恬	従前、板屋根の小屋組を取り替え、瓦屋根に改める。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
天保元年7月2日	1830年8月19日	静菴慈恬	大地震	『正覚山妙光禪寺紀年集』
天保2年4月4日	1831年5月15日	了堂慈穩	静菴和尚遷化、了堂慈穩繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
天保14年	1843年	了堂慈穩	了堂が諸堂を修復する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
弘化3年	1846年	了堂慈穩	山門並びに諸建物修復	『正覚山妙光禪寺紀年集』
文久2年3月4日	1862年4月2日	天章慈英	全室和尚遷化、了堂が靈洞院へ轉住し、天章慈英繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
明治4年7月9日	1871年8月24日	徳峯慈旺	天章慈英遷化し、徳峯慈旺繼住する。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
明治5年2月15日	1872年3月23日	徳峯慈旺	検地の上、現境が上地される。	『正覚山妙光禪寺紀年集』
明治16年9月	1883年9月	常澄文嶺	本堂、庫裡、書院、居間、玄関兼扣所、唐門、土蔵、鐘楼、小屋、山門、惣門が現存する。	『寺院明細帳15 葛野1』



写真1 妙光寺境内正面（南西から）



写真2 妙光寺 門（西から）



写真3 妙光寺 庫裡（南から）



写真4 妙光寺 方丈（南東から）



写真5 妙光寺 方丈（南から）



写真6 妙光寺 座禅石？（南から）



写真7 妙光寺 山門跡1区及び3区（南から）



写真8 妙光寺 山門跡1区西壁（南東から）



写真9 妙光寺山門跡 2区（南から）



写真10 妙光寺山門跡 3区（南東から）



写真11 建仁寺開山堂山門（旧妙光寺山門）



写真12 建仁寺開山堂山門（旧妙光寺山門）



写真13 妙光寺 法堂跡（南西から）



写真14 妙光寺 法堂跡（南東から）



写真15 妙光寺 法塔跡4区（東から）



写真16 法堂跡6区（南西から）



写真17 鉄舟寺本堂（旧妙光寺法堂）（清水一徳撮影）



写真18 鉄舟寺本堂（旧妙光寺法堂）（清水一徳撮影）



写真19 妙光寺 開山堂跡前景（北から）



写真20 妙光寺 開山堂跡後堂基壇瓦散布状況（南から）



写真21 妙光寺 開山堂跡後堂基壇10区（東から）



写真22 妙光寺 開山堂後堂基壇10区（東から）



写真23 妙光寺 開山堂後堂基壇9区及び前堂北西部延石（西から）



写真24 妙光寺 開山堂後堂基壇9区（西から）



写真25 妙光寺 開山堂前堂及び参道（南東から）



写真26 妙光寺 開山堂前堂礎石・延石・階段（南から）



写真27 妙光寺 開山堂前堂8区東端延石22（北から）



写真28 妙光寺 開山堂前堂階段及び参道12・14・15区（南から）



写真29 妙光寺 開山堂前堂12区及び階段（西から）



写真30 妙光寺 開山堂参道16区（北から）



写真31 妙光寺 開山堂後堂及び石組遺構29（東から）



写真32 妙光寺 鐘楼跡雛壇造成（南東から）



写真33 妙光寺 鐘楼跡雛壇造成（西から）



写真34 開山法燈円明国師墓・續芳慈胤墓区画（南から）



写真35 開山法燈円明国師墓（右）・續芳慈胤墓（左）



写真36 開山法燈円明国師墓（南から）



写真37 妙光寺 打它家墓塔群（南東から）



写真38 妙光寺 打它家墓塔群（西から）



写真39 打宅公軌墓塔（南から）



写真40 打宅公軌墓塔「正保四年丁亥」



写真41 打宅公軌墓塔「有力檀越」



写真42 打宅公軌墓塔「當山再興」

名勝円山公園の開設から継承の歴史

今江 秀史

1. はじめに

八坂神社境内の東側に所在する円山公園（写真1）は、明治19年に開設された京都市内で最古の公園である。昭和6年（1931）には「史蹟名勝天然紀念物保存法」（現在の文化財保護法の前身）により国の名勝に指定され¹⁾、同31年に都市公園法に基づいて都市公園となった²⁾。同公園を所管する本市では、平成32年（2020）の東京オリンピックの開催に伴う世界中からの来訪者を想定して、同29年度より再整備を開始した。それに先立って同27年度には、保存管理計画の報告書³⁾を刊行した。

円山公園の先行調査・研究としては、田中緑紅『緑紅叢書第31-32巻 円山公園上・下』（京を語る会：1972）、丸山宏「円山公園の拡張」（近代日本公園史の研究：

思文閣出版：1994）、京都市編『名勝地円山公園の沿革』（京都市：1996）等がある。

本研究は、保存管理計画の報告書作成に伴って行われた資料調査と、再整備事業の準備・検討にかかる資料調査の結果を敷衍し、名勝円山公園の成立の経緯を解明するものである⁴⁾。また本研究の展望としては、江戸期から現在の円山公園の骨格が出来上がった昭和初頭までの土地利用を、その利用者らの意志を紐解き、将来に向けた継承の意義を検証する。

2. 江戸期

円山公園の前身となる江戸期の土地について言及するためには、まず当該期における土地の呼称と範囲について確認しておく必要がある。

まず『花洛名勝図会』によると、「祇園林よ里ひかしハ円山門前に至里北ハ知恩院山門の辺より南ハ東大谷の辺までを」⁵⁾ 真葛原と称したという。つまり真葛原の東限は、東山の麓、西限が八坂神社（祇園社）の東辺、南限が東大谷⁶⁾、北限が知恩院山門付近であった。（図1、2、3）。

つぎに『都名所図会』では、「八坂というは、北は真葛原、南は清水坂までの惣名なり。その中に八ツの坂あり。祇園坂・長楽



写真1 円山公園（2017年撮影）

寺坂・下河原坂・法観寺坂・霊山坂・山ノ井坂・清水坂・三年坂等なり」⁷⁾とする。ここから近世の人々にとって真葛原は、八坂の一面として意識されていたことがわかる(図4)。

次に「圓山」とは、知恩院境内を抱く華頂山と高台寺境内(図5)を抱く高台寺山の間にある東山三十六峰⁸⁾を構成する山のひとつであった(図6)。圓山の麓のうち八坂神社の北側(図7)に隣接する区域は「祇園北林」、その東側の丘陵の広い範囲が「真葛原」とされた。また圓山の中腹に設けられた安養寺・長楽寺境内(図8, 9)と真葛原を含む地域が「円山」もしくは「南原」と呼ばれた⁹⁾。以下、箇所の特定がしやすいよう山に対しては「圓山」、地域としては「円山」と書き分けることにしたい。

現在の円山公園の範囲は、結果的に近世の祇園北林と真葛ヶ原、東大谷、雙林寺境内(図10)が混在したような状況にある。それでは以下、江戸期の人々がその範囲に対してどのような意識を向けていたかについて分析する。

八坂は、中世より祇園社の門前町として賑わっていたが、江戸期に入り市街化が進んだ。それにより「その享樂的な雰囲気は多くの人をひき付け、いわば京の応接間として諸国から誘客を魅了した。滝沢馬琴をはじめとする文人たちの紀行・日記に記事が多」く残されることになった¹⁰⁾。

江戸期の京都を舞台とする紀行文を収めた『資料京都見聞記』の第1, 2巻¹¹⁾には、八坂を訪れた人々の体験や経路の具体例が掲載されている。時系列にそってその一部を引いてみたい。なお、引用の固有名称は、

江戸期と現代の対照をうながす資料として、竹村俊則著『新撰京都名所図会』¹²⁾を参考とした。

(1) 江戸中期までの八坂における旅行者の動線

著者未詳『千種日記』第2巻に所収された「洛陽留止記」では¹³⁾、ある旅人による天和3年(1683)の江戸から京への旅の様子が記述されている。「東山所へ見に行事」と題する3月27日の条において、著者は「堀川より二条通に出て」南禅寺を巡った後、「あはたくちに出、白河のはしのこなたより南に行て知恩院にいた」ったとする。この南禅寺から白川筋を通じて栗田口(図11)に出て、知恩院へ至る経路は現在も使われている。

その後、「知恩院より山つたひに丸山に至」り、「なを南に行て祇園の御社へまうて奉」られた。これは、現在の知恩院から円山公園への主動線は、同寺境内の西側を南北に貫く神宮道であるが、近世においては華頂山から山伝いで円山へ進み、真葛原を通じて八坂神社へと至る経路があったことを示している。

続いて『千種日記』の筆者は、祇園の御社(八坂神社)の「御やしろの北東南を祇園林といふ、松、さくらなどいくらかもなく生しけれり」と祇園北林の状況に言及しつつ、八坂神社を出た後に「西の御門を出て四条の河原に行て、なをみなみにをれて建仁寺」を訪れた(図12)。さらには「下河原を経て八坂」、「高台寺」を巡り、「霊山といふ寺」、「三年坂」などを巡り、最終的に「清閑寺」(図13)にまで至った。



図1 祇園社（『都名所図会』）



図2 東大谷（『都名所図会』）



図3 知恩院境内（『都名所図会』）



図4 東山全図（『再撰花洛名勝図会』）

このように「洛陽留止記」では、堀川を出発して二条通、南禅寺、知恩院、円山、真葛原、八坂神社、四条河原、建仁寺、下河原¹⁴⁾、八坂、高台寺、最後に清閑寺という旅程が示されている。

ところで『千種日記』の著者が八坂神社から建仁寺を巡るに当たって、鴨川の河原(図14)まで遠回りしたのは、江戸中後期の八坂西辺が、現在に通ずる大規模な繁華街であったことと関係があるとみられる。

元文2年(1737)刊行の『洛陽勝覧』では¹⁵⁾、その街中の「縄手」という地名について「大和大路と称す。いにしへの大和街道なれば也。此筋元結也多、名物也。東側商売家にして西側多く茶屋也。是をなわての茶屋と云い。此辺京中随一の繁盛の所なり。茶立女有」と記している。ここでいう「大和大路」とは、「北は三条通の東山区大橋町から、南は泉湧寺通(道)の下池田町まで」の現・大和大路通と同定される。そのうち「三条通・四条通間は縄手通(祇園縄手通)とも呼ばれ、鴨川の堤防道(暇)を経て祇園の遊里に至る道筋」¹⁶⁾である。

近世の縄手通は、かつて京都から奈良に至る大和街道の一部であった。その通りの西側には茶屋、東側には商店が多く設けられていた。茶屋とは、「江戸時代、街道筋の宿場で旅行者などに昼食や茶・菓子などを提供する休憩所」のことであり(図15)、その「繁盛は、旅籠屋と同じく、その給仕女の売笑化を随伴するもの」であった¹⁷⁾。また『洛陽勝覧』は「縄手茶屋の名」を挙げ、その業態を以下のように記している。

一日のあけ不定也。但芝居へ連行は式

拾勿、何方へも此割を以遺し申候。内にて揚は外に造用一座分掛る。又茶屋に依て外へ曾て出さぬも有。常の一座は酒、吸物、尤小飯付也。本膳出す茶屋もあり。吸物二つ出るは二つ川につく也。此所株五十九軒今のふれんを記す。大和橋より半町北西頬に金屋とて仕出弁当屋有、各物九重八十文、九重桜六十四文、又温飴、蕎麦切、豆腐、酒は何方へも持せ遺す。此家に貸物、もふせん、わり子、野風呂、茶弁当、屏風、まく。

つまり『千種日記』の著者は、大和大路の茶屋などを散策するという動機から、八坂神社から建仁寺に向かう道すがら遠回りをしたと推察される。これは近世の旅程の一事例でしかないが、名刹を渡り歩く中で商店に立ち寄るという行動の意識は現在に通じるところがある。

(2) 江戸期の真葛原

江戸中期の国学者として知られる本居宣長(1730-1801)は、宝暦2年から7年の期間、京都に遊学した。それは、彼が数え23歳から28歳のことであり、その時の出来事を書き残したものが『在京日記』である。そのうち宝暦6、7年(1756,7)の項には、宣長の八坂周辺における行動が記述されている。それは、『千種日記』から約70年後のことであった。

宝暦6年1月24日の条によると¹⁸⁾、本居は「祇園町のあたり」から「知恩院の御影堂にまいり」、「南のかたの門を出て、祇園林をすき、二間(軒)茶屋に入」った後¹⁹⁾、「四条の橋」へと至ったとある。これは



図5 高台寺境内（『花洛名勝図会』）

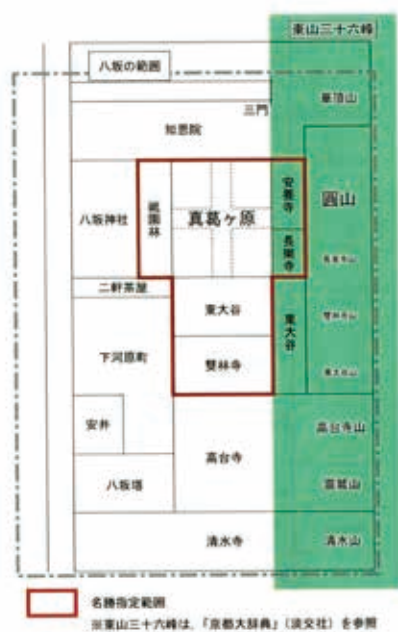


図6 東山三十六峰概念図
（『円山公園保存管理計画』より転載）



図7 近世八坂神社の北側一帯（『花洛名勝図会』）

八坂神社側から知恩院黒門を通じて御影堂へ行き（図16）、山門から真葛原、祇園南林を經由して、四条大橋に向かったことを意味する。

さらに宝暦7年3月4日の条では、東山界限へ花見に出かけたことが記されている。「午の時過」に出発した本居は、友人と共に「まつ知恩院の古門より入て、山上の花見侍るに、方丈のわたり、ことにうるはしき桜の一木さかりに見えて、ことにめとまる」と、知恩院境内の桜を見物したことが知られる。その後、知恩院の「山門より下りて、双林寺」に参り、盛りを数日過ぎたとみられる桜を眺めて南の門から退出した。その際、「西行か庵の桜、とくちり過て青葉也」と、現在の円山音楽堂の南西に現存する西行庵では、既に桜の花が散って葉だけになっていたと記す²⁰⁾。

これら宣長が辿った二つの経路では、円山と真葛原のいずれかを通行しているはずであるが、それがされることはなかった。

次に真葛原に関する記述に焦点を当てていきたい。著者未詳の『京師順見記』の明和4年（1767）閏9月14日の条がある²¹⁾。

祇園筋巡見

一、祇園社 山城国愛宕郡八坂郷 社領
百四十石

（中略）

本社内陣にて神酒洗米頂戴、夫より東西華表の前左右に二軒茶屋と云有之、祇園豆腐商、右豆腐切るを通りなから一覽、甚不手際也。

祇園林、右同所の林を云、智恩院表門向

て右の方、竹松杉其外雜木有之、方一丁斗の林に見へる。右林の右の方を真葛か原と云、畑其外少々松の木立など有り、慈鎮和尚の風さはくの歌の所也。

ここで真葛原は祇園社の一画であり、松の木立が少々並んだ畑地だが、歌に詠まれるような土地であったと伝える。次に『花洛名勝図会』は以下のように記す²²⁾。

真葛原 祇園林より里ひかしハ円山門前に至里ハ知恩院山門の辺より南ハ東大谷の辺までをいふこの地いにしゑハ閑寂幽靜の原野にして秋日にハ殊さら名にし於ふ真葛の裏葉うら悲しか里し土地なる里しも今ハ洛下の騷客遊興の住返所とな里し四時ともに春色ある田園とハな里ぬ古とに近き頃より里此所に作里出須お多福豆の味ひ美にしくうれしき洛東の一名品を添なせりといひつ遍し

これによると真葛原は、もともと寂しげな土地であったが、明和年間の頃は縄手、四条河原、西石垣など周辺の繁華街から騒々しい客が行き来する土地であったと伝える。

さらに『都名所図会』によると、真葛原の範囲は、「祇園林の東、知恩院の南」とする²³⁾。時代は大正期まで下がるが『京都坊目誌』の「真葛原」の項目では「由緒詳ならず元禄十二年東大谷を恢弘し。尋て下河原より正門までの通路を開き。自然に真葛原は中斷し。其北方字南畑に此名存せしが」²⁴⁾と記す。

また前出の『花洛名勝図会』では、東大

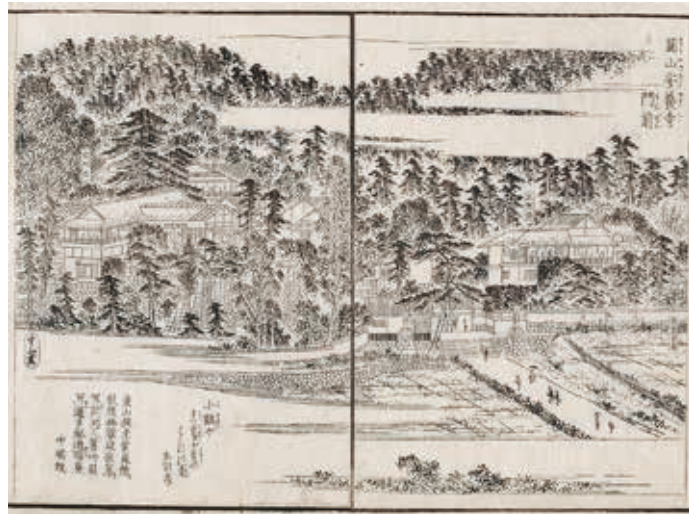


図8 安養寺境内（『花洛名勝図会』）

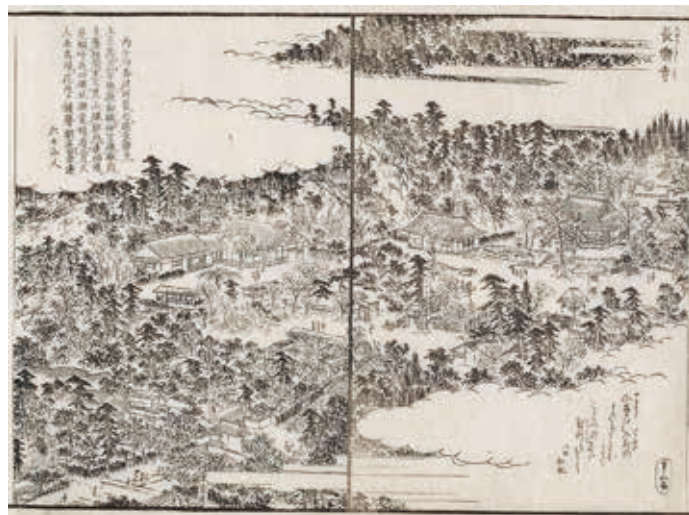


図9 長楽寺境内（『花洛名勝図会』）



図10 雙林寺境内（『都名所図会』）

谷の参道と共に真葛原と円山（同書の表記では丸山）の風景が描写されている（図17）。『京みやげ』²⁵⁾の挿絵では荒廃地に十字路とその傍に散在する小屋が表現されている（図18）。また「滑稽都名所」²⁶⁾では、真葛原の細い道を楽しげに歩く二人の男が描かれている（図19）。

以上のことからみて江戸期の人々にとって真葛原は、その北側の浄土宗総本山・知恩院と南側の雙林寺・高台寺・清水寺、さらには西側の祇園社（八坂神社）と南北の祇園林をつなぐ往来の場として意識されていたとみられる。

（3）江戸期の円山

圓山の中腹に築かれた安養寺と辨天堂（図20）、長楽寺は、名利として著名であった。なかでも時宗の安養寺は際立った存在であり、『東山名勝図会』²⁷⁾にその記述がある。

当山（安養寺）の坊中勝興庵正阿弥、花洛庵重阿弥又端の寮といふ。多福庵也阿弥、延寿庵連阿弥、多蔵庵源阿弥等、各書院より都下西野を一望して景致他なくいはんかたなし。又、庭中には石を畳むで飛泉を催し、池を鑿ては種魚を育ふ。緑樹芳草四時の美色を備へ、点茶の席蹴鞠の場を構へて、遊宴の設けたらざるなし。故に都下はもとより遠境の登客必す此諸楼に遊興を催すも宜なり。実に洛陽観筵最大の勝地といふべし。

かつて安養寺境内に所在した六箇所の末寺は、六阿弥と呼ばれた²⁸⁾。各寺には、市

中の西方をのぞむ望楼建築（図21）と技巧に凝った庭を設け、蹴鞠の庭などの施設を備えていた。それらは、いわば一大遊興地ともいえるものであった（図22）。絢爛豪華を誇ったその景色は、『都林泉名勝図会』の挿絵に描かれている²⁹⁾。さらに『甲子夜話』には、六阿弥で行われた宴遊の様子が記述されている³⁰⁾（図23）。

京地の円山と云ふは、何阿弥、何阿弥と号して、処々書院を構えて、勝景佳境の場なり。往々遊京の人の話を久しく伝聞す。此度某が云を聞けば、聞しに増る絶賞なりと。先ず入るに、きれいなる居室を酒歸して人なし。始め亭主と覚しく、僧衣剃頭の者出来て式礼す。夫より輕焼とて、片餅を脂にてあげたるを、吉野紙に僅に一片を包み携ふ。喫するに曾て美ならず。世に謂ふ円山輕焼の本、是也。これより僧入ると、好顔の婦少長群出て、酒肴を陳ね饗す。聞くに、東都に謂ふ料理茶屋なり。始めの僧はと問へば、亭主にして妻子を備へ、名を也阿弥、或は昭阿弥、正阿弥抔云と。この亭一軒のみに非ずと。斯地には遊びたき雅域ならん。

六阿弥は寺院にして、江戸より導入された当時の京都ではまだめずらしい料理茶屋であった。八坂には、二軒茶屋にくわえ雙林寺境内の茶屋など数多くの飲食店や遊興の施設が建っていた。そのうち造形的な庭を配し、望楼建築から京都市中を眺めることができる、時宗の寺院・六阿弥は有名であった。「洛陽観筵最大の勝地」とは、特に

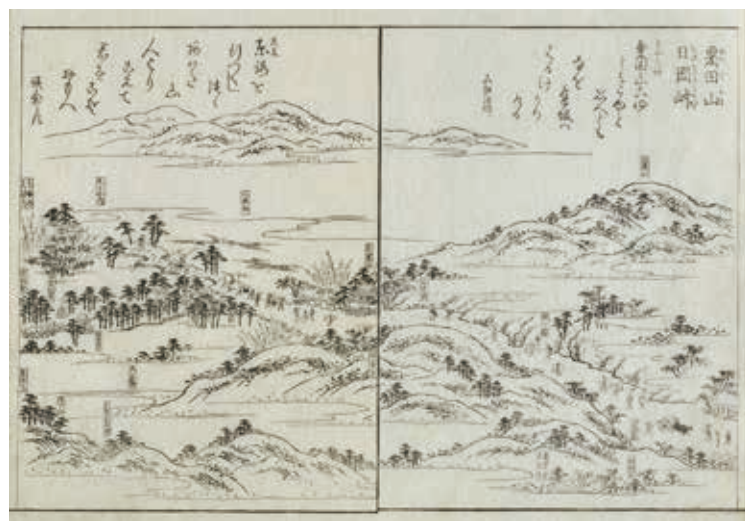


図11 栗田山（『都名所図会』）



図12 建仁寺（『都名所図会』）



図13 清閑寺境内（『都名所図会』）



図14 四条河原（『都林泉名勝図会』）

六阿弥を指した呼称とみられる。後述するように六阿弥は、明治政府の上知令を契機として衰亡した^{31) 32)}。

(4) 江戸期の祇園北林

すでに『千種日記』と『在京日記』で言及してきた祇園北林は、八坂神社の南北にひろがる林地の一部として旅行者に知られていた。祇園社を挟んで北側が「祇園北林」、南側が「祇園南林」と呼び分けられており、前者の位置は現在の円山公園の市民の森とほぼ比定される。

『東山名勝図会』では、祇園北林について「社頭の北いにしへは雑木林なりしか、今は河岸桜数珠を植て花の頃は一しほ美観なり。この林中、借馬の馬場、大弓の射場、揚弓店、栗飯の貸食家等あまたありて、遊客常に群集ひ暑寒をいとはず賑はし。又近年此所をひらき勧進大相撲を興行し大に流行せり。されば月花の風流より弓馬の調練、酒食の設けに至る迄調ひて、実に雅俗兼用して繁盛の地というべし」³³⁾と伝える。『花洛名勝図会』の挿図「祇園林夜櫻」では、桜が林立する中に店が構えられ数多くの人々が往来する様子が描かれている。(図24)

江戸前期の俳人・野々口立圃(1595-1669)は、「清水寺花見記」(寛永14年(1637)以降の成立)で祇園林の花見の様子を以下のように記した。

先四条川原に出れば貴賤男女ゆくもかへるもをしわけかたし、(中略)からうして祇園林に入れば、花は今をさかりにて打なかめんとすれば、うしろよりをし

たをし前より行あたるに、花みん事はうちわすられ、いとくるしくてかたはらに立のき、あしを休めけるに、鳥居のもとに高札あり、よりてみれば林の花折事堅禁制とかけり、落花狼藉はくるしからすといへと、かゝる群集のやつはらか手毎に折とらは花のたねも尽ぬへし

この時、四条河原から入った祇園林は開花の盛りであったという。鳥居の下に立てられた高札を見てみると、花を折ることを堅く禁ずると書かれていた。ここから花見の群集の中には、勝手に花を折って持ち帰る者がいたことがわかる。

時は下って『京都坊目誌』では、「其西部北林と称する地に於て。各種の遊技娯楽場を設けしめ。衆人遊賞の地とす。蓋し設備不完全にして。覧るに足らざりしが。」³⁴⁾と評されている。また田中緑紅は、八坂社西方から祇園枝垂桜までの範囲について以下のように記した。

明治以前の八坂神社は天台宗感神院が祇園社として管理し、この桜の辺まで坊が建ちならび、その東の方に執行(社僧の長官)宝寿院一建内繁継の坊がありました。祇園社の境内にあつた枝垂桜を買い受け、自坊の東方に植付けました。この建内家の塀の上に僅かに頂を眺められるだけでありました。慶応二年十二月六日未の刻松の坊と東梅坊との間に山形屋と称する茶店がありここで七輪に火をおこしている間に店先の葭簀に転火して大火となり祇園社の正門(南の楼門)中門拝殿、神楽所を焼き払い、宝樹院も類焼し



図15 茶店と旅行者（『拾遺都名所図会』）



図16 知恩院御忌詣（『都林泉名勝図会』）



図17 真葛原，円山，東大谷（『花洛名勝図会』）

ました。³⁵⁾

江戸期の祇園林から真葛原の区間は、八坂神社の坊舎が集まっていたという。その地域は、上賀茂神社（京都市北区）の旧社家町にみられるように住宅ばかりで占められていたのではなく、坊舎との間には、茶屋などが混在していたようである。

ここで言及されている祇園枝垂桜については、「この枝垂桜を祇園の夜桜と云いましたので、古くから祇園の夜桜があつたと云う人がありますが、それは別のもので、元治元年の「花洛名勝図会」には賑はつています夜桜の図があります。八坂社の東鳥居を出ましてすぐ左の方に昔多宝塔がありまして寛政年間に炎上したまま再建されませんでした、その塔址の辺から北林にかけて桜を植え二間程に成長しましたその桜の間に茶店が出来、篝火をたき、床机をならべて祇園夜桜と云いましたが、この桜がなくなって植継をせなかつたので、この夜桜は消えてしまいました」とある。

ここでいわれる夜桜の図とは、前出の図24である。さらに付け加えて、「また別説に弥栄小学校の学務委員青木太兵衛老の話には維新後、下河原、八坂神社正門前通の路傍に街路樹風に桜を植え、紅提灯を吊し篝火を燃して夜桜と云いましたが永続せなかつたと云います」と記した³⁶⁾。

ここから近世における祇園北林は、祇園社の参道附近という好立地から飲食・遊興で大きく賑わう雑然とした土地として意識されていたとみられる。また桜の名所としては、持続的に機能しなかったようである。

なお、文政2年（1819）刊『扁額規範三』では、祇園南林に関して以下のような記述がある。

祇園社より南の方は両辺林にて、蒼樹覆鬱として、月の夜は東山の端を出る景色、信州更科の景色に髣髴たりとて新更科と称し、明月の夜は安井門前より、祇園の南、下河原の地に床机を置きならべ、騒客墨客の此地に聚り、夜更るまで月を賞しけるが、年々に林の木を伐、追々地を開ひて人家建続き、月を観るに地なく、終に新更科の名失たり（後略）

信濃国更級郡は、現在の長野県千曲市と埴科郡坂城町にあった郡部であり、冠着山（^{かむりき}姨捨山）の麓に耕された水田の一つずつに月が映る「田毎の月」で著名な名所である。安井金毘羅宮の門前付近から祇園南林に向けた月夜の眺めは、名所・田毎の月にたえられるほど見事なものであった。しかし、次第に林が切り開かれ、人家が建設されたことによってその面影は失われたという。

（5）小結

江戸期の土地利用と照合すれば、現在の円山公園の敷地は（図25）、東から西手にかけて円山—真葛原—祇園林、南から北手にかけて雙林寺境内—東大谷—真葛原という地域の複合体といえる。また江戸中期の旅行者による旅程の記録によると、真葛原は名刹の間をつなぐ中継地点とみることができる。そのつながりは、南北軸でいうと清水寺—高台寺—雙林寺—東大谷—真葛原



図18 真葛原（『京みやけ』）



図19 真葛原（「滑稽都名所」）



図20 吉水辨天堂（『花洛名勝図会』）

一知恩院一青蓮院一栗田口，東西軸でいうと安養寺・辨天堂・長楽寺一真葛原一祇園社・祇園北林一四条河原であった。

江戸中期の旅行者が旅程で真葛原を経由していたのは，東海道（三条通）から数多くの名刹と縄手にみられる繁華街，そして四条橋を目指すに当たって都合が良いという意識があったからとみられる。

ただしその実態は、『花洛名勝図会』や『京みやげ』の挿図，「滑稽都名所」などをみると，その名のとおりに葛が自生するような茫漠とした平坦地と十字路であった。その一部には八坂神社の坊舎や茶屋，土産屋の建物があったようである。

また祇園林も恒久的な桜の名所とはいえない雑然とした疎林地であったようである。こうしてみれば，現在の円山公園の中核部に当たる真葛原と祇園林北は，近世の人々にとって，それ自体が名勝と呼べるような土地として意識されていなかった可能性がある。

真葛原と祇園林は名刹と繁華街をつなぐ中継地点として重要な意味を持っていた。その一方で旅行者にとって重要視されていたのは，真葛原と祇園林からみて東側の円山，西側の八坂神社，南側の雙林寺や高台寺，北側の知恩院であった。

このように江戸期の八坂の状況を振り返ってみれば，現在の旅行者らが来訪の主対象とする円山公園の枝垂れ桜や桜林，園池からなる構成は，すべて近代以降に刷新されたものであることになる。

3. 円山公園の開設と維持改良

本節では，行政文書を中心とする円山公園の関係資料を集成した「円山公園の沿革」³⁷⁾を参考として、『京都市参事会文書』，『京都市会会議事録』，『京都市事務報告書』などにあたり，円山公園の開設から公園敷地の拡張，公園維持改良までの流れについて概説する。

(1) 公園の開設から公園敷地の拡張

明治維新の影響は，真葛原と祇園林を含む八坂の北東辺にも例外なく及んだ。

明治4年（1871）1月5日に明治政府が公布した太政官布告は，諸国の社寺有地のうち境内を除くすべての領地と除地（免租地）の上知を命ずるものであった³⁸⁾。この布告は，第一の上知令と呼ばれる。続いて明治8年6月には「社寺境内外区画取調規則（地租改正事務局達乙第4号）」が公布された³⁹⁾。この第二の上知令あるいは「引き裂き上知」と通称される規則により⁴⁰⁾，極めて限定した境内地以外の土地の全てに対して上知が命じられることになった。

これらの上知令により，八坂神社の坊舎並びに安養寺と六阿弥，長楽寺，雙林寺の境内の多くが官有地となり，京都府の所管下に置かれた⁴¹⁾。さらに六阿弥の衰亡に代表されるように，数多くの庭・建物が失われた⁴²⁾その結果として，円山の求心力は著しく損なわれることになった。

太政官は，明治6年1月に「達第16号」をもって府県で公園設置の対象地を選び大蔵省へ稟議するよう進達した。それを受けて京都府では，明治19年8月に円山公園



図21 端之寮（『都林泉名勝図会』）



図22 多蔵庵春阿弥（『都林泉名勝図会』）



図23 多福庵也阿弥の室内（『都林泉名勝図会』）

一帯を公園の対象地とする伺い書を内務・大蔵両省に提出した。そして同年10月29日には公園設置が認可され、12月には「府告示第226号」をもって円山公園が公園としての認定を受けることになった⁴³⁾。この時点での円山公園の敷地は、寺社から上知された土地が受け皿とされたことになる。

『明治文化と明石博高翁』⁴⁴⁾によると、明治初期の京都における殖産興業の指導者として知られる明石博高は、「風光絶佳なる華頂山腹円山吉水弁天堂南方の高地〈元安養寺塔中多蔵庵址〉に匿名組合を組織し、金閣に模した三層樓の温泉場を建築」したとある。これは明治6年に開設された吉水温泉であり、円山温泉あるいは東山温泉と呼ばれた。

同書は、昭和12年に国の天然記念物の指定を受けた初代「祇園ノ枝垂桜」⁴⁵⁾が、もとは「祇園社社務執行職宝寿院」の建内氏の屋敷内の庭にあったものと記してい

る。慶応2年の宝寿院の失火後も生き残っていたこの枝垂桜はその土地が、明治6年に「払い下げを受けたので伐つてしま」われることになった。そこで偶然そのことを知った明石博高が買い上げたことによって保存されることになった⁴⁶⁾。

さらに『京都大事典』によると、円山公園敷地内に「京都でホテルを称した最初」のものとして也阿弥ホテルが開業した。それは「明治12年、長崎県人井上万吉が安養寺塔頭の也阿弥ほかを買収、洋風に改造」したものであった⁴⁷⁾。このように六阿弥の跡地に吉水温泉と也阿弥ホテルが築造されたことで、明治維新以来絶えていた円山周辺の求心力は回復することになった(写真2)。

その後、「公園地域内に突出せる民有地の一部」の買収と整理が行われた。明治22年12月には、円山公園の所管が京都府から京都市参事会(以下、参事会)へと移さ



写真2 也阿弥ホテルと吉水温泉(『明治の京都』より転載)



図24 祇園林夜櫻（『花洛名勝図会』）



図25 円山公園指定範囲

れた。参事会は、「市会の議決を経て経営方針を定め独立経済の下に置くこととし」、その一方で「市会は常設委員として新に公園委員2名を設けて市参事会の管理方法の諮問を応へしめ又これを監督せしめた」⁴⁸⁾。

土地買収に伴う参事会への補助金の理由書(『明治26年市会会議事録』)によると、その当時の状況は「此地域は僅に字南畑の一小該分に過ぎずして他の広大なる部分は、依然粗悪の建造物等散在し、隅々空地の部分も常に雑草繁生し、塵芥瓦礫の散乱せる籠塀の毀壊せる等頗る荒廢に処せり」⁴⁹⁾という状況であった(写真3)。参事会に所管替えする以前、円山公園の経営方針は現状維持であり、その実状が真葛原の延長線上から出ることはなかった。

所管替えを契機に「公園の拡張及び改修の議起り明治25年9月土地収用法適用の許可を受け25年度より27年度にわたる継続事業として普通経済より補助を仰ぎ」、公園敷地の大拡張と改修が行われた。明治25年9月18日の「京都日出新聞」の記事は、参事会が円山公園に移植する樹木とし

て「山樫又は枝垂櫻凡そ三十五本太さ目通二尺五寸以上」の買収を申し出たことを伝える。

さらにこの整備では、「林泉の美を供えるため噴水を計画し(現在大杉の東側飲水鉢)蹴上疏水からの引水管が公園の中心枝垂れ大桜付近より八十尺余、左阿弥より二十三尺の高度まで達しているので同地より引水した」という。

この時、京都市では「平安遷都記念催事に第四回勸業博覧会の会場を大阪市と競いこの会場候補地として円山公園をこれに充てようとする機が市会に起つたが地域の狭隘なために結局沙汰止となつた」が、その結果として拡張事業が大きく進捗することになった。

こうして「この改修拡張後の円山公園の名声は次第に高まり内外観光客を吸引し遊覧者年に増加するに到った」というが⁵⁰⁾、改修の程度は詳らかではない。也阿弥ホテルと祇園枝垂れ桜を撮影した写真(写真4、5)によると、その建物群の西側には、岩島を有し周囲が築山で囲まれた園池や、



写真3 円山から旧真葛原への眺望(『円山公園開園百周年記念』より転載)



写真4 也阿弥ホテルと園池（『写真集成京都百年パノラマ館』より転載）



写真5 初代祇園枝垂れ櫻（『京都名勝記』より転載）



写真6 武田五一設計の石橋（『武田五一博士作品集』より転載）

枝垂れ桜の周囲に人止め柵を巡らせ、ベンチが配された状況が確認できる⁵¹⁾。

ところでこの頃の京都市民が期待したこととして、円山公園の拡張と改修をきっかけとした東山一帯の公園化があった。その具体的な動きとしては、明治29年9月18日に「京都市東山將軍塚一円之官山を円山公園と併せ東山一帯となし、種々の設計あらんことを希望する旨、京都東部実業界員総代中村栄助外22名より」京都市議会へ建議書が提出された⁵²⁾。そして次項で言及するように円山公園の拡張・改修計画は、いわば東山公園構想の実現に向けた事業として、京都市議会と京都市当局との間で粘り強く進められることになった。

(2) 公園内のホテル等の失火と市議会に

おける公園の維持改良の議論

その開設以来、円山公園の敷地東側は吉水温泉と也阿弥ホテルが占有していたが、後者は明治32年に焼失した⁵³⁾。それを受けて明治33年10月30日、錦光山英太郎、並河靖之⁵⁴⁾ほか6名は、也阿弥ホテルの跡地にホテルの再建設の願書を提出し、許可された。

その願書には、「今後東山を一大公園と相成候際には御命令次第取払へき旨又在来道路を3間巾に取括ケの為辺地可致義も承諾」するとの一文が記されていた⁵⁵⁾。也阿弥ホテルは、旧重阿弥・連阿弥の敷地を合併して建設されていたが、ホテルの再建に当たっては、さらに旧正阿弥の敷地が合併された⁵⁶⁾。

明治39年の「京都市参事会文書」によると、明治39年4月7日、北村条蔵所有

地(平野家)より出火し、隣接する公園事務所が類焼した⁵⁷⁾。さらに同月18日には也阿弥ホテルより発火、吉水温泉を含む他の建物へも飛び火して全焼した⁵⁸⁾。こうして円山公園東部の広い範囲が焼け地となった。

同年5月1日の京都市会議では、「本市円山公園拡張ノ目的ヲ以テ其付近ノ私有地民家買収予算案ヲ至急本会ニ提出相成度此段建議候也」が建議された⁵⁹⁾。建議の提出者である市会議員の中井三郎兵衛⁶⁰⁾は、以下のように発言した。

日本ノ公園地ト称セラル、我京都ハ、須ラク天然ノ風致ヲ利用シ、人工ヲ加ヘテ公園ヲ拡張シ内外遊覧客ヲ誘致スルハ、唯一ノ繁栄策ナリト信ズ。円山公園ハ、以前ヨリ拡張シタキ考ヘナリシガ、時機到ラザリシガ今回平野家ノ焼失シタルニ依リ、他人ノ不幸ヲ機会トスルハ甚ダ面白カラザルモ、(中略)北ノ知恩院櫻ノ馬場モ共ニ買収セバ公園ノ上リ口モ都合克ナリ。知恩院ノ北林モ一帯の公園トナル。南ノ三十三間堂ハ、国宝ト為リテ大切ナル建造物ナリ充分安全ノ策ヲ講ゼザルベカラズ。其近傍ニハ、博物館アリ、智積院妙法院等アリ。妙法院前ニモホテルヲ建築セント計画スル者モアリ、西大谷ノ敷地一万坪アリ。(中略)日切地蔵三寧坂ニ梅林アリ、降シテ八坂ノ塔アリ。是等ノ買収地ヲ(中略)連続シテ一大公園トナシ得ベシ。円山公園ノ他所ヲ(中略)前市長ノ計画セラレタル東山公園ノ目的ヲ達スルコトニモナル。満場御賛成アランコトヲ

中井が東山公園の構想の持論をもって、円山公園の拡張・整備の必要性を具体的に示した一方で、水野世民議員は、その反論として「公園ハ、西洋ノモノニテ我京都ノ如キ家々ニ庭園ヲ有スル所ニハ不必要ナリ」と反論した。それに対して中安信三郎議員は、以下のように中井に賛同の意を示すと共に、外国人誘致を見込んで公園を世界に発信することを望む発言をした。

所謂御客ヲ引ク機関トシテ、公園ヲ拡張スヘキ必要アリ。公園ト外人ノ来遊ハ、車ノ両輪鳥ノ双翼ノ如シ。必ズヤ公園ノ拡張ト同時ニホテルノ建築ヲ経営セザルベカラズ。京都ハ、市是トシテ山紫水明ノ艷姿ニ錦衣ヲ飾リテ、外人ヲ遇スルヨリ道ナシ（中略）本員ハ、建議者ノ趣旨ヲ採用センコトヲ常ニ希望スル一人ナリ。而シテ東山頂上ニ電鉄ヲ運転セシメ、或ハ比叡山ヨリ桃山迄ヲ一帯ノ公園トシテ拡張スル時期モ必ズ起ルベシ。今日ノ如キ円山公園岡崎公園ヲ以テ公園ト称スベカラズ。日本ノ公園。世界ノ公園トセザルベカラズ。此趣旨ヲ以テ賛成ス

この建議は結果的に賛成多数で可決され、円山公園の維持改良に向けた也阿弥ホテル跡地を含む土地の買収が進められることになった。なお中井は、京都市による公園構想の実施を待たずして、將軍塚大日堂を皮切りに將軍塚登山道、花山道路の整備、伊藤博文・井上薫詞碑の建立を自ら行った⁶¹⁾。それは、現在の京都一周トレイルの東山コースの先駆けともいえる登山道の整備事業であった。

（3）公園の維持改良に伴う設計

明治42年1月29日、京都市において円山公園の維持改良の施工方法を「直営」で行うことが可決された⁶²⁾。円山公園の実施設計に関する決裁書が綴じられた「円山公園拡張工事ノ件 明治42年」⁶³⁾には、「円山公園拡張工事設計」の計算書類一式が含まれている。それによると工事の内訳は「切下・切盛」、「庭園」、「岩石」、「張芝」、「路面」さらには「噴水」^{64) 65) 66)}などであった。計算書類の末尾には、工務課所属の「技手 片平文一」の署名が記されていた。これは、吉水温泉と円山ホテルの跡地における園池と流路を築造が、当時の京都市職員が主体となっていたことを示す。

この決裁書には、流路⁶⁷⁾に架かる3箇所の橋についての計算書も含まれている。そのうちひょうたん形の池の中央に架かる石製の橋は、『武田五一博士作品集』に⁶⁸⁾写真が掲載されている（写真6）。

「円山公園拡張工事ノ件 明治42年」には、実施設計に関わる見積書が添付されている。その提出者は以下の通りであった。

【土木工事】

岡野弥三郎（上京区岡崎町）、川勝由太郎（下京区毘沙門町）

【下水道工事】

山本百太郎（上京区大宮通丸太町上ル）

【庭園師・園芸師】

青木文治郎・山本政二郎（上京区岡崎町）、井上徳三郎（同区河原町通丸太町上ル）

【庭石商】

松井弥七（滋賀県近江木戸村）、三野亀治郎（下京区小松町）、木原喜四郎（上京区岡崎村）ら

【植木商】

二ノ宮幸治郎（上京区聖護院町）

このうち岡野弥三郎は、琵琶湖疏水の開設工事に関わった岡野組の2代目である。また庭石商の見積書に着目すると、その品目には「江州守山産庭石上等」、さらには「但シ疏水廣道橋付近ヨリ円山公園車止迄運搬船一船ニ付賃金二円七十錢也」と記されている⁶⁹⁾。ここから琵琶湖疏水による守山石の運搬が企図されていたことがわかる。

このようにして園池と流れの実施設計が進められる中で、引き続き市議会では円山公園の維持改良について活発な議論が交わされていた。明治42年3月9日の市議会では、京都市会議長の渡邊昭より「公園拡張及び整理ニ関スル建議案」が提出され、「常設公園委員ヲ設置スルノ必要ヲ認ムル」ことが採決された⁷⁰⁾。

その際、宮川岸之助議員は、「世界の樂園タル京都市ノ公園トシテハ稍ヤ緩慢ノ設備ニ思ヒマス、デ什ウカ之レニ対シテ常設公園委員ヲ設置シ我京都市ノ繁栄策及び京都将来ノ為メニ観覧者ヲ引付ルヤウニ什ウカ願ヒタイノデアリマス」と、常設公園委員を設置する必要性を説いた。

明治43年1月18日の京都市第三号議案では、「京都府京都市明治四十二年度公園歳入出追加予算」の要求があり、「樹木庭石其他也阿弥ホテル地内ニアル地上物件一切買収費」が採決された⁷¹⁾。ここから也阿

弥ホテル跡の樹木や庭石が維持改良で用いられたことがわかる。

同年3月29日の市会において林長治郎議員は「風致ニ差支ナキ限り該地所ノ使用ヲ許可シ歳入ヲ増収シテ以テ緩急ヲ図リ着々整理セラレンコト」について建議を提出し、採決された⁷²⁾。この建議の必要性について林議員は、「「ホテル」跡ナドノ現況ヲ見マスルナラバ恰カモ古戦場跡ト謂ッテモ宜イ位デ以前ニ反シテ余程風致ハ損シテ居ル、之ハ何トカ方法ヲ設ケテ整理シタイ」とした。

林議員は、これまで円山公園の土地収用が進められてきたが、風致の改善策が施されていなかったことを問題視していた。おりしも也阿弥ホテルの火災により公園敷地の広い範囲が「古戦場跡」のごとく荒廃した状態となった。そこで、いち早く公園の維持改良を進めるよう参事会に働きかけようとしたのであった。さらに同議員は、「成ル丈ケ風致ヲ損シナイ限り公園ノ土地ヲ貸シテ精々美観ヲ添ヘルヤウニ収入ヲ計ッテ整理シテ呉レト云フノガ主意デアル」とし、風致に配慮した上で公園利用による収入の確保についても言及した。

この建議案に対して助役の大野盛郁は、「今武田五一氏ヲ頼デ将来ノ方針ヲ設定スルコトニナッテ居リマス」、「只今武田君ニ頼デアルノハ円山公園ダケノ事デアリマスガ円山公園ノ工事上ノ設計デゴザイマス」と述べた。ここから武田五一が円山公園の設計に関わったことが認められる。

武田五一は、明治40年9月に京都帝国大学文科大学講師となった。同44年の40歳当時には東京勸業博覧会の審査委員とな

り、8月に京都商品陳列所評議員を囑託された⁷³⁾。

明治43年7月5日の市議会では、「明治四十三年度公園歳入出追加予算」として、「公園改築ノ為メ測量及設計ヲ要スル」ことを理由として、「測量及設計費」の追加予算が提案され、確定した⁷⁴⁾。

この追加予算の必要性として大野助役は、「過日武田五一先生ニ頼ミナシテ其ノ案ガ略ボ成リマシタ之ニ付テハ道路ヲ取広ゲルトカ種々ノ事ニナツテ居リマスカラ先ヅ差当リ其ノ案ニ付テ調査ヲシャウト云フ考ヘテアル」と述べた。ここで武田の設計案に基づいて測量と設計が要されていることがわかる。園池と流れの実施設計は京都市が直営で行っていたことからみて、武田の設計案は用地取得に関するものであった可能性がある。

(4) 設計の見直し

明治44年に市参事会から提示された設計案に基づく予算案は一旦撤回して繰り越された⁷⁵⁾。その設計案は、同年5月26日の市議会における「常設公園委員規定」案の提出⁷⁶⁾を巡って、市会議員の批判に晒されることになった。助役の大野盛郁は、現行の設計案を市議会が求める東山公園構想を考慮したものに見直すに当たって、公園委員を常設する必要性を以下のように説明した。

此ノ前四万円位ヲ掛ケマシテ修築スルト云フ案ヲ一旦提出致シマシタケレドモ其ノ設計ニ幾分疎漏ノ点モゴザイマシタ為メ撤回致シタ次第デアリマスガスウ云フ

事ハ充分ニ研究スル必要ガアリマス殊ニ此後円山公園ノミナラズ東山一帯ヲ公園ニシタイト云フ説モ種々ゴザイマスカラ益々公園ノ委員規定ノ必要ヲ認メ昨年御建議ニナツタ趣意ニ拠リマシテ本案ヲ提出シタ次第デゴザイマス

大野助役の答弁に対して江羅直三郎議員は、東京都と比較して京都市の公園行政の進め方について以下のように批判した。

今日マデ市会ガ喜ンデ歡迎スルヤウナ設計モセズ或ハ撤回シナケレバナラヌト云フヤウナ運命ニナツテ居ル（中略）東京デハ沢山ナル資金ヲ投ジテ置テ八万九千円約九万円ノ公園収入ヲ得ルヤウニナリ若干ノ利益ヲ産出シテ居ル然ルニ我京都市ハ拾五万円以上ノ金ヲ費シテ高イ物ヲ買テ立退キヲサシテ置キナガラ僅カナ賃料ヲ取ツテシテ居ルト云フコトハ最高機關タル参事会ノ手腕ニ於テハ非常ナル雲泥ノ差ガアル

また浅川平三郎議員は、この時点で公園委員を常設する必要性に対して、以下のよう疑問を呈した。

円山公園ノ如キ猫額大ノ公園ヲ以テセズ京都市全体ヲ以テ大公園トシナケレバナラヌ其全体ノ大公園トスルニ付テハ余程ノ金ヲ投ジナケレバナラヌガ目今京都市ノ経済トシテ之ニ金ヲ投ズルコトハ出来ナイカラ先ヅ以テ今日ニ於テハ千有余年ノ歴史アル物ヲ保存シ旧跡ヲ保存シテ行くガ一番必要デアルト思フ

渡邊昭議員の意見はさらに辛辣であり、常設公園委員規定について「吾々ノ眼カラ見マスルト未曾有ノ愚案デアルト確信スルノデアリマス」として、以下のように同案に反対した。

京都市ノ公園ヲ日本ノ公園，世界ノ公園的ニ完備シ成エヲ期セント欲シテ既ニ三十九年ニ於テ其調査ヲ致シタイトノ建議ヲ致シマシタ然ルニ今頃ニ至リ，四十四年ノ今日ニ於テ更ニ調査シナケレバナラヌ事デアリマシテハ極メテ理事者ノ頭腦ガ京都市ノ生命タル此ノ公園ノ上ニ一定ノ方針ガナイト言フ事ヲ断言シテ憚ラナイノデアリマス〔中略〕専門家ニ於テ設計中デアル研究中デアル調査中デアルト種々ナ事ヲ口実トシテ今日マデ四五年間誤魔化シタノデアル

これら議員の意見は、主に参事会を批判するものであったが、見方を変えると彼らがいかに東山公園構想を強く意識していたかを知ることができる。本案は結果的に、三幣保議員が提案した公園委員の常設の必要性を「調査スル為メ調査委員」を設置する説をもって採決された。それは、実質的に原案の見送りを意味した。

それから約2か月を経過した7月13日の市議会では、三幣保議員を委員長とする公園委員規定調査委員会から「公園委員規定ニ対スル委員ノ報告」が行われる予定であったが、西郷菊次郎市長の辞任に伴って急遽中止された⁷⁷⁾。

その後さらに1年以上が経過した大正元年12月14日の市議会において、同上委員

長・西村金三郎議員より「調査委員報告」が行われた⁷⁸⁾。西村議員は報告が遅延した理由を、元号が変わったこと、「左阿弥国宝論」⁷⁹⁾や「左阿弥買収論」が論じられたこと、さらには調査委員会に協力していた市の担当者・山下技師が死亡するなど様々な要因によるものとした。

委員会では、円山公園を当時の「浅草奥山ノ公園ノ如ク或ハ大阪ノ天王寺ノルナパーク」のような施設⁸⁰⁾ではなく、「神様ノ森ノヤウナ神々シキ公園ニシテ置クヨリ」も、むしろ「賑カナル誰ガ行テモ心地ノ好イ公園」で委員の意見が一致した。また設計の骨子は以下のように取りまとめられた。

道路ノ具合ニ由ツテ成ル可ク彼ノ公園ヲ広ク見セルコトガ出来ルヤウ本道ヲ四間ニシテ東北ニ上ツテ北部ニ沿フテ更ニ向ヒ夫レカラ大谷馬場ノ北部ヲ過ギテ進ミ左阿弥ノ前ニ瀧壺ヲ造リ公園ノ眼目ヲ添ヘルト云フ意見デアリマス然ウシテ左阿弥ノ北ノ方ニハ紅葉溪ヲ造リ大ニ優美ナル所ヲ観セヤウト云フ設計デアリマス

つまり設計の大筋は、円山公園のメインストリートを見通しの効く約7メートルの幅とし、東大谷参道の北面を東北に通じて、左阿弥の敷地西側に公園の主題として瀧壺を築き、左阿弥の北東奥を紅葉溪とするというものであった。調査委員会は、その設計を踏まえた参事会側の提示した案が「左阿弥ノ直グ東南ノ方デ余リニ窮屈デアル」ため、左阿弥の保存の必要性も考慮してその土地を買収することを求めた。

しかし京都市側が「先帝ノ御崩御御葬モゴザイマシテ或ハ又大典準備等モアリ亦市ノ収入ノ方モ随分不足シテ金ノ出ル事計リアッテ入ル事ハ殆ンド無イト云フコトデ鑑一文モ出スコトハ出来ナイ」などと、大正天皇の御大典などに伴う経済的困窮を理由に消極的な回答をしたため、調査委員会は京都市による設計案を否決した。

調査委員会の本意は「左阿弥ノ後背ニ五千何百坪ノ空地ガアル彼處ヲ活ス方法ニシテ戴キタイ又紅葉溪ヲ造ルモ好イ場所モ結構デアリマスカラ五人六人手ヲ繋イデ通ッテ通レル路ヲ附テ欲シイ」というものであった。つまり滝壺と紅葉溪をメインストリートでつなぐには、左阿弥が障壁となるため、その買収が不可欠と考えられたのである。

しかしながら最終的に、「五ヶ月モ六ヶ月モ日ヲ延シテ公園ガ出来ズシテ御大典ニモ間ニ合ハヌト云フ事デハ困ルカラ原案ニ賛成シテ多少加味シテ頂キタイ」とする浅川平三郎議員の提案が採決され、現状のように左阿弥を回避する設計案が実施されることになった。引いては、10月28日の市議会において「公園委員規定」が採決された⁸¹⁾。

以上のように円山公園の維持改良は、明治39年5月に採決された建議以来5年以上の歳月を経て設計が確定し、大正元年より施工が開始されることになったのである。

(5) 公園の維持改良の設計と施工

「円山公園維持改良一件 大正元年度」⁸²⁾には、円山公園拡張工事の施行中のものを

含む決算資料が綴られている。施工者の区分は、「人夫／植木職、鉄工、石工」であり、それぞれ摘要に「築庭・土工・其他手伝／（空白）／（空白）／石垣・橋梁・排水用」と記されている⁸³⁾。

同資料の「請負工事費支出額」では、「名称 五条大橋石材運搬、金額 246,500」⁸⁴⁾と記載されており、現在の円山公園内のひょうたん池の北西付近などに据え付けられた旧石橋の部材は、五条大橋のものが転用されたことになる。但しその他にも「古石材運搬」が行われていたため、その限りではない⁸⁵⁾。

材料の項目では、「小砂利、洗砂利、洗砂、セメント、栗石、岩、樹木、芝、橋梁用材、水道用材、割石、排水用材」が挙げられている。そのうち樹木の「品名」としては、「女松、山吹、連翹、深山四季美、檜、ヨウ（月へんに要）、花菖蒲、馬酔木、さつき、平戸つゝじ、小松、桐嶋、山躑躅」、六尺のものとして「吉野杉、岩柳、山吹、霧嶋、平戸つゝじ、皐月、小杉萩」、それ以上のものとして「吉野杉、小松、さつき、シャガ、長杉、山躑躅、平戸つゝじ」の記載がある⁸⁶⁾。

同資料によると前項で公園の主題といわれた滝壺の「手直し」が行われたことが知られる⁸⁷⁾。その「土工着手」は大正2年10月2日であり、「植木職着手」が同12日、完成予定期日は翌年3月4日であった。

この「手直し」については以下のいきさつがあった⁸⁸⁾。既に述べてきたように、円山公園の全体の奥行きや眺望、滝壺の重要性は市議会ですばしば議論されていた。その施工については「村田工事」が受注して

いたが、出来上がったものは想定に程遠いものであったという。そこで市の担当者は、村田工事を紹介した7代目植治（小川治兵衛）⁸⁹⁾を呼び意見を聞いたところ、彼はその施工が適当でなかったことを認めた。市としては、村田工事の解雇を検討したが適当な者が見つからなかった。そこで村田工事を留任させ、植治に滝壺の再設計を依頼、工事の顧問としたという⁹⁰⁾。

そして大正3年9月23日付けで「工事竣成報告」が、「工事担当者 技手 田中亨」の署名で「市長 法学博士 井上密殿」宛に提出され、公園の維持改良に終止符が打たれた⁹¹⁾。

ところで現在の円山公園の園池と流れの周辺に配された砲弾型の人止め柵は、同箇所を特徴付ける一つの要素となっている。大正14年（1925）の写真にみられる人止め柵は、頂部が方錐形となった石製の細長い角柱であった（写真7）。昭和3年（1928）11月発行の『山城南勝誌』⁹²⁾掲載の写真では、流れ沿いの植栽帯まわりに砲弾型の人止め柵とそれらをつなぐ鎖が確認できる（写真8）。また日本画家・池田洛中による昭和8年の作品「公園夏日」（京都国立近代美術館蔵）にも『山城南勝誌』と同様の姿が描かれている。

また、京都市で行われた毎年の事務事業を記録した『京都市事務報告書』によると、昭和2年⁹³⁾に「工事名称 円山公園内二一町柵修繕工事 工事予算額 1,500円」、同3年⁹⁴⁾に「円山公園内柵改築工事」との記載がある。以上のことからみて、砲弾型の人止め柵は、公園の維持改良事業後に整備されたものとみられる。

（6）音楽堂の新設

旧雙林寺境内における円山音楽堂は（写真9）、昭和元年に京都市が受けた「三万四百九十七円」の寄付金をもとに翌年度に建設されたものであった⁹⁵⁾。

『京都市の近代化遺産 京都市近代化遺産（建造物等）調査報告書 近代遺産編』によると、それは「市民の情操の向上と音楽趣味の涵養とを目的として、元京都市長・安田耕之助をはじめとする市民の寄付金をもとに、昭和2年11月に竣工したものであり、「設計は、京都市庁の意匠を担当した中野進一」であった⁹⁶⁾。

『昭和2年京都市事務報告書』によると、「十一月十一日円山公園本市音楽堂ニ於テ陸軍戸山学校軍楽隊大演奏会ヲ開催セリ」⁹⁷⁾とあり、こけら落としとして演奏会が行われたことがわかる。

昭和6（1931）年10月21日、円山公園は国の名勝に指定された⁹⁸⁾。その指定文章は以下の通りである。

京都市の公園にして東山の西麓に在り。真葛原より祇園林に互る一体の地なり。北は知恩院に接し西及南は官幣大社八坂神社及び大谷派本願寺別院の境内地と界す。泉石園林の景致を以て一境を成し、安養寺、辨大堂、長楽寺、雙林寺、西行庵其の中に在り。皆名所として知らる。世に祇園の糸桜とする巨樹又名高し。四時遊覧の勝区たり。

指定当時の資料が残存しないため、名勝指定時における音楽堂の取り扱いの詳細は



写真7 園池『京都名勝誌』より転載



写真8 流路（大正14年撮影）『円山公園開園百周年記念』より転載



写真9 円山公園音楽堂（昭和3年撮影）『円山公園開園百周年記念』より転載

ではない。但し音楽堂は円山公園が名勝指定されたときに既にあったことから、除外対象とはみなされなかったことになる⁹⁹⁾。

なお『昭和13年京都市事務報告書』から音楽堂の「使用種別」をみれば、「映画会、音楽会、レコードコンサート、舞踏、拳闘、講演」であり、1年間で昼夜合わせて55回使用された。また「会名」をみれば、「殉国の英霊を弔ふ夕（大念佛狂言六齋念佛）」や「ヒットラーユーゲント歓迎大演奏会」など、軍事色を帯びた演目がみられた¹⁰⁰⁾。

この音楽堂の建設をもって、現在の円山公園の骨格が完成した。

(7) 小結

円山公園は、明治6年の公園設置に関する太政官の達を契機として、その開設への取り組みが始まり、明治19年に公園に認定された。公園の開設以前の明治6年と12年には、吉水温泉と也阿弥ホテルが六阿弥跡に建設されていた。

円山公園は、公園としての認定を受けていたとはいえ、いまだ近世の真葛原と祇園林の面影を残していた、明治25年から27年にかけて公園敷地の拡張と改修が行われた。この時、現在のひょうたん形の園池の南半にあたる池と築山、枝垂れ桜と榎の植栽が行われた。なお、この時の整備を推し進める要因の一つとなったのは一実現しなかったが—円山公園への第4回勧業博覧会会場の誘致であり¹⁰¹⁾、それをきっかけにして円山公園の知名度は高まることになった。

明治中期の頃より市議会の中では、円山

を含む東山の広い範囲の公園化を目論む東山公園構想が議論されていた。円山公園の維持改修は、その構想のいわば起爆剤として期待されていたが、経済事情などの理由によりしばらく進展しなかった。

維持改良の気運が高まる要因となったのは、明治39年4月に料理店・平野屋の火災が公園事務所を類焼し、さらに明治32年の也阿弥ホテル焼亡後に建設された円山ホテルが吉水温泉を巻き込んで全焼したことであった。この同年の同月に発生した大火災を省みて、円山公園でのホテル建設は事実上禁じられ。翌月の市議会では同地を公園として利用する旨の建議が可決し、維持改良が進められることになった。

土地の取得や資金の確保に苦慮されながら紆余曲折を重ね、明治42年より庭園を中心とした実施設計が京都市の直営によって開始し、武田五一の設計協力をもって明治44年に公園の全体設計の内容が固まった。そして大正天皇の御大典を目指して大正元年から施工が開始し、大正3年9月に維持改良は竣工した。

さらに昭和2年には、市民による寄付によって公園敷地の南側の敷地に音楽堂が建設された。こうして現在に通じる円山公園の様相が整うことになった。

4. 結論

近世の時点における円山公園が所在する土地の中心は、史跡及び名勝嵐山のように誰がみても風光明媚な名所といえるような状態ではなく、周囲の名刹と繁華街、そして料理茶屋との間をつなぐ媒介とでもいえ

るような位置づけにあった。

つまり現在に至る円山公園の名勝としての評価は、近世の名所的な要素を引き継ぎつつ、近代にかけて育まれたものということになる。

ところで『名勝円山公園保存管理計画』では、円山公園の成り立ちの検証に基づいて、その本質的価値の要点を「八坂の往来の要所」「名勝地及び公園としての歴史」「武田五一と植治による公園改良と庭づくり」、「開かれた場としての都市公園円山公園」とした。

本研究では円山公園の維持改良が、当時の市会議員を代表とする市民が東山公園構想を念頭に相当の情熱と粘り強さをもって実現したこと、その設計に市職員が主体的に係ったこと、工事で使用された材料の内容や施工に関わった可能性がある業者らの存在を明らかにした。また、その竣工時期には、大正天皇の御大典に間に合わせるという京都市議会の意志がみられた。

当初の公園利用の考え方としては、滝壺付近から現在の知恩院防災道路を沿って北東側に整備された紅葉溪への動線が重視されていた。

前述の本質的価値を継承するための適切な保存管理に当たっては、先達のいかなる意志によって公園が形成されてきたかを正確に理解する必要がある。そのためには、今後も円山公園の歴史調査を継続し、それがいかにして継承されてきたかを解明すると共に、引き続いて記録をすることが重要である。

謝辞

本文の作成に当たっては、平成26年から27年に実施された名勝円山公園保存管理計画策定委員会における議論を前提とした。同委員会の委員の皆様、京都市建設局みどり政策推進室、さらには資料をご提供いただいた下坂守先生、本市歴史資料館の方々にこの場を借りて御礼申し上げます。

註

- 1) 京都府教育委員会編：京都府文化財総合目録：財団法人京都文化財団：2006年。
- 2) 京都市建設局みどり政策推進室編集発行：京都市の公園平成30年度版（内部資料），p.30。
- 3) 名勝円山公園保存管理計画：京都市建設局みどり政策推進室：2016年。
- 4) 本論は，資料に依拠した円山公園一般についての記述を目指しており，「名勝円山公園」に主眼をおいた『円山公園保存管理計画』の記載事項とは必ずしも一致しない。
- 5) 木村明啓編：再撰花洛名勝図会 東山之部 五：1864年（早稲田大学図書館蔵）。
- 6) 円山公園の東南に所在する東大谷とは，大谷別院と称する浄土真宗の宗祖親鸞上人の遺骨を安置する祖廟のこと。その参道の一部は名勝指定範囲内にある（竹村俊則：新撰京都名所図会 巻一：白河書院：1958年，p.51）。
- 7) 秋里籬島ほか：都名所図会：1780年：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第6：臨川書店：1967年：p.247。
- 8) 京都盆地の東側，南北約12キロメートルの山地の呼称（佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社，1984，p.763-764）。
- 9) 下中邦彦編（1979）：京都市の地名：平凡社，p.325。
- 10) 京都市編：史料京都の歴史 第10巻 東山区：1987年，p.134。
- 11) 駒俊郎・村井康彦・森谷尅久編：史料 京都見聞記 第一巻 紀行Ⅰ・Ⅱ，第一・二巻，1991年。
- 12) 竹村俊則（1958年）：前掲書。
- 13) 駒俊郎ほか編：前掲書（紀行Ⅰ），p.112-116。
- 14) 高台寺の西方で，八坂神社南鳥居前から護国神社参道に至る地域のこと（竹村俊則（1958年）：前掲書巻，p.44）。
- 15) 駒俊郎ほか編：前掲書（紀行Ⅰ），P.348,349。
- 16) 佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社，p.938。
- 17) 国史大辞典編集委員会編：国史大辞典9：吉川弘文館：1988年，p.460-461。
- 18) 駒俊郎ほか編：前掲書（紀行Ⅱ）p.3-4。
- 19) 二軒茶屋とは，八坂神社の南楼門南側の石鳥居の内にあった茶屋のこと。かつて西に藤屋と東に中村屋の二軒が存在したが，藤屋は早く店を閉じ，中村屋のみが中村楼として営業が続けられている。元は，八坂神社へ参詣する人たちを相手とする腰掛茶屋であったが，次第に料理を提供し始め，その豆腐の田楽や菜飯が名物となった（竹村俊則（1958年）：前掲書，p.50）。
- 20) 駒俊郎ほか編：前掲書（紀行Ⅱ），p.31,32。
- 21) 駒俊郎ほか編：前掲書（紀行Ⅱ），p.115-121。
- 22) 木村明啓編，松川安信・四方義休・榎川重寛図画：花洛名勝図会東山之部五：林芳兵衛：1864年（早稲田大学図書館蔵）。
- 23) 竹村俊則校注：角川文庫 都名所図会 上巻：1969年。
- 24) 碓井小三郎：京都坊目誌4：1915-16：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第20：臨川書店：1970年，p.452。
- 25) 静水学人，洛西半楽居士，松山半山，西川祐春：京みやけ：1866年，立命館アート・リサーチセンター蔵。
- 26) 芳梅：滑稽都名所1854（立命館アート・リサーチセンター蔵）。
- 27) 京都市編（1987年）：前掲書，p.5。
- 28) 出村嘉史，川崎雅史，田中尚人「近世京都円山時宗寺院における空間構成に関する研究」（土木計画学研究・論文集Vol.18 no.2，土木学会，2001年）には、『花洛名勝図会』並びに明治初期の境界図面と現地検分に基づいて作成された近世安養寺境内の平面図が掲載されている。
- 29) 秋里籬島ほか：都林泉名勝図会：1799年：新修京都叢書刊行会編：新修京都叢書第9：臨川書店：1968年p.224-244。
- 30) 京都市編（1987年）：前掲書，p.194。
- 31) 京都市：京都の歴史7 維新の激動：学芸書林，1974年，p.530-535。
- 32) 「境内維新前六千四百五十六坪なりしが。其後大部分を官に収められ明治十九年公園地と

- なる。」(碓井小三郎(1915-16年):前掲書, p.438-439)。
- 33) 暁鐘成, 川喜多真彦ほか:東山名勝図会 3巻:1864年:新修京都叢書刊行会編(1987年):前掲書, p.192-193。
- 34) 新修京都叢書刊行会編(1970年):前掲書, p.449。
- 35) 田中緑紅:緑紅叢書第32巻 円山公園 下:1960年, p.5。
- 36) 田中緑紅(1960年):前掲書, p.10。
- 37) 『名勝地円山公園の沿革』(以下、『沿革』とする)は,本市理財局財務部財産管理課に所属した職員が円山公園の歴史について調査し,まとめた冊子である。『名勝円山公園保存管理計画』における円山公園の成り立ちの記述は、『沿革』に依拠した部分が多い。主として『沿革』では,本市の情報公開コーナーが所蔵するマイクロフィルムのうち円山公園に関する資料が抽出された。その内容は行政文書の原文の抜粋と解釈文が混在し,資料の出所が明記されていない箇所があった。また施工に関する資料が未調査であり,京都市市会議事録からの引用についても網羅的に行われていなかった。そこで本文では、『沿革』における解釈文の原文を再確認するとともに,原資料の追加調査を行った。
- 38) 諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘朱印地除地等従前之通被下置候所各藩版籍奉還之末社寺ノミ土地人民私有ノ姿ニ相成不相当ノ事ニ付今般社寺領現在ノ境内ヲ除ク外一般上知被仰付追テ相当禄制相定更に蔵米ヲ以テ可下賜事(法令全書 明治4年:内閣官報局:法令全書:1887年, p.5)
- 39) 乙第四号 府県 社寺境内外区別取調之義ニ付明治七年内務省乙第七十一号達之趣モ有之候所今般本局被開一般地租改正ニ際シ土地ノ名称ヲ区別シ其所有ヲ定メ候ニ就テハ右境内外ノ区域判然不致テハ諸般差支候条別紙規則ニ照準至急取調可差出此旨相達候事 明治八年六月二十九日 地租改正事務局総裁 大久保利通(地租改正事務局:地租改正事務局布達, 1878年)。
- 40) 京都市(1974年):前掲書, p.530-533。
- 41) 碓井小三郎(1970年):前掲書, p.452。
- 42) 長寿庵左阿弥の敷地が料亭左阿弥として遺っている。
- 43) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S61-118, 1187コマ。
- 44) 田中緑紅:明治文化と明石博高翁:1884年:京都市:史料 京都の歴史 第10巻 東山:平凡社:1987年:p.201。
- 45) 昭和25年(1950)3月13日指定解除。
- 46) 京都市(1987年), 前掲書, p.202。
- 47) 佐和隆研ほか編(1984):前掲書, p.921。
- 48) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:前掲資料。
- 49) 京都市:明治26年市会議事録:1893年:京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S61-118, 1187~1190コマ
- 50) 「円山公園岡崎公園地内国有地譲与申請一件」昭和26年:前掲資料。
- 51) 吉田光邦監修, 白幡洋三郎ほか編:写真集成 京都百年パノラマ館:淡交社:1992年, p.24, p.94。
- 52) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-39, 92コマ。
- 53) 佐和隆研ほか編(1984年):前掲書, p.921。
- 54) 並河靖之(1845-1972)は,七宝作家で明治29年に帝室技芸員となった。京都市左京区に所在する同氏の居宅兼工房は,平成15年4月に京都市の名勝に指定された(京都市文化市民局文化部文化財保護課編集発行:京都市の文化財 第21集:2003年, p.29-31)。
- 55) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-51, 325コマ。
- 56) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-51, 325コマ。
- 57) 京都市(1987), 前掲書, p.206-207。
- 58) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-62, 8455コマ。
- 59) 明治39年 京都市議会録, p.3-17(※便宜上,筆者が句読点を付記した)。
- 60) 中井三郎兵衛(1851-1932)は,明治から大正期にかけて活躍した実業家。当該の三郎兵衛は4代目に当たり,隠居後は慈眼と名乗っ

た（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課編：京都市文化財ボックス 第29集：2015年，p.100-102）。

- 61) 京都市歴史資料館編集発行：新・京のかたちⅣ東山のながめ：2012年，中井家：かたばみ草：1934年（京都市歴史資料館元職員・伊東宗裕氏の御教示による）。
- 62) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，199コマ。
- 63) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，200-279コマ。
- 64) この噴水は，円山公園の園池南側に現存するものと比定される。現在の園池は，ひょうたん形をしており中央に石橋が架かる。その橋を含んだ北側は維持改良で整備されたもので，南側は明治25から27年の改修に伴って築造されたものであることが，噴水の設置に伴う「旧池浚渫費及び栗石費」の計上（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62，140コマ）や也阿弥ホテルを撮影した写真（吉田光邦監修（1992年）：前掲書，p.24）から知られる。
- 65) 昭和6年の調査書によると，円山公園の流路の水は，旧来琵琶湖疏水の水が用いられていた。下記はその調査書の全文である。

調査書

一．円山公園

水量 ○．四

使用目的 公園用水

取入口 蹴上船溜

右ハ、取入口ヨリ別紙図面ニ図示ノ道路ヲ通り公園ニ入ル 公園事務所前方ニテ分岐シ南方池中ノ噴水ニ導キ一ハ東ニ昇リテ滝トナシ公園内ノ小川ヲ流シテ池ノ廢水ト合シ祇園石段下便所下ニテ下水溝ニ放流ス

昭和六年三月

- 66) 円山公園への琵琶湖疏水による給水は，平成5年より休止した。現在の流水は井戸水による給水と循環に頼っている。下記は疏水の水の使用休止届の全文である。

建公管第700号

平成5年3月26日

京都市上下水道事業管理者

山西弥市様

京都市長 田邊朋之〔公印〕

（担当：建設局公園緑地部公園管理課）

疏水の水の使用休止届

上記について，下記の通りお届けいたします。

記

- 1 使用場所 円山公園
 - 2 使用流量 6．7リットル毎秒
 - 3 使用目的 防火用
 - 4 休止期間 平成5年4月1日～平成6年3月31日
 - 5 休止理由 取得施設が老朽化し，現状では防火用水としての目的を果たすことができないため，施設の改修を図るまでの間疏水の水の使用を休止する。
- 67) 円山公園の滝壺から園池の区間に穿たれた流路については，「円山公園維持改良一件 大正元年度」の「栗石」の項目に「コンクリート，川筋内」，「内高価ナルモノハ黒石」と記載されている（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6，133コマ）。ここから，維持改良の時点でコンクリートと黒石が使われていたとみられる。
- 68) 武田[五一]博士還暦記念事業会 編：武田博士作品集：武田[五一]博士還暦記念事業会：1933年：武田博士経歴1-2。
- 69) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S54-73，267コマ
- 70) 「明治42年京都市会議事録第6号」
- 71) 「明治43年京都市会議事録第1号」
- 72) 「明治43年京都市会議事録第10号」
- 73) 武田[五一]博士還暦記念事業会 編（1933年）：前掲書，p.58。
- 74) 「明治43年京都市会議事録第16号」
- 75) 「明治44年京都市会議事録第10号」
- 76) 「明治44年京都市会議事録第15号」
- 77) 「明治44年京都市会議事録第18号」
- 78) 「大正元年京都市会議事録第12号」
- 79) 明治44年から大正元年までの間に市議会で

- 行われた、左阿弥の建物や庭に文化財的価値があるのではないかとする議論のこと。「此出屋敷ト云フモノハ昔坊主ノ妾宅デアッタ」として反対する者もいれば、「国宝或ハ準国宝トシテ市ニ於テ保存シテ置カナケレバナラヌ」として買収の必要性を説く者もいた（「大正元年京都市会議事録第12号」）。
- 80) 天王寺ルナパークとは、明治45年に初代通天閣と共に建設された遊園地のこと。明治36年に開催された第五回内国勸業博覧会の跡地に、大阪市が建設した天王寺公園の余地が民間会社に貸与されることによって成立した。大正14年に別会社に譲渡され興行街に転じた。（橋爪紳也：大阪モダン 通天閣と新世界：NTT出版：1996年）また、浅草奥山とは、天王寺ルナパークと共に掲出されているところをみると、明治6年（1873）に設置された浅草公園の5区花屋敷一帯であるとみられる（日本国語大辞典 第二版 第一巻、p.264）。
- 81) 「明治44年京都市会議事録第28号」
- 82) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62。
- 83) 大正2年7月時点の決算書では、「直営（築庭）」と「請負（設備）」が書き分けられている。直営の項目は「人夫、植木職、石工、小砂利、洗砂、洗砂利、栗石、セメント、石、樹木、其他」、請負の項目は「樹木移植、道路改修、水道費、埴垣、事務所移設」であった。（同上、65コマ）直営と請負が分別されているところをみると、職工は直接雇用であった可能性がある。資料の上で施工を実施したことが確実視されるのは「村田工事」に留まる（註88）を参照）。
- 84) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62、73コマ。
- 85) 同上、82コマ。
- 86) 同上、135コマ。
- 87) 同上、74-75コマ。
- 88) 同上98-100コマ 当該箇所は、7代目植治と円山公園の関係を知る上で重要であるため、その全てを翻刻し掲載する。

公園設計ノ根本タルヤ周囲ノ背景非常ニ佳ニシテ只之レ等ノ連絡スルニ止マリ眺望ニ便ナル遊覧場ヲ造ルニアルヲ以テ剛壯ノ箱庭的トナリテハ全ク最初ノ計画ト相違スル事トナリ、由テ字村田工事ノ装会人タル小川氏ヲ呼ビ実地ニ就テ意見ヲ叩キテ氏モ設計適当ナラザルヲ感ジタリ茲ニ於テ当時樹木替植時期モ過ギタルヲ以テ断然筆一期トシテモ七月皆工事ヲ一時中止シ後村田工事ヲ解雇スルニ至タリ

此ノ第一期ニ於テ大体ノ形状ヲ調殆ド方針ヲ確定スルニ用意トナリタルヲ以テ第二期設計ノ方針ヲ立テント欲シ村田工事ノ留任ヲ決ントセシモ適当ナル者ナク遂ニ小川治兵衛氏ニ設計ヲ依頼ス

九月ニ至リ漸ク直設計成リ之レヲ委員会ニ附セシニ賛意ヲ得十月二日ヨリ、第二期工事ニ着手シ、小川氏ヲ顧問トシ工事ノ進捗ヲ図リ居シク日下川筋及次南ハ殆ンド完成セリ

小川氏ノ設計ノ大要ハ滝口ヲ後方ニ旧位置ヨリ退ケ也弥阿弥ホテル植込ヲ背景トスルモ人ト見シ所ト一致ス後テ風致上川筋目ノ位置ニモ影響シ、山間僻地ノ滝浪目トナシ、旧池及藤棚ノ方ニ預ケシトセモ池ハ山ノ中腹ニ位スルヲ以テ自然的トナラズ故ニ之レ等ヲ廃シ直ニ村井前旧池ニ連絡スルモノニシテ道路ヲ、凡テ川筋ニ治メシマシムル事トナシ遊覧場所ヲ充分広潤ニナスヲ目的トセリ、細部ニ至リテハ最初ノ設計ニ大差ナシトス以上ノ設計ニ於テ前模様ヲ充分利用スル事ニ勤メシモ、二重ノ工費ヲ要スルハ免レズ、今更ニ重トナリタル工事費ヲ調査スルニ次ノ如シ

滝口変更ニ就テ

広場平直川筋変更ニ就テ

- 89) 円山公園と7代目植治の関係は、尼崎博正編『植治の庭—小川治兵衛の世界』（淡交社、平成2年）において丸山宏が記述している。同書では、植治が円山公園の作庭あるいは改造に係ったとし、同公園の改良案を作成した武田五一が岡崎公園内の京都市商品陳列所の建

築を手がけたこと、植治が京都市商品陳列所の庭造りに京都園芸業組合という立場で係っていたという当時の状況を根拠としている。また尼崎博正は『七代目小川治兵衛』（ミネルヴァ書房、平成24年）において、植治が平安神宮の庭造りに三条大橋の橋脚を購入したことを踏まえ、円山公園に石製の橋脚が使われていることをもって、その改良工事を植治の手によるものとしている。明治27年より平安神宮の庭造りを植治が請け負ったことは、資料より裏付けられている（『平安神宮百年史 本文編』平安神宮、平成9年）。植治が平安神宮の庭造りに携わったことは、京都日出新聞（現在の京都新聞）の記者であった黒田譲（天外）が植治に取材した「園芸の名家」：『続々江湖快心録』（山田芸艸堂、大正2年）において本人が認めている。円山公園を植治の作庭と明記している資料としては、植治の甥にあたる岩城巨太郎による追悼談で、山根徳太郎が書き起こした『小川治兵衛』（小川金三、昭和40年）がある。

- 90) 「円山公園維持改良一件 大正元年度」には、円山公園の設計図とみられる平面図とイメージ図が含まれている（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6, 105-117コマ）。公園の現状と比較すれば、この平面図は実現したものとはみなされない。
- 91) 京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-6, 123コマ。
- 92) 京都市編：京都名勝誌：京都市：1928年, p.107。
- 93) 『昭和2年京都市事務報告書』
- 94) 『昭和3年京都市事務報告書』
- 95) 「昭和2年京都市会会議事録第12号」
- 96) 京都市文化市民局文化財保護課編集発行：京

都市の近代化遺産 京都市近代化遺産（建造物等）調査報告書 近代遺産編, 2006年, p.166。

- 97) 『昭和2年京都市事務報告書』
- 98) 京都府教育委員会(2006)：京都府文化財総合目録：財団法人京都文化財団, 409
- 99) 日本最古の音楽堂は、明治38年に完成した日比谷野外小音楽堂であるが、昭和58年に全面改築されている。円山公園音楽堂は、建設後80年を経過し、現在も当初の機能を保持し、全面改築が行われていない。
- 100) 『昭和13年京都市事務報告書』
- 101) 実際には、岡崎公園が第4回勧業博覧会の会場となった。

※本稿に掲載した『都名所図会』『拾遺都名所図会』『都林泉名勝図会』『花洛名勝図会』の図版は、国際日本文化研究センターの「平安京都名所図会データベース (<http://www.nichibun.ac.jp/meisyozyue/kyoto/>)」より転用した。『再撰花洛名勝図会』は、早稲田大学図書館の「古典籍総合データベース (<http://www.wul.waseda.ac.jp/kotenseki/index.html>)」より転用した。『京みやげ』『滑稽都名所』は、立命館大学アート・リサーチセンターのデータベースより転用した。なお、Webのアドレスは、全て2019年3月3日現在のものである。表記のない図、写真については本市で所有するものである。

いまえ ひでふみ
今江 秀史（文化財保護課 主任（名勝担当））

名勝

文化財に指定等された庭の修理に伴う加茂七石の補填の検討

今江 秀史

1. はじめに

文化財に指定等された庭で用いられている石材は、経年変化などにより摩耗や欠損をする場合がある¹⁾(写真1)。そこで修理に際して亡失部分の補填が必要となる。文化財に指定等された庭で使用される石は、築造時の自然の山河で採取されたものであって、当然のことながら現在も同等のものが採取できるとは限らない。また現在、文化財の庭の修理だけではなく、一般的な庭の築造に伴う石材等の確保されも困難となっているという²⁾。平成28年9月23日付の京都新聞の記事は、その事例を以下のように伝えた。

造園会社に石材を卸す北山都乾園(北区)の5代目、北山利通社長は、なじみの不動産業者から「京町家が壊されそうだ」という情報を聞くと、すぐに駆けつける。鴨川水系で採取された「加茂七石」は、京の庭園に欠かせない名石だ。しかし、戦後の規制強化で府内の河川敷では採取が原則禁止された。北山さんは、府外まで足を伸ばして加茂七石に似た石を探してきたが、全国的にも規制が厳しくなった。そこで目を向けたのが、老朽化で解体が進む町家だった。

戦後、京都の庭の石材として重用されてきた「加茂七石」が河川で採取できなくなり、従来はその代用品が用いられてきた。それが今日では、町家の解体に伴って発生する石材の再利用に目が向けられているという。この加茂七石については、『京都大事典』³⁾で以下のように解説されている。

賀茂川(鴨川)に産し、水石として珍重される石の総称。周辺の山地から流れ込んだもので、七種に限らず、八瀬真黒石・賤機糸掛石・鞍馬石・貴船石・畚下石・雲ヶ畑石・紅加茂・古道真黒などがある。鞍馬石は花崗岩質の深成岩であるが、ほかには堆積岩またはその変成岩、および海底火山類。これらは高野川にも産する。

一般論での加茂七石とは、京都市北部の賀茂川と高野川さらには両者が合流した鴨川(図1)で採取される7種ほどの石の総称である。主に水石、つまりは「水盤に入れたり、盆の上に庭園や景色を模して配したりする石。盆石」として利用されてきた⁴⁾。

加茂七石について記述した資料としては、『京都の自然ふしぎ見聞録』⁵⁾、『京都の地学図鑑』⁶⁾、水石と造園に焦点をおいたものとして『京の石』⁷⁾、『水石入門マニュアル』⁸⁾、『造園大辞典』⁹⁾がある。京

都の庭石に関する資料としては、「京都における造園用石材の地域性の研究」¹⁰⁾がある。また、加茂七石の実物が展示されている事例としては、史跡旧二条離宮（二条城）の敷地北東に築かれた庭・清流園の南西隅の一角¹¹⁾、七条通大和太夫の北西角の「加茂七石庭」がある¹²⁾（写真2～5）。

加茂七石は、文化財に指定等された庭においても使用されてきた。その事例の一部を挙げれば、京都市指定名勝廣誠院庭園¹³⁾の書院に伴う沓脱石が加茂真黒石、同並河家庭園¹⁴⁾の池中に据えられた束石が糸掛石、同伏見稲荷大社松の下屋¹⁵⁾の座敷に伴う沓脱石が鞍馬石である（写真6～8）。

また平成29年度より進められてきた国の指定名勝円山公園の修理では、流路の底に敷き詰められた拳大の川石に、欠損が認められている。それらの石の出所は判然としないが、位置関係からみて賀茂川あるいは高野川で採取された可能性がある¹⁶⁾。

このように京都市内の近代に築造された庭に関しては、おのずと将来の修理において加茂七石の補填の必要性が高いと考えられる。しかし現在、自然の山河での採取が規制されているのであれば、石の確保はおのずと困難な状況にあると推察される。

表1 加茂七石の構成

北山氏	京都大事典	清流園	加茂七石庭
糸掛石	賤機糸掛石	糸掛石	糸掛石
加茂真黒石	八瀬真黒石	八瀬真黒石	八瀬真黒石
貴船石	貴船石	紫貴船石	紫貴船石
雲ヶ畑石	雲ヶ畑石	畑石	畑石
鞍馬石	鞍馬石	鞍馬石	鞍馬石
畚下石	畚下石	畚下石	畚下石
紅加茂石	紅加茂	紅加茂石	紅加茂石
—	古道真黒	—	—

表2 加茂七石の構成と産出箇所

No.	記 述
1	八瀬の上流、黒谷から出る八瀬真黒
2	静原川の長谷から出る糸掛石
3	鞍馬の奥深き溪谷や山間の採石場から出る茶褐色の本鞍馬（花崗岩）
4	鞍馬川と貴船川の鞍部の断層から出る畚下のうちの灰竜岩
5	貴船川から出る紫貴船
6	加茂の本流を左へさかのぼる雲ヶ畑の中津川から出る雲ヶ畑石（畑石ともいう）
7	そこから下流へ一キロほどさがった一ノ瀬から出る赤玉石（紅加茂）

（大内探石『京の石』より抜粋）



写真1 円山公園の流路底の石が欠損している状況（提供：植彌加藤造園株式会社）



図1 京都市市域概念図

2. 研究の主旨と展望

本研究の主旨は、文化財に指定等された庭の修理に伴う、加茂七石の補填の可能性について検討である。

研究に当たっては、冒頭で言及した造園・建築用石材卸業の老舗である株式会社北山都乾園の北山利通氏に対して聞き取り調査を行い、実践者による直接の経験に基づいて庭石・「加茂七石」の実態の解明を行う。

聞き取り調査は、同社の龍安寺店（京都市右京区龍安寺御陵ノ下町）において、平成30年6月21日（木）の13時30分から15時にかけて実施した。聞き取り事項は、ICレコーダーに録音の上で逐語録を作成し、その内容を北山氏に確認頂いた。発言者は、北山氏を「K」、筆者を「I」と記した。石の呼称や専門・地域的な用語についてはカタカナ表記とし、筆者が補足した箇所は〔 〕表記とした。

以下、逐語録の分析を通して文化財に指定等された庭の修理における石の確保の課題を浮き彫りとし、具体的な対応策の検討を行う。なお分析に当たっては、可能な範囲で同氏の発言と史料を照合し、歴史・社会的な妥当性の検証を行う。

3. 聞き取り事項の分析

（1）加茂七石の分類と特質

聞き取り調査は、「北山さんが仕事をされておられる中で、加茂七石についてどのようにお考えですか」という問いかけから始めた。なお北山氏へ調査依頼する段階

で、事前に聞き取りした加茂七石の一覧表を作成し、調査時に手渡した（表1）。

K：加茂七石というのは、今江さんが事前に用意されたメモ（表1の左端の項目）に書いてある通りですね。〔中略〕まあ、加茂「ナナセキ」でも、「シチセキ」でも良いですけど、僕個人としては「カモナナセキ」と呼んできました。（1-01:45）

北山氏が述べた加茂七石の構成と『京都市大事典』、前節で述べた「清流園」と「加茂七石庭」の構成は概ね同様であった¹⁷⁾。また『京の石』では、各石の産出箇所まで言及されている（表2）。以下、表1の左端の欄に沿って各石の概要を示す。

1) イトカケイシ（糸掛石）

K：賤機石・イトカケイシは、粘板岩です¹⁸⁾。要するにこれはヤセマグロイシの元となる石種だと思います。山で採れたものがイトカケイシで、これが川に転石して、川の中で石同士が当たって割れて、まあ石の性質の柔らかい部分が侵食されて、細かくなったりしていったもの。最終的に延段とか畳石とかに使われているものがヤセマグロイシといえます。

イトカケイシの中でも、山で少し鉄分をきつく帯びて、こげ茶色から茶色っぽい石質のものが 있습니다。また、賤機から^{しづいち}静市の奥の方へ行くと、京北の灰屋^{はいや}っていう所があります。そこで採れるものは、もっと



写真2 清流園・加茂七石（案内板）



写真3 清流園・加茂七石（正面右手）



写真4 清流園・加茂七石（正面中央）

黒っぽい石です¹⁹⁾。

賤機石・イトカケイシは、山から産出するものであり、それが川中で自然に摩耗した石がヤセマグロイシであるという。採取地によっては、茶色や黒色のものがある。

K：また例えば石には、ジャグレ、シガミという言葉があり、このイトカケもそのような専門用語の一つといえます²⁰⁾。例えば、全国的に有名な鳥取県の佐治川から採れる佐治石という、あの石もイトカケになっています。加茂川水系で採れるカモマグロイシ系統の石にもイトカケになっているものがあり、それも同じです。

イトカケイシの用途は、ほぼ景石です。私が長年京都で石を取り扱ってきた中でも、一番、見かけないものですね。多分、産出量も少なく庭で使われていた事例も多分、当時から少なかったのでしょう。

石材に関する専門用語でイトカケとは、文字では形容しがたいものであるという。しいて言うとその表情は、納豆を包丁で細かく切り刻んでそれを手で縦に引っ張ったような模様が石の表面に出たようなものである。イトカケ状の石は、他の石種あるいは地域でもみられる。産出量が少ないため、庭内での使用も限定されていたとみられる。

K：その赤い色は派手なので、その石だけで庭が造られるということは少な

く、いくつかの石種がある中で、ポイントに赤い石を入れるということが、当時の庭の中でされていたように思います。(3-9:48)

イトカケ石は、その希少性と併せて色が派手であることから、主として庭の要所の景石として利用されていた。

2) カモマグロイシ (加茂真黒石)

K：この石は、加茂川水系の中で、京都で一番もしくは主力と言うのか、大々的に使われました。石質は、粘板岩です。用途は、延段・畳石・手水鉢の役石・差石あとは柱の根石・束石です。礎石に使われたり表面に穴が空いたような石であつたら、^{うぶほ}初掘れ手水鉢として使われるなど、とにかく庭〔づくり〕でたくさん使われていた材料です²¹⁾。

〔中略〕

特徴は、川で石同士が当たって割れ、割れた面が平らになり、その部分がまた川の流れて侵食されて、ある程度丸みがつくというもの²²⁾をうまく利用して、^{のべだん}延段の畳石や役石のシヨクダイやオケダイに使われます。

あとは^{ふみこみいし}飛石や踏込石、柱の根石など天端が必要な用途として使われる時に、このカモマグロイシがよく使われます。但しマグロイシと言っても、意外と真っ黒なものは川に少なく、半分以上は黒というよりはグレーのものが主体となります。私



写真5 清流園・加茂七石（正面左手）清流園賀茂七石4



写真6 廣誠院庭園



写真7 並河家庭園



写真8 伏見稲荷松の下屋

は、この色が真っ黒から抜けたようなグレーっぽい色のものをカモガワマグロのヌケイシとか、もっと略してヌケといった通称を用います。希少価値で言えば、石の色が黒ければ黒いものほど高くなります。

グレーの色が抜けた石、黒色からちょっと離れてグレーになる石の価値は、扱いが低くなります。
(2-2:37)

前述のようにカモマグロイシ・ヤセマグロイシは、イトカケイシを原石としている。用途は多様であり、庭石だけではなく建築材料としても用いられた。色は黒色あるいは灰色であり、後者は「ヌケ」と呼ばれ価値は低く設定される。

3) キブネイシ（貴船石）

K：石種は堆積岩の紫輝緑凝灰岩ですが、すべてそうではありません²³⁾。キブネイシというのは、貴船川から上げられる石のことで、色自体も青色、青色と紫色が混じったようなもの。紫色のものもあります。さらに、青色でも紫色でもないグレーに近い色のようなものもあり、一概にキブネイシだから紫色とか青色という訳ではありません。

京都では、昔から青と紫が混じったキブネイシをヨモギという言い方で呼びました²⁴⁾。蓬色^{よもぎ}なのでヨモギと呼び、それが代表的なキブネイシのカラーです。しかし、それが絶対その色じゃなければキブネイシなの

ではなく、要するに貴船川から採れたものが全てキブネイシなのです。

キブネイシとは貴船石の河床でみられる石であり、その色は多様である。京都では、キブネイシを蓬色^{のづら}のものとする向きがあるものの、その色に限定されるわけではないという。

K：庭の中で使用されている用途は、天端、表面に平らな部分があるものが、野面積みと呼ばれる手法で石積み^{のづら}をされることもあります。

また延段、人が歩く園路の、通路に貼るような形で、延段としても使われます。あとは面を出さずに、石垣を積む崩れ積みという技法があり、その崩れ積みにも使われます。さらに、手水鉢^{つくばい}の蹲踞を組んだ時の役石にも使われています。紫色、青紫、蓬色になったようなもので姿の良い石は、景石としても使われていることがあります。それ以外の用途で使われている事例もあるかもしれませんが、基本的に京都の町家での利用は、延段か石積みか景石か、蹲踞の役石に大別できると思います。
(1-04:43)

キブネイシの用途は、石積、園路の延段、蹲居の役石であり、景石となる場合もあるという。

4) クモガハタイシ（雲ヶ畑石）

K：クモガハタイシは、同じ加茂川水系

の雲ヶ畑の方で採れる石です。石種は堆積岩、チャート岩で赤みを帯びたような石です^{25) 26)}。

〔中略〕

K：〔加茂七石の〕その中で、クモガハタイシとは特徴がない石ですが、実際、京都の近場で採れた石を、何らか差石にしたり景石にしたりとしていけば、どうしてもクモガハタイシのような石が入ってきます。そこで7つのうちの1つとして、クモガハタイシが挙げられてきているのであって、この7つの中では一番特徴が少ないと言えます。

一瞬は、ベニガモとも見間違われることもあります。ベニガモイシよりも、もっと小豆色に近い石色で、質感でいえばチャートです。主な使用用途としては、景石に使われていました。

クモガハタイシとは、京都市北区に所在する岩屋山いわやましきやういん志明院の周辺の賀茂川より採取される石であり、加茂七石の中でも特徴がない石であるという。

5) クラマイシ（鞍馬石）

K：石種は、花崗岩に間違われやすいですが閃緑岩²⁷⁾です。つまり火山岩の中の閃緑岩で、肌理が細かくて硬質です。岩盤ではあります。私達の業界の呼び方では、イモイシと言います。

それは、土や岩の山を切り碎いて出してきたものではなくて、玉石の

状態で土の中にあります。

使用用途としては、靴脱ぎ石によく使われ、次に飛石、あとは石積にも使われます。靴脱ぎ石や飛石にならないものは、景石に使われることもあります²⁸⁾。

さらにクラマイシ特有の形を利用した、いわゆるヤマドウロウ（山燈籠）、バケドウロウ（化燈籠）」があります。ヤマドウロウと呼ぶほうが良いでしょうか。そのようなクラマイシ製の燈籠というのも有名です²⁹⁾。

クラマイシは、岩盤を切り崩して採取されるものではなく、山の土中から角が取れたいわば楕円状の石として産出する。その自然の形状を生かして靴脱ぎ石や飛石、燈籠の石材として、または石積や景石として用いられる場合もある。

K：クラマイシは、石目がたくさんあります。クロクラマイシと呼ばれるものから、中ノ谷と呼ばれる谷から産出する通称ナカノタニノイシや、通称キタヤマイシと呼ばれる石など石目が違うものがあります。

クラマイシとは、広い鞍馬地区の数多くの山や谷から産出する全ての石を引くくめた呼称です。採る場所によって、微妙な石目の違いがあります。また、例えばクラマイシが山から川に転石して、それが川で洗われて流される。その結果、川で流されたクラマイシは、山で採れるよ

うなものとは違って、ツルツとした表情になります。これはカワスと呼ばれます。

〔中略〕

産出量は、川で採れるクラマイシの方が少ないので、カワスのほうが希少価値は高くなります。

クラマイシは火山岩質なので、ノミやビシャンなど、いわゆる石を加工する道具が非常に使いやすいため、燈籠の材料としても用いられています。

〔中略〕

多分、明治から大正時代辺りは、結構クラマイシを原石として用いた加工品がたくさん出回っていました。あとは井戸の組み井筒の井桁、井戸枠なんかもクラマイシ製のものがあります。(2-12:27)

クラマイシの石の筋目は多様であり、その違いによって呼称が異なる。基本的に鞍馬という地域から産出する石はクラマイシと呼称されるが、山で産出するものと川で採取されるものとは区別される。後者のような石は「カワス」と呼称され価値が高いという。

またクラマイシは、燈籠の石材として用いられるように、石加工する道具に適合しており、井戸枠などの工作物としても用いられた。

6) フゴオロシイシ（畚下石）

K：フゴオロシイシの石種は、石灰岩です。これは京都市の北西部の方にあ

る龍ヶ滝と呼ばれる「リュウガン」と同じ種です。その辺りから雲ヶ畑や静原という左京区の北部の方まで石灰岩の層があります。

昔、鞍馬方面の山では、火打ち石の売買が盛んに行われていました。その頃、火打ち石は畚^{ふご}に入れて山から持って降りていたと言われます。その石灰岩の火打ち石の素材として使われる石ということで、フゴオロシイシと言われます^{30) 31)}。

この石は、円通寺^{えんつうじ}の庭で使われている事例もあります。また左京区の静市^{えぶみとうげ}から静原、さらに江文峠^{えぶんとうげ}を抜けて滋賀県に抜けていく道沿いの個人住宅の庭に使われていることが多いと思います。それらの地域の山から採れた山石で、使用用途は景石です。(2-8:04)

フゴオロシイシは、元来、火打ち石の素材となる石であったといい、国の名勝円通寺庭園（京都市左京区）をはじめ、京都市北東部の個人住宅の景石として用いられてきた。

7) ベニガモイシ（紅加茂石）

K：〔ベニガモイシは、〕チャート、堆積岩です。京都市の西の方、〔京都府の〕亀岡側の河原の方でも赤石は出ますし、加茂川の上流に行ったときでも赤石は出ます^{32) 33)}。

〔中略〕

〔水石の説明の過程で〕ベニガモイシでは、変わった格好したもので、

色が非常に鮮やかで紅いものがそうです。ベニガモイシは、サーロインステーキの生肉みたいな刺しが入ったような白い所と赤い所とが混ざり合ったようなものをニクイシ³⁴⁾と呼びます。その模様がね、非常に鮮明できれいだとかが求められるようです。

ベニガモイシは、鮮やかな赤色が特徴的な石であり、庭石よりも水石として重用されていたという。

8) 加茂七石の特質

これまで北山氏に対する聞き取り事項に、既存資料からの注釈を加えてきた。その結果、一言に加茂七石といっても、その呼称は庭石あるいは水石とみるか、商品もしくはは研究対象とするかによって、異なってくる事が明らかとなった。

K：一言に加茂川って言っても、出町柳から高野川の上流までもその範囲ですし、静原の山裾の近いところから採れるものと、下流側で採れるものとは、混ざっている場合があります。また川の流れが急流なのか、緩やかであるかによっても、石の面の取れ方とか、角の柔らかくなる状態が違います。

〔中略〕

結局、加茂川上流の京北灰屋町の方面に行くと、山裾〔そのもの〕が黒い石の原石なのです。その石が雨風で風化して露出し、またそれが地

震など何かの拍子で川に落ちて流されて、割れて砕けてを繰り返して、どんどん川に大小の石が分散していきます。そういうことが繰り返された、加茂川と高野川の両サイドにある山の原石が川に落ちて川流れになったものが、加茂七石といえます。またたとえば「クラマイシ」や「フゴオロシイシ」のように、山中で採れるものも、加茂七石と言われます。

そもそも加茂七石が産出する加茂川は、賀茂川・高野川・鴨川のどの範囲なのか、そのことを区別することは、自然条件を前提する以上、容易ではない。また石が産出する山の位置、石が採取される河床の範囲などは、自然の地殻変動や天変地異、土壌の生成、流水の変化など人智を超越した次元で偶然的に成立してきたものである限り、特定はできない。

実際のところ、庭石を取り扱う実践者からみて、加茂七石の産出の範囲や石種を厳密にすることは、それほど重視されていない。大局的にみれば、山や川を包含するある地域から発生する石、それが加茂七石の種別と考えられているのであった。

K：つまり何か小さなエリアを決めつけて、ここで採れるから「クラマイシ」ではなくて、大きく山あり谷あり鞍馬地区から産出するものです。

谷が変わるだけで石目も変わってきます。山の上のほうで表土が完全に露出している所で、雨がザーっと

百年とか二百年とか当たり続けてまわりの砂も取れたような玉石でしたら、その表面は風化してツルっとしたものになります。

なぜ加茂七石が雑駁ともいえる括りで呼称されているかといえ、それらの石の成立の過程が、人命の何十あるいは何百倍もの時間単位で成立しているからである。石の成立事情は自然現象による偶然的なものである。したがって山石とカワスの違いにみても、その差は、われわれが石の経年変化を単に見届けている所見に過ぎない。つまり加茂七石の識別や意味づけは、どこまでいっても個人的な主観の範囲を出ないことになる。

K：結局、明治から大正時代の当時は、まず個人の住宅に庭があるということ自体が贅沢なことだったと思います³⁵⁾。ただ、都が長いこと京都にあったことなど色んな条件で、京都は庭の文化が古くから発展してきました。大なり小なり、縁というか庭のスペースが、昔から当時まで確保されてきていたのでしょう。

その当時、今みたいに「クラマイシ」などが超高級品だったかといったら、私はそうではないと思います。やはり、住宅の一番近い所で産出しやすかった石ばかりが、この7種なのではないでしょうか。

今日の価値観に限ると、後述するように自然の山での産出、河川での採取が実質的

に不可能となっている現状では、加茂七石を含む京都の石は優れて価値が高いとみなされている³⁶⁾。しかし、石材を扱う実務者の立場とすれば、それは結果論であり、そもそも加茂七石は、京都の都市部の近場にある川や山から取得されたものであったと考えられていた。

(2) 加茂七石の採取の現状

I：加茂七石は、採りにくいというような現状ですが、実状としては、どのように確保されているのでしょうか。全く採れないものと、それとも採れるものがあるのかなど。

K：この加茂七石は、すべて川や山に行けばあると思います。ただ行政において勝手に採掘し、採取することを禁じていますので、あっても採れないというのが現状ですね。私達が加茂七石を、どのように、商品として取り扱っているかといえば、町家、古い旧家が、相続に伴って物納するなどといった場合、その庭の中に良質な加茂七石などがあれば、それをリユースさせて頂くというかたち、これでしか入手する方法がありません。

当社は私でもう五代目になるため、曾祖父や高曾祖父の頃から集められたような石もあります。かつてはまだ加茂七石が産出していたので、その当時の石の取り扱いは若干ありますが、基本的に現状では町家の解体からでしか出回りません。

(4-12:26)

ここで北山氏に対して、冒頭の京都新聞の記事でも言及された加茂七石の採取ができない現状について質問をした。現在も石自体は、加茂川水系周辺の山河に残存するが、その採掘と採取が行政によって禁止されている。それゆえ結果的に古材の再利用が行われているという。

ここでの規制とは、河川法、砂利採取法、採石法などを指しているものと考えられる。

河川法第25条によると、河川区域内の土地において砂を含む土石を採取する場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。同法でいえば、土石の採掘等そのものが禁じているのではなく、現在もその許可が得られる地域もある。しかし一部の河川管理者は、「河川環境の整備と保全」を理由に許可を認めていないのが実状である³⁷⁾。

次に砂利採取法では、砂利（砂及び玉石を含む）の採取と洗浄を行う業者（砂利採取業）の「登録、砂利の採取計画の認可その他の規制」（同法第1条）を定めている。同法第3条では、「砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない」とある³⁸⁾。

それゆえ砂及び玉石の調達、庭の保存管理を行う業者が砂利採取業を兼ねていない限り、直接あるいは間接的に砂利採取業者を通じる必要がある。また採石法は、採石に伴う採取業者を明確に指定しているため、事業者は採取に伴って根拠資料を提出するよう求められる。

以上の法令を踏まえれば、川石はまったく取得できないわけではないが、河川管理者の許可、採取業者の登録、採取に伴う根拠の提出など自然環境の保全に伴う規制が難関となっている³⁹⁾。

(3) 文化財に指定等された庭における 石の補填の必要性和その対応

K：ところで、私からの質問ですが、文化財の修復で、例えばどのような場合に石が必要となってくるのですか。(5-1:32)

I：はい。それでは具体的な事例を挙げます。現在、円山公園の流れの修理をしています。あの流れ底は、いつの施工かは明確ではありませんが、カモマグロイシのような石が貼られています。現状ではその石が結構減っています。おそらく外れて流されていったのかもしれませんが、つまりは石が欠損しているわけです。

さらにあの流れは、かなり改変か修理がなされていることが考古学的調査で分かりました。修理などが繰り返されることによって、辻褄が合わない箇所があって、復元工事をするようになると、新しい材料が必要となる場合があります。

また、あの流れは、元々とても緩やかな護岸であったものが、おそらく周りから、泥土がたくさん流入するため、護岸に土留め石を足して、護岸が大きく改修されました。ところで、円山公園の流れ沿いには、砲

弾型の人止め柵があります。

K：ああ、ありましたね。

I：あの柵が何十本と抜き取られ、部分的にその土留め石として使われている所があります。

K：ほほお。

I：今回の修理では、土留め石となったその柵を再利用することになっています。ただ、そうすると部分的に護岸の土留め石が無くなります。そこで新たに土留め石を配することになれば、たとえ新しく入れる石にはマーキングを付けることで旧来のものと差別化するとしても、そもそも円山公園内に代用となる石がそれほどある訳ではありません。他の文化財の庭とかやったら、敷地内にストックみたいな石が置いてある場合もありますが。そうするとその石は、どのように補填するの？ということになります。つまり、文化財を修理する際に、ある程度、復元の要素が入ると、どうしても欠損した所に石を追加する必要があるのです。

ここで筆者は北山氏より、なぜ文化財に指定等された庭の修理で、加茂七石のような伝統的な資材が必要とされるかについて問われた。そこで現在進行中の事例として、円山公園の流れ部分の修理に伴う支障について説明した。

文化財に指定等された庭は、長い間風雨に晒されてきたことにより、大小の経年劣化が生じている。その内容も、園池の喫水線の下や動植物の関与による護岸の裏込

め土の流出・護岸石の崩壊や、地被植物の枯失による築山表土の流亡など様々である。さらに円山公園の事例で述べたように、庭の改修に伴う部材の付け足しなども生じている。

このような自然や動植物、人為による改修などの影響によって庭の構築に伴う部材は、少なからずともき損や欠損をしている。そこで修理に当たっては、それら失われた部材を補填することが不可欠となる。

その部材は、セメントや砂など工業製品に用いられる原料であれば、持続的な利用が担保される。しかし加茂七石のように極めて限定された地域の山や川でしか採取できない資材は、その採取が止められている限り、修理に用いることは不可能である。

I：そこで可否はともかくとして、加茂七石のような石を文化財用に特例で定期的に採取し、定期的にストックできるような制度などを検討していかなければ、結局のところ、修理の度に困ることになるというのが、実情といえます。

K：そうですね。実際、行政側が年間の採掘量などを明確に決めた上で入札にするのか、ただ、どのような業者が入札するのか。例えば造園業者と当社のような造園業者さんへの材料卸しの業者へまとめて入札をかけるのかは分かりませんが、今年なら何トンまで採取できるという話が出れば、応じる方はたくさんあるでしょうね。

文化財に指定等された庭の修理のために加茂七石を持続的に確保する上では、まず自然の山河における採掘・採取の可否を判断する行政の担当部局にその実施を求める必要がある。

高度経済成長期と比べれば少ないとはいえ、公共工事で護岸を掘削し、山を開削する機会があり、その際に石や土砂が産出する。また、民間の大規模開発に伴う発掘調査などでは、大量の石と土砂の発生を目の当たりにすることがある。それら石の一部は、初のカワスが含まれている場合もあり、一見したところ、文化財に指定等された庭の修理で利用できるように思える。

K：石が山になっている中から、北山さん選びに来てくれと求められ、1トンバックに詰められた石を行政側が販売しますよと言われたら、いわゆる仕入れとして選びに行き黒〔い石〕だけを採るということも考えられます。ただ石の扱いは難しく、単に黒〔い色〕であれば良いのではありません。玉状のものではなく、黒〔い色〕でしかもどこかに一面、面があるという所まで見て知って、厳選していきますので。

I：なるほど、そうですね。

K：そうすると、結局、1トン分の石を購入しても、握りこぶし位の石で、天端が3分の1しか出ていなければ、残りの3分の2はゴミ〔のようなもの〕なのです。かつては、それが上手いこと〔利用〕されていて、天端の出たものは延べ石、畳石など

に使い、天端の出ていない石は、蹲踞の「ウミ（海）」に撒いたりなど、色や形によって使う場所、使う場所を変えたりしていました。

先述のように工事で発生した石を庭の修理に用いる場合、たとえ石が豊富にあったとしても、修理で利用できる補填材料として「厳選」をすることが必要となる。また材料の形や質が補填材料として適していない多くの石は、無駄なものになるという。

K：私の会社は問屋なので、本当は選別されたものを購入して、それを業者に卸すというスタイルになります。ただし、選別されていなかったら、当社で選別することも可能ですが、選別には2種類あり、色や形だけではなくて、大きさ、例えばにぎり^{こぶしだい}拳大の石だけで山になっていなければ困るのです。

〔中略〕

石の選別は、まず大きさが分かれていることと色が重要です。黒は黒、赤は赤だけ、さらに色がぬけたやつとかそれ以外というような感じで、それぞれ別にしておく。さらにそれがサイズ分けされていたら、なお良いです。

それをするのは北山さん、あなたの仕事でしょと言われたら、それはそうですが、その場合は高く買うことができない。

〔中略〕

結局値段は、雑多な石からさらな

る厳選をすること、手間暇がかかっていることによって上がってきます。

大量の土砂の中から、庭の局部の修理で補填できる石を厳選するとなれば、相当の人件費が必要となる。つまり、そのような石を確保するためには、相応の費用が発生することを意味する。また造園材料の卸問屋として、そのような材料を確保するとなれば、無駄が多くなる。そのため修理の部材として利用できない石は、転売するなどの労力が必要となるので、利益と人件費との兼ね合いが難しくなってくる。

K：商売でいえば、希少価値が高いから高く売れる。その代わりに量が少ないということなら、大量にストックできるようになれば、値は下がる訳です。今度そうなってくると、ある程度、加茂七石というブランドをしっかりと確立した上で、程よい産出量が維持されなければ、ビジネスのことだけを考えると難しくなるでしょう。

ただ今は、加茂七石の代用品がたくさんあります。例えば先述のタンバクラマイシがまずその一つです。クラマイシに至っては、北朝鮮や中国から輸入される、いわゆるチュウゴククラマイシやチョウセンクラマイシと言われるものもある。賀茂川のカモマグロイシの色が抜けたグレーのものなどは、奈良県のトツカワイシや、大阪の方へ行けば尺谷と

いう川から出たものが代用品となります。

要は現在カモマグロイシ、キブネイシ、クラマイシが採れなくなったゆえに代用で出てきたものがあるので、賀茂川や高野川で採取できるようになると、今度は代用のものが売れなくなるでしょうね。

規制緩和や条件を付けることなどによって、自然の山河から加茂七石を取得できるようになれば、現在市場に出回っている石の価値は相対的に下がってくる。そのため、加茂七石の価値が持続できる社会的な仕組みをつくらない限りは、石材業者は、修理のための補填材料の取り扱いを躊躇せざるを得ない。

また、海外を含む他の地域で取得できる石の中では、一部の加茂七石に近似したものがあ、代用品として用いることができるとい。しかし京都の河川で加茂七石が再び取得できるようになると、これら代用品の価格も連動して落ちることになる。

K：「キブネイシ」の代用品であれば、奈良県の吉野川の「ヨシノイシ」があります。昭和の初期になると、貴船川の石が採取できなくなりました。そこで貴船川の石とそっくりの石が奈良の吉野川にもあるということで、流入してきたわけです、京都に。ただ、奈良県の吉野川も今では採取できません。

加茂七石の代用品は、他の地域でも河川

環境の保全が進められるにしたがって、現在では採取できなくなっている場合がある。

(4) 小結

以上の聞き取り事項の分析に基づけば、修理のための補填材料の確保は、以下の優先順位で行われることが効率的かつ妥当であると考えられる。

1) 再利用品の使用

加茂七石を自然の山河から採取することが、事実上不可能ということは、現在市場で流通している石を利用するか、文化財所有者や造園業者の敷地等に残置された石を転用するしかない。ただし、文化財に指定等された庭で用いられている加茂七石は、庭の築造の時点で厳選されたものであり、同等品を探し当てることは困難である。

それゆえ厳選された部材の集まりともいえる庭が取り壊された場合、そこから石材を取得すれば、その質・用途の明確さからいって、最も使い勝手がよいといえる。ただしこの場合、石材の厳選と確保という手間がかかっているため、それら部材の商品価値は高くなり、庭の修理に伴う財政負担はおのずと大きくなる。

2) 代替品の使用

庭の修理に伴う欠損部が、先述の再利用品で補うことができない場合は、加茂七石と近似した石を他の地域で採取することが考えられる。さらにいえば、これはクラマイシの代替品としてのタンバクラマイシの再利用品の使用なども想定される。

この場合、質や色の違い、選別の必要性はあるが、継続して自然の山河から石を採取できれば、材料の確保が担保され続けることになる。ただし当然のことながら石は有限である。世界的に河川的环境保全が重要視されている現状では、将来的な石の確保はやはり不透明である。

3) 山河からの採取に特別許可を求める

加茂川水系からの石の採取の再開に向けて、文化財に指定等された庭での使用という社会的意義を示して、河川管理者の許可を得る。また発掘調査における発生土に含まれる石を購入する方法についても、検討の余地はある。しかしこれらの方法では、石材を厳選する手間、それらを確保する場所などのコストはどうしても嵩んでくる。

また加茂七石の供給が増加することによって、現行で流通している加茂七石とその代用品の価値が低下するなど、現行の市場への影響が懸念される。

4. 石の選別眼とその継承の必要性

前章で導き出した結論は、「文化財に指定等された庭の修理に伴う加茂七石の補填の検討」によるものであった。次にこの結果をもって、平成30年10月18日(木)の14:00から15:15にかけて、再度北山氏に対して聞き取り調査を行った。この時は、ICレコーダーは使用せず、聞き取り内容のメモを作成した。以下、再調査で得た聞き取り事項に基づき、前章までの結論の検証を行う。

(1) 庭石が用途に応じて厳選されている
という前提

前章で導いた結論は、自然の山河から加茂七石を採取することが規制されている現状に対する対応に主眼を置いたものであった。その中でも既に議論に上がってきたが、文化財に指定等された庭へ石を補填するためには、単に加茂七石を採取するのではなく、石を厳選することが不可欠であった。

K：石は、同じものが二つとありません。それゆえ一つずつが特別なものといえます。

庭の欠損した所に石を補填するとなれば、その補填をする石自体が選別されていなければなりません。したがって修理の施工監理でも、選別眼が必要とされてきます。

庭の修理に伴う石の補填と新しい庭を築造するための石の採集とは、行為の意味が根本的に異なる。前者は、いわば失われたジグソーパズルのピースの埋め合わせといったものである。それも庭の場合では、特定の場所の形ある欠損箇所に自然なかたちの石をはめ込む必要性がある。

K：文化財に指定された庭で使われる石は、超厳選されているのであって、修理で利用されるものについても同じことがいえます。

名庭で使われている、たとえば川の中で取れた初の石で、飛石に利用できるようなもの、それもマグロイ

シといったものは、1万個、千個の中の1つです。相当の予算を使って、大量の石から選ばれたものが使われているのです。石材屋が厳選した石を在庫し、それらを庭師がさらに厳選してきました。したがって予算が少なくなると、しっかりとした選別ができなくなってしまいます。

仮に規制が解かれ、賀茂川や高野川その周辺の山々から再び石を採取できるようになっても、単に加茂七石を選別して採取すればよいという訳ではない。本来、一品ものとして据えられ、打たれ、組まれた石の代替えとなる自然石が厳選されなければならないのである。

それも文化財に指定等された庭に用いられた石は、大量の石の中から選抜された一級品であることが多い。それゆえ、姿かたちだけではなく、その石の良し悪しを見極める人の選別眼の必要性が問われてくる。

(2) 用途に応じた庭石の厳選に

求められる対策

文化財に指定等された庭石を補填するためには、相対して厳選の為の十分な時間と費用が必要となる。そこで厳選の作業を省略する意味で、特定の具体的な用途を念頭に置いて選別された品質の高い再利用品を使用することは、経済上の合理性が認められる。

K：町家の庭が取り壊される際には、本当をいえば時間と資金があれば全て回収してリユースしたいのですが、

実際はそれらの一部を厳選している状況にあります。

文化財に指定等された庭の修理に用いることができる品質と用途を兼ね備えた石を確保するためには、市内で解体される町家の庭からできる限りの石材を用途ごとに選別して、確保しておくことが有効である。そのためには、町家の庭の解体における石材の確保の意義を周知し、制度の整備をすると共に、在庫置場の確保や流通環境を整えることが求められる。

また、その確保と在庫を公共的に行うことができない場合は、加茂七石あるいはその中でも厳選された石のブランド化を図り、市場への流通を恒常化することによって、物量と価格を一定の程度に維持する仕組みを構築することが求められる。

K：単に山や川での石の採取を開放して、産出量を増やすだけでは意味がありません。加茂七石の希少価値の高さには、人による選別の過程が含まれているのです。加茂七石をブランド化していくためには、例えば有名な庭師が愛したなどと言った物語が必要となってきます。

石のブランド化とは、度重なる選別の結果として生じる希少価値に裏付けられるものであると共に、その実現のためには価値に厚みを持たせる逸話があることが望ましい。いわば貴金属が鑑定や査定されるように、文化財の庭に用いられるような質の石についても、客観的な指標に基づいて価値

付けられること、さらには史料調査から逸話を導き出すことが必要となる。

K：文化財に指定されたような庭の修理で、加茂七石を使うとなれば、あらかじめ用途が決まっていることが条件となります。その意味で、石の天端、根入れ、色合い、正面・横手の顔、表の顔がどこか等を見定めることが求められるのです。

また、この欠損した箇所に入れるという形状の明確なイメージが出来ていなければなりません。ここには、この石を使うというイメージに適う石が必要となりますが、実際はそういった石はありません。その形状については、〔卓越した〕プロの石材屋や庭師であれば、同じ意見になっていくはずです。

つまりは、庭を見る側と造る側が同じセンスを持たなければならないということです。

特定の庭における特定の箇所に石を補填することが求められる場合、まず用途と石種が符号するのは当然として、設置の上でその石の天端・根入れとなる部分、正面・横手の顔となる部分、色合いなどが考慮されなければならない。このようにあらかじめ条件づけられた箇所に収まる石を選別するためには、石材卸業者による選別作業に加えて、庭師の施工経験に裏付けられた選別眼が必要となる。

また旧来、庭づくりが施主と庭師の共同で行われてきたことを前提すれば、施主の

側からみて、その石の選別が妥当であるかの評価がなされる必要もある。言い換えると客観性をもった石の選別を行うためには、庭を所有し維持する立場と施工する側の双方から妥当と判断できる指標を、史料調査と照合して構築する必要がある。

K：よく庭造りにマニュアルは無いと言いますが、かつては、このような石の据え方はないというルールがありました。今では、それが破壊されてしまいました。昔はお客様の目が肥えていて選別眼があり、良い据え方を知っていたので、庭師もミスが許されなかったのです。

これから前述の指標を構築するためには、北山氏のような石材卸業者をはじめとして、経験と実績を供えた庭師、庭造りに造詣の深い庭の所有者ら⁴⁰⁾に石の選別に関する考え方や石の据え付けのルールについて聞き取り調査を行うなど、庭石の厳選と据え付けに関する実態を把握することが不可欠となる。

結論

以上の聞き取り事項の分析と資料との照合に基づけば、修理のための石の確保は、「在庫品・再利用品の使用」、「代替品の使用」、「自然の山河からの取得の特別許可を求める」といった優先順位で行われることが効率的かつ妥当と考えられる。

文化財に指定等された庭の修理において、加茂七石を補填するために石自体を確

保することが最優先事項であるのは、言を俟たない。しかし、庭の修理に伴って補填される石には、前提される複雑な条件がある。その種の石は、単に寄せ集めればよいというものではなく、まずは石種、質、用途から厳選され、さらに補填箇所に収まる形態、色合いなど多様かつ厳しい条件を満たしている必要がある。

町家が解体されることは、決して望ましいことではない。しかし、仮に町家が解体されて取り壊された庭の資材が活用されないことは、さらなる損失といえる。その意味で、庭の資材を再利用する仕組みを整えることは逼迫した課題といえる。

庭の修理に適した石の条件を見極めるためには、石材卸業者、庭師、庭の所有者らによる多面的な選別眼が必要となる。言い換えれば、そのような選別眼がなければ、文化財に指定等された庭の修理に伴う石を補填すること自体が叶わないことになる。したがって、庭の修理において石を選別する上での指標づくりや、石のブランド化、流通・在庫管理の整備といった多角的な取り組みの必要性について、まずは社会一般に周知していくことから始めることが不可欠である。

庭の補填材料の確保は、有形のものを単に寄せ集めるのではなく、選別眼という無形の職能が重要であることに留意する必要がある。

謝辞

本文の作成に当たっては、株式会社北山都乾園の北山利通氏に全面的な御協力を頂いた。この場を借りて御礼申し上げます。

註

- 1) 例えば国の名勝無鄰庵庭園では、洋館の東側に穿たれた流路の護岸石に用いられていた軟質の白川石が流水の力の影響で亡失した（今江秀史・阪上富男，加藤友規：名勝無鄰庵庭園にみる緊急修理の実態と一般性：日本庭園学会誌第29号：2015年,p.77）。
- 2) 佐和隆研ほか編：京都大事典：淡交社：1984年(p.200)の「加茂川石」の項目では、賀茂川の上流貴船川の川原で採取された石は「河川法で採石が厳しく制約される」ことが述べられている。
- 3) 佐和隆研ほか編：前掲書，p.202。
- 4) 日本国語大辞典第2版第7巻
- 5) 横山 卓雄：京都の自然ふしぎ見聞録：三学出版：2010年，p.64-68。
- 6) 京都地学会編：京都の地学図鑑：京都新聞：1993年，p.147。
- 7) 大内探石：京の石：徳間書店：1964年，p.8-35。
- 8) 松浦有成：水石入門マニュアル：近代出：2003年，p.16-23。
- 9) 上原敬二：造園大辞典：加島書店：1978年，p.179-180。
- 10) 小林章・金井格：京都における造園用石材の地域性の研究：造園雑誌47(3)：1984年，p.154-170。
- 11) その庭の脇に設置された立札によると、その構成は、紫貴船石・畚下石・紅加茂石・糸掛石・畑石・鞍馬石・八瀬真黒石である。
- 12) その庭の脇には、題名を「加茂七石庭」、設置者を「財団法人本願寺維持財団 財団法人平安建都千二百年記念協会」とした木製の立札が設置されている。その記載は、以下の通りである。「平安建都千二百年を記念して平家一門の栄華を偲ぶここ六波羅第跡の七條通り大和大路の地に新しく加茂七石庭を造り京文化の心を形にあらわし広く公開することになりました加茂七石は高野川加茂川水系に産する古来銘石とうたわれた京の石で右より紫貴船石、鞍馬石、畚下石、紅加茂石、八瀬真石、雲ヶ畑石、賤機糸掛石」
- 13) 薩摩藩と明治政府の営繕に係わった後、実業家として活躍した伊集院兼常の所有であった明治25年（1892）から5年の間に建物と共に造られたとみられる庭。
- 14) 七宝作家で明治29年に帝室技芸員となった並河靖之(1845-1927)が、住宅兼工場に付して造営した庭。7代目小川治兵衛（植治）が手がけたとされ、明治27年(1893)に竣工した。
- 15) 伏見稲荷大社・本殿の南西側に所在する松の下屋は、旧社家・松本家の宅地跡に所在する茶所に伴う庭。
- 16) 大正元年から3年までに行われた円山公園の維持改良の精算書を綴じた「円山公園維持改良一件 大正元年」（京都市情報公開コーナー所蔵マイクロフィルムNo.S58-62，187コマ）では、「栗石」の項目の適要に「コンクリート，川筋内 其他使用 内高価ナルモノハ黒石トス」と記されている。但し，その出所までは記載されていない。
- 17) 清流園の一画の庭と加茂七石庭の呼称が完全に一致しているのは，築造の新しい後者が前者を参考にした可能性がある。
- 18) 佐和隆研ほか編：前掲書（p.160）では，「今日，賤機の地名はなく，文献でも知ることができず，人に聞いても判然としない。だが，静原というところがあるから，おそらくその転訛であろうと（中略）しかし，いくら調べても，私の考えは推定の域を出ず，はっきりした裏づけを得るまでにはいたらなかった」とある。『造園大辞典』において上原は同様の説をとる。
- 19) 大内探石：前掲書（p.160）では，「この種の石は鞍馬の貴船川あたりからも出てくる。その方が静原のよりも質がかたくて良好である」とある。
- 20) 上原敬二：前掲書（p.59）によると，「庭石の面に細い糸状の模様を示すものをいう。糸巻き石ともいう」とある。
- 21) 上原敬二：前掲書（p.850）の「八瀬真黒」の項目では，「加茂七石の一つ，京都加茂川は二条で高瀬川（東），加茂川（西）が合流する，黒田辺から下流に出る石をいう」とある。こ

- の記述における「二条」は「今出川」,「高瀬川」は「高野川」の誤記とみられる。
- 22) 大内探石：前掲書 (p.156-157) によると「真黒といっても、乾いているときは幾分青みがかったり、硬質のものばかりでなく、軟質のものもある。〔中略〕本流に洗われてほどよく角がとれ、肉が削られて、石の芯があらわれたものは、水石のなかでもとくに賞美される」とする。
- 23) 佐和隆研ほか編：前掲書 (p.252) では、「古生代二畳期（二億数千年前）に海底に噴出した玄武岩質の火山岩・火山砕屑岩。」とする。
- 24) 大内探石：前掲書 (p.156) によると、「石の色が草のよもぎに似ているのでつけられた名称である。八瀬のほか、貴船、静原、瀬田川など各地に出る」とある。
- 25) 大内探石：前掲書 (p.169) の「三色石」の項目では、「雲ヶ畑を代表する茶褐色の石で、通称「畑石」という。三種ほどの異質の石が混じり合っている。水石としては、あまり関心しないが、庭石によく使われている」とある。
- 26) 上原敬二、前掲書 (p.245-246) の「雲ヶ畑」の項目では、「京都賀茂川上流、その枝川中津川の河床に出る」とある。
- 27) 佐和隆研ほか編：前掲書 (p.342) では、「花崗閃緑岩（深成岩）」とする。貴治康「京都の鞍馬石：日本地学研究会監修：地学研究 Vol.51 No.1：2002年 (p.47-48) によると、「鞍馬石は岩石記載学的には、石英閃緑岩～トータル岩に分類される。斜長石、石英、黒雲母、角閃石からなり、少量のアルカリ長石、不透明鉱物を含む」とある。
- 28) 貴治康夫：前掲書 (p.45) によると、鞍馬石の用途を「靴脱石・踏石」として配置されたとし、「決して組み石には使用されなかった」とある。
- 29) 貴治康夫：前掲書 (p.45-46) では樋口一葉「たけくらべ」の一節「鞍馬の石燈籠に萩の袖垣」を引いて、「明治時代には鞍馬石の灯籠を据えた庭も見られるようになった」とある。
- 30) 大内探石：前掲書 (p.165-166) によると、「鞍馬と貴船の中間、京福電鉄のトンネルの上にある不動尊の近くが産地で、学者の調査では放散（ラジオラリヤ）の化石だという。大部分が珪酸質で、酸化第二鉄分なども含んだ約二億年前のものらしい。海中にいる放散虫の死骸が変化してできた石」とする。
- 31) 上原敬二、前掲書 (p.737) の「畚下石」の項目では、「京都鞍馬川と貴船川の合流点近くに畚下不動尊あり、この辺の鞍部は断崖をなしている、その上方で、昔、火打石を産したがその採石を畚（ふご）に入れて網で下におろしたものである、この故にフゴオロシといったのがフゴロシになった」とする。
- 32) 大内探石：前掲書 (p.170-171) によると、この石が出るところは、中津川の奥で、魚谷の支流である。ほかに市ノ瀬付近にも原石があつて、十三石山へ入る谷の入口あたりからも産出する」とある。
- 33) 上原敬二：前掲書 (p.760) の「紅加茂」の項目では、「雲ヶ畑から下流1 km内外の中津川の奥の他に魚谷の支流、市ノ瀬辺から産出する赤色の水石」とする。
- 34) 大内探石：前掲書 (p.169-170) の「肉石」の項目では、「市ノ瀬から下流に進んで、中津川の本流に入るあたりに紅加茂とは多少違った、赤色に白い流れのある石が出てくる」とする。
- 35) 貴治康夫：前掲書 (p.47) では、「以下は鞍馬街道沿いの石材店での聞き書きをもとにまとめたもの」として、「山藤商店は現在5代目で、150年以上も続いているということから、江戸時代末期にはすでに鞍馬石が採取されていたことは確実である」さらには「鞍馬石が個人の庭石として使われるようになったのは明治以降である」とある。
- 36) 小林章・金井格：前掲書 (p.154)。
- 37) 河川法第1条では、「河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする」とある。1896年（明治29年）の制定後、昭和39(1964)年の見直し以来、

河川管理の目的は「治水」と「利水」に置かれ、1997年の改正に伴って「河川環境の整備と保全」が明記された。

同法第25条は、土石等の採取の許可について「河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。以下同じ。）において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。」と定めている。京都市内におけるこの管理者とは、1・2級河川が京都府（京都土木事務所所管）、準用河川が京都市（建設局土木監理部河川整備課所管）となっている。

- 38) 河川における土石等の採取は、河川管理者の許可が条件となっており、全てが禁止されているわけではない。しかし国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所のホームページには、「以下に該当する場合は、原則として許可できません」として、「公益上、社会通念上どうしても必要と認められない、営利目的である、治水上、支障がある、その他河川管理上、支障がある」ことが示されている〈<https://www.cgr.mlit.go.jp/oitagawa/user/senyou/kyoka.htm>（平成30年4月10日）〉。このことから、庭の保存管理を主目的とした河川における土石等を売買することは実質的に不可能といえる。

39) 以下は（島根県河川課ホームページ、http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/saiseki/tebiki/nenndo_toriatukai.html、平成30年4月10日）における「粘土採取における採石法の取り扱いについて」の抜粋である。

1 採石業の定義について

採石業に該当するか否かの判断については、次の要素が考慮されます。

- (1) 営利、非営利は関係ない
- (2) 「岩石の採取」を事業目的として反復継続して行う態様のもの
- (3) 人格の主体が個人、会社、公社その他地方公共団体であるかを問わない
- (4) 本来の事業目的達成のため、副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念からみて、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性及びこれに附随する行為も該当する
- (5) 岩石の加工または販売のみを行っている場合は該当しない

2 粘土採取事業に係る採石法の適用について

採石法上、母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の化学的性質を有するものは、砂利である場合を除き、岩状でなくても岩石として取り扱うこととされています。

については、粘土採取事業を行う申請者（事業者）に対し、次の事項を確認し、その根拠となる資料を提出していただくよう指導をお願いします。

- 40) 仮に庭造りに造詣の深い庭の所有者が見いだされなかったとしても、例えば山県有朋ら先人の記録に基づくことが可能であろう。

いま え ひでふみ
今江 秀史（文化財保護課 主任（名勝担当））

近畿における木製品の用材選択

黒須 亜希子

1. はじめに

原始時代の人々が木で道具を作る際、その用途にあわせて樹種を選択したことは早くから指摘されている。1936年に調査が行われ、1943年に報告された奈良県唐古・鍵遺跡（第1次調査）では、出土した弥生時代前期の木製品に対し、植物学者による同定分析が行われた。その結果、鍬や鋤類等の農具や斧柄には強度特性が高いアカガシ亜属が集中的に用いられていたことが示された〔末永・小林1943〕。また1943年に不時発見され、1947年に発掘調査が再開された静岡県登呂遺跡では、弥生時代後期の出土木製品に対して樹種同定が行われた。その結果、唐古・鍵遺跡と同様、やはり農具にアカガシ亜属が用いられていたことが判明した。その後、大分県安国寺遺跡（1949～1952年）、静岡県山木遺跡（1950年）、大阪府池上曽根遺跡（1972年～）等、低湿地遺跡から出土する木製品についても同じ傾向がみられたことから、日本列島の弥生集落では農具を作る際にはアカガシ亜属を用いることが一般的であるとの認識が広まった。

しかし資料の蓄積が進んだ1980～1990年代を経ると、この「常識」は徐々に揺らぐこととなる。日本列島において最も早く稲作文化が定着した集落の一つと考

えられている福岡県雀居遺跡では、その出土農耕具の多くがクヌギ節製であった〔福岡市埋蔵文化財センター1983〕。韓国光州の新昌洞遺跡から出土した農具が同じくクヌギ節製であることをふまえると、大陸から伝来したとされる初期稲作を担った農耕具は、クヌギ節を意識的に選択して製作された可能性が高い〔山口2000〕。ただし、時代が下がるにつれてアカガシ亜属で作られるものが多くなることから、用材の選択基準は木の特性とともに材の入手が容易であるかどうかが大きな要因であること、そしてそれは集落をとりまく植生や環境に依拠することが指摘されるようになった〔佐藤2008〕。

現在の認識から言えば、この指摘は的確である。粘りの強さや加工のしやすさ等、木そのものがもつ特質と集落周辺の植生が木製品の用材選択に大きな影響を及ぼしたであろうことは想像に難くない。ただし、この2点のみでは説明できない事象もまた存在している。

2006年、用材選択の地域性と時代ごとの特性を確認するため、伊東隆夫・山田昌久らは出土木製品の用材データベースの構築に着手した〔伊東・山田編2012、以下『木の考古学』と表記〕。筆者はこのプロジェクトにおいて、研究フィールドである近畿南部（大阪府・和歌山県）の状況を考

察する機会を得た。その結果、広葉樹と針葉樹の使用割合が弥生時代後期～古墳時代初頭に大きく転換すること、また用材傾向の変化は木製品の形状変化と密接に結びつくことを指摘した〔黒須2012〕。すなわち、人々が木製品を作る際に選択する用材は、自然環境や樹の特徴のほかに、人間社会の都合もまた影響しているのである。

以上をふまえ、本稿では、近畿（2府4県）より出土した弥生時代～近世の木製品の用材変化をたどることにより、その変化が何を契機としておこったのかについて考察したい。

なお、本稿で使用する用材データ及び器種名等の用語は、『木の考古学』に準拠する。ただしデータレコードの件数は、『木の考古学』掲載分のうち人間が加工を加えたもののみを用い、それ以外のもの（非加工木・立木・根株・流木等の自然資料）を除くこととする。また、樹種の表記は基本的に属以下（属・亜属・節・亜節・種のいずれか）まで同定されたものを対象とし、その名称は『木の考古学』において「統一樹種」として示されたものを用いる（文末別表参照）。なお、大阪府内のデータについては『木の考古学』刊行以後に報告された情報も付加した。

2. 植生と用材傾向の推移

2-1. 大阪府の地形と植生

ここでは、地域の植生と用材傾向を把握する実例として、大阪府のデータを示したい。まず、大阪府内の植生と遺跡の立地について、時代ごとに記述する。

大阪府は、瀬戸内海を西に臨む河内平野と、これを取り巻く山地および丘陵地から成る。現在も摂津・河内・和泉の旧三国の地名に拠る地域呼称がなされており、淀川より北を東摂津地域（西摂津は兵庫県東部を指す）、旧大和川より南を和泉地域、両川に挟まれた地域を河内地域と称する。河内地域は、淀川流域の北河内、大和川支流の石川流域にあたる南河内、中央部に相当する中河内に細分することができ、それぞれ遺跡のあり方に特色をもつ。府内における気候の寒暖差や降水量にそれほど差は無いが、海拔0 mに近い沖積低地である中河内と、台地が続く和泉地域、山地を有する東摂津地域の北部とでは、その土壤は大きく異なる。

現在復原されている縄文時代晩期～弥生時代前期の日本列島の植生分布をみると、西日本以南に亜寒帯針葉樹林域はほとんど見られず、低地は常緑照葉樹林域、山地や高地は冷温帯落葉広葉樹林域、その中間にあたる山麓や丘陵地は暖温帯落葉広葉樹林域に相当する（図1）。大阪府域は、ほぼ暖温帯落葉樹林域と照葉樹林域に相当し、細かい地形や日照条件によりそれらの混交樹林が形成されていた。また、本来入江であった河内潟が埋没した中河内は、より湿潤な土壤を好む樹木が生長しやすい環境下にあった。これらのことから、山地にはブナ、ミズナラ、ハルニレ、ケヤキ、トチノキ、カエデ類等に混じり針葉樹が、丘陵地付近にはシイやカシのほか、イスノキやタブノキ、低木のアオキ等が、低地には、湿潤な土壤を好むハンノキやクスノキが繁茂していたと想像される。

木製品を製作する縄文時代晩期～弥生時代前期の集落は、淡水化が進んだ河内湖周辺とこれにそそぐ河川の沿岸部において誕生する。出土した直柄斧柄や鍬鋤類には、コナラ亜属やアカガシ亜属が一貫して用いられており、これらの材の入手が安定的に可能であったことが窺える。なお、周辺の遺跡各所でおこなわれている土壌の花粉分析でも、コナラ亜属やアカガシ亜属の優勢が認められており〔辻本ほか2006〕、弥生時代の人々にとっては身近に生育する樹木であったことが想像される¹⁾。

2-2. 用材の移り変わり

次に上記の植生の状況を念頭に置きながら、大阪府内より出土した木製品の用材を見る。

大阪府内の調査において、これまでに同

定された出土木製品の樹種は154種にのぼる(表1)。図2には、時期区分ごとに用材の同定点数を示し、左側に広葉樹を、右側に針葉樹(アミカケ部分)を配した。これをみると、針葉樹の占める割合が時代を追うごとに高くなることがわかる。縄文時代後期から弥生時代中期までは27%程度と大きな変化はないが、弥生時代後期～古墳時代前期には約38%、古墳時代中期～後期には約55%、古代以後は60%を超える数値となる。このことから、針葉樹の割合が増加に転じる弥生時代後期～古墳時代前期にひとつの画期があることが認識できる。また、二次林種であるマツ属・複維管束亜属の割合の増加は徐々に顕著となり、大阪府域の特徴のひとつとなっている。以下、時代区分ごとに特色を示す。



図1 縄文時代晩期～弥生時代早期の植生復元図〔安田1992を参照して作成〕

(1) 縄文時代晩期～弥生時代前期

〔試料数524点〕

日本列島内で差はあるものの、本稿では紀元前10～5世紀頃までを縄文時代晩期から弥生時代前期として扱う。使用された木材は、広葉樹7：針葉樹3の割合である。

広葉樹では、アカガシ亜属、クスノキ、クヌギ節、クワ属、ケヤキ、サカキの出土割合が高い。アカガシ亜属の使用が目立つのは、直柄斧柄を中心とした工具や、鍬、鋤、杵などの農耕土木具に多用されているためである。クスノキ、クワ属（主としてヤマグワ）、ケヤキは、臼や刳物容器、杓子等の調理加工具に使用されている。クスノキの大径木は、軟質で加工しやすい中央部分を刳り込んで脱穀用の臼として用いている。サカキは、主として曲柄斧柄に利用されている。枝分かれ部の屈曲角度が曲柄斧柄の作成に都合がよいためであろう。

針葉樹では、モミ属、コウヤマキ、ヒノキ属が多い。コウヤマキとヒノキ属は棺材に使用されており、両種を組み合わせたものも見られる。その場合、ヒノキは棺蓋や棺身の小口板および小児棺に、コウヤマキは棺身本体や底板に使用されることが多い。コウヤマキの防水性に着目した選択である〔鈴木裕明2012〕。モミ属は特に河内地域において漁労具のヤス（刺突具）に多用されているが、これはスギに比べて縦方向に割裂しやすいという特質を利用したものと考えられる。そのほか、カヤ、イヌガヤ属は弓や網杵に使用されている。水湿に強く弾力に富む性質によるものである。

(2) 弥生時代中期〔試料数3,115点〕

紀元前4世紀～紀元前後頃を弥生時代中期として扱う。弥生時代中期は報告されている同定点数がもっとも多く、かつ種類も多岐にわたる。広葉樹と針葉樹の比率は、前代と比べて大きな変化はみられない。

広葉樹では、アカガシ亜属の割合が若干減少するが、依然として農耕具や土木具、工具に多用されている。クスノキ、クヌギ節、クワ属、ケヤキ、コナラ亜属、サカキ等も利用されているが、前代ほど特定の樹種が突出する状況にない。ただし、前代には見られなかったシイ属の増加があり、これは後代へも続く。シイ属は伐採に強く、一度攪乱された土壌において生育しやすい。このため人間の生活痕跡が顕著な集落付近によく見られる。前代より続く集落周辺の開発により、自然繁殖した可能性が考えられる。シイ属の材は細かい建築部材や施設材として幅広く使用されていることから、身近で得やすい木材であったと推測される。

針葉樹では、それぞれの使用絶対数は飛躍的に延びるものの、割合にそれほど大きな変化はない。ヒノキ属の割合がやや増加するのは、棺材以外に建築材や容器、施設材等への用途が広がったことによる。特に建築部材の柱材として使用される例が目立つのは、大規模な掘立柱建物建設の増加によるものと考えられる。コウヤマキは、前代同様、棺材として利用されている。

表 1 大阪府の出土木製品用材

	縄文後 ～弥生前期	弥生 中期	弥生後期 ～古墳前期	古墳 後期	古代	中世	近世
アオギリ属		1					
アオキ属		1					
アカガシ亜属	150	799	193	208	51	46	2
アカメガシワ	2	2	1	1			
アケビ属			3				
アサガラ属		1				1	
アワブキ属		1				1	
イイギリ属						1	
イスノキ属						7	2
イヌシデ節				2			
イボタノキ属		7		1			
ウコギ属			1				
ウツギ属		2		7	2		
エゴノキ属		3	2			1	
エノキ属	1	26	9	5	2	31	
カエデ属		7	4	2		12	
カキノキ属		2	4	2		5	
カツラ属	1	10	1			1	
カナメモチ	2	3	2				
ガマズミ属					1		
カマツカ属		3		3	3	1	
キハダ属		75		1		1	
キリ属		4			2		
クサギ属		2		1	1	3	
クスノキ	33	146	27	7	4	10	
クマシデ属	1	2		2	9	2	
グミ属		1			1	1	
クリ	1	12	6	9	9	30	6
クルミ属					1		
オニグルミ			2	1			
クワ属	87	164	22	17	18	9	
ケヤキ	16	96	57	39	14	27	4
ケンボナシ属	1	8	1			1	
コナラ属	5			1			
コナラ亜属	5	73	78	6	3	20	
コナラ節	1	90	91	10	2	8	
クヌギ節	17	102	129	16	15	24	
コルク				1			
サイカチ属			2			1	
ザイフリボク						1	
サカキ	16	117	47	18	21	19	
サクラ属	3	64	19	22	5	9	
バクチノキ		4					
サンショウ属			1				
カラスザンショウ		2					
シイ属	4	174	136	48	8	16	
シキミ		7	3	16	15	10	
シラキ		1	1	1		1	
シロダモ属			3			1	
スノキ属					2		
シャシャンボ	3	9	7	3	7	3	
センダン属	2					3	
タイミンタチバナ		3		1			
タカノツメ属		1					
タブノキ属	3	18	17	7			
タラノキ属	1		1				
ツゲ属	2				5		3
ツバキ属	6	12	23	12	9	6	
トウヒ属							1 1
トチノキ属	1	1		2		18	2
トネリコ属	1	6	5		1	2	1
ナシ亜科						3	
ニガキ属		6				1	
ニシキギ属	2	2		1			
ニッケイ属		1		1			
ニレ属		7	3			3	
ニワトコ				1			
ヌクノキ				1			
ヌルデ		6		3	7	1	
ネズコ属			1	1	2	9	1
ネムノキ属					1	7	
ノグルミ属			1				
ハイノキ属		4		3	2	18	
ハシバミ属					1		
ハリギリ属						1	
ハンノキ属		2	3		1	5	1
ヒイラギ属					1	1	
ヒサカキ属		8	3	8	3	4	
フサザクラ属		1		1			
フジキ属		1					
フジ属	1						
ブナ属			2			12	2
マタタビ属		1					
マデバシイ属		3	2	1	3		
ミズキ属		2	1	1		1	
ムクノキ属	2	26	5	8	8	7	
ムクロジ属		5	7	1		2	
ムラサキシキブ属		4		2	2	1	
モクレン属	1		5		1	2	
モチノキ属	2	3		1	2	2	
モッコク属		1	1	1		2	
ヤシ科					1		
ヤツデ属		2					
ヤナギ属	2	35	33	7	19	45	
ヤマウルシ		1				2	
ヤマナラシ属		1				5	
ユズリハ属	1	9	19	1		1	1
リョウブ		4	1				
その他広葉樹	4	75	41	33	27	7	
イチイ属						1	
イヌガヤ属	15	27	6	3	1		
カヤ属	17	112	21	27	7	12	3
イヌマキ属		2	3		1	2	
モミ属	36	156	55	291	39	48	2
マキ属	8	1	1	1			1
ツガ属		2	2	40	4	8	
コウヤマキ	7	124	38	37	39	16	
ヒノキ属	48	352	162	209	314	272	20
サワラ					4		
アスナロ属						1	
スギ	7	30	149	74	133	274	25
その他針葉樹	2	5	4	22	2	10	
マツ属	2	6	125	4	3	70	6
複維管束亜属	2	26	41	33	121	202	33
単維管束亜属				1			
合 計	524	3115	1633	1290	960	1392	116

（３）弥生時代後期～古墳時代前期

〔試料数 1,633 点〕

紀元後 1～3 世紀頃を弥生時代後期～古墳時代初頭として扱う。前述のとおり、用材の割合主体が広葉樹から針葉樹へと転換しはじめる時期である。この時期には、調理加工具である匙・杓子や刳物容器の減少、板材を組合せて作る椅子や机といった調度の出現等、出土木製品の器種組成に大きな変化がある。また、平面円形の容器から方形槽への転換等、木製品の形状そのものにも変化が認められる。

広葉樹では、前時代に比べて二次林種であるコナラ亜属、クヌギ節、シイ属の使用比率が高い。クヌギ節を含むコナラ亜属は、曲柄鋏の柄としての使用が増加する。大阪では、弥生時代中期末に情報がもたらされたナスビ形曲柄鋏が普及し、弥生時代後期末～古墳時代前期に盛行する。アカガシ亜属、クスノキ、クワ属の割合は、前時代に比べて減少する。アカガシ亜属の農耕土木具の利用は依然として高い割合を保つが、工具の柄としての使用は激減する。これは伐採斧（石斧）の柄である直柄斧柄が減少し、袋状鉄斧を装着した大型曲柄斧柄が一般的となるためである。曲柄斧柄には、サカキやカヤが使用される例が多い。クスノキ、クワ属の減少は、刳物から曲物、指物へという容器の形態変化を反映している。

針葉樹では、マツ属（主に複維管束亜属）の増加が顕著である。複維管束亜属は、弥生時代中期までは橿や鋺、建築部材等、使用は限定的であったが、古墳時代前期になると堰材や護岸材、杭材等、施設材として

諸所に使われるようになる。これは、二次林の広がりによりマツ属そのものの自生が促進され、材が得やすくなったためであろう。また、前代までほとんど使用がなかったスギは、船（準構造船）や施設材、器具材のほか、前述した曲物容器への利用が始まる。組合せ棺の一部にも使用されることから、ヒノキの代替品としての意識がうかがえる。

（４）古墳時代中期～後期

〔試料数 1,290 点〕

須恵器生産の導入から、これが本格化を遂げる 5・6 世紀を古墳時代中期～後期として扱う。さらに針葉樹の使用が多くなり、その比率は広葉樹 4：針葉樹 6 程度となる。

広葉樹では、アカガシ亜属の使用割合が再び増加する。依然として農耕土木具に利用されるが、一方で割材が杭等の土木材や堰材に使用されるようになる。巨石等を運ぶ修羅にも用いられており、材質の堅さが重宝されていたことがわかる。その他の広葉樹は、全体的に使用量が縮小し、特にクヌギ節を含むコナラ亜属は減少は著しい。

針葉樹ではヒノキ属の利用が多く、スギも依然として一定割合を占める。ヒノキ属の利用は、主に建築部材であるが、6 世紀になると斎串や形代を用いた律令祭祀のはじまりにより、祭祀具としての使用も増加する。また、この頃から、棺材にマツ属などを使う例が認められるようになる。葬送にかかわる樹種選定の原則も、時代により変化したようである。このほか、主に生駒山山麓の大型集落では、井戸等の施設材や

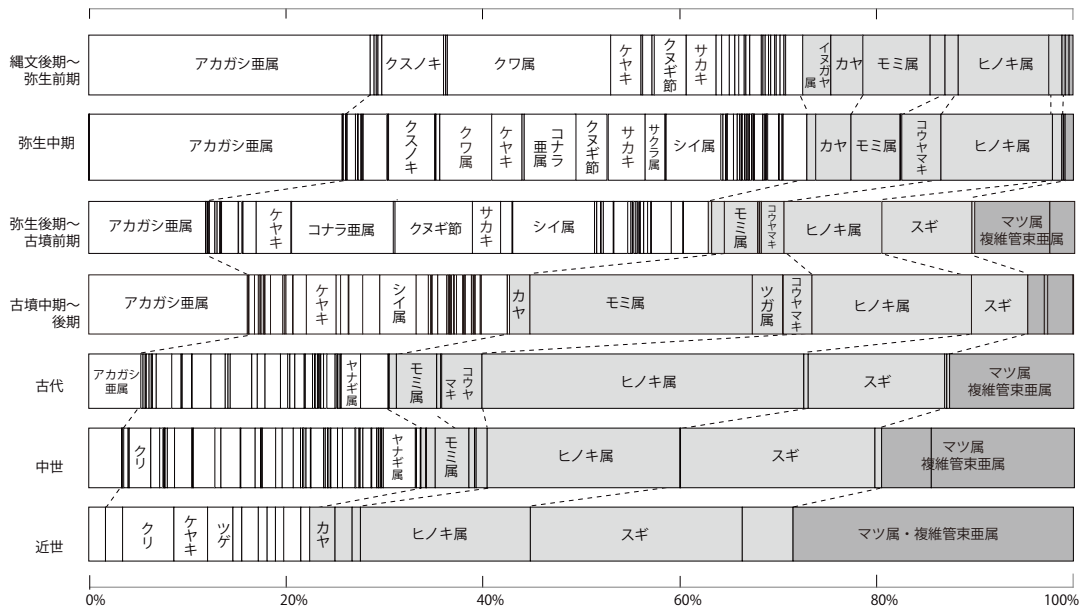


図2 大阪府の出土木製品用材推移

土木材にモミ属を用いる例が認められる。スギの代替品として使用された可能性がある。

なお、古墳時代の須恵器生産地として知られる陶邑古窯址群では、燃料材として広葉樹が多用されている。陶邑古窯址群は周辺に大規模な常緑広葉樹林帯を有する和泉地域に立地する。窯の燃料材として、周辺の樹木が供されたことは想像に難くないが、この営為により当地の植生は一変したと推測される。周辺遺跡において実施されている花粉分析結果では、古墳時代を境として、広葉樹種の激減が報告されている〔西田1976〕。

(5) 古代〔試料数960点〕

ここでは律令体制の萌芽期である飛鳥時代を古代の始まりとして捉え、奈良時代、平安時代を含めた7～12世紀までを古代として扱う。

古墳時代に比べ、広葉樹の使用はさらに

減少し、針葉樹の利用がますます顕著となる。広葉樹3：針葉樹7程度の割合である。この時期報告されているアカガシ亜属製の農耕土木具は、鋤や鋤ではなく杵や鎌柄が主体である。コナラ亜属、クヌギ節、カヤ属、クスノキ等の樹種は、ほとんどが護岸材や杭等、土木材としての利用であり、身の回りの生活用具としての出土例は極めて少ない。しかし、その中でもツゲが櫛に特化して使用されている点は注目される。

針葉樹では、木簡・荷札の用材として、ヒノキ属、スギが多量に使用されている。ヒノキについては文房具・祭祀具のほか、曲物、組物等の容器類、檜扇・履物等の服飾具、紡織具等、身近な品々として多用される。スギは、前代に引き続き、船材や井戸材など、大型部材に利用されている。マツ属・複雑管束亜属の多くは燃料材で、炭化した状態での出土が多い。

(6) 中世〔試料数1,392点〕

鎌倉時代、室町時代に相当する13～16世紀を中世として扱う。針葉樹の利用割合はやや減少するが、依然として広葉樹3：針葉樹7程度の割合を保つ。

広葉樹では、アカガシ亜属の使用数は突出せず、イスノキとクリの割合が増加する。イスノキは、櫛（横櫛）に使用される材である。大阪府内から出土する横櫛には、ツゲ製、ツバキ属製、イスノキ製があるが、いまのところ中世の出土例はイスノキに限られている。櫛の製作を生業とする「和泉国近木郷櫛供御人」の居住地に推定される泉佐野市上町遺跡・上町東遺跡からは、鎌倉時代の屋敷地内に掘られた井戸の中から、廃棄されたイスノキ製の横櫛および横櫛の未成品、木屑等が出土した。使用樹種における生産と消費の傾向が合致する好例として報告されている。

クリは、椀や下駄の素材として用いられている。大阪における木製椀（漆器椀）の初見は古代に遡り、ヤマザクラやアサガラ属、ナラ類が使用されていたが、中世になるとケヤキ・トチノキ・ブナ属など、寒冷地を好む広葉樹が主体を占める。このことは、当時の材の入手先と商品流通の実態を知る手がかりとなる。

針葉樹はヒノキ属をおさえて、スギが優勢となる。これまでヒノキ属を用いてきた器種をスギで代替する傾向が顕著である。スギはヒノキに比べて成長が早いいため、市井の需要に応えることが可能だったと推測される。マツ属・複雑管束亜属は前代同様、土木材や燃料材に使用されており、杭や土留め材として、水田の整備等に供され

た。コウヤマキは火葬習俗の浸透のためか棺自体の残存例が少なく、容器や下駄としての使用が認められるようになる。埋葬具・葬具のみであったそれまでとは異なる利用法が試されている。

(7) 近世〔数116点〕

江戸時代である17～19世紀中葉までを近世として扱う。他時代と比べて資料数が少ないためあくまでも参考数値であるが、使用される樹種数が減り、単調となる印象がある。

広葉樹と針葉樹の比率は針葉樹が再び増加し、広葉樹2：針葉樹8程度にまで及ぶ。クリやケヤキ、ブナは漆器椀に、イスノキは前代同様、櫛に利用されている。針葉樹は、スギやマツ属で作る下駄のほか、結物桶などの大型容器に用いられており、その使用頻度は高い。特にマツ属・複雑管束亜属の使用は大幅に増え、施設材や土木材の常用品となる。

以上の分析により、大阪府内における用材選択の特徴として、以下の点を見出すことができる。

- ①弥生時代前期には、材の堅さや弾力性、加工の容易さ等、木の特性に応じた用材選択により広葉樹が多く用いられていた。
- ②弥生時代中期になるとシイ属やマツ属等、二次林に生成する植物の利用割合が増加した。
- ③広葉樹と針葉樹の使用割合は弥生時代後期～古墳時代初頭に転換がはじまり、古墳時代中期～後期には逆転する。古代に

は針葉樹の使用はピークをむかえ、中世以降も生活用品の多くが針葉樹で作られる。

④近世には用材種が単調となり、漆器碗にはケヤキやクリ、櫛にはツゲ等、それぞれの材が限定的に使用されるようになる。

このうち、①は冒頭に掲げたとおり、弥生時代の人々が木材（特に広葉樹）の特徴を心得ており、これに基づく選択を行っていたことの追認である。②は、集落を取り巻く植生や環境変化との関わりの中で説明できる事象であろう。問題となるのは、主に針葉樹の利用に関わる③である。上述のとおり、弥生時代から古墳時代への転換期には、木製品の形状も大きく変化した。この変化には、準構造船や大型建物、調度類の導入など、いわば社会的、文化的変動に影響を受けたものがある。なお、④については、木製品製作専門集団の存在など、さらに高度な社会的分析が必要となる。

3. 用材傾向の比較

3-1. 近畿各府県の用材傾向

次に近畿地方の各府県の用材傾向を概観し、大阪府内の状況と比較する。なお、ここでは、データ数が100点以下の時代については無効とし、参考として掲げた。

（1）京都府内の用材傾向

京都府は日本海に面した丹後地域と、山に囲まれた盆地である山城地域から成る。同定されている樹種は計68種と少ない。

資料数は、縄文時代後期～弥生時代前期が24点、弥生時代中期が71点、弥生時代後期～古墳時代前期が307点、古墳時代中期～後期が235点、古代が1,307点、中世が344点、近世が12点である。縄文時代後期～弥生時代前期、弥生時代中期、近世は、資料数が少ないため有用なデータではないが、弥生時代中期までは針葉樹の割合が低く、その後増加に転じる状況は、大阪府、兵庫県と同じ傾向にあると言える。

広葉樹は、やはりアカガシ亜属の使用割合が高く、その多くが農耕具である。その他は施設材としての利用である。弥生時代中期にシイ属が増加する点は、大阪府内の状況と共通している。古代、中世の器種組成は、カエデ属やケヤキ製の漆器碗が主体である。

弥生時代後期～古墳時代前期の針葉樹は多くがスギの利用で、日本海に面した京丹後市古殿遺跡から出土した製品が主である。太平洋側ならばヒノキで作るもののほとんどをスギで製作する傾向が認められる。古墳時代中期～後期のスギ、ヒノキは形代、古代は木簡に多用する。なお平安京跡を含む京都市内では、中世においても引き続き形代が出土するため、スギ、ヒノキの出土割合は高い。

（2）兵庫県内の用材傾向

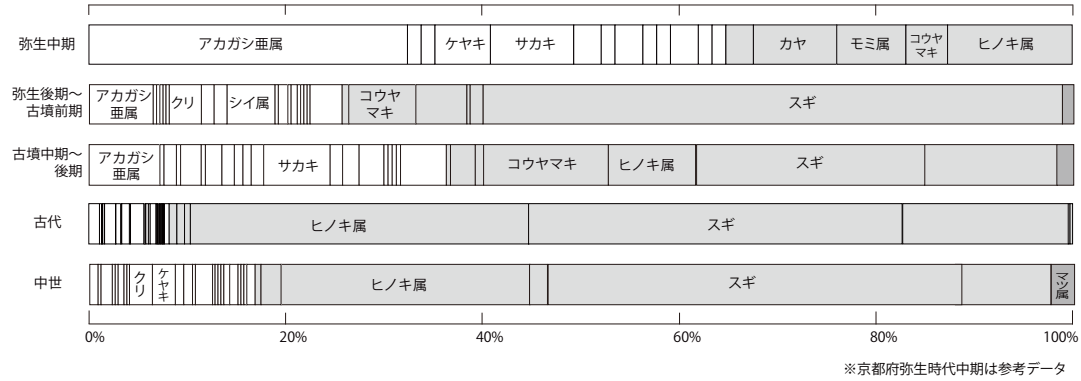
兵庫県は日本海に面した丹波地域、但馬地域と、瀬戸内海に面した西摂津地域、淡路島、瀬戸内海から山間部までを含む播磨地域の5地域から成る。大まかな傾向では、西摂津地域の様相は大阪府内に近く、播磨、丹波、但馬地域はスギを多用する山

陰地方に近い。

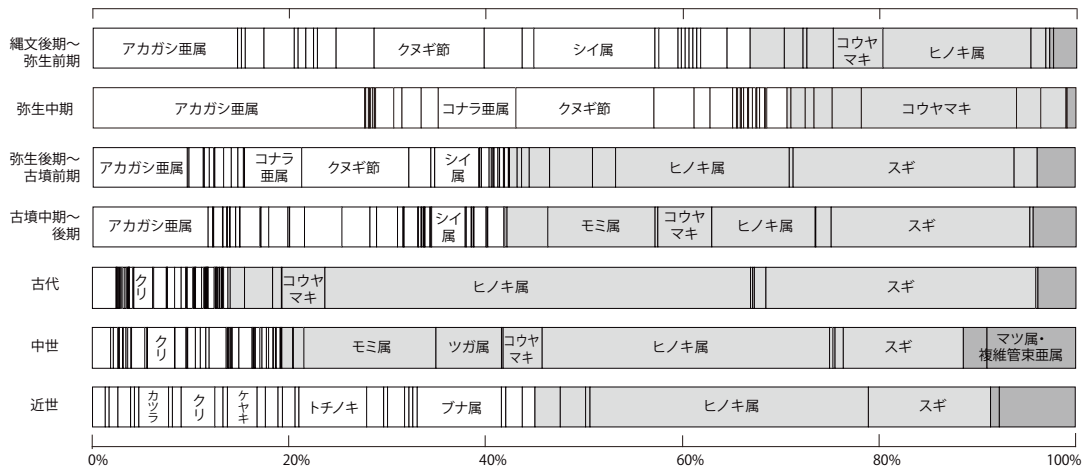
同定されている樹種は計107種である。
資料数は、縄文時代後期～弥生時代前期が

260点、弥生時代中期が812点、弥生時代
後期～古墳時代前期が760点、古墳時代中
期～後期が1,415点、古代が3,332点、中

【京都府】



【兵庫県】



【滋賀県】

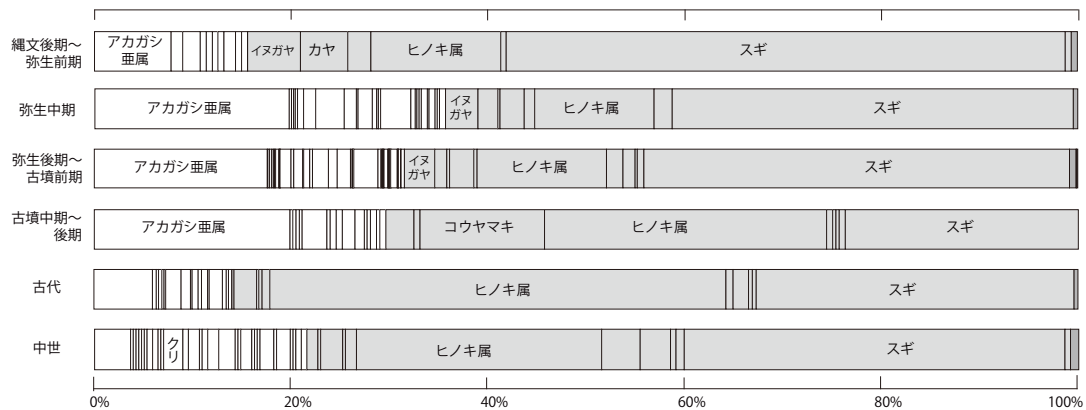


図3 京都府・兵庫県・滋賀県の用材傾向

世が1,556点、近世が233点である。縄文時代後期～弥生時代前期、弥生時代中期は大阪府と同じく広葉樹の割合が高い。また、弥生時代後期～古墳時代前期に針葉樹の割合が増加に転じる点や古代にピークを迎える点も類似する。ただし、その転換は大阪府内よりも急速である。

広葉樹では、弥生時代から古墳時代までアカガシ亜属が優勢である。農耕土木具のほか、堰の構築材等にも割材が使用されている。他にクヌギ節とシイ属の使用も顕著で、杭材や土留め材として多用されている。主に瀬戸内海に面した西摂津地域での状況である。古代以降は、アカガシ亜属の突出は見られなくなり、主な生活用品は針葉樹で製作されるようになる。クリは古代では杭や堰等の施設材として使用されていたものが近世になると漆器碗や皿等、容器としての利用に変わる。カツラやケヤキ、トチノキ、ブナ属も多くが碗である。

針葉樹（ヒノキ・コウヤマキ）は、弥生時代中期までは多くが棺材として用いられており、日用品としての利用は少ない。しかし弥生時代後期～古墳時代前期になると、容器や生活用品、武具や工具の柄等に用いられる。古代にはさらにその傾向が顕著となり、曲物容器や形代、斎串等への使用頻度が非常に高い。中世では祭祀具の出土は減少するものの曲物容器や箸等の生活用品としての利用が引き続き多い。近世になると、針葉樹の使用比率はやや下がり、6割程度となる。大阪府内に比べるとスギの使用割合が高く、弥生時代後期以後は一定量を保つ。その用途はヒノキよりもバラエティに富んでおり、調度や紡織具も作ら

れている。主に播磨、丹波、但馬地域の遺跡からの出土である。マツ属・複雑管束亜属の使用は徐々に増加する傾向にあるが、大阪府内ほど顕著ではない。

（3）滋賀県の用材傾向

琵琶湖の湖岸に相当する滋賀県では、縄文時代後期～晩期の報告例が他府県よりも多い。

同定されている樹種は計75種である。資料数は、縄文時代後期～弥生時代前期が357点、弥生時代中期が520点、弥生時代後期～古墳時代前期が317点、古墳時代中期～後期が1,953点、古代が485点、中世が1,678点、近世が0点である。他の府県とは異なり、縄文時代後期～弥生時代前期における針葉樹の割合が非常に高く、8割以上を占める。その後、針葉樹は減少に転じるものの、古代には再び8割を超え、そのまま中世へ連続する。

広葉樹ではアカガシ亜属が優勢で、弥生時代前期に琵琶湖岸に形成された集落から出土する農耕具が中心である。この傾向は、古墳時代中期～後期まで変化しない。古代になるとアカガシ亜属の割合は小さくなり、中世には漆器碗の木胎としてカツラやケヤキ等の使用が目立つようになる。また、建物の柱としてクリの使用がある。

針葉樹は、スギの占める割合が非常に高い。縄文時代後期～弥生時代前期では、丸木舟と櫓の出土が多く、運搬具に類される。イヌガヤ属とカヤ属は、弓や網棹等の狩猟具や漁労具への使用が主体である。おそらく、この針葉樹の割合の多さは、集落の生業と使用される道具の性格によるとこ

ろが大きいのであろう。弥生時代中期には農耕集落が増加し、針葉樹の割合は6割程度まで下がる。ただし、スギで鋤を作る例があることから、スギへの志向は変わらず強いと言える。古墳時代に入ると、船や農耕土木具に加えて容器や調度をスギで作る例が増加し、その割合も顕著となる。古墳時代後期に一時的に増加するコウヤマキは棺材への使用が主である。古代になると斎串や形代などの祭祀具、挽物容器、曲物容器等への利用でヒノキ属が優勢となるが、中世にはヒノキの代替品として再びスギの割合が増加している。

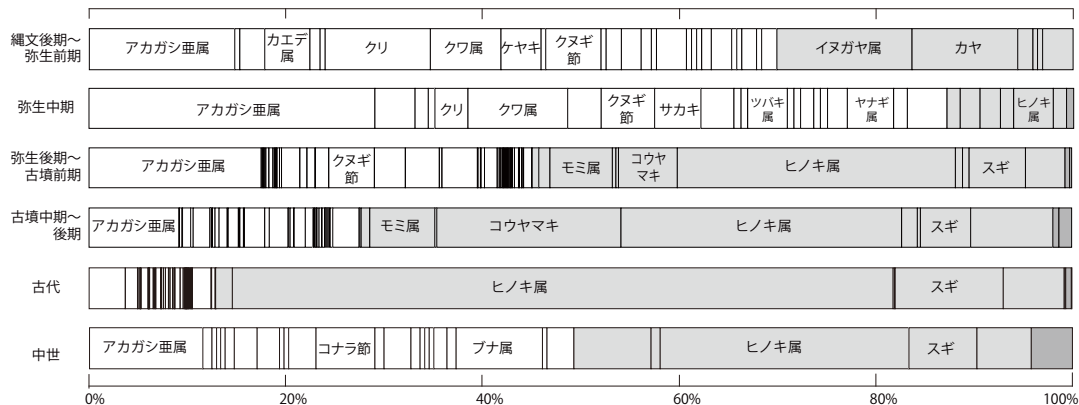
以上の通り、滋賀県内と大阪府内とでは、あまり類似点が認められない。

(4) 奈良県の用材傾向

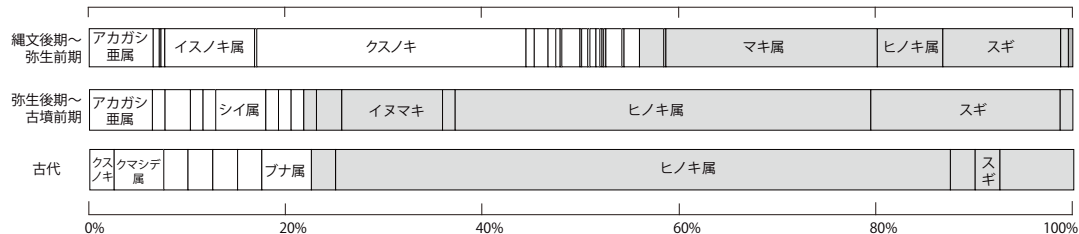
同定されている樹種は計98種である。資料数は、縄文時代後期～弥生時代前期が197点、弥生時代中期が148点、弥生時代後期～古墳時代前期が1,622点、古墳時代中期～後期が1,602点、古代が5,940点、中世が214点、近世が16点を数える。近世は無効データであるが、やはり針葉樹の出土割合の推移は、大阪府、兵庫県、京都府と同じ傾向にある。弥生時代中期までは広葉樹の使用が大多数に上るが、弥生時代後期～古墳時代前期には針葉樹が増加、古代にはピークを迎え、その後、減少に転じる。

広葉樹では、アカガシ亜属が中世まで一定割合を占める。多くは燃料材としての利用である。他には、クリやクワ属、ケヤキ

【奈良県】



【和歌山県】



※和歌山県弥生時代後期～古墳時代前期、古代は参考データ

図4 滋賀県・和歌山県の用材傾向

の使用が目立つ。縄文時代後期～弥生時代前期では、クリは施設材として、クワ属やケヤキは高杯のほか、鉢等の刳物容器として用いられている。クワ属やケヤキを容器の用材とする選択は大阪府域と共通する。弥生時代を通じて確認されているクヌギ節は、曲柄斧柄や杵の用材である。

針葉樹では、縄文時代後期～弥生時代前期におけるイヌガヤ属とカヤ属の割合が高い。その多くが弓の用材であり、狩猟具に類される。ヒノキ属は弥生時代後期～古墳時代前期に急増し、調度、祭祀具、武器、建築材等、多様な製品が生産されるようになる。一方、スギの使用割合は低く、他の府県とは異なる様相をみせる。古墳時代後期にはコウヤマキの増加が顕著で、棺材のほか、古墳の周囲に立てられる木製樹物^{たてもの}への使用がある。古代になると平城京内での木簡利用や大型建物の建築により、ヒノキ属の多用がさらに目立つ。なお、平城宮・平城京内では、柱材としてのコウヤマキが限定的に使用されており、階層的な占有が想定されている〔木沢2014〕。中世に入ると針葉樹の割合は下がるが、これは燃料材として使用された広葉樹が割合を高めたため、他府県の動向と同じく曲物等の容器や生活用具の出土は多い。

（5）和歌山県の用材傾向

和歌山県域での同定報告点数は非常に少なく、計45種に留まる。資料数は、縄文時代後期～弥生時代前期が495点、弥生時代後期～古墳時代前期が78点、古墳時代中期～後期が1,415点、古代が40点、中世が4点で、現時点では弥生時代中期と近世の

報告がない。上記のうち有効データは縄文時代後期～弥生時代前期のみであるが、すべて紀伊半島の先端に位置する西牟婁郡すさみ町^{たつの}立野遺跡からの出土品で、その時期は弥生時代前期中段階後半に限定される。参考データを含めてその推移を見ると、弥生時代に広葉樹が多く、弥生時代後期～古墳時代前期に針葉樹への転換が見える点は、大阪府内と共通するようである。

広葉樹では、農耕土木具にアカガシ亜属とイスノキ属を用いる点が特徴的である。イスノキ属は暖地に生育するため、入手しやすい材であったと推測される。アカガシ亜属は直柄鋤に、イスノキ属は曲柄鋤の鋤身として明確に使用分けされている点は非常に興味深い。また、容器としてクスノキを多用する点は大阪府内に類似している。

針葉樹では、マキ属が卓越している。その多くが半裁材や分割材で、一時的な原材料のストックである可能性がある。弥生時代後期以後はヒノキ属の割合が高く、スギの使用量は少ない。準構造船や櫓等の運搬具もヒノキで作られており、スギを多用する滋賀県とは異なる様相にある。

3-2. 近畿各府県の共通点と相違点

以上、近畿各府県の用材傾向について記述した。共通点と相違点は以下のとおりである。

（1）近畿地方の共通点

- ① 縄文時代後期～弥生時代前期、弥生時代中期では、広葉樹の割合が針葉樹を大きく上回る（但し、滋賀県を除く）。
- ② 弥生時代後期～古墳時代前期には、針

葉樹の割合が増加し、広葉樹の割合が減少に転じる。

- ③ 広葉樹のうち、弥生時代にもっとも大きな割合を占めたアカガシ亜属は古代になると減少し、シイ属やクリ等、他の広葉樹と変わらない出土割合となる。

(2) 府県個別の類似点、相違点

- ④ 針葉樹の内訳を見ると、北近畿（兵庫県、京都府、滋賀県）ではスギの利用が多く、南近畿（大阪府、奈良県、和歌山県）ではヒノキの利用が多い。
- ⑤ 大阪府内と兵庫県西摂津地域は、傾向に親縁性がある。弥生時代における針葉樹の利用割合や弥生時代後期～古墳時代前期にスギの使用が顕著となる点、同時代に広葉樹の組成に二次林種（コナラ亜属、シイ属）が増加する点、古墳時代中期にモミ属の利用が増加する点等が挙げられる。逆に大阪府内と滋賀県内の出土例とでは、共通点が少ない。
- ⑥ 弥生時代前期に刳物容器や臼としてクスノキを多用する点は、大阪府内と和歌山県内にのみ認められる傾向である。また、容器にクワ属を用いるのは、大阪府内と奈良県内に特有の現象である。
- ⑦ 大阪府域のみに認められる特徴として、全体的に広葉樹の使用樹種数が多く、使用割合が高いこと、針葉樹ではマツ属・複雑管束亜属の使用割合が高いことが挙げられる。

共通点、相違点のいずれにおいても、用材選択には集落周辺の植生環境と木の特性が大きく影響することは明白である。①は木の堅さや粘り、加工の容易性を生かした結果であり、④は好陽性のヒノキと寒冷地である日本海側でも育成が早いスギという、木の特性と気候環境の特徴に基づく違いである〔鈴木2002〕。

⑤⑥は隣り合う地域における環境の共通性として説明できる。特に、原生林が残る弥生時代前期においてこのような類似を認めやすいのは、気候や土壌環境が植生の形成と深く関係するからであろう。⑤における、二次林植物の利用増加やヒノキ属からスギへの転換、さらにマキ属で代替する等の現象は、原生林の伐採によって生じた環境変化（破壊）が河内湾沿岸部において一律に進んだことを示している。特に大阪府内はその速度が早かったようであり、木材の枯渇は「使える材は何でも使おう」という意識として表れたのであろう。その結果、⑦のように多様な樹種が用いられることとなったと推測される。二次林種の代表であるマツ属の使用数の多さも、これを示唆している。

4. 生産と用途の変化

－アカガシ亜属を実例として－

4-1. アカガシ亜属の利用減少と

用途の変化

上記の共通点と相違点のうち、植生や木の特性による選択では説明できないのが近畿各府県に共通して認められる「③アカガシ亜属の使用割合の減少」である。

図5は、近畿各府県より出土したアカガシ亜属の製品のうち、主要な器種（合計点数が100点を超えるもの）について、時代ごとにその点数を示したグラフである。既述の通り、アカガシ亜属の総出土点数は弥生時代中期と弥生時代後期～古墳時代前期の2時期にかけて非常に多いものの、その後は減少の一途を辿る。弥生時代と古墳時代前期にもっとも多い用途は農耕具の鋤（鋤身）であるが、古墳時代中期～後期になると著しく減少し、古代以後は僅かとなる。この消長は、同じく農耕具である鋤も同様である。原材料である加工材（丸太材、分割材、ミカン割材等）もあわせて減少することから、アカガシ亜属の大径木を用いた製作行為そのものが縮小傾向にあったといえる。

農耕具のほかに点数が多いのは、施設材・器具材・土木材である。鋤・鋤類と同じく弥生時代中期をピークとし、その後減少するがカーブは比して緩やかである。施設材・器具材・土木材の中には、井戸の構築材や木道、杭、堰材、護岸材等、多様な部材が含まれている。出土数がもっとも多

いのは弥生時代中期であるが、古墳時代中期～後期には鋤・鋤類よりも多くなり、古代になってから減少する。

一方、これらとは逆に古代以後に増加するのが燃料材としての使用である。出土遺構には、兵庫県汁谷窯跡群の須恵器窯（飛鳥時代）、奈良県太安萬侶墓地の木炭塚（奈良時代）、滋賀県東谷遺跡の製鉄炉（奈良時代）、三ツ塚古墳群の火葬墓関連遺構（平安時代）、兵庫県牧野・町西遺跡の铸造関連遺構（鎌倉時代）等があり、いずれも不時の火災等によって生じたものではなく、燃料として用いる意図が働いたものである。カシやナラ、クヌギ等の天然木は、現在でも炭焼きの良材とされることから、この利用は木の特性に合う用途であると言える。

4-2. 鋤・鋤の用材選択

問題となるのは、アカガシ亜属製の農耕具が古代以後に激減すること、またアカガシ亜属の使用頻度そのものが大きく減少することである。

近畿地方の農耕具については、弥生時代後期末に直柄鋤から曲柄鋤へという形態変

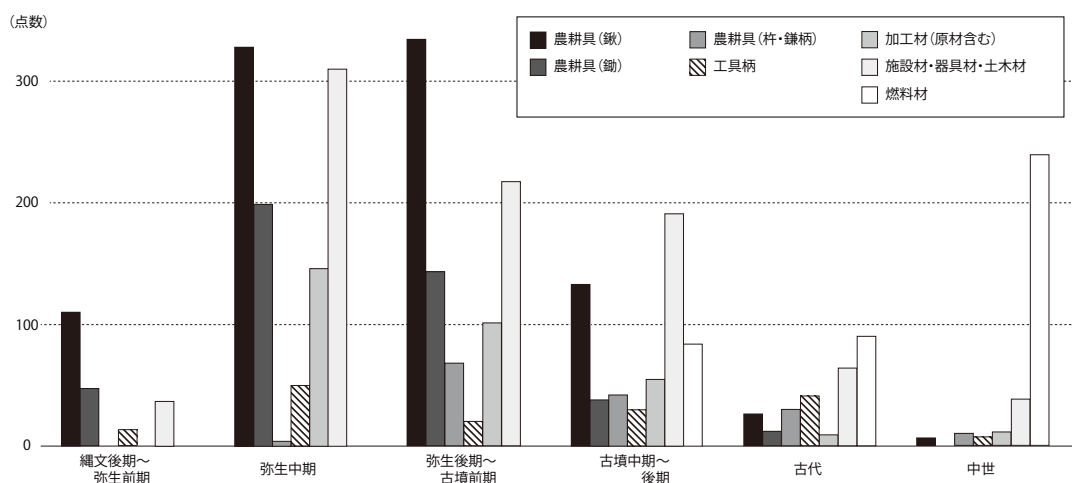


図5 近畿におけるアカガシ亜属の用途の変遷

化と、金属製の刃を装着して使用するようという物質的な技術変化がおこる（第2章第5節参照）。鉄製刃先は、弥生時代後期～古墳時代前期には鉄板の両端を折り曲げて鋤・鋤の先端に装着する板状鉄刃が中心であったが、古墳時代中期～後期には、ソケット状に装着するU字型鉄刃に置き換わる。このU字形鉄刃の威力は絶大で、農耕および土木作業の作業効率が飛躍的に向上したであろうことは想像に難くない。事実、U字形鉄刃はその後広く普及し、後代へ続く。

このことは、逆に言うと、その堅さゆえに鋤鋤類の刃先として選択されていたアカガシ亜属の絶対的価値を下げることにつながる。鋤鋤で使い減りするのは専ら刃であるが、鉄刃を装着する場合は、その刃先は

何度でも付け替えることができる。むしろその土台となる鋤身（風呂鋤の身）に対して求められるのは、適度な強度と加工のしやすさ、衝撃の吸収性等であり、それは必ずしもアカガシ亜属でなくても良い。

図6には近畿地方から出土した弥生時代～古代の鋤鋤類のうち、直柄鋤の身と柄、組合せ鋤の身と柄の用材について示した。これを見ると、刃部を含む部分である直柄鋤身と組合せ鋤身は、そのほとんどがアカガシ亜属で作られているが、その柄にはアカガシ亜属以外の材もある程度用いられている。このほか、馬や牛に曳かせて田畑を耕す馬鋤には、歯（刃）をアカガシ亜属、台をその他の材で作るものがある。つまり、刃部には堅いアカガシ亜属を用いる必要があったものの、これに装着する柄や台

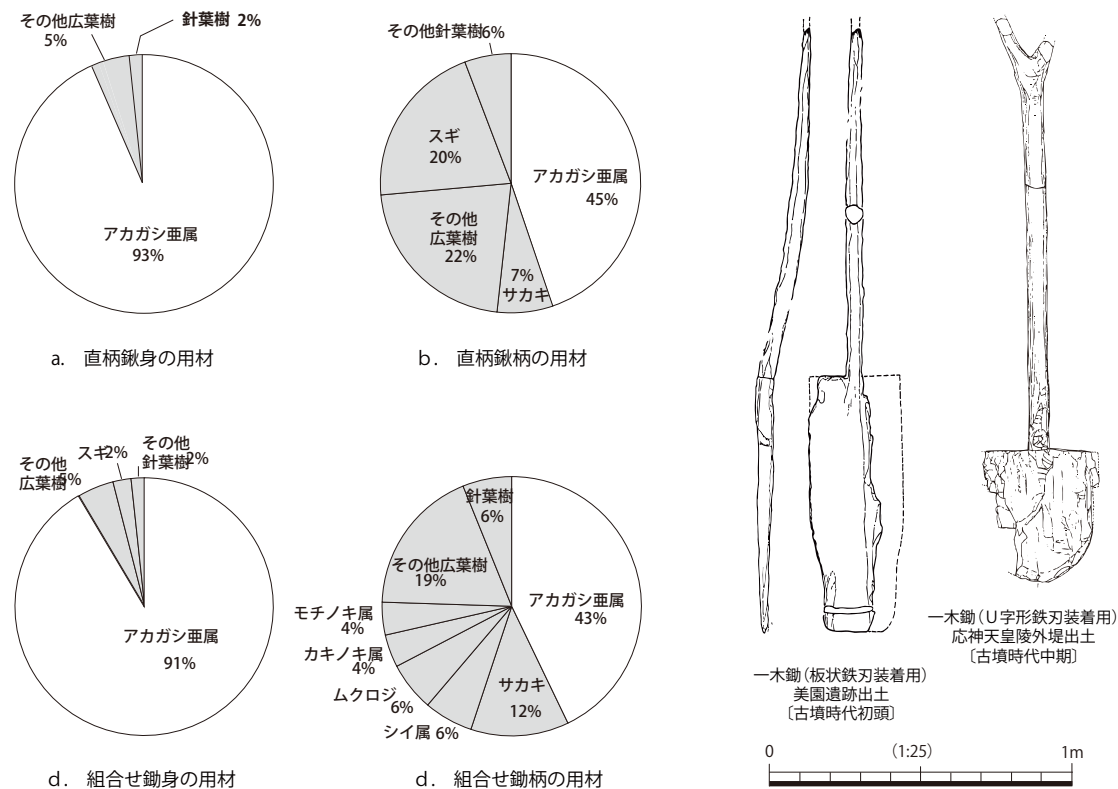


図6 鋤・鋤の身と柄の用材

には厳密な制約がなく、幅広い選択が可能であったとみることができる。柄は、使用者個人々の嗜好が端的に現れる部分であるため、衝撃吸収性や軽さ、堅さ等、好みに応じて様々な用材選択が試されたのだろう。

堅い物質は衝撃吸収性が低く、打ち込んだ力がそのまま使用者にはね返るという難点がある。鉄刃の出現は硬質土壌の開拓を可能にしたが、その衝撃に耐え得る台の選択もまた必要となった。軟質土壌を耕す鋤鍬の需要も引き続き存在したことから、鋤身・鋤身の用材は、アカガシ亜属一辺倒ではなく様々な選択が為されるようになったと考えられる。

5. おわりに

以上、近畿地方の木製品の用材選択について記述した。

近畿地方では、弥生時代に滋賀県を除く2府3県で広葉樹主体の選択が為される。また針葉樹選択への転換が弥生時代後期～古墳時代前期にあり、古代にそのピークが訪れる。この事項は、すでに『木の考古学』において担当者により各府県レベルで指摘されたところであるが、本稿ではこれらを同じ条件下でグラフ化することにより、その傾向を追認し、近畿一円の傾向であることを示した。また、同じ広葉樹であってもその構成樹種は府県ごとに異なり、必ずしも一律的に変化を遂げたわけではないことを、あわせて見出した。

類似点と相違点についてはその両者を見ることにより、隣接する府県との間に使用

樹種やその変遷に親縁性が認められること、またその要因が植生の類似性に基づくものであること、加えて大阪府域においてのみ顕著な傾向（使用樹種の多様さ、二次林種の増加速度等）を、具体的に示す事ができた。

さらに、共通点と相違点から看取される「アカガシ亜属の減少」現象について考察した結果、弥生時代後期以後に導入される金属刃の装着によりその需要が大きく減少したこと、古代以後は地中への存置が前提となる施設材や土木材、焼失する燃料材への使用転換が図られたことを見出した。このことは、古代以後、木製品の出土量総数が大きく減少する傾向とあわせて、注目されるところである。

なお近畿地方では、低湿地における開発が相次いだ1960年代以降、多くの出土木製品が報告されてきたが、必ずしも樹種同定が積極的におこなわれているとは言えない状況にある。出土量と同定数には大きな開きがあり、既報告の遺物についても、再度、樹種同定を試みる機運が必要と思われる。

今後、増加が予想される近畿各府県の出土資料もあわせて、さらなるデータの蓄積を期待したい。

註

1) 辻本裕也氏（古生態研究所）のご教示による。

引用・参考文献

伊東隆夫・山田昌久 編『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

伊東隆夫「3章 データベースに出てくる樹種の種類」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

河村寿昌・西川栄明『原色 木材加工面がわかる樹種事典』誠文堂新光社，2014年。

木沢尚子「21章 南近畿（3）－奈良県（古代以降）－」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

黒須亜希子「19章 南近畿（1）－大阪府・和歌山県－」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

佐藤浩司「九州」『季刊考古学』第104号，雄山閣，2008年。

末永雅夫・小林行雄ほか『大和唐古弥生式遺跡の研究』，1943年。

鈴木裕明「20章 南近畿（2）－奈良県（古代以降）－」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

鈴木三男『日本人と木の文化』，八坂出版，2002年。

鈴木三男「8章 出土木製品利用樹種の時代的変遷」『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

高原 光・竹岡政治 「京都市八丁平湿原周辺における最終氷期最盛期以降の植生変遷」『日本生態学

会誌』36（2），1986年。

辻本裕也・松元美由紀・高橋 敦・辻 康男 「B地区の古環境変遷」，枚方市文化財調査報告書 第48集『小倉東遺跡Ⅱ』，枚方市教育委員会，2006年。

西田正規「泉陶器邑と木炭分析」，大阪府文化財調査報告書 第28輯『陶邑Ⅰ』，大阪府教育委員会，1976年。

藤田 淳・阿刀弘史「18章 北近畿－京都府・兵庫県・滋賀県－」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

松江実千代「新池遺跡周辺における古植生とその変遷」『高槻市文化財調査報告書第17冊 新池埴輪製作遺跡発掘調査報告書』，高槻市教育委員会，1993年。

松田順一郎「河内平野沖積地南部における完新世湖畔の旧大和川分流路発達と人間活動」『第50回埋蔵文化財研究集会 環境と人間社会 ～適応，開発から共生へ～ 発表要旨集』，埋蔵文化財研究会，2001年。

宮崎泰史「武威の祭り」『平成10年春季特別展図録 縄文の祈り・弥生の心 ～森の神から稲作の神へ～』，大阪府立弥生文化博物館，1998年。

安田喜憲『気候と文明の盛衰』，朝倉書店，1992年。

山口譲治「弥生時代の木製農具－勧告新昌洞遺跡出土農具から－」、『韓国古代文化の変遷と交渉』，伊世英教授停年記念論叢刊行委員会，2000年。

山田昌久「9章 木質遺物研究史」、『木の考古学 出土木製品の用材データベース』海青社，2012年。

農林水産省林業試験場木材部 編 『世界の有用木材300種』，1975年。

黒須 亜希子（文化財保護課 文化財保護技師（埋蔵文化財担当））

別表 近畿地方で出土する木製品の用材一覧（針葉樹）

科	属	亜属, 節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
イチイ科	イチイ属		イチイ	北海道, 本州, 四国, 九州の山岳地帯。耐陰性, 耐寒性あり。	狂いが少ない。	硬	0.45 ～0.62		器具, 細工物, 彫刻, 鉛筆。
	カヤ属		カヤ	本州中南部, 四国, 九州, 朝鮮半島の暖帯林や山地。成長が遅い。	芳香あり。耐湿性あり。耐朽性高い。	硬	0.51	鍾, 儀仗, 衣笠, 櫓, 斧柄, 弓, 櫓, 刀柄, 杭, 板材, 棒材, 炭化材。	基盤, 桶, 彫刻, 建築材, 船舶。
イチョウ科	イチョウ属		イチョウ	日本, 中国, 朝鮮半島。成長が早い。	均質で狂いが少ない。	やや硬	0.55		基盤, 算盤, 俎, 版木, 彫刻, 天井板, 漆器。
イヌガヤ科	イヌガヤ属		イヌガヤ	岩手県～屋久島。耐陰性強い。多雪地帯に少なく, 暖温帯上部に生育。	緻密で硬い。粘りがある。		0.51	儀仗, 槌, 鋤柄。	庭木。
コウヤマキ科	コウヤマキ属		コウヤマキ	本州中南部, 四国, 九州の山地。	油脂性の匂いあり。耐水性あり。割裂性高い。	並	0.42	田下駄, 馬鍬, 棺, 槽, 指物, 板材。	建築材, 施設材, 土木材, 船舶, 桶。
スギ科	スギ属		スギ	本州北部～屋久島。	狂いが少ない。軽量軟質。耐湿性低い。割裂性高い。	軟	0.38	鎌柄, 田下駄, 櫓, 船, アカト, 釘, 板, 火鍬, 臼, 井戸杵, 腰掛, 剣把頭, 形代, 琴, 装飾具, 桶, 槽, 礎板, まぐさ, 柱, 杭, 板材。	建築材, 電柱, 樽桶, 割箸。
ヒノキ科	ヒノキ属		ヒノキ	本州中部～屋久島。	狂いが少ない。芳香あり。耐湿性, 耐水性あり。	並	0.41 ～0.45	斧柄, 鎌柄, 鉈柄, 鋸柄, 槍鉋柄, 鎌柄, 鋸柄, 鋤柄, 田下駄, 紡織具, 櫓, アカトリ, 作業台, 腰掛, 匙, 杓子, 鞘, 蓋, 槽, 棺, 形代, 蹴放, 礎板, 梯子, 柱, 杭, 板材, 棒材。	寺社建築, 調度, 曲物容器。
			サワラ	本州北部～九州。飛騨, 木曽に多い。	軽量軟質。耐湿性あり, 割裂性高い。	並	0.34		建築材, 器具材, 桶, 障子, 模。
	アスナロ属		アスナロ	北海道南部～九州。	芳香あり。やや軽量。耐湿性, 耐水性あり。芯持材の保存性は高い。	並	0.37 ～0.52		建築材, 土木材, 船舶。
	ネズコ属		ネズコ	本州北部～中国, 四国。中部山地に多い。	軽量軟質, 割裂性高い。	並	0.3 ～0.42	板材。	戸, 障子, 箱, 天井板, 下駄, 曲物。
	ネズミサン属		ネズミサン	東北以南の日当たりがよく乾燥した丘陵地。嫌湿性。成長が遅い。	芳香あり。耐湿性あり。耐久性, 保存性高い。	硬	0.54		床柱, 彫刻。
マキ科	マキ属		イヌマキ	関東～沖縄, 台湾の暖地。防風, 防水性高い。	臭気あり。枝や節が多い。耐湿性, 耐水性あり。保存性, 耐虫性高い。	やや硬	0.48 ～0.54	杭, 部材。	建築材, 土木材, 器具材, 桶。
マツ科	ツガ属		ツガ	本州南部～屋久島の中間温帯林。丘陵の尾根筋に多い。	木肌は荒い。乾燥は容易。割裂性大きい。	やや硬	0.51	付木, 杭。	柱建築材, 器具材, 梱包材。
	トウヒ属		トウヒ	北海道, 本州の中部山岳高地, 九州の山地。	軟質。耐久性が低い。加工容易。割裂しやすい。	やや軟	0.5		弦楽器, 調度, 俎
	マツ属	単維管束亜属	ゴヨウマツ	北海道, 本州, 四国, 九州の高地。	軽量軟質。	並	0.41～0.45		建築材, 天井板, 調度, 漆器腕, 彫刻
		複維管束亜属 (ニョウマツ)	アカマツ	本州, 四国, 九州の温暖な内陸部。朝鮮半島, 中国東北部。	土中で腐食しにくい。狂いが生じやすい。	やや硬	0.53	櫓, 斧柄, 釣瓶, 堅杵, 弓, 柄杓, 槽, 杭, 板材, 棒材。	燃料材, 建築材, 土木材, 松脂
			クロマツ	本州, 四国, 九州, 朝鮮半島の島嶼。海岸線。	耐湿性あり。汚染, 塩害に強い。	やや軟	0.57		燃料材, 建築材, 土木材, 松脂。
	モミ属		モミ	秋田県～屋久島の温暖地, 中間温帯林。	軟質軽量。狂いが生じやすい。	やや硬	0.44	琴, ヤス, 腰掛, 田下駄, 槽, 盤, 指物, 刀柄, 矢板, 杭, 板材, 棒材。	箱, 卒塔婆, 調度。

別表 近畿地方で出土する木製品の用材一覧（広葉樹）

科	属	亜属・節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
アオギリ科	アオギリ属		アオギリ	沖縄～奄美大島では自生。本州の暖地、中国南部、東南アジア。			—		建築材、調度、楽器、薬品。
アケビ科	アケビ属		アケビ	日本全国。			—	縄、編物。	籠、工芸品、薬品。
アワブキ科	アワブキ属		アワブキ	本州、四国、九州の沢地、インド、中南米。			—		
イイギリ科	イイギリ属		イイギリ	本州以南、朝鮮半島、中国、台湾。			—		
	クスドイゲ属		クスドイゲ	西日本の沿岸部、島嶼。			—		
ウコギ科	ウコギ属		ウコギ	中国原産、東アジア。			—	部材。	食用、薬品。
			コシアブラ	北海道、本州、四国、九州。丘陵、山地の日当たりのよい斜面。			—		彫刻、刀の鞘。
	ウツギ属		ウツギ	北海道南部、本州、四国、九州。日当たりの良い崖地。			—		食用、薬品。
	タカノツメ属		タカノツメ	北海道南部、本州、四国、九州の丘陵地。			—		炭、箱、箸、爪楊枝、経木、マッチの軸
	タラノキ属		タラノキ	日本全国。日当たりの良い山野。伐採跡地に出現する。			—	杭。	食用。薬品。
	ハリギリ属		ハリギリ	全国、朝鮮半島、中国の山地。肥えた地に自生する。	軽い。加工容易。保存性低い。	軟	0.46		下駄。食用。建材、家具、楽器、仏壇。
	ヤツデ科		ヤツデ	関東以西。海岸付近の森林。			—		庭木、薬品。
ウルシ科	ウルシ属		ウルシ	日本全国、朝鮮半島、中国。東アジア原産。			—		塗料、木蠟。
			ヌルデ	日本全国。伐採跡地に出現する。			—		塗料。薬品。彫刻、木札、木箱。
			ハゼノキ	東南アジア～東アジアの暖地。			—		木蠟、工芸品、細工物、和弓。
			ヤマウルシ	日本全国、朝鮮半島、中国。			—		塗料、木蠟。
			ヤマハゼ	関東以西、四国、九州、沖縄、朝鮮半島、中国、台湾。			—		
エゴノキ科	エゴノキ属		エゴノキ	日本全国。	木肌は緻密。粘りがある。		—	杭。	将棋の駒。洗浄剤。
	アサガラ属		アサガラ	関西以西の山地、中国、東南アジア。			—		
カエデ科	カエデ属		イタヤカエデ	日本全国。良材は東北北部と北海道。	狂いが生じやすい。乾燥しにくい。	硬	0.63	剣柄。	楽器、家具。
			イロハモミジ	本州以南の低山。			—	錘、鉢。	
			ヤマモミジ	北海道、島根県以東の日本海側。多雪地帯。			—		
カキノキ科	カキノキ属		カキノキ ヤマガキ	西日本に自生。	加工困難。割裂しやすい。	硬	0.56	土木材、棒材、杭。	和家具、建材、茶道具、塗料、防腐剤。
カツラ科	カツラ属		カツラ	日本全国。	木肌は密。加工容易。やや狂いが生じやすい。	やや軟	0.45	柱。	建築材、彫刻、机、椅子、将棋盤。
カバノキ科	アサダ属		アサダ	北海道中南部～九州南部、中国、朝鮮半島。	ねじれが生じやすい。乾燥に時間がかかる。輻輳加工に向く。釘抜けにひくい。腐食、厚減に強い。	やや硬	0.66		柄、木管、靴の木型、床材。
	カバノキ属		シラカンバ	本州中部、東北以北、中国、朝鮮半島、シベリア。	狂いが生じにくい。曲げに強い。耐久性、保存性は低い。寿命が短くあまり大きくならない。	並	0.56		内装、街路樹。
			ダケカンバ	北海道、本州の高地。日当たりの良い場所。	狂いが生じにくい。耐水性がある。加工容易。粘りがある。磨耗に非常に強い。腐食に弱い。	やや硬	0.65		家具材、内装、指物。
			ミズメアスサ	本州～九州の深山。	木肌は緻密。割裂性小さい。	硬	0.65		家具、器具材、床板、機械材。
	クマシテ属	イヌシテ節	イヌシテ	本州、四国、九州、朝鮮半島、中国。	弾力性がある。大木にはならない。	やや硬	0.7～0.8		農具の柄、挽物、新炭、椎茸の原木。
			クマシテ	本州、四国、九州、朝鮮半島、中国。		硬	—		家具、健在、農具の柄。
	ハシバミ属		ハシバミ	日本全国、朝鮮半島、ロシア沿岸部、東アジア北部。			—		
	ハンノキ属	ハンノキ亜属	ハンノキ	日本全国、朝鮮半島、中国。山野の湿地に自生。	加工やや容易。乾燥はやや困難。割裂性低い。	やや硬	0.47～0.53	樺、杭。	器具算、建材、土木材、鉛筆、新炭。

科	属	亜属・節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
キブシ科	キブシ属		キブシ	北海道～九州、小笠原諸島。山地の明るい場所。荒地に進出する。生育環境が広い。			—		
クスノキ科	ニッケイ属		クスノキ	関東以南、西日本。台湾、中国。	木肌は緻密。加工容易。耐久性、保存性高い。乾燥時に狂いが生じやすい。虫害を防ぐ。	やや軟	0.52	船、アカトリ、白、泥除、鉢、細工物、槽、蓋、杭、板材、棒材。	家具（樟脳）、彫刻。
			ヤブニッケイ	福島県以南～沖縄。中国。海岸から低地の森林に生育。シイ、タブ属の二次林種。			—		建材、器具材、庭木。
	クロモジ属		アブラチャン	本州～九州。			—		薪炭。輪かんじき。
			カナクギノキ	千葉県以西～九州。朝鮮半島、中国の暖帯。丘陵、山地。			—		
			クロモジ	本州～九州。低山、疎林。			—		楊枝。化粧品、薬品。
			ダンコウバイ	新潟県以南～九州の山地。中国、朝鮮半島。			—		庭木。
	シロダモ属		シロダモ	山形県以南～九州、南西諸島。朝鮮半島、中国、台湾。			—	鍾、斧柄、杭。	防風林。
	タブノキ属		タブノキ	本州以南。瀬戸内海地方を除く海に面した地域。朝鮮半島南部、台湾、中国。	乾燥は困難。切削、加工が困難。摩耗に強い。耐久性に優れる。腐食に耐性あり。	硬	0.65	割物桶、杭、棒材。	家具、内装材。樹皮から染料が取れる。
クマツツ科	クサギ属		クサギ	北海道～沖縄。台湾、中国。白当たりの良い原野。			—		食用、染料。
	ムラサキシキブ属		ムラサキシキブ	北海道～沖縄。朝鮮半島、台湾。低山の森林。			—		庭木。
グミ科	グミ属		アキグミ ナツグミ	北海道道央以南～九州。白当たりの良い河原、林道。瘦地にも生育。			—		
クルミ科	クルミ属		オニグルミ	北海道～九州。樺太。	加工容易。粘りがある。狂いが生じにくい。大径木にならない。	並	0.53	杭、部材。	家具、建材、彫刻、器具材。
	サワグルミ属		サワグルミ	東北～関東の山林。	軽い。加工容易。腐食しやすい。磨耗に強い。	やや軟	0.45		下駄、引出し、マッチの軸、屋根材
	ノグルミ属		ノグルミ	東海以西～九州。中国、朝鮮半島、台湾。			—	工具柄。	
クロウメモドキ科	ケンボナシ属		ケンボナシ	北海道の一部、本州、四国、九州。中国、朝鮮半島。	反りが出やすい。割裂性大きい。乾燥すると狂いが少ない。	並	0.61	扉。	床柱、家具材、内装、楽器。
クワ科	イチジク属		イタビカズラ	福島県以南～九州、朝鮮半島、中国。崖、森林。			—		
			イチジク	宮城県以南～九州。			—		
	イヌビワ属		イヌビワ	関西以西～沖縄。海岸線付近の山地。			—		
	カジノキ属		カジノキ	日本。中国。			—		
			コウソ	日本。中国、東南アジア。山間部の傾斜地。			—		繊維、紙。
	クワ属		ヤマグワ	全国。良材は伊豆七島の御蔵島、三宅島。	熱伝導率が低い。曲げ適正が高い。耐久性高い。	硬	0.62	鍾、杓子、机脚、柱、杭、矢板、板材、棒材。	茶単筒、長火鉢、ちゃぶ台。木魚や指物、湯飲茶碗。
	ハリグワ属		ハリグワ	日本全国。中国、朝鮮半島原産。			—		薬品、製紙。
ゴマノハグサ科	キリ属		キリ	北海道南部以南。	非常に軽い。加工容易。強度低い。耐湿性がある。狂いが少ない。割裂性小さい。発火しにくい。		0.19～0.30		家具、下駄、楽器、箱、金庫。
スイカズラ科	ガマズミ属		ガマズミ	日本。明るい山地、丘陵地。			—		
			ゴマギ	関東以西の太平洋側、四国、九州、沖縄。低地、山地のやや湿った場所。			—		
			サンゴジュ	千葉県以西～沖縄。朝鮮半島、台湾、東南アジア。			—		庭木。防火林。漁。
			ヤブデマリ	本州～九州。湿った林縁に自生。			—		
	ニワトコ属		ニワトコ	本州～沖縄。朝鮮半島、中国。山野の林縁、湿った白当たりの良い場所に自生。			—		神事、食用、薬品。
シキミ科	シキミ属		シキミ	宮城県～沖縄。済州島、台湾、中国。山地に自生。			—	鍛身、杭。	仏事。
センダン科	センダン属		センダン	本州の暖地、四国、九州、南西諸島。	加工容易。含水率、保水率高い。乾燥しにくい。狂いが生じやすい。	やや軟	0.58		装飾建材、家具、木魚、琵琶の胴、下駄。

科	属	亜属・節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
ツゲ科	ツゲ属		ツゲ	山形・宮城以南の本州と四国、九州。	強度がある。木肌は緻密。狂いが生じにくい。成長が遅い。	硬	0.71		櫛、印鑑、将棋の駒、彫刻、定規、測量用具。
ツツジ科	スノキ属		シャシチャンボ	本州西部～九州、朝鮮半島、中国。乾燥地に自生。	大径木がある。		—	垂木、火鋸臼、火鋸杵、杭	
	ツツジ属		ヤマツツジ	北海道南部～九州。低山の林縁、疎林、日当たりの良い尾根、草原に野生。			—		
	ネジキ属		ネジキ	本州～九州。山地、日当たりの良い林。酸性地。			—		庭木。
ツバキ科	サカキ属		サカキ	茨城県以西、四国、九州。済州島、台湾、中国。			—	斧柄、背負子、網杵、形代、竪杵、柱、梯子、板材、杭、土木材、。	神事。
	ツバキ属		ヤブツバキ	青森県～沖縄県。台湾、中国。	小口割れが少ない。乾燥が容易。耐久性高い。	硬	0.81	錘、背負子、槌、竪杵、形代、板材、棒材、杭。	漆器、彫刻、印鑑、道具の柄。
	ナツツバキ属		ヒメシャラ	福島県伊豆。朝鮮半島南部の山地。	強靱。粘りがある。耐久性高い。乾燥が困難。狂いが生じやすい。	非常に硬	—		農耕具の柄、床柱。
	ヒサカキ属		ヒサカキ	本州～九州。森林。	臭気あり。		—	梯子。	神事。
	モッコク属		モッコク	日本、朝鮮半島南部、台湾、中国、東南アジア、インド。海岸付近。			—	杭。	庭木、染料、薬品。
トウダイグサ科	アカメガシワ属		アカメガシワ	岩手県～九州。台湾、中国。山野、川縁、空地に自生。二次林種。		軟	—	棒材。	床柱、下駄、薪炭、薬剤。
	シラキ属		シラキ				—	棒材。	
トチノキ科	トチノモキ属		トチノキ	北海道、本州、四国。中国。	やや軽い。加工容易。乾燥が不十分だと狂いやすい。	並	0.53		内装、床柱、家具、バイオリン。
ナシ亜科	リンゴ属		オオウラジロノキ	本州～九州。山地の乾燥した尾根。			—	危惧材、家具材、。染料。	
ニガキ科	ニガキ属		ニガキ	北海道～九州。中国、ヒマラヤ。	やや粘りがある。加工容易。	やや硬	0.58	危惧材、寄木細工。薬品。	
ニシキギ科	ツルウメモドキ属		ツルウメモドキ	北海道～沖縄。東アジア。日当たりの良い山野、林。			—		装飾。
	ニシキギ属		ニシキギ	日本。中国。林野に自生。			—		庭木、盆栽。
			マユミ	日本。中国。林野に自生。	よく曲がる。		—	弓。	和紙、印鑑、櫛、食用。
ニレ科	エノキ属		エノキ	本州、四国、九州。朝鮮半島、中国。	強度はやや低い。狂いが生じやすい。	やや硬	0.6～0.75	編台、箱、杭、板材、炭化材。	建材、器具材、薪炭。
	ケヤキ属		ケヤキ	北海道を除く、全国。	耐湿性、耐久性高い。加工は可能。狂いが落ち着くまでに時間がかかる。	非常に硬	0.58	板材、棒材、杭。	建築材（寺院）、和家具。
	ニレ属		アキニレハレニレ	北海道、東北～関東の山岳地帯。	乾燥がやや困難。加工はやや困難。割れにくい。曲げ加工に向く。磨耗に弱い。腐食に強い。	やや硬	0.63	船、槽、棒材。	太鼓の胴、家具、内装。
			オヒョウ	日本、東北アジア。北海道に多い。			—	布。	危惧材、薪炭、繊維。
	ムクノキ属		ムクノキ	本州。四国。朝鮮半島、中国。	粘りがある。耐久性は低い。	並	0.67	鋤柄、棒材、杭。	漆器椀、器具材、工具の柄、天秤棒。
ハイノキ科	ハイノキ属	サワフタギ節	サワフタギ	北海道、本州、四国、九州、朝鮮半島、中国。山地の沢等の湿地。			—		
		ハイノキ節	ハイノキ	近畿以西、四国、九州。南限は屋久島。暖地の山地に群生。		硬	—		庭木、生垣、器具。
バラ科	カナメモチ属		カナメモチ	中部以南の暖地。		硬	—	木槌。	
	カマツカ属		カマツカ	本州、四国、九州の低山や丘陵地帯。		硬	—		庭木、公園木。
	ザイフリボク属		ザイフリボク	本州中部以南、四国、九州。			—		
	サクラ属		ウメ	日本、台湾、中国、韓国			—		庭木、盆栽、食用。
			バクチノキ	関東以西、四国、九州、沖縄の暖地。			—	櫓、船、板材、土木材、杭、剝物桶、結束具、矢板、衣笠、礎板、矢柄。	薬用。
			モモ	北海道南部以南、降水量が少ない盆地。	割れにくい。		—		箸、食用、鑑賞。
			ヤマザクラ	関東以南の暖地。朝鮮半島。	反り、狂いが少ない。粘りがある。耐水性が高い。虫害に強い。	硬	0.60		高級家具、楽器、漆器、道具の柄、仏壇。
	シモツケ属		シモツケ	北海道以南、朝鮮半島、中国の日当たりの良い山野。耐寒性が高い。			—		庭木。
	シャリンバイ属		シャリンバイ	日本、韓国、台湾の海岸付近。		硬	—		木槌、庭木、公園樹、染料、薬用。

科	属	亜属・節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
バラ科	ナナカマド属		ナナカマド	北海道、本州、四国、九州の山地～亜高山帯。	燃えやすい		—		備長炭，食用，
	バラ属		ノイバラ	北海道，本州，四国，九州の山野。	よく萌芽する。		—		薬用，化粧品，接木。
フサザクラ科	フサザクラ属		フサザクラ	本州，九州，四国。日当たりの良い傾斜地。			—		
ブナ科	コナラ属	アカガシ亜属	クリ	北海道南部，石狩以南。	乾燥は難しい。耐久性，耐水性高い。虫害に強い。	硬	0.60	鎌柄，矛柄柱，杭，板材。	建材，家具材。机の天板。
			アカガシ	新潟以南の暖地。朝鮮南部，台湾，中国。	加工は非常に困難。乾燥が難しい。乾燥後は狂いが少ない。腐食に強い。磨耗に強い。虫害をうけやすい。	非常に硬	0.89	編台，榼，梯子，柱，斧柄，楔，木槌，鎌身，杵，鋏身，鋏柄，泥除，鋤，皿，槽，匙。	工具の柄，木刀，カンナの台，敷居の溝，船（船縁，舵，櫂）。
			アラカシ				—		
			イチイガシ				0.75		
			ウバメガシ				—		
			ハナガシ				—		
			シラカシ	関東以南の暖地。防風性，防火性がある。	加工は非常に困難。乾燥が難しい。腐食に強い。磨耗に強い。虫害をうけやすい。	硬	0.87		工具の柄，木刀，カンナの台，櫓木
		コナラ亜属 コナラ節	カシワ	日本全国，朝鮮半島，台湾，中国。火山地帯，海岸，瘠地，乾燥地。			—		防風林。
			コナラ	北海道～九州，朝鮮半島，中国。			0.78	鋏身，錘，礎板，槌，板材，杭。	薪炭，器具材。
			ナラガシワ	岩手県以南～九州，朝鮮半島，中国，東南アジア。			—		薪炭，椎茸の原木
			ミズナラ（ナラ）	日本全国。良材は北海道北側，秋田。	裂けにくい。加工が困難。	硬	0.67		家具。ウイスキー醸造樽。
		コナラ亜属 クヌギ節	アベマキ	関東以西～四国，九州。山地，雑木林。		硬	—		薪炭，櫓木，コルク。
			クヌギ	岩手県以南。低山地，平地。	成長が早い。		0.86	斧柄，槌，堅杵，木包丁，刀柄，板材，杭，棒材。	建築材，器具材，車両，船舶，薪炭，櫓木，薬品。
	シイ属		スダジイ	福島県以西～与那国島。済州島。暖地。			0.57	垂木，梁，まぐさ，板材，杭，矢板，衣笠，榼，柱，釣瓶，鋏身，矢柄。	薪炭，櫓木，街路樹，庭木，染料。
			ツブラジイ	本州中部～四国，九州。朝鮮半島。海岸付近の暖地。	加工はやや困難。狂いが生じやすい。	やや硬	0.52～0.61		器具材，建材，枕木，薪炭。椎茸の原木。
			タモ	北海道～滋賀県。	乾燥が困難。反発力がある。	硬	0.65		バット，ドア枠，階段，内装，床材
	ブナ属		ブナ	北海道南部～熊本県。	保水力が高い。粘りがある。弾力性があり曲げに強い。乾燥は難しい。ねじれや狂いが生じやすい。	硬	0.50～0.70	柱，杭，漆器碗。	家具材（曲木家具），玩具。
	マテバシイ属		マテバシイ	関東以南，沖縄。	反り・ねじれが生じやすい。加工しやすい。腐に弱い。磨耗に強い。	硬	0.61	杭	家具，建材，櫓榼，薪炭。
マタタビ科	マタタビ属		マタタビ	北海道～九州，千島列島，朝鮮半島。山地の林縁。			—		建築材，家具，危惧材，薪炭，洗剤。
マメ科	イヌエンジュ属		イヌエンジュ	中国原産。日本国中に植樹。	強靱で折れにくく，割れにくい。腐食しにくい。	やや硬	0.63		框，床柱，家具，小道具，彫刻。
	サイカチ属		サイカチ	本州，四国，九州。山野，川原。			—	杭	
	クララ属		エンジュ	中国原産。日本では生育が未確認。			—		
	ネムノキ属		ネムノキ	本州～沖縄。朝鮮半島，中国，台湾，南アジア。	加工しやすい。	並	0.52		指物，器具材，彫刻。
	フジ属		フジ	本州，四国，九州。低山地，平地。			—		
	フジキ属		フジキ	福島県以南～四国。	加工が困難。	硬	0.7		器具材，建材，細工物。
			ユクノキ	関東以西～九州。温暖な山地，適度な湿地。			—		
マンサク科	イスノキ属		イスノキ	本州南部，四国，九州，沖縄。台湾，済州島。	肌目は緻密。加工，乾燥は困難。耐久性に優れる。割れにくい。	非常に硬	0.89		器具材，床板，機械，三味線，木刀，枕木，薪炭。
マンサク科	マンサク属		マンサク	本州の太平洋側～九州。山林。			—		庭木。
ミカン科	キハダ属		キハダ	全国。良材は北海道北部。	やや軽い。加工容易。やや腐食しやすい。摩滅に弱い。耐水性がある。	並	0.48		家具，床柱，椀，盆。
	サンショウ属		カラスザンショウ	日本，朝鮮半島南部，中国，フィリピン。			—		
			サンショウ	北海道～屋久島，中国，朝鮮半島。			—	棒材	香辛料，食用。
ミズキ科	アオキ属		アオキ	東北南部～沖縄，ヒマラヤ，中国南部。森林。半日陰，耐寒性あり。			—		庭木，薬品。
	ミズキ属		クマノミズキ	本州，四国，九州，朝鮮半島，台湾，中国，ヒマラヤ。山地。			—		

科	属	亜属・節	種	分布と生育環境	材の特徴	硬度	気乾比重	出土例	現在の用例
ミズキ科	ミズキ属		ヤマボウシ	本州，四国，九州，朝鮮半島，中国。			—		街路樹，庭木。
ムクロジ科	ムクロジ属		ムクロジ	茨城県以西。南アジア，東アジア，東南アジア。			—	杭，棒材，装飾部材。	洗剤。
モクセイ科	イボタノキ属		イボタノキ	日本全国。明るい山地。			—		楊枝，器具の柄，薪炭。
	トネリコ属		アオダモ	北海道～九州。朝鮮半島。	加工しやすい。曲げ加工が可能。成長せず大径木が少ない。	硬	0.71	炭化材。	バット，スキー板，楽器。
			トネリコ	本州中部以北。	粘りが在り，曲げに強い。強靱。	硬	0.76	梯子，杭。	バット，ラケット，漆器柄，プロペラ。
モクセイ科	ヒトツバタゴ属		ヒトツバタゴ	対馬，木曾川周辺，中国，台湾，朝鮮半島。			—		鉢植，花壇。
	モクセイ属		ヒイラギ	関東以西～沖縄，台湾，山地。	衝撃に強い。	硬	—		盆栽，生垣。工具の柄。細工物，印。
モクレン科	モクレン属		ホオノキ	全国。良材は北海道東部，関東～東北の山間部。	加工が容易。金属が錆びにくい。乾燥後の狂いが少ない。	並	0.48	簀，槽，棒材。	刀の鞘，俎，定規。
モチノキ科	モチノキ属		アオハダ	北海道～九州。朝鮮半島，中国南部。	木肌は緻密。加工が容易。狂いが生じにくい。	やや硬	0.6		危惧材，轆轤細工，寄木細工，象嵌。
			モチノキ	本州～南西諸島。中国，台湾。暖地の海辺。塩害に強い。			—		トリモチ，神事。
ヤシ科				熱帯～温帯。			—		建築材，工芸品。
ヤブコウジ科	ツルマンリョウ属		タイミンタチバナ	千葉県以西～琉球列島。暖かい海岸林。中国，台湾，東南アジア。			—		駆除剤，染料，薪炭。
ヤナギ科	ヤナギ属		ヤナギ	日本全国，北半球。湿地，河川敷。			—	柱，土木材，杭，甲，自在鉤。	箱，土木材。
	ヤマナラシ属		ハコヤナギ(ヤマナラシ)	日本全国。山地。			—		街路樹，マッチの軸，紙，経木，割箸，箱。
			ドロノキ	北海道，本州中部以北。樺太，千島列島，朝鮮半島，シベリア，中国。	軽い。加工容易。木肌は粗い。	軟	0.42		街路樹，食用。
ヤマモモ科	ヤマモモ属		ヤマモモ	関東以南，中国，台湾。低地，山地，海岸，尾根。			—		
ユキノシタ科	アジサイ属		ノリウツギ	北海道～九州。山地の林縁。			—		
ユズリハ科	ユズリハ属		ユズリハ	福島県以南～沖縄，朝鮮半島，中国。東アジア。暖かい山地。			—	背負子，棒材，杭。	
リョウブ科	リョウブ属		リョウブ	北海道～九州，済州島。			—	杭	

愛宕神社境内採集の「桃山茶陶」について

西森 正晃

1. はじめに

京都市内最高峰である愛宕山（標高924m）の頂上に鎮座する愛宕神社は、古来より火伏せの神として知られ、現在も「火遁要慎（火の用心）」の御札を求める多くの参拝者で賑う。本稿は、愛宕神社の境内地で採集され、京都市考古資料館に寄託された「桃山茶陶」をはじめとする「江戸時代前半」の陶磁器類の資料紹介を行うものである。

2. 経緯と聞き取り調査

平成29年11月24日、京都市考古資料館に愛宕神社元権禰宜である岡本周次郎氏

によって、参拝者（以下、発見者という）が境内で採集され、神社側に預けられた陶磁器類を持参された。採集品はダンボール1箱分で、「安土桃山時代から江戸時代前半」にかけての美濃や唐津産等の施釉陶器をはじめ、丹波産の焼締陶器、肥前産の磁器や輸入陶磁器、土師器、石製品、鉄製品を含む合計156点である¹⁾。中でも、茶の湯の席で用いられる美濃産の織部向付、いわゆる「桃山茶陶」が複数認められたことは、採集場所が標高の高い山頂付近という特殊性と相まって、注目に値するものであった（写真1）。採集品は、所有者である宗教法人愛宕神社より、京都市考古資料館へ寄託の申出を受けたため、本市にて保管し、活用することとなった。合わせて、発



図1 採集地点位置図 (S=1:5,000)



写真1 寄託資料



写真2 岡本周次郎氏寄託資料

見者が境内同地点で採集され、岡本氏が購入された陶器類計6点も同館に寄託された(写真2)。

平成30年1月12日には、発見者から採集時の聞き取り調査を実施することができた。発見者によると、20年以上前、愛宕神社参拝の折、頂上付近の参拝路に沿った斜

面地にて落葉の隙間に陶磁器類が散布していることに気が付いた。すぐに神社側に報告を行ったものの特段の注意は払われず、大雨の度に流出することから、参拝の度に目に付くものを自宅に持ち帰り保管されていた。近年、足腰が弱くなったため、境内で採集した大半を神社に持参したとのこと



写真3 採集地点

であった。

採集地点付近の状況については、岡本氏もかねてより境内清掃の際に陶磁器の散布に留意されており、その散逸を防ぐため参拝路上に散布するものは斜面に集めていたとのことである。

3. 採集地点

平成29年12月11日に、岡本氏の案内の元、採集地点の現地確認を実施した。

採集地点は、愛宕神社社務所が所在する平場から本殿へと向かう石段の東側で、標高850m前後にあたり、周知の埋蔵文化財包蔵地である愛宕山遺跡に含まれている(図1)。枯れ枝や落葉に覆われる急斜面地で(写真3)、遺物は幅30m、標高差50mにわたって散布している。急峻な地形のため、当地に建物群が立地したとは考えにくい。上方約50mには人工的な平場が存在し、後述するように宿坊跡の一つと想定されることから、平場から投棄又は廃棄されたものと捉えられる。ここでは、遺跡保護の観点から詳細な出土場所を示すことは差し控えたい。

4. 愛宕山の沿革

愛宕山に鎮座する愛宕神社は、全国におよそ900社ある愛宕神社の総本宮である。祭神は伊弉冉命イザナミノミコトと迦俱槌命カグツチノミコトに代表される計十七柱を祀るが、明治時代初頭の廃仏毀釈までは、愛宕大権現を祀る神仏習合の霊山であった。

その歴史は古く、江戸時代の地誌類から、開山については二つの由緒があったことがわかる。

『山城名勝志』に引く「縁起」によると、大宝年間(701～704)、役小角と雲遍上人(泰澄)が大勢の天狗に導かれ、朝日峯、大鷲峰、高雄山、龍上山、賀魔蔵山の五岳を開き、勅命により朝日峯(現在の愛宕神社所在地)に神廟を置いたのが、愛宕権現の始まりとされる。その後、天応元年(781)、大安寺の僧慶峻が中興し、和氣清麻呂が朝日峯に白雲寺を置いたほか、それぞれ月輪寺、神願寺(現在の神護寺)、日輪寺、伝法寺を建立し、山中に五千坊を営んだとされる。桓武天皇の代には「愛宕護大権現」と名を改め、この山を鎮護国家の道場と定めたとある²⁾。

もう一説は、『雍州府志』等にあるもので、当初、神社は愛宕郡に属する洛北鷹峯の北にあり、慶峻が天応元年に愛宕山へ移したとするものである。元は手白山との呼称を旧社地由来の地名として用い、後に名を改めたとしている³⁾。

移転説では現在の亀岡市に「元愛宕」と称される愛宕神社があり、社伝によると鷹峯にあった愛宕社は、当社から分祀したとされる。

次に歴史資料からみると、貞観6年(864)愛宕社に従五位下の神階が授けられた記事が初見となる⁴⁾。神階はその後にも上昇を続け、元慶3年(879)には従四位下を授与されており⁵⁾、平安京遷都以降、都の乾(=天門)に鎮座する愛宕山は、鬼門である比叡山とともに王城鎮護の霊山として朝廷から重要視されている。

神仏習合も進み、天元5年(982)源惟章・遠理兄弟の出家⁶⁾、永延2年(988)の戒壇建立計画⁷⁾、万寿4年(1027)の藤原頼通の白雲寺参詣⁸⁾等の記録が残る。鎌倉時代までに成立したとされる『拾芥抄』には、愛宕山が修験道の盛んな「七高山」の一つに挙げられており⁹⁾、山岳信仰の霊山としても捉えられていたことがわかる。

そのため、愛宕山への信仰は様々な要素が加わり、白雲寺の本尊には伊弉冉命の本地仏として勝軍地藏を、奥之院には愛宕山に住むとされた天狗¹⁰⁾=太郎坊が祀られ、

火神とされた。この愛宕信仰は、「愛宕聖」(『源氏物語』)や「清滝川聖」(『宇治拾遺物語』)によって全国に広がりを見せる。特に、中世後半以降、祭神の勝軍地藏は甲冑を纏い、剣を持つ像容、何よりも軍に勝つという名称から、軍神としての尊崇を集めたほか、太郎坊は火伏の神として朝野からも多くの信仰を集めた¹¹⁾。

室町時代に入ると、応仁の乱で愛宕山も焼失するが¹²⁾、乱後は細川政元が梵鐘を寄進したように¹³⁾復興が進んだようで、『寺院記』によると、愛宕五坊と称される白雲寺宿坊の長床坊・教学院・大善院・威徳院・福寿院は応仁の乱以降の中興と伝わっている¹⁴⁾。幕府からも神馬の寄進が相次いでおり¹⁵⁾、戦国時代に至って各方面からの信仰の高まりによって、山上の伽藍が大規模に整えられたと考えられる。各坊院名が史料に具体的に登場するのが応仁の乱以降であることからそれを裏付けられよう。



図2 「愛宕山細図」『京都社寺境内版画集』国立国会図書館ウェブサイトから転載

近世に入ると、貴族や大名の参詣記事が増えるが、慶長元年（1596）の慶長大地震によって各坊院は倒壊したようである¹⁶⁾。地震後の慶長年間の愛宕山の動向は詳らかではないが、元和6年（1620）に徳川秀忠の援助に依って、造営及び遷宮が行われている¹⁷⁾。その後、寛永17～19年（1640～1642）にかけても愛宕社の造営が行われたが¹⁸⁾、正保2年（1645）、福寿院酒蔵からの出火によって全山が焼亡している¹⁹⁾。再建は、慶安2年（1649）から開始され、承応元年（1652）に遷宮されている²⁰⁾。なお、この焼亡まで五坊は「鉄鳥居之内、廊下左右二有」とあり、「正保炎上以後今之処移」²¹⁾とされ、炎上後は場所を違えて造営されたことがわかる。したがって、近世地誌類等に多数描かれている愛宕山の風景は（図2）、焼亡後に再建された姿を示している。つまり、炎上前の五坊は、現在社務所が建つ平場から本殿へと登る石段途中にある鉄鳥居よりも上部にあったことになり、遺物が採集された地点の上部にある平場には、正保炎上前まで五坊のいずれかの宿坊が所在したと想定できる。

その後も地震や火災、台風、落雷によって被害を受けるものの、その都度再建、修復がなされ維持されたが、明治初頭の廃仏毀釈によって白雲寺及び五坊は全て破却、祭神を愛宕大権現から愛宕大神に改め、現在に至っている。

5. 採集遺物

今回、愛宕神社境内で採集され、考古資料館へ寄託された資料は、安土桃山時代から江戸時代前半にかけての陶磁器類等で、内訳は陶器135点、磁器13点、土師器3点、鉄製品1点、石製品3点の計156点と岡本氏寄託分の陶器6点の合計162点である。ただし、神社寄託資料の青織部向付（図3-3・写真5-3）に接合する破片があったため、実際は1点減った合計161点である。

採集品は、施釉陶器が全体の8割近くを占め、焼締陶器、磁器と続き、土師器、鉄製品、石製品は少量である。施釉陶器では美濃108点、九州14点、京都1点で美濃産が9割近くを占める。焼締陶器では、備前3点、丹波8点、信楽3点、不明4点で丹波産が主体を占める。磁器では、輸入品の染付11点のほか、肥前産も2点含んでいる。他に京都産の土師器皿が3点ある（表1）。器形別では、施釉陶器の皿の出土が最も多く、向付・鉢などの食器類の割合が高い。

陶磁器の年代は、大半が17世紀初頭から17世紀中頃に収まるものであり、正保2年（1645）の焼亡が下限の資料と判断できる。

以下、図化した遺物を中心に概要を述べる。図面の縮尺は全て1/4である。なお、図化した遺物の詳細は観察表（表2）を作成している。

施釉陶器

施釉陶器では、美濃産の織部（青織部・

表 1 寄託資料組成表

種 別	産 地	種 類	器 形	点数	比 率	
土師器	京都	土師器	皿	3	1.9%	
施釉陶器	美濃	織部	向付・鉢	19	87.8%	76.4%
			皿	1		
			水注	1		
			花入	1		
		志野	向付・鉢	8		
			皿	6		
			不明	1		
		長石釉	皿	50		
			鉢	1		
			碗	1		
			その他・不明	3		
		灰釉	皿	4		
			碗	1		
		鉄釉	蓋	1		
			壺	1		
		白釉	皿	2		
		御深井釉	向付	5		
			その他・不明	1		
		不明	皿	1		
	唐津・高取	絵唐津	皿・鉢	2	11.4%	
		灰釉	皿	12		
	京都	軟質施釉陶器	向付	1	0.8%	
施釉陶器 計				123	100.0%	
焼締陶器	備前		甕	3	11.2%	
	丹波		播鉢	8		
	信楽		壺・鉢	3		
	不明		甕・壺・鉢	4		
焼締陶器 計				18		
磁器	中国	染付	皿	6	8.1%	
			碗・鉢	2		
			小杯	1		
			不明	2		
	肥前		碗	2		
磁器 計				13		
鉄製品				1	0.6%	
石製品				3	1.9%	
合計				161	100.0%	



写真 4 青織部向付風の軟質施釉陶器

鳴海織部・志野織部), 志野, 鼠志野, 長石釉, 白釉, 灰釉, 鉄釉, 御深井釉の製品があり, 九州産では絵唐津や灰釉製品の他, 高取産も認められる。京都産では青織部平向付風の軟質施釉陶器(写真 4)がある。

青織部・鳴海織部(図 3・写真 5)

1～4 は青織部である。

1 は, ロクロ成形後に口縁部を押さえ,

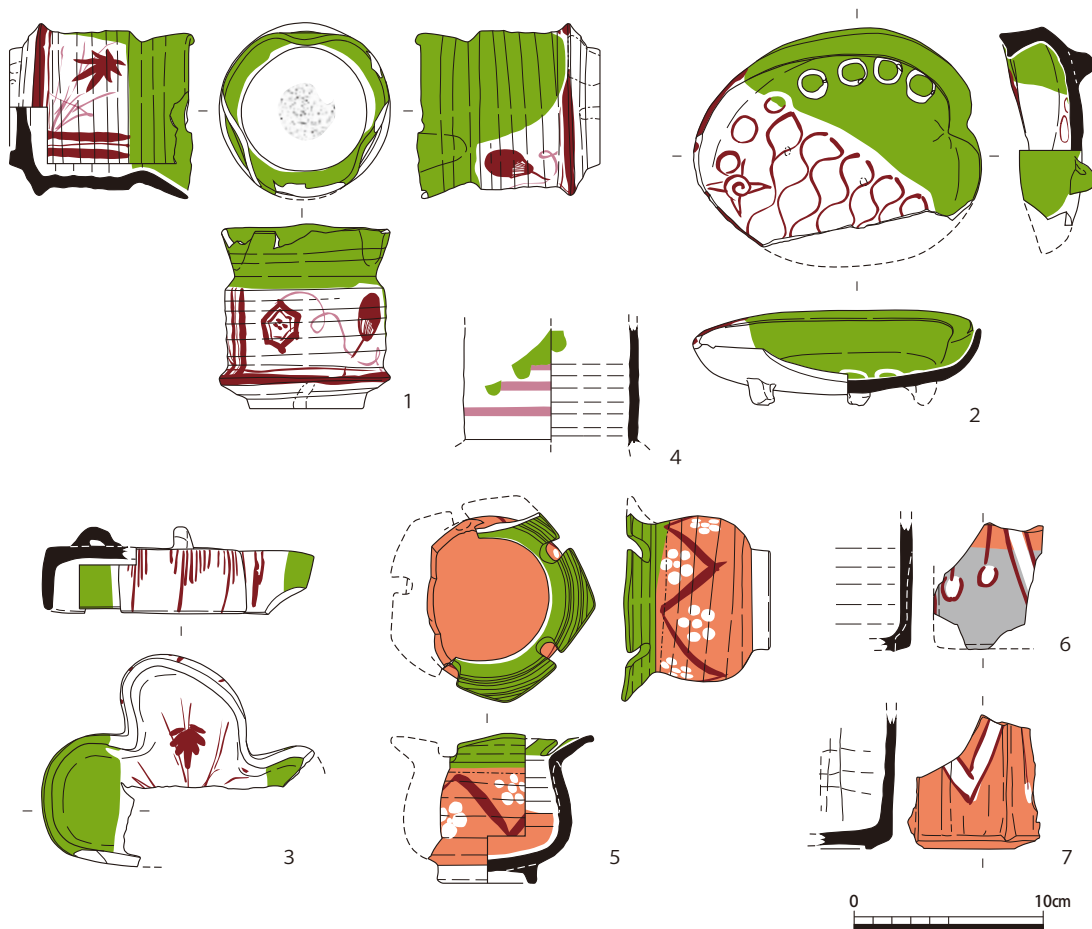


図3 青織部・鳴海織部

変形させた筒向付である。口縁部の内外面と体部の一部に胴緑釉を施し、体部に鉄絵で紅葉、団扇、扇等を描き、長石釉を施す。2はロクロ成形後、型打ちした平向付である。鮑貝の平面形を呈す。胴緑釉と長石釉を掛け分け、貝殻の穴を鉄絵と胴緑釉の掻き落としとして表現している。底部には3ヵ所に紐環足を貼り付ける。3はタタラ型打ちした平向付で、州浜形を呈す。体部左右に胴緑釉を掛け分け、見込みには草花文が描かれる。底部には2ヵ所に紐環足が残る。4はロクロ成形で、筒型の花入か。胴緑釉を垂らし、鉄絵で横線を描く。文様が簡素化されており、織部製品の中でも新しい様相を示している。

5～7は鳴海織部である。5はロクロ成形後口縁部に切り込みを入れ、輪花風とした筒向付である。体部は内外面ともに赤色土を塗り、白泥で梅花を描く。口縁部は内外面ともに胴緑釉を施す。6はロクロ成形後型打ちした筒向付である。白土と赤土を繋ぎ合わせ、白土部分には鬼板を塗り鼠志野風とし、赤土部分に長石釉を掛ける。文様は白泥で吊るし柿と鋸歯を描き、鉄絵で輪郭をなぞる。7は型打ちの筒向付である。白土に鬼板を掛け、長石釉を施す。6と同様に白泥で吊るし柿と鋸歯を描き、鋸歯のみ輪郭を鉄絵でなぞる。底部は碁笥底である。

青織部では他にも向付の破片の他、水

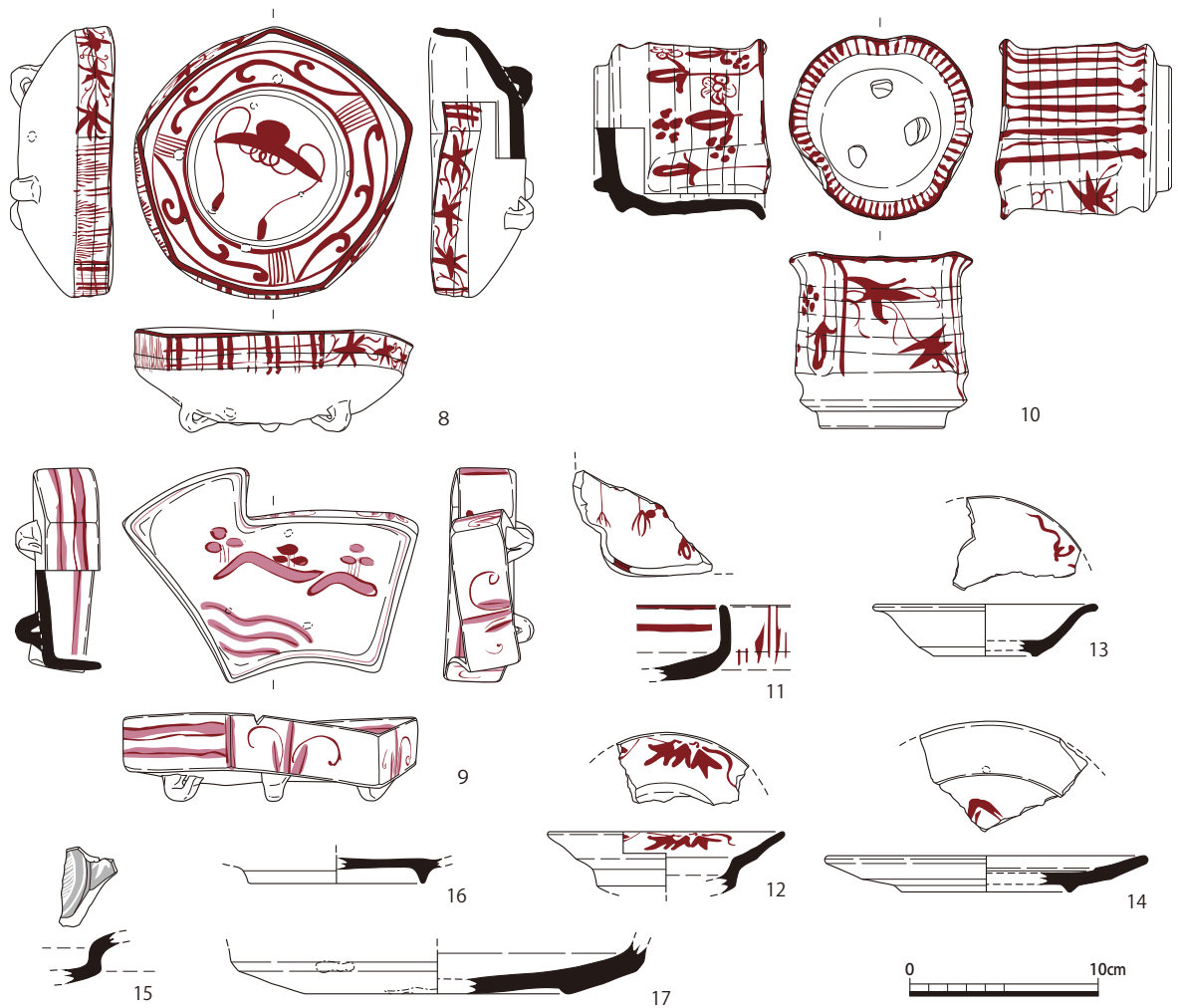


図4 志野織部・志野

注，大皿がある（写真8）。

志野織部・志野（図4・写真6）

8～11は志野織部向付である。

8はロクロ成形後，押圧した平向付で，平面形は五角形を呈す。鉄絵で見込みに笠，体部に草火文，外面口縁部に紅葉唐草，木賊，格子を描き長石釉を施す。底部には3ヶ所に紐環足を貼り付ける。9はタタラ型打ち成形の平向付である。鉄絵で見込みに松林，波を，外面口縁部に蔓草と横縞を描き，長石釉を施す。底部には3ヶ所に紐環足を貼り付ける。10は，ロクロ後押圧し

た筒向付である。鉄絵で口縁部内面に縦縞，外面には縦縞の他，梅花散らし，吊るし柿，紅葉唐草を描き，長石釉を施す。見込みには3ヶ所のトチン跡が残る。11はロクロ成形後型打ちした平向付である。鉄絵で見込みに吊るし柿，梅花を，口縁部外面には縦縞を描き，長石釉を施す。

12～14，16・17は志野，15が鼠志野である。

12はロクロ成形した皿又は小鉢である。鉄絵で口縁部内面に蔓草を描き，長石釉を施す。13はロクロ成形した端反皿である。鉄絵で口縁部内面に唐草を描き，長石釉を

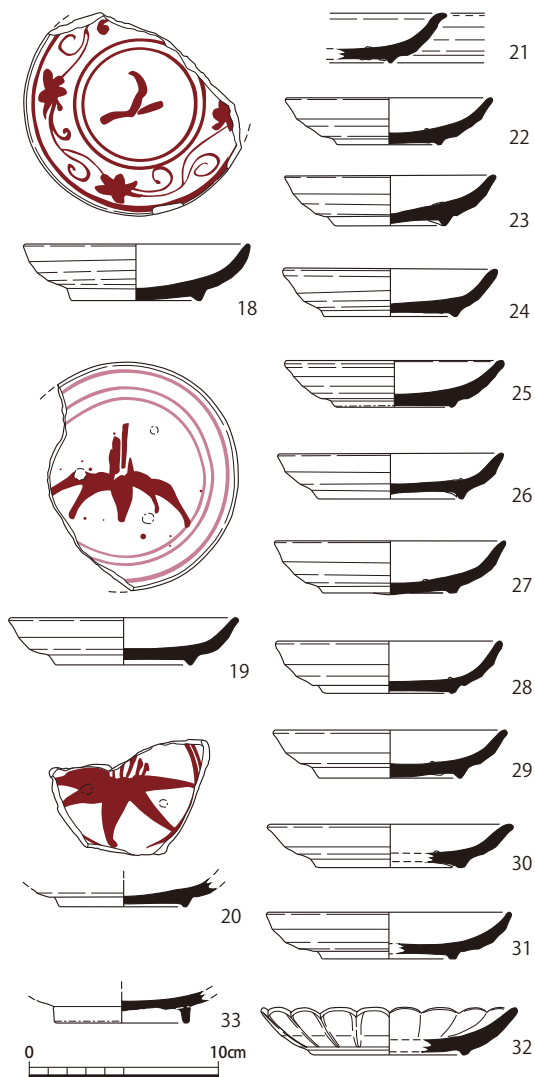


図5 長石釉・白釉

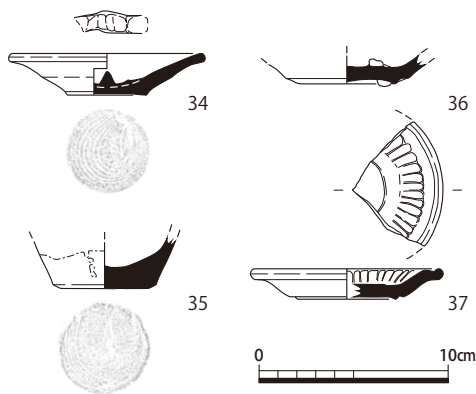


図6 鉄釉・灰釉

施す。14はロクロ成形した段皿である。見込みに鉄絵で文様を描き、長石釉を施す。15はロクロ成形した鼠志野鉢である。白土に鬼板を施し、文様を掻き落とし、長石釉を施す。16はロクロ成形した志野皿である。高台畳付きを除き、長石釉を厚く施す。全体に貫入が認められる。17はロクロ成形した大鉢である。底部は碁笥底である。

志野では他に角鉢、角向付、皿等がある(写真9)。

長石釉・白釉(図5・写真6)

長石釉の皿類は50点を数え、採集品の中で最も多くを占める。

18～32は長石釉、33は白釉である。いずれもロクロ成形である。

18は鉄絵丸皿で、見込みに鉄絵で飛鳥、口縁部内面に紅葉唐草を描く。19は鉄絵丸皿で、見込みに鉄絵で笹を描く。口縁端部はやや外反する。20は鉄絵丸皿で、見込みに鉄絵で笹文を描く。21は口縁端部が外反する端反皿である。22～31は丸皿で、口径10.8～12.8cmに属するものである。32は菊皿で口縁部を切り取り、内外面側面を菊花状に削る。外面は浅く花卉を削り込んでいる。33は薄手で長石釉を施した白釉の皿で、高台は貼り付けている。

長石釉では、他に鉢、碗等が出土している(写真10・11)。

鉄釉・灰釉(図6・写真6)

34・35は鉄釉、36・37は灰釉である。

34はロクロ成形の蓋である。蓋表につまみを貼り付ける。蓋裏は扁平である。35

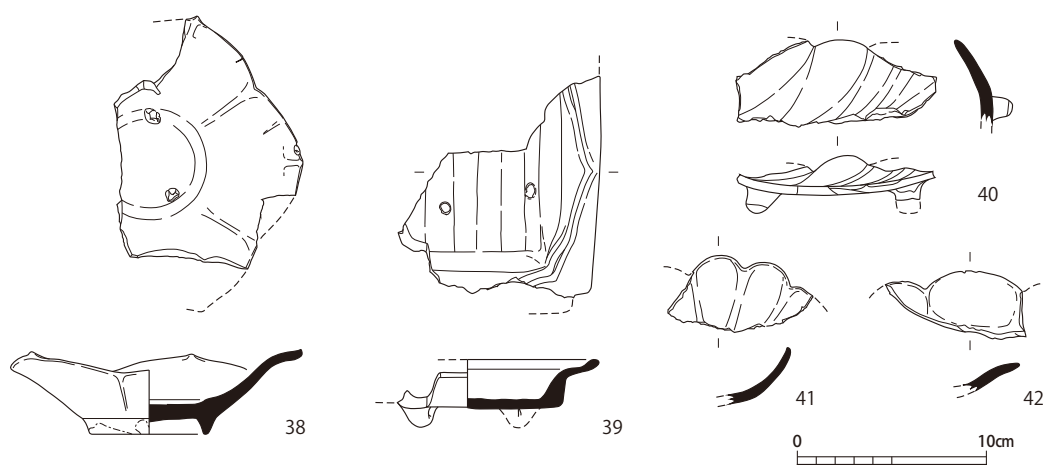


図7 御深井釉

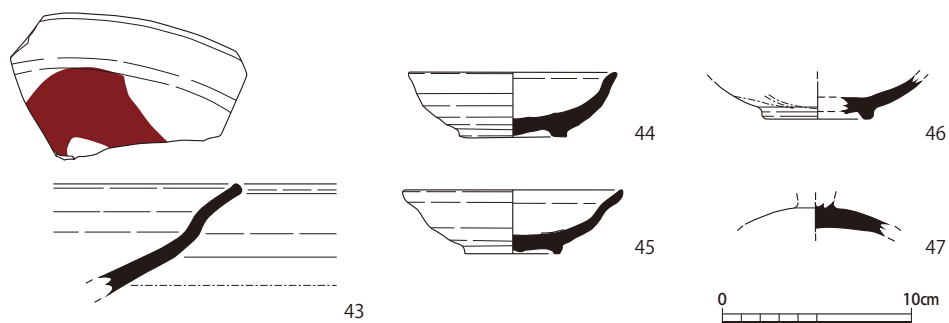


図8 唐津

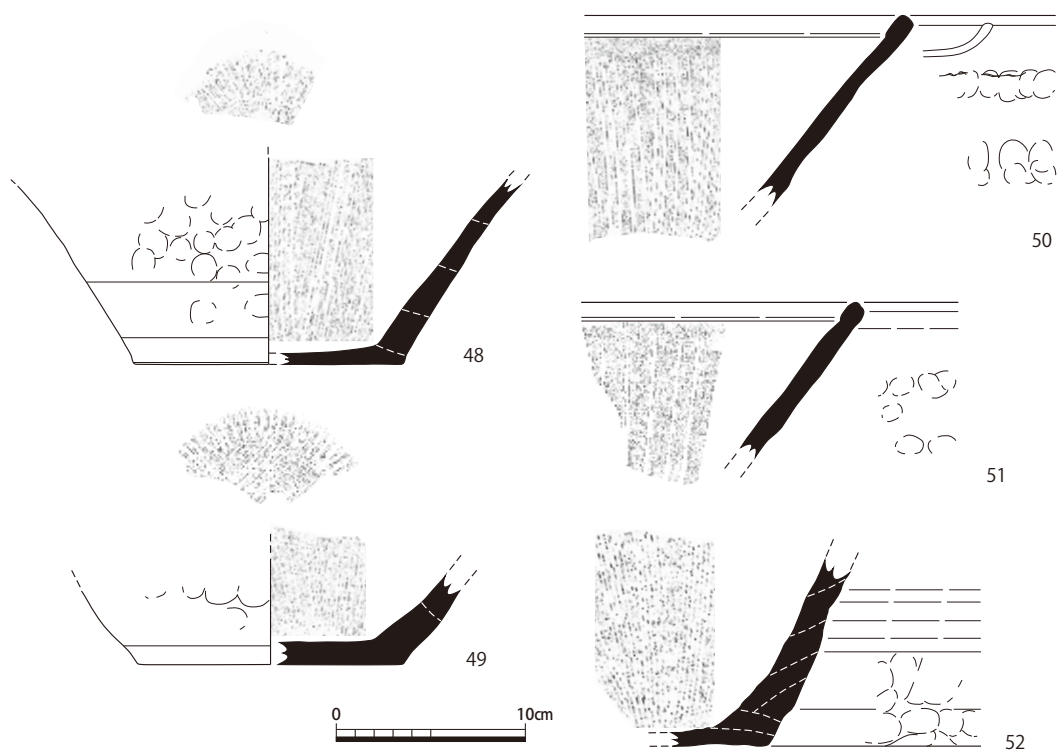


図9 焼締陶器

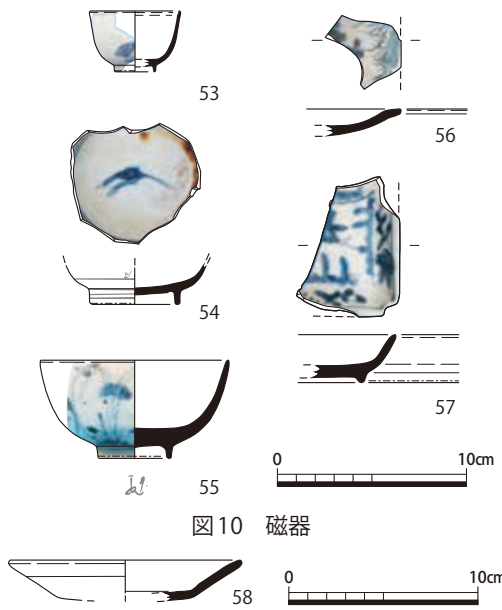


図10 磁器

図11 土師器皿

はロクロ成形の壺底部である。

36はロクロ成形の皿である。見込み及び高台内側に鉄分を多く含む輪トチンが附着している。37はロクロ成形の折縁ソギ皿である。内面底部に段を設け、釉を拭っている。口縁端部は内に折り返し、丸く収めている。

御深井釉 (図7・写真6)

38～42は御深井釉平向付である。御深井釉は、織部製品の盛行後に造られた製品で、灰釉に長石を配合した透明度の高い釉薬を用いている。

38はロクロ成形後、型打ちしたものと考えられ、平面形は輪花形を呈する。高台は貼り付けている。39～42はタタラを型打ちしたものと考えられる。39は底部に2ヶ所の紐環足が残る。40は木の葉形又は輪花形を呈するもので、底部には2ヶ所の円錐状の足が残る。41・42は口縁端部の形状から輪花形と想定されるものであ

る。

唐津 (図8・写真7)

43は絵唐津大皿である。見込みに鉄絵で文様を描く。44～46は灰釉皿で、44は見込みに胎土目、45は砂目、46は胎土目が残る。47は蓋である。胎土は固く焼き締まり、蓋表には緑釉が施される。産地は不明ながら、九州産と考えられる。

唐津産では他に絵唐津鉢や高取産の皿蕩も出土している (写真12)。

焼締陶器 (図9・写真7)

48～52は丹波産擂鉢である。いずれも擂目に使用痕が認められる。擂目の条数は、48が6条、49が1条、50が4条、51が1条、52が6条である。なお、50には口縁部外面に溶着痕が残る。

焼締陶器では、他に備前産の甕や信楽産の壺、鉢、産地不明の壺等がある。

磁器 (図10・写真7)

53・55は肥前産の染付で、54・56・57は輸入品の染付である。

53は小杯、54は見込みに海老を描いた碗である。55は外面に草花文を描き、高台内側に銘を記す。56は草花文を描いた小皿であろう。57は草花文角皿である。いずれも高台は釉ハギされている。55のみ18世紀代に属するものである。

磁器では他に明染付の大皿等が出土している (写真13)。

土師器 (図11・写真7)

58は京都産の土師器皿である。口径は12.2cmに復元できる。京都XI期中段階²²⁾

に属するもので、17世紀第2四半期に比定できる。

6. まとめ

本件は採集品であるため、発見者による取捨選択を経たものであるが、当時の愛宕山宿坊での使用状況にある程度反映した可能性が高い。ここでは、採集品の内容から把握できることを示してまとめとしたい。

採集品の年代は、古いもので大窯期の志野製品（図4-17）など、17世紀初頭に属するものから、織部製品が大流行した後に生産される御深井釉製品（図7）など17世紀第2四半期に位置づけられるものが含まれている。一部、18世紀以降の肥前産の染付碗（図11-55）も含まれるが²³⁾、ほぼ全てが17世紀前半に収まる内容である。これは、文献資料にある正保2年（1645）の全山炎上の記事を下限としても齟齬は無い遺物群として捉えられよう。

内容の特徴としては、国産施釉陶器が全体の8割近くを占めることである。同時期の市内消費地遺跡では、施釉陶器が出土品の中に占める割合は1～2割程度と少なく、当時、施釉陶器が高級品であったことを示しており、日常に使用するものではなく、供応等の特殊な状況での使用が想定される。愛宕山での施釉陶器の割合の高さは、江戸時代初頭に瀬戸物（やきもの）を扱う商店が集中していたことが明らかとなった三条通のせと物や町界隈出土品に匹敵するものであり、特異な状況を示している。

今回の採集品には、せと物や町界隈から

は出土していない鮑形の青織部向付（図3-2・写真5）もあり、「桃山茶陶」の流通の要であったせと物や町とは異なる入手経路の存在を示唆するものである。また、織部製品が盛行した慶長～元和年間以降に生産された御深井釉製品（図7・写真6）の存在は、その生産が京都への美濃産の施釉陶器の流入が激減する時期に該当しており、せと物や町以降の美濃産施釉陶器の動向を知る上でも重要といえよう。

次に、採集品を器種別に見ると、皿類が圧倒的に多い。愛宕山では、神屋宗湛が福寿院で行われた茶会に招かれ、数寄屋にて茶席が開かれたことが知られているが²⁴⁾、向付の類は一定量存在するものの、天目茶碗も含め、茶碗、水指、建水等はほとんど認められない。皿類が占める割合が高いことは、秀吉に招かれ上洛中の毛利輝元が、福寿院にて家臣とともに能や酒食で供応を受けた記事²⁵⁾でみられるような、宴席が主体であった可能性が高い。やや時代が下るものの、旧暦6月24日の愛宕詣（現在の千日詣）を記した『日次紀事』によると、「数えることができないほどの参拝者は、各々馴染みの坊院に入り、酒食で供応されて休憩し、御札と櫛を購入した」ことが記されている²⁶⁾。福寿院以外にも各坊院には茶所が設けられており²⁷⁾、参拝者をもてなしていたことが分かる。

愛宕山は火伏せとしての信仰だけではなく、軍神としての信仰も厚かったため、近世に入ると、庶民だけではなく、公家や大名、豪商の参詣が急増したことが知られている。今回の遺物群が前代までのものがほとんど認められず、17世紀前半に属する

ものであることも、これを裏付けられよう。

今回の資料は、下限が明らかであり、火災や廃仏毀釈による混乱のため、残された史料の少ない近世の愛宕山の具体的な活動を窺い知ることができる貴重な資料といえる。

最後に、貴重な資料を寄託していただいた宗教法人愛宕神社並びに岡本周次郎氏に對し、記して謝意を表したい。

註

- 1) 寄託後の整理作業にて、青織部平向付(図3-3)に接合する破片があったため、現在は155点となっている。
- 2) 『山城名勝志』新修京都叢書第十三卷、臨川書店、1994年
- 3) 『雍州府志』新修京都叢書第十卷、臨川書店、1994年
- 4) 『日本三代実録』貞観六年五月十日条
「授丹波國正六位上愛當護神從五位下」
- 5) 貞観14年(872)に従五位上、元慶三年(879)に従四位下が授けられている。
『日本三代実録』貞観十四年十一月二十九日条
「授丹波國(中略)從五位下愛當護神從五位上」
『同』元慶三年閏十月二十四日条
「授丹波國從五位上愛當護神從四位下」
- 6) 『日本紀略』天元五年六月二日条
「左近少將源惟章、右近將監同遠理、於愛宕護山出家」
- 7) 『帝王編年記』永延二年条
「愛宕山可立戒壇之由宣下依山門訴詔改定訖」
- 8) 『小右記』万寿四年八月二十九日条
「今朝関白開門戸物忌云々、實者密々隨親昵人等登愛太子白雲、即歸云々」
- 9) 『拾芥抄』下巻 七高山部第六

- 「比叡・比良・伊吹・愛宕護・神峯・金峯・葛城」
- 10) 平安時代後半には、愛宕山に強力な靈力を持つ天狗が住むと広く信じられていたようで、『太平記』や『源平盛衰記』などの説話集の他、『台記』(久寿二年八月二十七日条)など、貴族の日誌にも度々登場する。
 - 11) 『言繼卿記』永祿十二年七月十六日条
禁裏に愛宕札15枚を献上したことが記されている。
 - 12) 『碧山日録』応仁二年九月十六日条
「是より先、栖霞院の釈迦像愛宕山に移徙す。山堂又化火あり、自ら焼けるなり。」
 - 13) 『寺院記』には正保2年の火災で焼失した鐘楼にあった銘が記されており、細川政元が延徳2年(1492)に寄進したことがわかる。
 - 14) 『寺院記』には愛宕五坊を中興した僧侶と年紀が記されている。
威徳院 法印行嚴 大永四甲申歲(1524)
大善院 右同僧 同斷
勝地院 法印裕嚴 延徳二庚戌年(1490)
教学院 権僧正祐仙 永正十七庚辰年(1520)
福寿院 権僧正幸海 大永元辛巳年(1521)
 - 15) 『神馬引付』に、幕府が長享2年(1488)、同3年、延徳2年(1490)、明応六年(1497)に神馬を寄進したことが記されている。
 - 16) 『当代記』慶長元年閏七月十二日条
「愛宕山坊中も倒、所々よりあかる真壺過半損」
 - 17) 『梵舜記』元和六年七月二十四日条
「今度江戸將軍より愛宕山御造立なり。悉く出来に依り、遷宮の由なり。上房大善院、一老に依りて執行の由なり。」
 - 18) 『都之記』(元禄年間)、京都府立歴史館蔵
 - 19) 『隔其記』正保二年正月二十四日条
「前宵、半鐘の時分より鶏鳴に至りて、愛宕山回録なり。」
『鹿苑日録』正保二年正月二十四日条
「愛宕山曉天炎上す。悉く焦土となり遺余なし。威徳院酒蔵より火出ると云々。大木皆焼く。杉木迄焼け残らずと云々。本尊の厨子、尾崎坊とやらん取り出す云々。」

- 20) 18) に同じ。
- 21) 『寺院記』による。
- 22) 小森俊寛・上村憲章「京都の都市遺跡から出土する土器の編年的研究」『研究紀要』第3号, 財京都市埋蔵文化財研究所, 1996年に準拠する。
- 23) 採集地点上部に所在する平場には, 正保2年の火災以降も, 小さな堂舎が存在したことが, 中井家文書の「愛宕山社堂指図」からわかる。
- 24) 『宗湛日記』天正十五年三月二十八日条
三月廿八日 愛宕山
一, 福寿院ニテ, 先広間ニテ御振舞有テ, 数寄屋ニヨヒ被入ル (以下略)
- 25) 『輝元公上洛日記』天正十六年八月九日条
「寅刻より愛宕山へ御参候黒田官兵衛殿御案内者也。隆景様廣家様福原元俊御供にて候。権現御供御具足一領, 御腰物一, 御太刀一腰, 御馬一疋葦毛, 御寄進。
御宿坊福寿院へ万疋遣わせ候。若坊主へ貳千疋遣わせ候。福寿院御一献を進ませ候。
色々御馳走有之。(以下略)」
- 26) 『日次紀事』卷六 六月二四日「愛宕詣」
新修京都叢書第四卷, 臨川書店, 1968年
- 27) 『愛宕山社地並寺院建物坪数改記』には, 各坊の各建物, 規模等が記されており, 福寿院以外の坊にも茶所の存在が明記されている。

参考文献

- 鶴飼均『愛宕山と愛宕詣り』佛教大学アジア宗教文化情報研究所, 2004年
- 屋木英雄・丸川義弘・宮原健吾・高橋潔「京都・愛宕山中の遺跡-雲心寺跡の発見-」『佛教藝術』259号, 2001年
- 『平安時代史事典』財古代学協会・古代学研究所, 1994年
- 『京都・山城寺院神社大事典』平凡社, 1997年
- 『史料 京都の歴史』第14巻 右京区, 京都市, 1994年
- 『京都市の地名』日本歴史地名大系第二七巻, 平凡社, 1979年
- 中井家文書「愛宕山社堂指図」(延寶八年), 京都府立歴史館蔵
- 『阿多古』愛宕神社
- 禿氏祐祥「愛宕山細図」『京都社寺境内版画集』便利堂, 1942年
- 『都之記』(元禄年間), 京都府立歴史館蔵

にしもり まさあき
西森 正晃 (文化財保護課 文化財保護技師 (記念物担当))

表2 遺物観察表

No	産地	種別	器種	成形	底部	口径 (cm)	底径 (cm)	器高 (cm)	残存率 (%)	文様	備考
1	美濃	青織部	筒向付	ロクロ後変形	削り出し輪高台	9.8	6	9.8	90	外面：紅葉、草、縦縞、団扇、風	岡本氏寄託
2		青織部	平向付	ロクロ後型打ち	紐環足3	15.2		5.1	80	内面：よろけ縞、サザエ	平面形は鮑形。目跡：内外面2 岡本氏寄託
3		青織部	平向付	タタラ型打ち	紐環足2				70	内面：紅葉、外面：縦縞	目跡：外面輪トチン
4		青織部	花入?	ロクロ						外面：團線	
5		鳴海織部	筒向付	ロクロ後変形	削り出し輪高台	(10.9)	5	8.9	60	外面：梅花散らし	口縁部切込みあり。岡本氏寄託
6		鳴海織部	筒向付	ロクロ後型打ち						外面：吊るし柿、鋸歯	
7		鳴海織部	筒向付	型打ち	碁笥底					外面：鋸歯	
8		志野織部	平向付	ロクロ後押圧	紐環足3	14.5	—	5.6	100	内面：笠 外面：紅葉唐草、木賊、格子	平面形は五角形。目跡：内面見込み3 + 4、外面4。岡本氏寄託
9		志野織部	平向付	タタラ型打ち	紐環足3	11.0 ～15.3		4.8	100	内面：松林、波 外面：蔓草、横縞	目跡：内外面3 岡本氏寄託
10		志野織部	筒向付	ロクロ後変形	削り出し高台	9.8	6.4	9.4	99	内面：口縁部縦縞 外面：梅花散らし、吊るし柿、紅葉唐草、縦縞	目跡：内面3、外面輪トチン 岡本氏寄託
11		志野織部	平向付	ロクロ型打ち						内面：吊るし柿、梅 外面：縦縞	
12		志野	皿	ロクロ		12.4		(3.25)	25		
13		志野	折縁皿	ロクロ	削り出し輪高台	(12.0)	(5.6)	2.8	25	不明	
14		志野	皿	ロクロ	削り出し輪高台	(17.2)	(9.0)	1.9	25	不明	目跡：内面胎土目1
15		鼠志野	鉢	ロクロ						内面：紅葉	
16		志野	皿	ロクロ			9.4	(1.3)	25		
17		志野	大鉢	ロクロ	碁笥底		(14.0)				目跡：外面胎土目1
18		長石釉鉄絵	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	12	6.9	3	60	内面：飛鳥、紅葉唐草	目跡：高台内に胎土目3
19		長石釉鉄絵	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	12.2	7.2	2.5	70	内面：笹	目跡：内面3、外面胎土目3
20		長石釉鉄絵	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台		6.7	1.45	50	内面：笹	目跡：内面2
21		長石釉	端反皿	ロクロ	削り出し輪高台			2.6			硬質
22		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(10.8)	5.2	2.5	50		目跡：内面1。高台内にヘラ記号あり
23		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	11.0	5.8	2.7	75		目跡：内面3、外面3
24		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	11.2	7	2.6	80		目跡：内面3、外面3
25		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	11.4	6	2.5	25		
26		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	11.8	7.6	2.45	75		目跡：内外面3
27		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	12.1	7.1	2.9	80		目跡：内面3
28		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(11.6)	6.6	2.8	45		目跡：内面1
29		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(12.1)	7.5	2.55	55		目跡：内面3、外面トチン2
30		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(12.8)	7.8	2.3	25		目跡：内面1、外面1
31		長石釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(12.8)	7	2.5	30		目跡：内面1、外面1
32		長石釉	菊皿	ロクロ		13.4	8	2.5	40		
33		白釉	皿	ロクロ	貼付け輪高台		(7.0)				
34		鉄釉	蓋	ロクロ	糸切り	10.2	4.2	2.2	60		蓋表につまみを貼付け
35		鉄釉	壺	ロクロ	糸切り		4.9				
36		灰釉	皿	ロクロ			4.9				内外面に鉄分を多く含む輪トチン付着
37		灰釉	ソギ皿	ロクロ		(9.8)		1.6	25		
38		御深井釉	平向付	ロクロ後型打ち?	貼付け輪高台		6.0	4.5	30		平面形は輪花形
39		御深井釉	平向付	タタラ?型打ち	紐環足2			3.6	40		目跡：内面2、外面輪トチン
40		御深井釉	平向付	タタラ型打ち	円錐状足2						
41		御深井釉	平向付	タタラ型打ち							
42		御深井釉	平向付	タタラ型打ち							
43	唐津	絵唐津	平向付	ロクロ						不明	
44		灰釉	丸皿	ロクロ	削り出し輪高台	(10.8)	5.6	3.5	50		目跡：内面胎土目3
45		灰釉	小皿	ロクロ	削り出し輪高台	11.6	5	3.4	60		目跡：内外面砂目4
46	九州?	灰釉	皿?	ロクロ	削り出し輪高台		(5.6)				目跡：内面胎土目2
47		緑釉?	蓋	ロクロ							
48	丹波	焼締	搦鉢	ロクロ			(14.2)				搦目6条
49		焼締	搦鉢	ロクロ			(14.0)				搦目1条
50		焼締	搦鉢	ロクロ							搦目4条。外面口縁部に溶着痕
51		焼締	搦鉢	ロクロ							搦目1条
52	輸入	焼締	搦鉢	ロクロ							搦目6条
53		染付	小杯	ロクロ		(4.6)	(2.0)	3.2	40	外面：不明	
54	輸入	染付	碗	ロクロ			4.5			内面：海老、外面：不明	
55		肥前	染付	碗	ロクロ	(9.8)	(3.9)	5.2	60	外面：草花、高台内に印	
56		染付	皿	ロクロ						内面：樹下人物か	被熱による色褪せ
57	京都	染付	角皿					2.55	50	内面：草花ほか	
58		土師器	皿	手びねり		(12.2)		2.25	12.5		



1



2



3



5



7



8



9



10



11



12

写真5 青織部・鳴海織部・志野織部・志野



18



19



20



24



34



36



38



39



40



41

写真6 長石釉・鉄釉・灰釉・御深井釉



写真7 唐津・焼締陶器・磁器・土師器



写真8 織部



写真9 志野



写真10 長石釉皿



写真11 長石釉菊皿・鉢・碗等



写真12 唐津



写真13 磁器

鳴滝藤ノ木古墳調査報告

熊井 亮介

1. はじめに

本件は、京都市に寄託された須恵器とその出土地点について資料紹介を行う。

出土地点は右京区鳴滝藤ノ木町3-4で、御室川の西岸、音戸山から御室川に向かって下る低位段丘上に位置する。本調査地を含む「嵯峨野」や「太秦」と呼ばれる範囲では、これまで170基以上の古墳が確認されており、京都市内でも古墳が多く分布する地域として古くから注目されてきた。周辺では、西方には三瓦古墳群、南方には常盤東ノ町古墳群等が確認されていたが、本

調査地付近ではこれまで遺跡の存在が知られていなかった。

しかし、過去に出土した須恵器2点が平成26年に京都市に寄付され、当該地に遺跡が存在する可能性が高まった。今回、これを受けて現状の確認と聞き取り調査を実施した。調査は、平成30年12月18日に実施した。

なお、調査成果より出土遺物は古墳に帰属する可能性が高いと考えられることから、以下、本件について鳴滝藤ノ木古墳と呼称する。



図1 調査位置図（1：5,000）

図2 現況平面図（1：300）

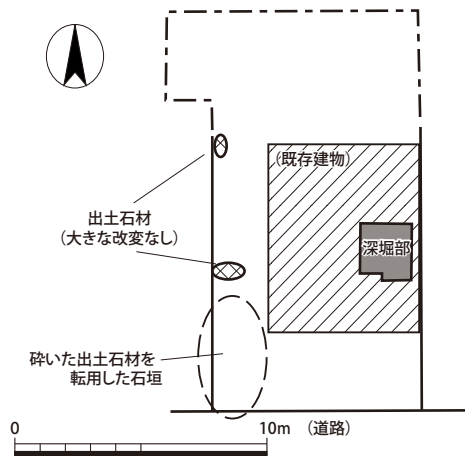


図2 現況平面図（1：300）



写真1 出土石材（南から）

2. 現地確認および聞き取り調査 （図1・2，写真1）

現在、調査地周辺は住宅街であり、出土地点には寄託者の住宅が現存している。この須恵器が出土したのは今から約30年前の既存住宅の新築時で、住宅南東隅の掘削深度が最も深い場所から巨石とともに出土したとのことである。この深掘部は人力で掘削を行っており、掘方の下端は2.5m四方、上端は3～4m四方程度と推測される。須恵器は4石の巨石とともに出土したが、この石材は掘方の南壁にまともっており他の部分では確認できず、また遺物は須恵器2点のほかには出土しなかったとのことである。なお、出土石材のうち2石は砕いて石垣に用い、残りの2石については現在も玄関前や庭に据えている。石材は入口のものが長軸約1mで高さ約0.6m以上、庭のものが長軸1mで高さが0.25m以上の規模を有しており、いずれもチャートとみられる。

3. 出土遺物（図4，写真2・3）

出土した遺物は2点のみであり、いずれも須恵器である。

1は広口壺である。底部が欠損しているが、それ以外の部分は良好に遺存している。口径と体部径はともに15.6cm、高さは17.5cmで焼成は硬質である。口縁部は上方にむかって外反し、端部付近で外側に向かって屈曲する。口縁部端面はロクロナデによって面をなすが、上稜と下稜はともにそれほど突出しない。頸部はロクロナデが施され、中位には幅2mmほどの沈線が2本巡る。内面には、体部と頸部の境界で粘土の接合痕跡が確認できる。体部はやや肩が張り、体部の上半のみカキメが施される。下半はカキメの上からロクロケズリが施されている。内面は底面付近のみ右下がりもしくは横方向のナデが認められる。2は脚付碗である。焼成が甘く灰白色を呈しており、全体が摩耗している。口径は14.8cmで器高は7.6cmである。体部には幅4mmの沈線が2本確認できる。内面の脚部の付け根付近には、接合痕が認められ

る。脚部は体部に比べ小振りで、外に向かって「ハ」字形にのびる。端面は丸くおさめる。これらの須恵器はいずれも古墳時代後期の所産と考えられる。

4. まとめ

以上、本市に寄付された須恵器とその出土状況について報告を行った。これらの情報を総合すると、当該地には古墳が存在した可能性が高いものと考えられる。

いわゆる「嵯峨野」や「太秦」と呼ばれる範囲は、京都市内で屈指の古墳が集中する地域であるが、これまでに確認されている古墳は全て古墳時代中期末以降に造営

されたものであり、これはこの地域を特色付ける。これらの古墳は、墳形やその規模により立地が異なることが指摘されており、前方後円墳が扇状地、大形円墳・中型円墳・中型方墳が低位段丘上、小型円墳・小型方墳が低位段丘～嵯峨野北方の丘陵に分布する傾向が強い¹⁾。この傾向や周辺の古墳を参考にするならば、当該地には中～小型の古墳群の存在が想定される。また、周辺域の古墳が南に開口することが多いことを踏まえるならば、今回確認した石材は横穴式石室の袖部もしくは奥壁部にあたる可能性がある。

当該地付近ではこれまで古墳の存在は知られておらず、明治・大正期の地図などに

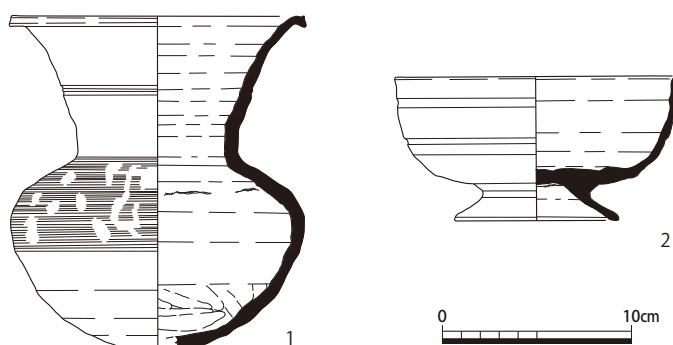


図4 出土須恵器実測図（1：4）



写真2 広口壺



写真3 脚付碗

もその痕跡は確認できない。情報が全くなかった地点において古墳の存在を示す資料を確認できたことは重要な成果といえる。ただし、不明な点も多く残されており、今後の継続的な調査が望まれる。

註

- 1) 和田晴吾「嵯峨野古墳群―考古学から見た洛西―」『洛西探訪 京都文化の再発見』1990年。

くまい りょうすけ
熊井 亮介（文化財保護課 文化財保護技師（埋蔵文化財担当））

一字一石大乘妙典塔調査報告

新田 和央

1. はじめに (図1)

今回調査を実施した一字一石大乘妙典塔は、南区吉祥院西ノ茶屋町に所在する日向地藏尊内に建立されたものである。当該地は埋蔵文化財包蔵地として周知されていない。

地藏尊の境内整備に合わせ、一字一石大乘妙典塔を移設するとの連絡を受け、地下遺構の存在が予測されたため、調査を実施した。調査は施工前の事前確認を平成30年4月3日に、移設作業に合わせて同年4月13日に、合わせて2度実施した。

日向地藏尊および一字一石大乘妙典塔は幕末に陽泉亭徳翁によって築かれたものであることが塔の刻文から読み取れる。塔の

側面に「安政五年戊午年十月建之 陽泉亭徳翁拜写」と刻まれている。地元有志によってまとめられた『日向地藏尊縁起』では、大乘妙典塔は廃仏毀釈によって一時行



写真1 石塔移設前（東から）



図1 調査位置図 (1:5,000)



写真2 石塔側面刻文

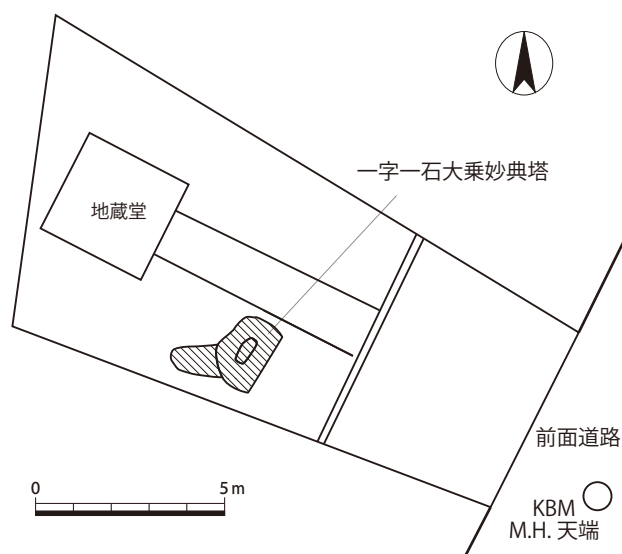


図4 調査地略測図 (1:200)

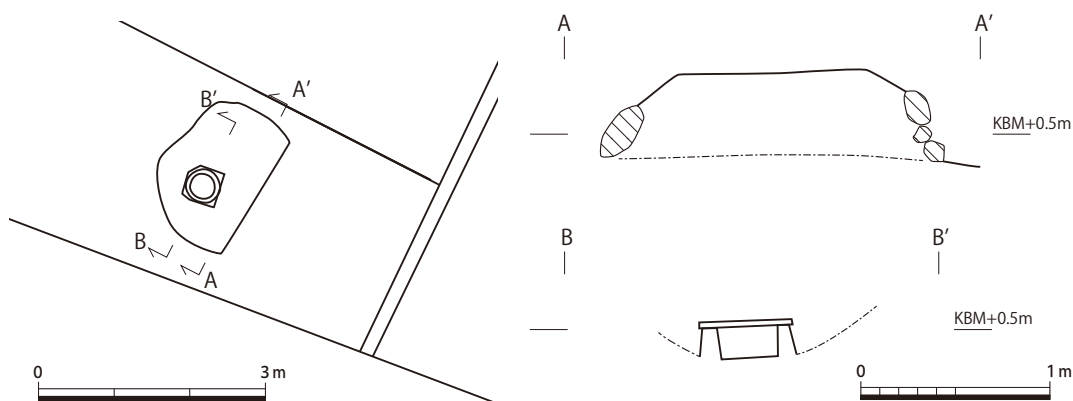


図2 遺構平面 (1:100)・断面図 (1:40)

方が分からなくなっていたものの、昭和4年に経石が発見されたことを契機に大乘妙典塔も発見され、散逸していた経石を再び埋納するとともに塔を元の位置に据えたとする。

2. 遺構・遺物

(図2, 写真2～5)

今回の一字一石大乘妙典塔の移設作業に伴い、塔下部の内容確認を主目的に調査を実施した。塔は小塚の上に据えられた状態であり、塔の移動後、小塚の掘削をおこ

なった。断面の確認および図化をおこなうため、東半を掘削したのち、全体を掘り下げた。頂部から約0.25m掘り下げたところで、金属板を検出し、さらにこの金属板を蓋とするコンクリートの筒状容器を検出した。そのため、蓋上部の土を除去し、蓋を取り外したところ、内部から経文を墨書した礫石が出土した。

礫石には「佛」や「若」,「身」などの文字が一石に一字ずつ記されていることが確認できた。文字が書かれているかどうか定かでないものも含め、計215石が出土した。なお礫石は塔の移設に伴い、即時再埋



写真2 地中容器出土状況（東から）



写真3 経石出土状況



写真4 出土経石（1）



写真5 出土経石（2）

納したため、図化作業はおこなっていない。

3. まとめ

今回出土した経石の総数は215石である。215石全てに1字ずつ書かれているとすれば、文字数も215字である。地元では、経石は明治時代の廃仏毀釈によって、一度行方が分からなくなっていたと伝わっている。これが原因となり、本来の数量ではなくなっている可能性が高く、書かれた経典が何であったのかは不明と言わざるを

得ない。埋納容器は金属板の蓋にコンクリートの容器であり、材質的には昭和4年の再埋納にともなうものと考えて矛盾はない。経石の筆跡には複数人のものが認められることから、安政5年の埋納時点で、この地域に居住していた人々が寄り集まって書いたものと推定できる。昭和4年の再埋納や今回の移設など、地域住民の手によって受け継がれ、今後も受け継いでいくものであり、この地域にとって重要なものであることが、今回の調査で改めて確認できたと言えよう。

新田 和央（文化財保護課 文化財保護技師（埋蔵文化財担当））

京都市文化財保護課研究紀要

— 投稿規定 —

(名称)

1. 紀要の名称は『京都市文化財保護課研究紀要』とする（以下、本紀要とする）。

(目的等)

2. 本紀要は、京都市における文化財の調査等を通して得た研究成果を広く社会に発信し、専門領域の学術的な進展に寄与することを目的とする。
3. 前項にいう専門領域とは、建造物、美術工芸品、民俗、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財、文化遺産等、文化財保護課において扱うものを指し、これらをもって本紀要の主要項目とする。
4. 本紀要の編集及び発行は、本規定の定めるところとする。

(投稿資格)

5. 執筆者は、原則として、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課の職員及び職員の経験が有る者とする。ただし、編集委員が執筆を委嘱する場合はこの限りではない。

(原稿の種類)

6. 本紀要に投稿できる原稿の種類は、論文、研究ノート、資料紹介等とする。
7. 論文は、原則として未発表のものに限る。
8. 論文は本文・註を含めて一篇20,000文字以内、挿図は20点以内、あわせて40ページ以内とする。欧文は、1文字を2分の1として計算する。
9. 研究ノート、資料紹介は原則として一編8,000文字以内とし、挿図の点数は特に制

限を設けない。但し、総頁数は20ページ以内とする。

10. 一回の投稿は原則として完結した一篇に限るが、原稿量が大部の場合は、編集委員と協議の上、分号することを認める。

(原稿のエントリーと締切)

11. 執筆のエントリーは、別途様式にその題名、説明文、氏名等を明記の上、編集委員に提出する。なお、原稿の締切日は別に定める。

(原稿の体裁)

12. 原稿の提出はデータで行い、必要に応じて割付指定用紙を添える。横書きを原則とし、完全原稿として提出する。
13. 挿図、表等の数量と大きさは、執筆者の意向を尊重しつつ編集委員が決定する。
14. その他執筆細目は、別途定める。

(校正)

15. 執筆者校正は1回とし、あくまでも誤植訂正等にとどめる。原文の大幅な増減は認めない。

(著作権等)

16. 論文等に使用する挿図・写真には、「執筆者撮影」を含め、出典を明記する。
17. 挿図等に用いる写真や挿図の掲載については、執筆者が自らの責任において、日本国における慣行を配慮しつつ、事前に書面等により許可をとる。但し、必要に応じて、文化財保護課として許可を求める依頼文を作成する。

18. 職務上、知り得た個人情報については言及しない。また、個人を特定できる写真等は掲載しない。但し、祭礼、習俗等に係る事例は、事前に保存会等に許可を得た上で掲載する。また、新出の個人所有の文化財については、許可を得た上で「個人所有」として掲載する。

(その他)

19. 差別用語等、人権に係る事例については執筆者が自らの責任において公務員倫理に則り、適切な記述を行う。なお、編集委員により不適切と認められた場合は、指示に

従い、表現を改める。但し、史料等原文の引用、翻刻等においてはこの限りではない。

20. その他、この規定に記されていない事項については編集委員が判断する。

(改廃)

21. この規定の改廃は、文化財保護課の議を経て行い、周知する。

附則

平成29年11月 制定

2019年（平成31年）3月 発行

京都市文化財保護課研究紀要 第2号

編集・発行

京都市文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課

〒604-8006 京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル2階

TEL) 075-366-1498 FAX) 075-213-3366

